

KYOBUNKEN

所報

1994



神奈川県教育文化研究所

保護者、教職員、県民 そして子どもたちが集う教文研をめざして

理事長 繁 里 昭



教文研の金原研究評議会議長はじめ関係者のみなさんが教文研を通じて教職員の教育活動や保護者・県民の教育ニーズに応え神奈川の教育を前進させるためにご尽力されていることに心より敬意を表し感謝を申し上げます。

平和の祭典である第17回冬季オリンピックが環境破壊に気配りしたノルウェーのリレハンメルで開催され、世界の友好の絆を深める等成功裏に終わりましたが、世界の紛争地域では旧ユーゴに於ける泥沼化した紛争はじめイスラエルとPLOとの平和樹立への苦難等戦火は消えず、加えて、世界的経済不況が停滞しており、世界の新しい秩序の形成は厳しい状況にあります。日米関係も経済摩擦の解消が遅々として進まず厳しい状況になっています。国内では、38年間政権を独占し金権腐敗に塗れた自民党に代わって誕生した細川連立政権を多数の国民が支持していますが、政情の不安定、先行き不透明さがなお続いています。しかし、私たちの期待を裏切って、文部省は国民の声に背を向けた中央集権の教育行政を続け、自民党政権時代と変わっていません。そして、交付県入りした神奈川、大阪、愛知に対し義務教育国庫負担法に基づく交付金を一方的に政令で改悪し神奈川に対して127億円を減額し中央の財政難を財政難に苦しむ神奈川に転嫁したことは許されません。さらに、高校入試制度の改正についても、行きすぎた偏差値教育の解消を理解するものの文部省の方針を全国一律に徹底させることは賛成できません。私たちの教育運動は保護者・県民と話し合いを積み重ねての民主教育の確立であり、「子どもを中心に据えた教育。」「ふれあい教育。」を基本にして諸課題の解決に努めています。文部省は一人ひとりの子どもに責任を持つことができないですから直接に責任を持っている保護者・教職員の意見を聞き尊重することを教育行政の基本に据えることが重要です。また、保護者・教職員は教育を進めるとき、子どもの意志を尊重しなければならないことを銘記すべきです。

神奈川には、長洲知事が提唱して始められた「ふれあい教育」という素晴らしい神奈川の教育県民運動があります。これは言い方を換えれば、県民がわかり易い県民参加の教育行政であり、長洲知事が目指した県民参加の地方行政の重要な具体的対策のひとつだと思います。しかし、今日の実態が真の県民参加の教育行政になっているのか、神奈川の教育行政及び教育県民運動の健康診断を行うことが大切です。もし、「ふれあい教育」の理念を忘れた上すべりの県民参加の教育行政に変質していたら、どこが病んでいるのか「早期発見、早期治療」を行わなければなりません。

教文研の活動も健康診断が大切と思います。教文研は常に内実共に「夢と勇気があり、学習を積み、情熱と実行力を持つ。」の活動ができる健康体を維持しなければなりません。このことが「教育シンポジウム」等の事業や「教文研だより」等の刊行物に反映され、一層の教文教の充実・発展につながることを期待します。

93年度をもって、谷口事務局長が学校職場に復帰します。3年間の谷口さんのご労苦に敬意を表し心より感謝を申し上げます。今後も神教組は教文研の発展に努力いたします。

蘇るか！

“フェロー・フィーリング”

研究評議会議長 金原左門



この4分の1世紀ほどの間に、わたしたちの目の前から消えていったものが多い。それは、風景の場合もあるし、人間関係や表現であったりする。物となると、数えきれない。この間、「古い」とか「時代遅れ」というような言葉もどれほど耳にしてきたことか。

このような急テンポの時代変化のなかで、世の中から薄れていった気になる用語がある。それは、「共同の力」、「協同」という長い日本の歴史のなかで培ってきた言葉である。また、もう少し広い視野に立って人類共通に見失っているものを問いつめてみると、なんと“フェローシップ”にゆきつく。この英語は、辞書でその訳を拾つてみると、「仲間であること」、「仲間同士」、「友情」、「共同」となっている。“フェローシップ”は、したがって、人と人との横のつながりを重視する考え方を基礎にしているのである。

“フェローシップ”は、わたしの気ままな推量であるが、ヨーロッパの近代以降の大きな関心事であった。「我」の自覚、「個」の自立を基本とする近代の出発において、なおかつ、「共同」、「仲間」を争点にすえていたのが、近代思想の核心だったのである。

あの、近代経済のメカニズムと法則を解き明かした『国富論』の著者アダム・スミスは、日本の多くのスミス研究家の業績によってもあきらかなように、たえず「利己」と「利他」、「営利」の追求と「禁欲」の関係に目を配り、社会の構成のしかたにメスを入れてきた。そのスミスがもちいた注目すべき言葉の一つに“フェロー・フィーリング”がある。

“フェロー・フィーリング”というのは、同感・共感という意味で、個人間における互いの理解を基調にすえ日本語では、「仲間意識」として使われてきた。“フェロー・フィーリング”が重視されるのは、個人がすべて公共社会の一員であるという自覚にたち近代の市民社会を創り出してくる視点であり、社会的人間としての「近代人」を目指す第一歩だったからである。

このすばらしい近代の理念と見通しをともなった“フェローシップ”“フェロー・フィーリング”、すなわち「共同する力」、「共同意識」が、いま、ひろくわたしたちの日常生活の場から失われようとしているのは、皮肉といえばあまりにも皮肉である。現在、「協力」・「共同」のエネルギーが自然に生きているのは、極論すれば、平和運動から身障者などのヘルパーにいたるさまざまな献身的なボランティアの活動のなかにすぎない。

人類の理念を生かす力、マイノリティや弱者の自立を支える動きに「共同」が生きているかぎり、未来への灯は消えないであろう。しかし、日常の生活のなかで「仲間意識」が稀薄になり、横のつながりが欠けていくその度合いは、年々激しくなっている。その事例は、ここでいちいち挙げるまでもなく、皆さんのがまわりをみれば明らかであろう。

「仲間意識」が失われていくということは、公共性に思いをはせる観念が消えていくことにはかならない。したがって、自分=「利己」中心にものを考えたり行動し、血の通つた人間関係が消えていく悪しき雰囲気をどう断ち切っていくか、ここに公教育の場での一つの課題があろう。

(中央大学教授)

雜 感

顧問 露木 喜一郎



教育文化研究所が年を積みかさねるにともない、充実した研究内容を深化させつつ活躍されていることに対し、心からの敬意を表明すると共に、関係する皆さんに対しその苦労に厚い感謝の気持を現わします。教文研が設立頭初いだいた国民のための教育の創造という理想に向かってまっしぐらにつきすすむためには、まだまだ人員構成から見ても、組織的にも、もちろん予算面から見ても不充分であることは誰もが承知しているところがありますが、それにもかかわらず日々努力がそがれていること自体に、私は教文研設立の理想と夢を見ることが出来ると思っています。

「教文研だより」第65号を送付していただき只今拝見いたしました。『入試制度の改革等の動きが具体的に進行していることもあるので、作業部会の討議の成果をシンポジウムの形で反映させることが適當であると考えた。その結果「神奈川の入試制度を問う一中学の進路指導と高校の序列をめぐって」と題するシンポジウムが企画された。それに向けて中間報告書を作成することになった』として、第1章が高校改革の現状はどうなっているか、第2章は神奈川方式に関連して、先ず神奈川方式の歴史と現状を述べ、ついで学区制をめぐって、学校選択の自由と高校の多様化について問題を提起し、第3章では高校改革の視点と最終報告へ向けての課題を提起しています。私の関心は当然現実に直面している高校入試選択問題と関連して第2章に注目しました。特に(2)「神奈川方式の歴史的経過」については、年次を追って正確に要領よくまとめられている点については大変敬服いたしました。そして(3)で神奈川方式の功罪がまとめられています。私の率直な感想としては、神奈川方式の成立という経過の中で、その背景となった教育を支配しようとする政治権力、これに従属する教育行政と官僚と、教育の理念を堅持して支配に抗する教育労働者の闘の中から神奈川方式が生みだされてきたという側面に注目してほしいと思いました。そして、神奈川方式の功罪を見定める時にもただ功と罪を平面的に見るのではなくに、たとえば罪を罪とみずに功をより高い功にするための視点とする見方は、前言の闘いの中で苦闘した者がもつ発想でもあります。

目 次

保護者、教職員、県民そして子どもたちが集う教文研をめざして	理事長 繁里 昭
蘇るか！“フェロー・フィーリング” 雜感	研究評議会議長 金原左門 顧問 露木喜一郎

I 教育文化研究所活動報告

●第一研究部「子どもの生活研究委員会」	市川 博 1
●第二研究部「教育改革研究委員会」	富山 和夫 3
●事業部	金原 左門 6
●調査委員会	宮島 喬 8
●教育相談部	菅 龍一 10

II 地区教育文化研究所活動報告

横浜	15
川崎	23
三浦半島	31
湘南	37
湘北	43
中	50
西湘	58

III 研究論稿

教育とこころの健康 I —ゆとりを中心として—	林 洋一 66
新学力観と生涯学習政策	広瀬 隆雄 74
ダンスにおける表現教育	高橋 和子 82
「生涯学習の社会学」の試み —「発達課題」と「資格証明書主義」を手がかりに—	赤尾 勝己 90
分権自治の視点から、地方主権の自治体へ	関野 安夫 99

IV エッセイ

いまの不況をどう考えるか	田中正司 112
--------------------	----------

だれでも授業がたのしめる方法	宮 島 郁 子	115
高校入学者選抜制度について考える	石 川 滋	120
字陀樂贊	三 好 新 次	124
国際家族年		
－三世代の対立から考える－	滝 沢 正 樹	128
全国教研・生活指導分科会報告	菅 龍 一	131
「田舎教師」からの手紙	永 田 實	135
読書感想文		
「人生最後の輝きとしての死」を読んで	森 七五三子	138

V 1993年度の歩み

一年をふりかえって	所長 倉 持 巴佐男	140
活動日誌		147
教文研だよりの発行		149
フィルム・ライブラリーの貸出状況と所蔵フィルム		149
県教育文化研究所・各種名簿		155

第一研究部 子どもの生活研究委員会

研究評議員 市川 博

1. 「今時の子ども」をとらえ直し、自己革新によって彼らの成長の可能性の追究へ 「今時の子どもたちは……」という言葉を非難を込めてよく聞く。

だが、彼らを非難して決めつけようとする私たちの尺度は、正しいのであろうか。地域や家庭の教育的な機能がまだ辛うじて残っていた自分の子どもの頃——うん十年前の“昔”——の個人的な体験を元にして、『今時の子どもたち』を非難していないだろうか。

幼年から青年期の成長の間で培われる知識・体験が異なるが故に、また、知識・体験の蓄積の量・質、社会的な立場が異なるが故に、世代間に認識の“ずれ”が生じるのは当然のことである。一世代は20年といわれているが、今日、その“ずれ”を感じる年齢の差が非常に短くなっているようだ。

今日のグローバルで、大量な情報が飛び交い、変化の激しい社会にあっては、年齢差による“ずれ”は確かに短くなっている。その“ずれ”を単に矯正するのではなく、ずれているものとの間の交流こそが重要である。年長の者は、年少の者の新鮮な知識・感覚・視点がマンネリを防ぐよき刺激剤となろうし、年少の者は、年長の者の豊かな知識・体験が若さによる妄動の危険を避ける助けとなろう。今日、国際化時代を迎え、異文化理解の重要性が強調されているが、我が同胞の年齢による異文化理解も同様に重要である。もちろん、“文化”的違和感は、同じ年代の者の間にもあることはいうまでもない。

今や、人類は、環境問題、放射性廃棄物の処理、資源・飢餓・人口問題などで、遠からず滅亡せざるを得ない重大な危機に直面している。自分やその周りの近親、地縁の親しい者にだけ視野に入れているのではなく、人種・宗教・風俗・肌の色も異なるあらゆる人々を同胞として理解し、来るべき問題状況を鋭く予測して、各人がそれぞれ個性（知恵）を思い切り出し合い、競いあって、難問を粘り強く解決を図っていく高い倫理性に裏づけられた問題解決力が求められている。

それは、一言で言えばコミュニケーション能力（ふれあう力）である。そこで、私たちは、次の3点を重視して、『今時の子ども』の研究を重ねてきた。

①『今時の子ども』のすばらしさを探る

その難問を切り開く新しい力が、もしかしたら、新しい世界の中で育ってきている『今時の子ども』の中にあるかも知れない。明治維新や半植民地半封建の首領を振りほどき中国革命を成功させた力は、若い力だったことを思い起こしたい。

私たちは、まず、單に「今時の子どもは……」と否定しないで、私たち大人に新しい力が、彼らにどう育っているのかを探りたいと願っている。私たちは、こちらから一方的に『今時の子どもたち』を見るのではなく、彼らが、私たち大人をどうみているかも、

重要な視点にしたいと考えている。年齢・風俗などの“ずれ”を生かしていくには、そのことが大切だ。

新しい社会情勢の中で、急激に生まれてきた新しい芽（可能性）に、私たち大人が追いついていけなくて、非難していることはないか。かつて、大人たちは、ビートルズが流行った時、それを騒音以外のなにものでもなく、「不良」が歌うものと否定していた。だが、今では、学校でも歌われるものへと変化してきていることを教訓にしたい。

その意味で、パソコン通信によるコミュニケーション、テレビ・ゲームなどの意義も積極的に探っていきたい。

②成長の桎梏となっているもの、その原因（社会的背景）を探る

もちろん、『今時の子どもたち』には、将来を託せるか心配となる点も多い。

委員会で『今時の子どもたち』について論じあっている時、彼らが、「自分の損得に極めて敏感である」「保健室のものを悪気もなく持ち去って行く」「与えられた仕事はしても、隙間を埋める仕事はしようしない」「師弟関係・親子関係のけじめ（節度）がなくなつて、友達関係のようになっている」「深いふれあいを避ける」ことなどを、どうとらえたらよいかが話題となった。その究明のためには、①それらがどうしてどのように問題なのか（そこにも新しい芽が育ってきているかも知れない）、②それらが当たり前のようになつたり、そうしないと生きていけない要因（社会的背景）は何かを探る必要があろう。

③子どもは本当に変わったのか

現在の子どもたちは、「今時の子どもは……」という程、大きく変わったのだろうか。

上述のように、確かに、表面的には変化しているようにみえる。だが、子どもの本質的なところは変化していないのではないか、という視点で『今時の子どもたち』をとらえることも大切ではないだろうか。何がどう変わって、どこが変わっていないのか、そこにどのような意義と問題を孕んでいるのかを視点にして、『今時の子どもたち』を自己革新をしながら探っていくことを私たちは心がけている。

2. 「今時の子どもたち」の実態調査を実施

以上の究明の基礎作業として、7地区教組の協力を得て、小・中学校各学年2クラスの児童・生徒（合計3996名）に対して、子どもたちとひと・自然・ものとのふれあいを中心にして調査を行なった。

その調査の一つとして、いま飼っているペットについて調査したところ、魚（金魚・メダカなど）33.5%、犬21.7%、小鳥11.9%、猫9.9%、昆虫8.7%の順で多かった。これにより、住宅事情によって飼うペットが制約されていることをよみとることができるが、何にも飼っていない子が35.8%と3分の1もいた（5年生以上の数を集計）。

ペットが死んだ時に「かわいそう」と感じた子の割合は、どのペットにおいても約60%前後であったが、「家族が死んだよう」と感じた子の割合は、犬、猫、兔の場合はそれぞれ約40%であったのに対して、魚19.9%、昆虫22.0%であった。この数値に、ペットとの関わりの深さが反映していると思われる。その数値をどう読み、今後の指導に生かしていくかが、今後の課題であるが、ペットを何にも飼っていない子（関わりをもたない子）が、いじめ、困っている人への手助けなどについて、どのような傾向を示しているか興味あることである。これらの集計とその分析の報告は、本年9月に行なう予定である。 （横浜国立大学教授）

第二研究部 教育改革研究委員会

研究評議員 富山和夫

教育改革委員会は、4月に新年度に取り上げるべきテーマの検討を行い、その結果、本年度のテーマとして、①高校問題、②教育情報の公開、③学校5日制等を重点的に取り上げ、その他の問題については、臨機応変に対応していくとの方針をとることにした。なお高校問題については、この委員会にそのための作業部会を設置することが承認された。

この方針に従って5月22日には、教育情報の公開を取り上げた。ここでは、先ず、湘北の渡辺さんから、「大和市における『日の丸』『君が代』職員会議録公開について」の報告をしていただいた。この報告では、公開までの経緯を、1991年4月の閲覧請求から、同年5月の市教育委員会の非公開通知、同6月の請求者による異議申立て、市公文書公開審査会による審査とその結果についてフォローした。結果は、「大和市立小・中学校合計29校の当該事項を記録した職員会議議事録の全部を公開するのが妥当である。ただし、同議事録中別紙一覧表記載の箇所以外の箇所の発言者名は削除して公開するのが妥当である」ということになり、これを受け、93年1月に、教育委員会は会議録公開を決定した（この時の会議録の請求は、1991年3月のものであった）。

請求者に職員会議録が手渡されたのは、93年3月5日であった。同日、請求者は91年度、92年度についても同様の請求をしている。また、93年2月には、相模原市でも同様の請求が出され、相模原市の教育委員会は同年3月に、大和市とほぼ同様の決定を行っている（管理職として発言した校長、教頭以外の発言者の氏名を削除）。

渡辺さんは、関連の資料を配布し、公開された会議録の内容、全国の自治体での教育情報の公開状況等についても触れられ、公開後の現場の受け止め方についても言及されている。それによると、現場は情報公開には基本的には賛成であるが、発言者の氏名を記載したり、個人が特定されるようなことを極力避ける配慮をするように記録の方法を変えていくということである。自由な発言がしにくくなることへの懸念もあるという。

川崎の新村さんからは、川崎市の状況が報告された。新村さんは、川崎市教育委員会が93年3月に出した『情報公開・個人情報開示制度について』を先ず紹介された。この資料は、川崎市が指導要録の開示決定に当たって、制度の理解のために用意したもので、(1)教育情報に関するここと（川崎市の情報公開制度、学校における情報、等）、(2)指導要録開示に関するここと、(3)指導と評価に関するここと、から成っている。新村さんは、1992年10月に、川崎市個人情報保護審査会が出した答申（1991年1月に不服審査に関連しての諮問に答えたもの）と、それを受けた1993年2月の川崎市教育委員会の審議の概要と不服申し立てに対する決定も披露し、指導要録の開示にいたる経過を説明された。

また、これを受け、川教組としての指導要録に対する基本方針を次の5点にまとめたことも紹介された。①「個人情報保護条例」による公開を前提として考える。②子どもの発達状況を良い方向で考える。③差別・選別にかかる記述は、排除する。④事実のみの記載を中心とする。⑤新たな競争を生むような項目については記述しない。

三浦の浅井さんからは、指導要録形骸化のとりくみについて報告があった。浅井さんの報告は、『教育評論』(5月号)に浅井さんが掲載した論文「将来にわたる差別・不利益を許さないために—指導要録形骸化のとりくみ—」を中心に進められた(詳細は同論文を参照していただきたい)。浅井さんは、指導要録の保管について、横須賀市教育委員会と三浦半島地区教組が交わした「確認メモ」、職場討議資料「指導要録改定に向けて」も披露された。浅井さんはまた、参考資料として『解放教育』(5月号)の長尾彰夫氏の論文「改定指導要録と教育評価の課題」も示されて、指導要録と教育情報公開との関連の重要性を強調された。

6月26日には、前回の討論の流れを受けて、教育情報(開示)と指導要録をテーマに取り上げた。この日は、湘南の藤倉さんが「情報公開制度と指導要録」と題する報告を行った。藤倉さんの報告は、(1)現行の様式・「記入上の注意」について、①情報公開制度の導入を視野に入れた様式であること、②「子どもの権利条約」の趣旨に照らし、在日外国人、被差別部落民などはもとより、子どもの人権保護を最優先させたものであること、③個人情報の保護に十分配慮したものであること、を強調された。(2)指導要録の歴史的性格では、戦前の学籍簿から戦後は指導要録と改称し、5回にわたる改定が行われてきた経過を説明。(3)要録への取組では、過去の取組状況とその成果を確認。(4)指導要録の問題点では、①指導要録が、指導資料と対外証明資料という相矛盾する二面性を持つこと、②長期保存される公簿が、対外証明資料という性格のため、進学や就職、裁判所への照会等に使用され不利益(選別を)もたらす危険があること、等を指摘されている。湘南では、指導要録は、形骸化をはかる方向を確認しつつも、当面の評価方法については、教育課程に含まれる問題であり、「現場教職員集団によって決定されるべきものである」としている。報告は、さらに(5)湘南での取組状況、(6)情報公開制度の進み具合、等にも触れられ、(7)91年度改定の特徴とその記入について、指導要録の様式を示しながら説明された。

討論では、県下7地区全てから指導要録の様式が提出され、男女平等に関連してクラスの名簿がどうなっているか(横浜は男女の混合名簿)、矯護院の扱いをどうしているか、障害児学級の扱い、等々について幅広く意見の交換を行った。

7月には、県教文研資料シリーズII『神奈川における学校5日制へのとりくみ』が刊行された。これは、7地区(横浜市、川崎市、三浦半島地区、湘南、湘北、中地区、西湘地区)の各教文部長に依頼して、それぞれの地区での学校5日制へのとりくみ状況を報告してもらったものを、そのまま1冊の資料として編集したものである(7月1日刊行)。

これに先立って、4月から、高校問題を集中的に取り上げるために、高校問題の作業部会が設置された。この作業部会は黒沢さんを責任者として、外部からの協力者の参加をえて、4月23日のフリートーキングから活動を開始した。作業部会は、10月までに合宿を含む計10回の検討を重ね(合宿は8月22~23日)、その中間報告を『教文研だより』にまとめ、10月のシンポジウムの資料とした。この作業部会の仕事は、1994年度も継続しており、今秋を目処に本報告をとりまとめるべく活動を続けている。

9月18日の教育改革研究委員会は、黒沢さんから『中間報告』の内容(上記『教文研だより』に収録したもの)の紹介と、作業部会の状況についても報告が行われ、報告内容や高課研への対応などについての質疑があった。

11月6日には、「新しい学力観をめぐって」の報告を、廣瀬さんと市川さんの2人にお願いした。新学習指導要領が出されてから、「新しい学力観」という言い方が盛んになられる

ようになったが、この問題を正面から取り上げて検討する機会が殆どなかった。ここでは、広瀬さんが関連の資料を丁寧に整理する作業をしていただいた（広瀬さんの作業は、1994年2月の国民総研の公開研究会「『新学力観』問題を考える」の資料にも掲載されている）。ここでは詳細に紹介することは割愛する。市川さんの報告は、小学生を対象とした社会科の具体的な課題に則したもので、授業の展開の中で、こうした問題がいかに扱われていくかを巧みに例示されたものであった。

12月4日には、高校問題を取り上げた。ここでは、黒沢さんが今後の作業部会の方向について報告した。また、最終報告が迫っている高課研の報告内容についても討論した。1月22日には、高課研第2次報告「公立高等学校入学者選抜制度のあり方について」が出されたのを受けて、清水嘉治高課研会長から報告内容の説明を直接聞く会をもった。この12月、1月の会を受けて、2月26日には、小中さんから「『高課研』報告の具体化にむけて」と題して、神奈川県教職員組合のこの問題についての基本姿勢を説明していただいた。

神教組の基本的視点は、次の6点に集約されている。1.神奈川においては「個性・共生・共育」を基本理念としたふれあい教育運動が展開されている。入学者選抜制度を考えるとき、子どもを主体者とし、子どもの立場・視点を踏まえたものとする。2.高校進学を希望するすべての生徒に高校教育を保障するために、計画進学率をさらに引き上げる。3.入学者選抜制度の見直しにあたっては、過度の競争原理によって、正常な中学校教育が損なわれることのないようにする。また、生徒に過重な学習負担が生じることのないようにする。4.学習検査の取り扱いについては、学校現場に混乱を招来させないように、緩やかに段階的に移行する。5.進路指導にあたっては、生徒・保護者と教職員の信頼関係を基本とし、業者テストや学習塾に依存することのない進路指導のあり方を示させる。6.生徒の希望や個性が育まれる高校教育となるように改革をはかるとともに、地域に根ざした高校づくりをすすめる。

具体的な内容としては、①希望するすべての子ども・青年に高校教育の保障、②学習塾の取り扱い、③選抜資料について、④比率について、⑤学習の記録の配転、⑥学力検査、⑦学区外志望者の取り扱い、⑧受験機会の複数化について、⑨推薦入学について、⑩学区等について、⑪「調査書」の様式について、等々となっている。

この日には、三浦の浅井さんから、高課研答申に対する長文の意見書が披露された。この意見書は、「高課研」答申が出された背景、「臨教審」答申と「高校多様化」、「高課研」第二次答申の概略、神教組の立場、三教組の立場、との構成をとった本格的な高課研答申への批判となっている。

3月19日には、昨年11月に統いて「新学力観」を取り上げた。これは、黒沢さんが前記国民総研の公開研究会の司会をされたのを機会に、ここで報告をお願いするということになったものである。黒沢さんの報告は、「能力主義と新学力観—制度改革と教育内容・方法—」というもので、1.生徒の急減、価値の多様化、高校の大衆化、2.「特色ある学校」—多様化の内容（指導要領）、3.単位制の内容、4.入試の多様化→総選・合選→単独選抜、5.中学の多様化と学年指定の緩和、6.「新しい学力観」登場の源流、7.第14期中教審答申、8.「新しい学力」「観」の内容、との構成で、この問題を大きな流れの中で位置づけようとされたものであった。

(関東学院大学教授)

事業部会

研究評議員 金原左門

事業部会が3年計画で立案し進めてきた「在日外国人児童・生徒の教育状況調査委員会」の調査活動も2年目に入った。本年は、調査委員会のメンバーが手分けして県内の各市町の教育委員会や地区教組、教文研の協力をえて、担当指導主事、外国人児童・生徒の担任者、科目担当教師への調査をおこなった。調査表の回収は、わたしたちの予想をはるかに超え400通に達する収穫をえた。調査表の作製もふくめた調査経過と調査の成果や特徴などについては、宮島喬委員長の本『所報』の報告をみていただきたい。

事業部は、昨年度に続いて本年もまた2回の教育シンポジウムを企画した。通算第4回目にあたるシンポジウムは、横浜市教育文化研究所、神奈川県高等学校教育会館・教育研究所の共催のもとで1993年（平成5）10月23日、横浜市教育会館でおこなわれた。

シンポのテーマは、昨年度の逗子市でのテーマを引き継ぎ、「神奈川の入試制度を問う—中学の進路指導と高校の序列をめぐって」。シンポジストは加藤孝紀（横浜市立青葉台中）、中野和巳（県立田奈高）、黒沢惟昭（神奈川大）、渡辺宏子（横浜市在住主婦）で、コーディネーターは浅井良雄（横須賀市立大津中）の各氏である。折りも折り、県知事の委嘱を受けた高課研が高校入試の方法を検討中で教育界からも大きな関心が寄せられていたこと、また、横教組の協力もあり400人を超える参加者をえて、活発な議論がくりひろげられた。当日のシンポの模様については、「神奈川の入試制度を問う—中学の進路指導と高校の序列をめぐって」のブックレットをみていただきたい。

また、第5回のシンポジウムは、一昨年度、昨年度の相模原市、平塚市でのシンポのテーマ「不登校」を受けて94年2月19日、川崎市のエポックなかはらで開かれた。共催は、川崎市教育文化研究所。テーマは、「不登校をめぐって パート3—進路と自立を拓く—」で、今回は、副題の進路と自立の道に焦点をあてることにした。シンポジストは、後藤真弓（あさおの会）、坂木啓一（東京都港区立三光小）、武田利邦（県立保土ヶ谷高）、永田実（県教文研・専任カウンセラー）で、コーディネーターは内山淳（県教文研・専任カウンセラー）の各氏である。約180人ほど入る会場は超満員で、ここでも入りきれないほどの盛況であった。

県教文研のシンポジウムは、第1回から一貫してシンポジストが積極的に、しかも教育の現場での体験や諸問題をふまえて具体的に問題を提起してきたところに共通の特色があった。今回もまた、そうであった。しかも討議においては、これまでにまして活発に母親からの発言があいついだのが、川崎シンポの特徴であった。しかし、参加者の約40%にあたる人びとが、感想文を寄せていたのが印象的である。シンポをめぐる感想文も毎回多数にのぼり注目すべき内容のものが多かったが、今回の場合、会場ではあまり声の大きくなかった教員の感想文がほとんどで、考えぬかれた教育観や教師哲学が目についた。このシンポジウムも、その感想文をふくめてブックレットとしてまとめられている。

事業部は、シンポのほかに、今年もまた困難な財政事情のなかで出版計画を検討し、県

教文研のニュースレターでもある『教文研だより』を教員と公教育の場にプラスになるように、昨年にもまして計画的に編集するように努めた。なお、今年度は、教育相談の専任カウンセラー、スタッフを中心に、教師のための「教育相談セミナー」を4回開催した。

当初の構想では、20人ほどの教員と「教育相談」を研究する試みであったが、参加者はアナウンス不足と、教師としての多忙のためか、毎回10人程度であったらしいが、評判は頗る高かったようである。教育相談は、当研究所の重要な機能であり、その活動については教育相談部の報告をみていただくことにして、「教育相談」は、親と子にたいする適切なアドバイスをするだけにとどまらないで、「相談」のあり方、進め方、「教育相談」とはそもそもなにか、といった論点などに立ち入って研究していくかなければならない。その意味で、「教育相談セミナー」は、研究の1つの試みであったといえよう。

県教文研では年に3回、6月、12月、3月に研究評議会を開催している。当研究所の研究・組織・教育文化運動をめぐる研究評議員の全体会のようなものである。これまで、研究評議会については、この『所報』の誌上でとりあげてこなかったので、すこし紹介しておくと、評議会では、県教文研のおこなってきた諸事業の経過報告と各部会（委員会）の活動報告、それと、川崎、横浜、三浦、湘南、湘北、中、西湘各地区の教文研の活動報告をいただき、県下の教文研の活動の状況を把握できる場として活用している。

研究評議会は、またいつの日からか、研究会の性格をあわせもつようになった。その走りは、わたしの記憶によると故宮島肇氏の所長兼研究評議会議長時代にさかのぼることができる。いまでも脳裏に残っているのは、宮島氏が明治初期の自由民権期の教育思潮について滔々と小一時間にわたってまくしたてられたことである。だいぶん前の話であるが、すこぶる時宜をえた問題提起で、要するに、民権期の自由と民権に支えられた教育論をつうじて、今日の国家（主義）教育＝教育の反動化を批判するといった趣旨であった。そこには、また、わたしたちが日本における民主教育の伝統を汲み上げていかなければならぬという積極的な視点が貫かれていた。その熱っぽい報告は、いま振り返ってみると、老頑学の教育時流にたいする切歯扼腕のあらわれであったような気もするし、研究評議員にたいする叱咤激励であったかも知れない。

研究評議会に研究会の性格をやや系統的に導入しはじめたのはこの数年来のことである。各研究評議員の問題提起は、報告後、かならず『教文研だより』に掲載することになっているので、ぜひご一読いただきたい。今年度は、第46回研究評議会（1993年6月26日）では東野陽子「神奈川における障害児教育について」、第47回（1993年12月18日）には府川源一郎「声の教育と文字の教育」、そして第48回（1994年3月19日）は、内山淳「学校の役割を問い合わせ直す」という3つの話題をいただいた。

研究評議会での話題提供はこれまで、評議員の専攻領域から哲学、社会学、経済学、ときには社会心理学の領域にまでおよび、それぞれハイ・レベルの報告であったので、すこぶる刺戟に富んでいたのが特徴である。今年度は3つとも、奇しくもと表現したほうが適切であるが、教文研にとって教育の領域で手薄であった分野の報告となっていた。そのことは、前年度の第45回研究評議会での話題提供者の木谷要治氏の「環境教育について」（『環境教育の要点と問題点——人間と地球環境の構造的な関係』『教文研だより』62号）とともに、今後の県教文研の活動の検討すべき視点となっていよう。

（中央大学教授）

調査委員会

研究評議員 宮 島 香

指導者たちの熱意と苦闘を示す調査結果

——外国人児童・生徒の教育状況調査委員会の報告——

学校の国際化、この点で神奈川県は数年前から全国でもトップを走る県の一つとなっている。長年にわたって住んでいる定住外国人というべき韓国・朝鮮人や中国人の子どもの数もかねてから多く、大和に定住促進センターがあるためインドシナ難民の子どもも他県に比して多かった。しかしながらよりも顕著なのは、ここ数年ニューカマーとして地域社会の中に入ってくる外国人労働者の子どもの数の急増である。

国籍からいえばブラジル、ペルー、フィリピン、アルゼンチン、タイなどで、これにニューカマーの中国系（大陸、台湾、香港）が加わる。1992年の県内公立校の外国人在籍者数は小学校2,818人、中学校1,081人、高校280人となり、合計4,179人。その内ほぼ半数近くがニューカマーの子どもたちであると推定された。そして、その内「日本語指導の必要な者」はそれぞれ695人、325人、64人、合計1,084人に達した（以上、県立教育センター資料より）。

これが、本調査委員会が踏まえて出発したところの現実である。

1992年、このプロジェクトの出発当時、文部省はやっと外国人の子ども、とくに「日本語教育の必要な児童・生徒」の数的把握に乗りだしたばかりであり、こうした子どもの教育について方針らしい方針をなんら示していなかった。一步先を行った神奈川県は、すでに事態を重視し、日本語教育あるいは国際教育の担当教員の加配を行い、各市町村で委嘱するバイリンガル指導者的人件費にも一部補助を行っていた。また、県は、教育の基本方針を検討し確立する研究協議会を設置して、その理念づくりにとりかかったところだった（在日外国人にかかる教育研究協議会が92年夏の発足）。タイミング的にも、本委員会の発足はきわめて適切だったといえる。

増えてきたニューカマー外国人の子どもたちの特徴は、①ほとんどが公立学校に通っており、市町村の義務教育がこれに対応しなければならないこと、②親が日系人であるケースも多いが、ほとんどが日本語を話せない状態で来日していること（その母語も、ポルトガル語、中国語、スペイン語など多様で、日本の教員ではほとんど対応できない言葉であることが多い）、③文化の違いを反映し、その学校内行動や学習態度にも日本の子どもと異なる点が認めらること、④親の就労に伴って来日しているので、編入期もまちまちで、滞在予定も明瞭ではなく学習計画を立てにくいこと、の諸点にある。これらの点は、多くがインターナショナル・スクールに通う欧米系の外国人子弟とも、従来のわが国の外国籍児童・生徒の圧倒的多数を占めてきた在日の子どもとも大きく異なるところである。学校はこうした子どもをどう指導したらよいのか。日本の学校は、90年代に、まさに未知の未曾有の経験の前に立たされることになった。

外国人児童・生徒の教育状況調査委員会では、92年度は、外国人の子どもの教育にかか

わる教員、指導主事、指導協力者などの方々の体験と、日系ブラジル人の実態調査にたずさわった社会学者、喜多川豊宇氏の生きたレポートを聞くなどして、問題の所在を知ることに努めた。

そのなかでテーマとしてはつきりしてきたのは、次のような点である。①外国人の子どもたちをどんなアイデンティティに向けて育てていくか、という基本的な文化にかかわる問題、②日本語教育において、ほとんど指導者たちの努力に任せられているメソッド、教材、および協力体制の問題点、③「日本人のための教育」としてもっぱら組み立てられてきた学校カリキュラムをどう普遍化していくか、という課題、④共に学ぶ日本の子どもたちが外国人の子どもとの共学を通してどう変わるか、という相互的な文化変容の問題、⑤日本の学校教育がかれらにどう未来ある進路（とくに高校進学）を開いてやることができるか、という課題。

そして、われわれは本年度を、以上の諸点を踏まえた実態調査第一弾の年とした。対象者を指導者の人々にしづり、質問票「外国人児童・生徒の指導に携わっている方々へのアンケート」を作成し、7月からほぼ3ヶ月間の間に、県内の国際教育担当および外国人児童・生徒をクラス内にもつ担任の先生方、教育委員会指導主事、非教諭の指導協力者の方々に配付し、その結果、合計で440名の方から回答を得た。忙しい人々であるから調査としてむずかしいであろうと予想していたが、これだけの回答が得られて、私たちは驚き、かつ大いに感激している。そして、どの調査票をみても自由回答欄にぎっしりと意見が書き込まれているのに、二度びっくり。熱意と苦闘とでも言おうか、人々の外国人の子どもの教育に寄せる思いの熱さ、深さに接して、あらためて感慨を覚えた。

現在、鋭意その集計と分析に努めており、近々その結果も発表する予定としている。調査としてはたぶん全国初ではなかろうか。結果をもとにして、どうか大いに議論を巻き起こしていただきたい。

そして、94年度はいよいよ、県内の学校に学ぶ外国人の子どもたちや、その保護者たちの意見を直接に尋ねる年となった。はたしてうまくいくのかどうか少し不安であるが、委員会としては今、そのための問題意識や方法について、活発な議論を展開している。子どもたちに「日本の学校にまなんで」といったテーマで作文を書いてもらう、保護者たちに日本の生活、教育のあれこれについて感想を語ってもらう、座談会を行なう、など、かれらの意見に迫る努力をしたいと考えている。今後、いろいろな形で現場の先生方の力を借りしなければならないと思う。御協力をお願いする次第である。

（お茶の水女子大学教授）

教育相談部

研究評議員 菅 龍一

1 教育相談の状況

1993年度(1993年4月5日～1994年3月25日)の相談件数は、別表の通り手紙6件、電話370件、面談48件、合計424件であった。相談者の合計が手紙6件、電話・面談213件、合計219件となっており、件数と差があるのは、1人が複数回数の相談をしてきたためである。

2 相談内容とその特徴

別表で明らかなように多いのは不登校、性格・生活である。この傾向はここ数年変わっていない。以下、月例の相談委員会で議論されたことの中から、印象に残った事例について簡単に述べておきたい。

a) 不登校と盗み（続）

昨年度所報のこの欄で、上記の標題について書いた。中学3年男子の母親からの手紙による相談である。私の返事の手紙も引用した。その中で、定時制高校に進学したいという本人の気持ちに賛成する旨を伝えたのだった。1992年8月のことである。

1993年5月に、この母親から再度相談の手紙が寄せられた。欠席日数は多かったが無事中学を卒業し、定時制高校にも入学できたという。その上、今のところ一日も休まず通学しているとのことだった。以下は再度の相談に対する私の返事である。相談の内容や相談委員会での議論を読み取っていただきたい。

拝復 2度目のお便りありがとうございます。まず、御子息の卒業と高校入学、おめでとうございます。心からお喜び申し上げます。お便りを拝見して、もう余り心配をなさらない方が、かえって御子息のためにも良いのではないか、というのが相談委員全員の一致した意見でした。

今のところ、定時制を一日も休んでいないのですから、この調子でうまく行くと思います。教科書を自宅に持って帰らない高校生なんて大勢いますし、入学して一ヶ月ぐらいしても友人の出来ない高校生もたくさんいます。これからは、もう少し長い目で見守る方が、御子息の気持ちにゆとりができると思います。一、二日休んだからといって騒ぎ立てたり、友達はまだ出来ないのかなどと聞いたりしない方がいいと思います。その上で、気づいた点を少し書いておきます。

まずアルバイトですが、ぜひおすすめします。定時制では働いている方が、学校も続けます。また学校とは違った人間関係が生じて、御子息にとってプラスになるでしょう。

つぎに相談機関に行くことは、いますぐない方が良いと思います。定時制高校やアルバイト先で、自然に出来上る人間関係が、その役割をは果してくれると思います。また相談するなら定時制の学級担任や学生主任の先生の方が自然です。やがてPTA総会などもありましょうから、そうした機会に担任の先生と話し合ってみて下さい。

定時制に入学したことを、家族の全員で祝福してあげて下さい。

b) 電話相談の研修会

電話相談の担当者から、自分の対応でいいのかという問い合わせが相談委員会になされ、良い議論ができたので、そのことを報告しておきたい。

教育相談室の開設以来13年間、相談内容で最も多いのは不登校である。電話相談でも当然ながら不登校に関するものは多い。担当者が小学校4年生女子、小学校5年生女子、中学校1年生女子の三つの例をあげながら、その対応について説明した。対応の基本は、家族、地域、学校などで不登校児の受け入れ場所を確保して欲しいと答えてきた。具体的な指示はあまりしてこなかったが、これでよいのだろうか。また小学生と中学生の対応は同じでよいのか、という問い合わせだった。これに対して各委員会からさまざまな発言があった。議論の順を追いながら、発言の要旨を述べたい。

「具体的な指示はしない方がいいのではないか。こういう場合、母親を安心させるのが一番ではないか。不登校は今や社会的な現象で、各地に不登校児の親の会があるのだから、そうした場所に参加して、これだけ多くの不登校児がいるのを肌で感じてもらうのが良い。あとは親自身が変わらなければならないのではないか」

「子どもが成績不振で不登校の場合、勉強すれば状況が良くなると考える親が多いが、それは間違っている。学校や教師と相談して、その子にとって楽しい生きやすい環境を作ることが必要ではないか」

「小、中、高で対応を変える必要はない。むしろ子どものイメージが浮かぶような会話を、そのイメージに沿って対応することが必要」

「電話ではイメージはつかみにくい。昔は小学生はむりに登校させて成功するケースが多くあったが、今は状況が変わっている。また不登校のなりはじめと、一定期間継続している場合とは対応が異なる。前者は登校刺激がプラスに働く場合もあるが、後者はマイナスになる。中学生になると学校生活に疲れ切っていて、不登校はその結果であることが多い。むしろ、まず休ませることが必要になる。子どもに会って『しばらく休もうね』というと、笑顔を見せ、態度が変わることがある。その笑顔を見ることで、心の中も見えてくる」

「親が教師に対して不満を抱き、教師が不登校の原因と考えている場合は、子どものイメージが伝わらない」

「電話の場合、継続して相談をくり返し、あるところまでくると、面談が必要なのではないか」

まるで相談委員相互の研修会のような議論であった。相談委員の考え方も、それぞれ個性があり異なっている。そこがこの相談室の長所であると私は考えている。

c) 親と教師の対立

このところ増えてきたのが、親たちによる教師批判の相談内容である。その例を見てみよう。小学生1年生の女子の母からの相談である。

この子どもは超未熟児として生れ、現在も発育が悪く、多少のハンディもあるようだ。母はこの子がふびんなのだろう。他の子どもに比べると高価な洋服を着せ、髪形にも工

夫をこらせて通学させている。

電話相談の発端は給食からだった。担任の先生の給食指導が厳しく、それが恐ろしくて学校を休みたいと言い出したのだ。子どもの友だちに実状を聞いてみると、食の細いこの子が給食が食べられないでいると、担任の教師が「幼稚園の年長組へもどしてしまうよ」「あなた、オヒメサマのつもり！」などと皆の前で叱りつけていたという。このベテラン女教師の担任はつねづね、「給食を全部食べる子は良い子で、残す子は悪い子」と子どもたちに言っているのである。

このような給食をめぐる相談もこのところふえている。このベテラン教師の給食指導は、30年前には意味があった。日本全体の食糧事情が悪く、学童の健康を守るために学校給食であり、全部食べることは身を守ることだったのである。恐らくこの教師自身が学童として給食で育ったであろうし、教師になった頃も給食は子どもにとって生命の綱であったろう。

しかし今は時代が違うのである。飽食の時代であり、給食を残したからといって栄養失調になる心配はない。それよりも、何かとプレッシャーの多くなつた学校生活の中で、子どもたちが楽しいと感じる給食指導に切り変えていくべきであろう。

母親の担任教師不信はさらに増幅していく。母は校長に電話で訴え、校長はそのことを担任に伝えたようだ。興奮した担任教師が家にやってくる。そこではとりあえず「私は叱ったり、怒ったりしていない」「お宅のお子さんには給食をへらして食べさせている。今までのやり方を考え直している」と言ったそうである。

母親の訴えによると、担任教師のやり方も極端で、給食をへらすのはいいが、おかげをゴミ粒ぐらいの少量しか与えなかったり。子どもは「お母さんも先生も信じられない」と言い出す。母と教師の相互不信を見抜いているこの子どもの発言は痛ましい。

ここで父親が乗り出し「給食を食べずに早退させたい」という手紙を子どもに持たせてやる。しかし給食時間が過ぎても帰宅しないので、母親が迎えにいくと、クラスの子どもは給食をたべているのに、自分の子どもは担任の机の前に立たされて説諭されていた。

母親が校長に会って話し合い、一時は良い展開も見られたが、担任が「ウソツキ」呼ばわりをしたことが友達によって伝えられ、再び母の教師不信がつのる。弁護士の紹介をしてくれと相談の電話がかかってきた。

最後の電話相談では、下校時に母が見えがくれるように子どもを迎えに行くことについてだった。担任教師は「○○ちゃん。お母さんのお迎えだよ。先に帰りなさい」と、まわりのクラスメートに聞こえよがしに言ったという。母親の方は、建前の上では子どもが心配で迎えに行っているのだが、本音は担任教師の言動を見守っている。そして教師もそれを見抜いて敵意をむき出しているという、最悪の図式である。

こうした感情的な対立に相談室が適切な対応をするのは大変難しいことである。前節のように電話の対応が継続したあと、面談にでも来てくれればいいのだが、いまのところこの母親は自分の氏名も学校名も明らかにしていないのである。

3. 相談室の現状

昨年度の永田先生の参加につづいて、本年度は浅見先生、森先生の二人が加わり、電話

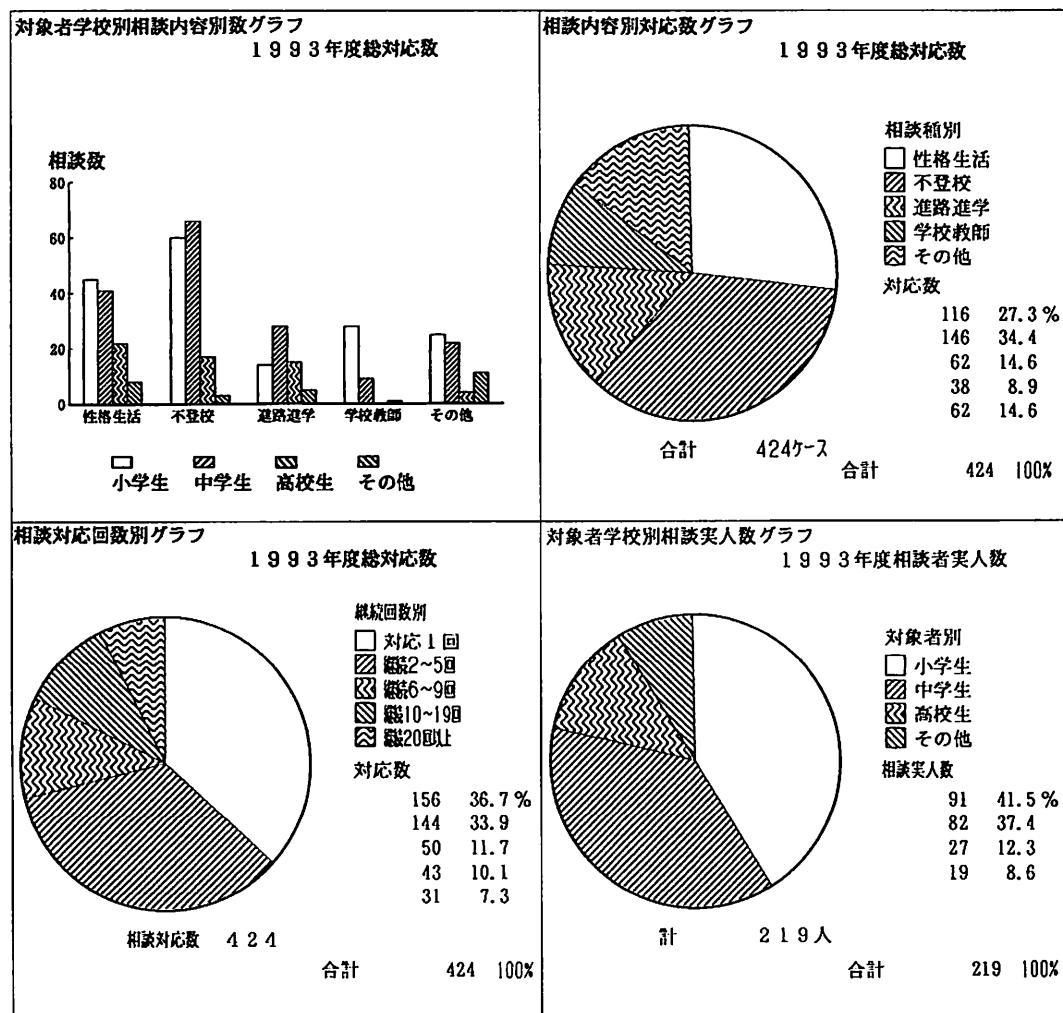
相談と面談の態勢がさらに強化された。毎日2人の相談員が常駐することになり、今までにない充実ぶりである。

相談室のスタッフが整ったことによって、現場教師を集めた学習会が11月から1月にかけて行なわれたのも、本年度の特徴である。参加者の数は決して多くなかったが、相談室と教育現場の交流が出来たことは喜ばしい。今後も継続したいものである。

また、事業部の仕事ではあるが、一昨年の相模原、昨年の平塚にひきつづき、今年度は2月19日、川崎で「不登校について part III」のシンポジウムが開かれた。土地柄も関係しているかと思うのだが、シンポジウムの内容やフロアからの発言が、この三年間でずい分変ってきた。とくに今年の川崎では不登校児の親たちの発言が目立って多かった。教師が担任学級を自分の城として守ってゆくだけでは対応出来ない時代の変化を感じられる一年だったと思う。

(児童文学作家)

1993年度 教育相談状況(1)



教育相談状況(2) 対象別・相談者別集計

神奈川県教育文化研究所教育相談室

1993年度 1年分
(4月5日～3月25日)

電話対応 370ケース

面談対応 48ケース

手紙対応 6ケース

総対応数 424ケース

対象 相談種別	相 論 対 象 者												相 論 者															
	小 学 生			中 学 生			高 校 生			そ の 他			総 合 計			母 母		父 母		祖 父 母		本 人		教 師		そ の 他		
	面談	電話	合計	面談	電話	合計	面談	電話	合計	手紙	面談	電話	合計	%	面談	電話	面談	電話	面談	電話	面談	電話	面談	電話				
① 性格・生活	① 44	45	② 5	34	41	2	20	22	1	7	8	3	8	105	116	27.3%	③ 5	101			3	1	3	1				
② 不登校	① 6	53	60	① 11	54	66	7	10	17	3	3	2	24	120	146	34.4%	② 15	112	2		1	9	2	1	6	3	1	
③ 非行		2	2		9	9		2	2					13	13	3.1%		13										
④ 学業・成績		4	4		5	5		1	1					10	10	2.3%		9										
⑤ 健康・発達		2	2											2	2	0.5%		3										
障害 ⑥	精神的	1	1											1	1	0.2%		1										
	身体的																											
	その他	7	7											7	7	1.6%		7										
⑦ 進路・進学	2	12	14	① 27	28	2	13	15	4	1	5	1	8	53	62	14.6%	5	49	①			6	4			1		
⑧ 学校・教師		28	28		9	9				1	1			38	38	9.0%		33				1			1	3		
⑨ 家庭内問題		1	1		1	1		1					2	1	3	0.7%	1	1				1						
⑩ 生徒指導		1	1		1	1			1		1		1	2	3	0.7%		2										
⑪ その他の		6	7	2	4	6			2	8	10		5	18	23	5.4%	2	10	2			3	6	1	1	1		
総 計	② 10	160	172	④ 18	144	166	12	46	58	8	20	28	6	48	370	424	100.0%	⑤ 28	341	① 4		2	22	13	2	11	4	6
%			40.6			39.1			13.7			6.6			100%			85.2%		1.1%		0.5%		8.0%		3.0%		2.3%

相談者総延数 439人に対する%

■■■■■ 横浜市教育文化研究所のとりくみ ■■■■■

はじめに

「この横浜から新しい教育を」をモットーに、1992年に本格な発足をして以来教職員や保護者、市民に向けて精力的な活動を続けてきました。

本研究所の事業方針としては

- ・教育文化に関する調査研究を推進し、その成果を学校並びに保護者・市民に提供する。
 - ・共にある教育相談をめざした活動を展開し、教育相談にかかわる事業と研究の推進を図る。
 - ・講演会、音楽会等教育文化事業を推進する。
 - ・教育文化向上のための出版事業を推進する。
- を掲げ、さらに具体的な活動の重点として、
- ・教育課題の解決へ向けた調査研究
 - ・教職員、保護者、市民の教育文化向上のための事業
 - ・教育相談の推進とその事業
 - ・教育研究誌の発行と市民へ向けた情宣活動

に取り組むことにして、研究部、事業部、教育相談部がそれぞれ分担し、これらの事業を行ってきました。

事業の概要

1. 研究部

(1) 課題別研究委員会の設置

今日的な教育課題として学校5日制と環境教育の問題を取り上げ研究・検討を続けてきました。

①学校5日制検討委員会

学校5日制の実施にともない、どの学校でも月最低1回の土曜休業が実施されるようになりましたが、実施をめぐって様々な問題点の指摘や論議がありました。

本研究部ではそれらの検討を行うために92年度から学校5日制検討委員会を設け、93年度も引き続き活動を行ってきました。

学校5日制の論議のなかで、例えばいわゆる受け皿問題でも学校・行政レベルでの論議はあっても、基本となる子どもを主体にした論議が極めて乏しいことと、委員がそれぞれ子どもたちと日常接している立場にあり、最もその実態を把握しやすいこともあって検討するテーマを「子どもの立場にたった5日制」として、子どもの本音をきくために中学生を対象とした座談会を開催したり、調査を実施するための検討を続けました。

小・中学生を対象にした調査は、土曜・日曜と休業が続くときの過ごし方とその満足度を調べるとともに、休業の過ごし方をふだんの日の過ごし方と関連して検討するための設

間も加えて調査を実施しました。

盲・ろう・養護学校の調査は、それらの学校に在籍している保護者を対象に休業日の過ごし方と満足度の他に、将来の完全5日制へ向けての改善や設置して欲しい設備や施設への要望と全体にわたる意見や感想を求めてみました。

小・中学校については、市立小・中学校70校、小学5年と中学2年約3,500名を対象に実施しました。盲・ろう・養護学校については、市立校全部にあたる11校の保護者を対象に実施し約67%の回収率でした。

それぞれまとめも終わり、小・中学校と盲・ろう・養護学校に分けて報告書を作成し各学校等に配付しました。

②環境教育研究委員会

地球規模での環境悪化が問題になっていることもあって、学校における環境教育についても多様な論議が行われ、実践校も増加してきています。

本研究所でもその重要性を認識し、92年度より環境教育の手立てを考える準備委員会を発足させ、93年度は本格的な活動をすすめてきました。

今年度のテーマは「学校に自然を呼び戻そう」に決め、各委員が自校での実践をともなう研究を続けて、その成果を持ち寄りました。

環境教育は先ず子どもたちの身近な環境に目を向けさせることにあり、特に自然とのふれあい体験を少しでも持たせることが大事だと思うが、横浜のように都市化の著しいところでは、その自然が急速に減少しつつあるのが現状です。

それだけにあらためて学校という空間が、自然環境面からも重要な価値をもってきているといえます。このようのことから学校によりよい自然環境を呼び戻すための具体的な提言を行うことにしたわけです。

この提言は、本研究所の研究誌であるJANのVOL5に掲載しました。

JAN掲載内容

研究部環境教育紀要

CONTENTS

- | | |
|---|---|
| 3 環境教育のために
学校をオアシスに
学校のエコアップ | 13 チョウを校内に
呼びこむには
驚くほどのかわいが訪れる |
| 4 学校とトンボ
トンボを環境教育のテーマにしてみる | 14 セミ博士になろう(その1)
抜け殻から分かるセミの種類 |
| 5 ブールのヤゴ救出作戦
身近なところからエコ・アップをはじめよう | 15 セミ博士になろう(その2)
セミの多い樹林地の環境調査 |
| 6 屋上利用のトンボ池
市街地の学校でもトンボは集まる | 16~17
自然広場を作ろう |
| 7 室内でヤゴの飼育
手軽にトンボの生態を観察できる | 水性植物園でクロメダカ・カワニナ・
タニシ・ハゼ・ヤゴ・ザリガニなど
もりだくさんの小動物が体験できる |
| 8 ウスバキトンボの観察
卵から羽化までの生態を観察しよう | 18 屋上を緑のオアシスに
あたまの上に緑がある |
| 9 学校の池をオアシスに
水辺の再生、ホタルの観察も夢じゃない | 19~20
学校を野鳥
サンクチュアリに
ちょっとした工夫で野鳥の観察 |
| 10 ネットで作るつる植物園
魔物の力球ネットの利用で植物園を作る | 21 窓辺でバード・
ウォッキング |
| 11 自然の新聞をつくる
身近な自然に目を向けさせるには | 手軽に作るバードフィーダー・
バードテーブル |
| 12 実物の展示ミニ・
インセクタリウム
昆虫たちの活発な動きに目を輝かす | 22 落葉のリサイクル
コンポストによる堆肥づくりと簡単にできる腐葉土 |
| 13 ドクターフィール
相談機関一覧 | 23 どんぐり大作戦
どんぐりを集めて校庭に郷土の森を作ろう |
| 14 著者プロフィール | 24 著者プロフィール |



(2) 研修講座

今年度は「学級づくりを語り合う会」という名称で、小学校教諭を対象にした学級づくり研修講座を開催しました。

少人数での研修講座として呼びかけを行いましたが、結果として11名に、助言者として本研究所員で、関東学院大講師の大出光郷先生、大口台小学校長の山口信三先生に参加していただき、参加者に途中でも自由に発言をしてもらうような雰囲気で会をすすめ、予定通り6回で終了しました。

学級づくり研修講座 研修内容

回	開催日	研修テーマ
1	10月20日	開会、教育にかかわる自分の思いを語り合う
2	11月24日	子どもをどうとらえていいたらよいか
3	12月21日	学級担任として必要な教育相談の方法
4	1月19日	教師のもつ現実の悩みの事例交換とその解決のしかた
5	2月23日	学年(学級)だより、あゆみ等のあり方とそれらを通じての子どもや保護者とのかかわり
6	3月2日	教室環境づくりと子どものかかわり方、閉会

2. 事業部

(1) 出版事業

出版事業の一つとして、定期刊行誌の発行がありますが、今年度も研究誌として「JAN」、所報として「VITAL.E」をそれぞれ定期的に発行しました。

①研究誌「JAN」の発行

- ・VOL.3 「国際理解教育」を中心に

発行: 7月10日 発行部数: 18,000部

- ・VOL.4 「学校に福祉教育を」を中心に

発行: 12月10日 発行部数 18,000部

- ・VOL.5 研究部の研究成果「環境教育問題」を特集として、3月に発行

②所報「VITAL.E」の発行

- ・VOL.3 「環境教育問題」を中心に

発行: 5月10日 発行部数 17,000部

- ・VOL.4 「児童・生徒の生活態様や学習の取り組みについての調査」の結果発表を中心に

発行: 10月10日 発行部数 17,000部

- ・VOL.5 「ふれあい育ち合う教育相談」を中心に

発行: 2月10日 発行部数 17,000部

③研究部の研究成果の出版

「学校に自然を呼び戻そう」をテーマに、環境教育を考える研究成果を「JAN」で発

表、3月に出版しました。

(2) 教育文化事業

第2回教文研記念講演会の報告

「男はつらいよ」シリーズなどで著名な、現代日本の代表的映画監督山田洋次氏。氏の構想十五年に及ぶ『学校』映画化にちなんでの、特別講演会が、九月八日、台風一過の午後、鶴見会館にて開催された。一時間余の熱の入った講演の後には監督への質問コーナーも用意され、「寅さんの最後はどうなる?」「寅さんは結婚しないの?」など、寅さんファンから興味深い質問も飛び出した。

男はつらくても、学校は楽しくなくちやあね

「教育に情熱を燃やす教師との出合い」
講師 映画監督 山田洋次氏

②音楽とレクチュアの会「パーカッションワールド」

音楽は、横浜ジャズアンサンブルと米米クラブの三沢また郎を招いての演奏を、レクチュアは、TBSアナウンサー吉川美代子氏を招いて「らっこのいる海」というテーマで行いました。

- ・日 時 1993年7月13日(火) 午後6時
- ・会 場 横浜美術館レクチュアホール
- ・参加人員 250名

③親子映画会

今年度は、映画「うしろの正面だあれ」を5月から7月にかけて市内16会場で行い、約12,000名ほどの親子が参加しました。

(3) その他

本研究所での研究での研究調査等の結果を広く教職員に活用してもらうことや、講演会のテープ貸出しなどを行っています。

①講演会の開催

本年度は映画監督の山田洋次を講師に招き、「教育に情熱を燃やす教師たち」をテーマに開催しました。

- ・日 時 1993年9月8日(木) 午後2時
- ・会 場 鶴見会館
- ・参加人員 1,000名



男はつらい、学校は楽しい
映画監督と先生は似ています。

熱のこもつたミュージック&トークで会場は感動の渦中へ

一九九三年度前期は、二つのイベントを開催、どちらも大好評を博した。
第二回横浜教文研エンターテイメントは、六月十三日にM.M.21、今や日本一の高さを誇るランドマーク・タワーの、ピカピカできた横浜美術館、そのレクチャーホールで開催された。楽しみながら考え深くなるこのイベント、名づけて「ネコヤ・ホール」。ホールは、一流の音楽と講演の二部構成、厳しい風雨で電車も遅れた程の古風の夜にもかかわらず満員になった会場を良質の知的ムードが支配。途中で席を立つ者もない感動的イベントであった。



▲米米CLUB三沢また郎氏
◀TBSニュースキャスター
吉川美代子さん

3. 教育相談部

教育相談部では、「共にある教育相談」をめざして相談活動及びミニ講座を引き続き開設しています。

①教育相談

平成5年4月から平成6年2月までの相談件数は、電話相談を含めて321件でした。ちなみに、開設された前年度の分と合わせますと、およそ500件になります。

種別でみると、「不登校」が最も多く、全体の半数に及んでいます。その他は、家庭生活上の問題や学校生活上の問題、学業・成績の問題などとなっています。

いずれの相談も切実なものですから、相談に応じる私たちは、そうした方々がかかえている思いに共感し、心のかよい会いを深めることができますよう心がけています。

②母親を対象にしたミニ講座

不登校への対応、母親のためのカウンセリングに続き、「家族関係を考える」ミニ講座を開設しました。これは、現在問い合わせられている家族問題に着目しながら、望ましい家族関係のあり方を考えようとしたものです。人間関係改善の手がかりという資料を作つて進めましたが、多くの賛意を得たのは、「言葉を大切に使う・肯定的にみる・評価、分析診断をやめる・感じて聞く」の項目でした。ある参加者は、「家族について見直す機会が持てたことは幸いでした。お互いが存在感を持ち合える家族でいたいと思います。」という感想を寄せてくださいました。印象に残ります。

「親子関係を考えるシリーズ」のミニ講座「こうすれば子どもはだめになります」も開設しました。これは、本年2月～3月にかけて計4回、3グループに分かれて行ないました。「どうせ、やっぱり」という思いや言葉の問題、「その時の気分で接する」ことの問題、さらに「子どものサインを無視する」ことの問題など、子に対する親のかかわり方について多くの意見が出され、大変有益でした。

③子育てを考える親の会スタート

親子関係の見直しや親のありようを考えて、親子共々の成長に役立つようにという願いをこめてつくった会で、ミニ講座とは別組織のものです。会員数は現在37名ですが、今後もふえることでしょう。まず第一の活動は、より多くの方々に不登校についての理解を深めていただきたいという思いから、不登校のことで悪戦苦闘した体験を「川流」の形で表わし、これを1冊の読みやすい本にしようと考えました。会員の方々の手による作品は3月中に集まっていますが、それを編集委員会で分類・整理し、教育相談部のほうでコメントを加えてまとめます。でき上がりが楽しみです。

○平成6年度をめざして

教育相談にかかる中間調整や反省、新規の事業計画は、教育相談委員会で行なわれます。この委員会は、学識経験者及び小・中学校の現職の先生方など計15名で構成され、年間6回（隔月）開催されます。

新年度に向けての考えは、現在行なっている相談やミニ講座、そして子育て親の会の充実と発展をはかることはもちろん、長・短期的な目標を定めての共同研究を考えております。教育現場との交流を深めるためのものや、多くの市民の方々に還元されるものなど、現在、具体的な検討を行ない、より充実をめざしています。

親子で平和を考える映画の会

横浜市教育文化研究所 主催

とどけ

平和の願い

■保護者・市民のみなさまへ

今回の映画を主催する「横浜市教育文化研究所」は、この「親子で平和を考える映画の会」の他に、教育相談や保護者・市民の皆さんに対する教育講演会も行っており、みなさんとともに、民主教育と、よりよい文化を築くため日々努力をしております。

本研究所も設立され14年を経過しました。今回の映画も14回目を迎え、本年は1944年の東京大空襲をアニメ化した「うしろの正面だあれ」を上映することになりました。戦後48年が経過し、戦争体験の風化が目立つ今日、より多くの皆さんに鑑賞いただきたくご案内申し上げます。



「うしろの正面だあれ」を見て

- すごい悲しい話で、本当にある話なんてしんじられないほど悲しい話でした。戦争はぜったいしたくありません。(小5 女子)
- 戦争の話だったのでこわかった。ばくだんで火事になるとしらなかった。(小1 男子)
- 家族とはなれてかわいそうだった。わたしはそうなりたくないおもった。(小2 女子)
- 私も戦争を知らない世代です。親からは、小さいときに話を聞きましたが、子供達には話をしてやることができません。今日、子供達とこの映画を観ることができ良かったと思っています。平和がどんなにありがたいことか。たくさんたくさん泣いてしまいました。
(保護者)
- 親の立場で、あんなに小さい子供を残していくことがどんなにつらかったかと思う。もっと多くの人(親子)を見てもらいたいと思う。人間の原点にふれるができるように感じる。(保護者)
- とても良かった。子供にもよくわかる内容なのでもっと多くの子が見られるように学校でも映画会などが開かれるとよいと思います。(教職員)
- 開戦のニュースを聞いた子供達のバンザイはショックでした。そういう社会にはしたくないとおもいました。(教職員)

93年度「親子で平和を考える映画の会」実施状況

支 部	日 程	会 場	時 間	参加者数
鶴 見	5/22(土)	鶴見公会堂	14:00~	700
神 奈 川	5/29(土)	神奈川公会堂	14:00~	430
西 ・ 中	5/22(土)	横浜市教育会館	14:30~	380
南	5/29(土)	南公会堂	14:00~	610
港 南	6/19(土)	港南公会堂	14:00~	680
保土ヶ谷	6/ 5(土)	保土ヶ谷公会堂	①14:00~ ②16:00~	770
旭	6/ 5(土)	旭公会堂	①14:00~ ②16:00~	1,000
磯 子	6/19(土)	磯子公会堂	①13:30~ ②15:00~	750
金 沢	5/15(土)	金沢公会堂	①14:00~ ②16:00~	510
港 北	5/22(土)	港北公会堂	①14:00~	750
緑 南	6/ 5(土)	緑公会堂	①14:00~ ②16:00~	850
緑 北	5/15(土)	楳が丘小学校	14:00~	200
戸 塚	6/26(土)	戸塚公会堂	①13:30~ ②15:30~	870
栄	5/23(日)	栄公会堂	10:00~	510
泉	5/29(土)	泉公会堂	14:00~	510
瀬 谷	6/19(土)	三ツ境小学校	14:00~	820
				10,340

各区の教育を語る会

支 部	日 程	内 容	講師等 (敬称略)	参加者数
神奈川	11月2日(火)	進路問題を考える	古川雄一 (栗田谷中・浜教研進路指導推進委)	40
西	7月2日(金)	現代の親子関係を見つめ直そう	大出光郷 (浜教文研・相談員)	27
	11月26日(金)	親と教師の子どもの見方	水田 実 (県教文研・相談員)	30
中	3月2日(木)	環境教育「トンボ救出作戦」	尾上伸一 (大道小)	40
港 南	2月5日(土)	戦争中の体験談 等	松谷みよ子 (作家)	150
保土ヶ谷	10月16日(土)	食文化の中の日本と朝鮮	チョン デ ソン	150
磯 子	6月26日(土)	磯子の子どもたちの現状	畠 健一 (屏風が浦小・学校五日制検討委員会委員長)	100
	2月19日(土)	" (テーマ別分科会)		100
金 沢	2月5日(土)	映画「学校」上映		720
港 北	10月2日(土)	映画「とべ！くじらのピーク」他		600
	11月25日(木)	「子育ての中の性教育」	山本直英	200
栄	11月6日(木)	「ほくだって頑張っているんだ」 ~差別を考える~	今野敏彦 (四国学院大学教授)	60
泉	2月19日(土)	入試制度を考える	古川雄一 (栗田谷中・浜教研進路指導推進委) 山岸隆夫 (金沢中 ")	40
瀬 谷	6月5日(土)	今時の中学生・小学生 ~学校生活・家庭生活~		30
	6月26日(土)	放課後の子どもたちの過ごし方		30
		児童生徒の学校、家庭生活の様子		16
緑 北	2月19日(土)	不登校を考える	大出光郷	80

支部別自主編成講座

支 部	日 稲	内 容	講師等 (敬称略)	参加者数
中	10月23日(土)	不登校	大出光郷	250
保土ヶ谷 南 合同	1月25日(火)	個性伸長、一芸に生きる	三遊亭歌司	300
旭	6月25日(金)	全国教研交流集会	鈴木英夫 (万騎が原中・浜教研社会科推進委)	80
磯 子	11月30日(火)	「日の丸・君が代」	鈴木英夫 (万騎が原中・浜教研社会科推進委)	100
港 北	1月29日(土)	「在日朝鮮人をとりまく差別」	ソウ オン リヨン (徐玉連 在日韓国人・主婦)	122
緑 南	6月4日(金)	他県の勤務実態	高橋正尚 (大正中)	100
	9月28日(火)	アジアの人権・開発・平和・日本の国際化	松井やより (朝日新聞)	100
	11月15日(木)	塾からの提案	和田重宏 (小田原はじめ塾)	100
	1月18日(火)	エイズ 考えておくこと	池上研司 (湘北短大講師)	100
戸 塚	11月19日(金)	私と教科書裁判	高鳴伸欣 (筑波大附属高校教諭)	70
	2月16日(木)	環境先進都市におけるリサイクルの現状	西岡政子 (横浜ゴミを考える連絡会)	60
栄	7月3日(木)	組合ってなんだ!?	早瀬友子 (本部副委員長)	50
	10月16日(火)	映画「しがらきから吹く風」上映 「障害児」教育について	田村晋一 (本郷養護)	40
	12月4日(木)	日本の植民地支配を考える	皆川鎮枝 (草の実会横浜グループ)	30
	2月5日(木)	日の丸・君が代問題を考える	増見 宏 (本部教財部長)	40
瀬 谷	11月20日(土)	身近な物から環境を考える	千葉 保 (前湘南教組副委員長)	100
緑 北	6月17日(木)	日の丸・君が代と教科書問題	鈴木英夫 (万騎が原中・浜教研社会科推進委)	60
	11月9日(火)	私たちの権利と日教組運動の取り組み	阿部晴雄 (佐田東第一小)	30

川崎教育文化研究所のとりくみ

県民・市民の立場に立って、民主教育と文化を確立するための理論的・実証的な研究活動と文化の向上をはかるための活動の充実。市民・父母・労働者との連絡提携をはかるための活動の発展をめざし「川崎教育文化研究所」の活動を推進してきた。

以下1993年度の事業について報告する。

1. 事業内容

(1) 出版事業（形成並びに双書）

① 教育総合誌「形成」の発行

第10号 11月発行

第11号 3月末発行の予定



② 教文研双書（単行本）の発行

No.28 南の島の日本人学校 三ッ橋敏幸著

No.29 表現構想論で展開する道徳授業 田沼茂紀著

No.30 体験の翼・中学生活と学年だよりと体験のちから 加藤 樹編

No.31 発行決定 目下印刷中

(2) 夏休み親子映画会の開催

7月22日、高津市民館を皮切りに7月30日まで、市内8ヶ所で「うしろの正面だあれ」を上映し、7,033名の入場者があった。

(3) ふれあいサマーキャンプの後援

① 岩手県和賀郡東和町

7月29日から8月1日まで（3泊4日） 小学5・6年 費用21,000円

定員80名

② 北海道中標津町

8月20日から8月23日まで（3泊4日） 小学5・6年 費用35,000円
定員40名 中学1・2年 ツ 55,000円

③ 長野県諏訪郡富士見町（八ヶ岳少年自然の家）

8月10日から8月15日まで（5泊6日） 小学5・6年 } 費用18,000円
定員50名 中学1年 }

④ 本年度より、九州宮崎県日向市他2町5村が加わった。

7月26日から7月31日まで（5泊6日） 小学5・6年 費用25,000円
定員100名 往復フェリー 中学1・2年 ツ 35,000円

いずれのコースも応募者多数あり、公開抽選にて参加者を決定した。

(4) 少年の祭典「第十五回ボレロを楽しむ会」の後援

12月19日、川崎教育文化会館で開催し、会場には、父母、市民2,000名の人があふれ、祭典に参加した少年・少女・父母等1,000余人の人が合唱や演奏して音楽を楽しんだ。

(5) 市民教育文化後援会の開催

本年で4回目、会場・講師の選定・連絡に手間どり、2月1日より3月2日の間、市内4ヶ所で講演会を開催し、市民の教養・文化の向上に努めた。

(6) 支部主催 親子映画会の補助

(7) 川崎こどもニュースの発行

こどもたちが、休み中進んで計画し、自主的活動ができるよう、長期休暇を前に、こども向けの市内の文化や催物を紹介するニュースを、小学校5・6年生・中学1年生を対象（約4万人）とした。

6月臨時号（サマーキャンプ特集）7月に8号、12月に9号、3月に10号 発行

(8) 人材センター事業補助

“遊びの広場”の総括指導者（コーディネーター）の紹介に始まり、現職・退職者の特技を活用する事業を積極的に支援した。

(9) 地域教育会議専門委員会

川崎市において、川崎教育文化研究所の「地域にねざした教育を探る専門委員会の報告『[校区]からの教育改革を——校区教育協議会の研究——』川崎教育懇話会の報告「いきいきとした川崎の教育をめざして」の成果をふまえ、90年度から地域教育会議が施行実施された。

「下からの、市民合意の」教育の更なる充実、発展のために「地域教育会議」の活動を充実させ、提言、資料を作成提供する専門委員会で、9月に中間報告書を作成した。

2. 事業の概要について

(1) 出版事業のとりくみ

「下からの市民合意の教育改革」運動を推進するため「学校地域連帯事業」「教育活動活性化事業」の取組を積極的に進め、各地域、各学校の実態に合わせた総意あるユニークな教育活動が展開されている。

「研究や実践の交流に通じて、創造・実践・意欲の一層の向上、主体的な努力による自由で創造的な教育の創出・より確かな教育への貢献、をねらいとして、教育総合誌「形成」と個人の研究・実践・記録等の教文研双書（単行本）を85年より発刊している。本年は「形成10号」を秋に発行し、3月末11号を発行する予定である。

「教文研双書」は、毎年公募し、応募原稿のうち、出版審査会（学識経験者10名で

構成) の審査に合格したものに、教文研で補助金(70万円)を交付して出版している。本年度は1冊が未出版である。

(2) 夏休み親子映画会について

教文研親子映画会入場者総数の変化

1993年

会場名	年度	整理券	当日券	招待券	総入場者
川崎教育文化会館	91	1106	24	28	1158
	92	948	56	25	1027
	93	817	80	44	941
幸文化センター	91	1117	58	31	1265
	92	1232	82	21	1314
	93	817	62	64	943
エポック中原	91	1212	78	35	1325
	92	1174	77	28	1279
	93	1076	100	42	1218
高津市民館	91	727	52	14	793
	92	485	52	21	533
	93	625	95	37	757
宮前文化センター	91	1492	87	36	1615
	92	979	82	31	1092
	93	966	64	29	1059
市民プラザ	91	684	126	20	830
	92	579	91	18	689
	93	531	59	15	605
多摩市民館(麻生)	91	909	37	37	974
	92	771	47	28	846
	93	583	70	47	700
麻生文化センター	91	1001	95	30	1126
	92	889	182	55	1126
	93	592	160	58	810
合計	91	8250	557	231	9038
	92	7057	669	227	7953
	93	6007	690	336	7033



主任手当の拠出金の一部を使い、1980年以来の継続事業で、今や親子が待ちのぞむ夏休みの楽しみの1つになっている。

しかし児童数の減少に伴って入場者も比例して減少していることの原因を追求しなければならない課題である。本来「平和学習」の課題づくりの取組の中に映画会を位置づけ、各学級で児童生徒に呼びかけを行い、7月22日から7月30日の間、市内8ヶ所で「うしろの正面だあれ」の上映会を開催した。

東京本所を舞台に、下町職人一家の質素ながらも明るい暮らしづくり、昭和20年3月の東京大空襲で家族6人を失うという悲話を綴ったものです。

(3) ふれあいサマーキャンプの後援

都会では味わうことのできない自然や人とのふれあいを相互に体験させるために始まった。89年度東和町の物産展示即売会がきっかけで、90年度からホームステイを通して子どもの相互交流・自主自立を育てる場として好評裡に終了。92年度は、北海道中標津町、長野県八ヶ岳を加え、93年度は九州宮崎県日向市外2町5村の子どもが7月22日から24日まで40名が来川。中標津町の40名が1月10から13日まで川崎に見え、相互交流の実を挙げた。九州は台風の影響で日程・行事の変更をしたが、いずれも成功裡に終了した。



岩手県東和町



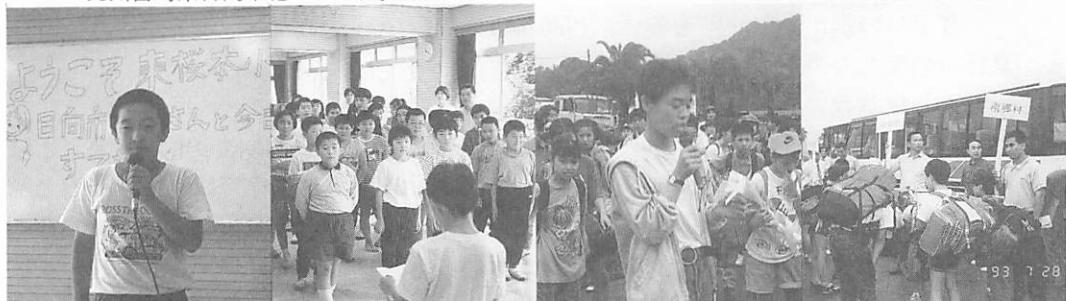
北海道中標津町



九州宮崎県日向市他

川崎に見える

川崎から日向市他2町5村へ



長野県八ヶ岳



(4) 少年の祭典「第15回ボレロを楽しむ会」の後援



働く者の祭りの一環として行われてきたボレロは、年毎に参加者が増し、本年は、子ども、父母・市民が一体となって、会場は2,000名を越える人で溢れた。「芸術村あすなろ」を中心とし、練習会場の確保（小学生はピアニカやりコーダー、中・高生はブラスバンド部を中心に、父母はコーラス部）や道具の運搬等、お互に協力しながら練習を重ね、12月19日に川崎教育文化会館で開催し、あふれるばかりの人々で埋めつくし、市民に大きな感動を与えた、終了した。



(5) 市民教育文化講演会の開催

川崎市民の教養を深め、教育と文化的向上発展に寄与するため、90年度より実施。時々の教育問題、文化を取りまく問題や情勢を適格に把握し、選択する能力を身につけることを目的としている講演会。

子どもを取りまく問題や倫理感の変化、生涯教育の中での課題の捉え方等、子どもの成長に合わせて親も進歩していかなければならぬ問題等多くの示唆を与えられ、参加した市民や教師達に喜ばれた。

みんなで考える 川崎の教育!!			
1993年度			
主催 川崎教育文化研究所			
市民教育文化講演会			
開いている方にも参加していただきやすいように 午後6時からの開催にしました。 どうぞお問い合わせの上ご参加下さい。			
月	日	会 場	講 演 者
2月1日(木)		多摩市公民館 1階ロビー下ギャラリー	東京心理教育研究所所長 不景気と親の役割 全 食 滉 子
2月25日(金)		市民館第1会議室 小机丈洋(研究者) バースト(株)大井口	日本民衆文学研究会 多摩川と街道 三 横 作
2月28日(月)		エホック 中原 市立図書館2階	日刊大衆 情報化の危険と 家庭の役割 村 井 守
3月2日(水)		社会自立公館 北山教諭会小会館 小笠酒造本店	ロシア文学者 和 田 春 明
ご希望の方は桂園ハガキは電話で下記にお申込み下さい。 全席整理料300円は当日受付でお支払い下さい。 並日会場でも受け付けます。			
〒211 川崎市中原区下沼部1709-4			
財団法人 川崎教職員会館内川崎教育文化研究所			
☎ 433-9101			

(6) 川崎こどもニュースの発行

春休み、夏休み、冬休みといった、学校が長期休業に入る前に、小学校5・6年生、中学校1年生（約4万部）を対象に、地域にある文化施設の案内や企画、地域で行われる各種の行事や催物、地域に伝わる話や文化等を紹介し、子どもが休業中に自分で計画を立てて参加したり、自分の研究テーマをつくって取組むことが出来るよう配慮しながら取材・編集した、子ども向けの教育や文化に関するニュースである。



第7号 サマーキャンプ 特集号

北海道中標津

釧路湿原の近く酪農地

長野県八ヶ岳

天体観察施設での星の観察

岩手県東和町

古い歴史の町 手すき和紙

宮崎県日向市

ささ織

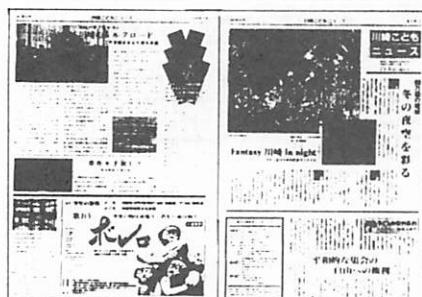
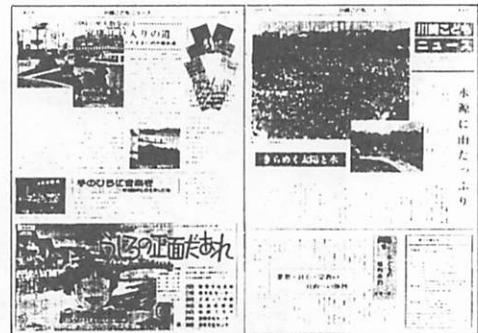
川崎からフェリーで21時間

船上体験と豊かな自然

第8号 ことしは水源に雨たっぷり

- ・東京湾横断道路 最先端の技術シールドトンネル
- ・マリンロードプラザの案内
- ・新玉川線も むかしは砂利鉄道
- ・川崎の歴史散歩道 ③

家康江戸入りの道 中原街道



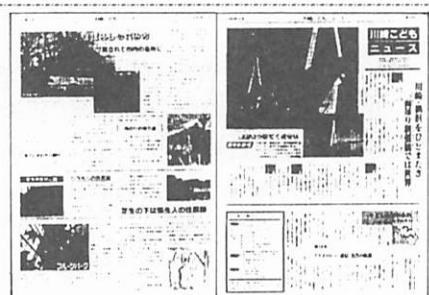
第9号

- ・ファンタジーかわさき 68万個の電球 冬の夜空
- ・ボクたち運転体験隊 電車とバスの博物館
- ・タヌキを交通事故から守って
- ・登戸の桜と鮎に観光客を誘致
- ・川崎の歴史散歩 ④

川崎のシルクロード 津久井街道

第10号

- ・一面吊り斜張橋では世界一 鶴見航路橋
- ・ハイテクを学ぶ
- ・市民タンポポ調査
- ・関東で一番古い電車大師線
- ・まほろしの筏みち
- ・シラカシの自然林



(7) 人材センター事業補助

学校5日制の実施に伴う“遊びの広場”のコーディネーターの派遣、現退教員の特技を生かし、地域の文化向上のために役立つ人材を登録し、要請に応じて人材の派遣ができる組織の確立に努力している。

(8) 地域教育会議専門委員会

川崎市では、川崎教育文化研究所の「地球にねぎした教育を探る専門委員会」の報告『「校区」からの教育改革—校区教育協議会の研究』、川崎市教育懇談会報告「いきいきとした川崎の教育をめざして」の成果をふまえ、90年度から地域教育会議が試行されている。今年度は、21中学校区・3行政区で研究が進められているところである。

地域教育会議は、学校と父母、地域住民の合意形成を得ながら、地域に開かれた学校の在り方、日常生活圏に根ざした教育への市民参加の恒常化を図り、ネットワーク化をはかることを目的として活動を進めている。

また「川崎2010プラン」の中で地域教育会議は、生涯学習時代における地域学習活動促進のシステムとしても注目をあびている。

そこで、社会情勢をかんがみ川教組がこれまで進めてきた「下からの、市民合意の教育改革の更なる充実・発展のために「地域教育会議」の活動を充実させるための提言・資料の提供を行うことを目的として「地域教育会議専門委員会」を設置した。学識経験者として5名、川教組本部役員7名の構成である。92・93年度の2年間設置し、93年9月には中間報告をし、各分会から意見集約をした。それら各分会からの意見もふまえ、本報告は、94年5月の発行予定である。

本報告にむけて、① 地域からの教育改革と地域教育会議との関わりについて ② 教育への市民参加システムとしての地域教育会議 ③ 市民自らの生涯学習推進システムとしての地域教育会議 ④ 開かれた学校づくりと地域教育会議 ⑤ よりよい地域教育会議を作るために ⑥ 資料—全国各地で行われている事例— 等についてまとめるべく、討議がなされているところである。

岩渕英之氏「社川崎地方自治研究センター理事長」を中心として月1回を基本としながら会議を開き、討議を進めている。

各中学校区における地域教育会議は、来年度28中学校区に拡大される予定である。川崎独自のシステムとして「下からの、市民合意の」教育改革運動推進の母体として、これからも継続発展させていくことが大切である。



3. 今後のとりくみ

出版事業、教育交流事業、親子映画会、ボレロを楽しむ会、教育文化講演会など、各

々の取組は、全市的に定着しつつあり、市民の理解と協力が着実に拡がってきた。更に事業の発展と充実、地域教育会議専門委員会の資料・提言を生かし、子どもや市民・教職員を励まし、元気づける文化の創造に努力していきたい。

資料 85年～93年度までの既刊「教文研双書」一覧

1. 新しい教育の創造にむけて 教育実践講座講演集
2. 川崎の地学的な自然を探る 科学部八ヶ年の歩み 宮崎中学校著
3. あかべこ 学級通信のあゆみ 松原 博著
4. あゆむ 川崎障害児教育部著
5. こんぺいとう脚本集 II 演劇教育ゼミナール編
6. 子どもが輝く 自己教育力を育てる体験学習を求めて 高津中学校著
7. 教室から生まれた川崎の学校劇集 小学校学校劇研究会著
8. 高校日本史教科書 検定教科書18冊を比較・検討する 中村 文雄著
9. 異文化を越えて 21世紀を創る子どもたち 海外教育経験教師の会著
10. 観音崎からの便り 先生と教え子で作った五編の童話 鈴木 桂子著
11. 英語教育における異文化理解へのアプローチ 子どもが翔んだ 新保 利幸著
12. 心にひびく歌声 輝く中学校生活を支える合唱活動 上田 真生編著
13. 自然を見る目を育てる理科指導 生活上にも対応できる観察能力の育成をめざして 川崎理科サークル著
14. うさぎの国ができたよ 富川智恵子著、宇田川弘子絵
15. ラクダからロールスロイスへ

日本人学校派遣教員のクウェート見聞録

福島宣充・澤本基治・横坂訓一 共著

16. 青いくるみ 毎週1回の学級通信から 北村 清著
17. しょほう 教育相談 (1)、(2) 川崎市総合教育センター編
18. 「ん」は障害児的!! 坂本 隆夫著・笠見哲也絵
19. 湧水 白菊の会合同歌集
20. 知り合い認め合う教育 出口 雅一著
21. テイダ アパアパ ジャカルタ日本人学校派遣教員とその家族の1095日 荒井 正勝著
22. アメリカ公教育の課題と展望 吉浜精一郎編著
23. 担任教師のひとりごと 5分間スピーチ集 岡村 修著
24. 高校生は今 yes, you, can 新保 利幸著
25. 学年通信「希望」 高田美智子著
26. 共に生きるために 環境教育への模索 川上 秀洋著
27. 生涯学習と地域教育会議 森山 定雄著
28. 南の島の日本人学校 ジャカルタの日本人学校の教育実践 三ッ橋敏幸著
29. 表現構想論で展開する道徳授業 田沼 茂紀著
30. 体験の翼 中学校生活と学年だよりと体験のちから 加藤 樹編

三浦半島地区教育文化研究所のとりくみ

— 地域からの教育改革を —

1993年度、三浦半島地区教文研事業計画は下記の通りでした。

(1) 基本方針

本研究所は、地域・保護者・教職員の要望する教育・文化の課題にとりくみ、その成果を地域の保護者や市民に還元します。

同時に主任制度反対の運動を、広く父母・保護者に訴えます。

(2) 事業内容

① 教育懇談会

イ 小学校区単位教育懇談会

(小学校区に在住する組合員と分
会との共催による懇談会運動)

② 教育研究活動

イ 教育相談

ロ 所報「風知草」の発行

ハ 年報の発行

③ 教育文化事業

イ 平和と文化の発展を願い

—親と子のためのコンサート—

ロ 市民教養講座

ハ 平和作品展



(ふるさとの踊りに挑戦しよう)
〈北下浦小学区教育懇談会〉

(3) 事業実施内容

① 教育懇談会活動

「臨教審」答申による「上からの教育改革」に対し、「地域からの教育改革」をすすめるために、地域居住者組織による小学校区単位の教育懇談会活動は、10年目を迎えました。

* 今年度はのべ14回開催され、子どもをとりまく状況や、さまざまな教育の問題、高校教育改革、入試制度、また、平和、地域課題等について保護者・市民・教職員がひざをまじえて話し合いました。

9年間経過したなかで、地域居住者組織の体制がしっかりと根づいている地域もあり、継続的に行なわれる地域もでてきてています。

1993年度 教育懇談会開催一覧表

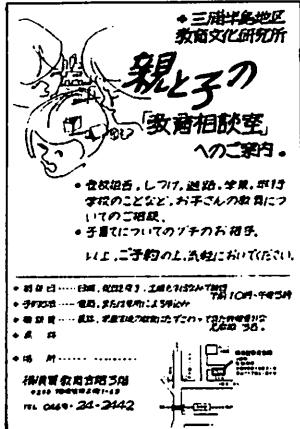
	地 区	開催月日	会 場	テ 一 マ (内 容)	参 加 人 数
1	葉 山 地 区	93. 7. 3	葉山小学校	子どもをとりまく環境の変化	65
2	山 崎 小	93. 7. 3	京急安浦駅～山崎小	地域の歴史を知ろう	8
3	池 上 小 平 作 小	93.11.26	池上自治活動センター	今、エイズを考える -子どもたちに本当の夢を伝えたい-	12
4	北 下 浦 小	93.12. 4	北下浦公民館	ふるさとの踊りに挑戦してみよう	76
5	南 下 浦 小 剣 崎 小 岬 陽 小	93.12. 4	小網代の森	小網代の森を歩こう	12
6	田 戸 小	94. 1.26	田戸小学校	安浦港の今とむかし -新安浦港物語-	56
7	豊 島 小	94. 2. 4	東中里町内会館	どうなる？ これからの中高入試	23
8	諏 訪 小	94. 2. 4	勤労福祉会館	下町周辺の今、昔	18
9	粟 田 小	94. 2. 5	粟田小学校	親の役割、地域の役割	23
10	根 岸 小	94. 2.19	根岸小学校	消えた大塚山古墳	15
11	山 崎 小	94. 2.23	春日神社	放課後の子どもたち	27
12	野 比 小	94. 2.26	野比周辺	昔の生活道路を歩いてみよう -昭和初期～30年代の地形や屋号を訪ねて-	20
13	初 声 小	94. 2.26	初声小学校	どうなる、これからの中高入試選抜	50
14	旭 小 上 宮 田 小	94. 3. 1	南下浦市民センター	「原爆マグロ」って知っていますか 三浦三崎とどんな関係？	23

② 教育研究活動

〈教育相談〉

「グチのお相手いたします」の気軽な呼びかけで、専任所員の中村勝彦、板垣福雄両氏による教育相談が、日曜日を除く毎日行なわれています。

教職員、保護者、子どもたちが幅広く訪れ、好評を博しています。



〈所報「風知草」の発行〉

「子どもから学んだこと」をテーマにした現場からの寄稿を中心に、毎号、専任所員による教育現場への提言を行なってきました。月2回（毎月1日、15日）の発行を目途に、93年度は20号を発行しました。通算172号を数えました。教育関係諸機関を含め、広く配布をしています。

〈年報の発行〉

1年間の教文研活動を年報にまとめ発行しています。93年度は92年度の活動をまとめ、第5号を発行しました。教育相談、教育懇談会活動、その他の事業等について、専任所員による活動報告と、教文研のあり方についてのさまざまな提言等を含めた年報となっています。

③ 教育文化事業

〈親と子のためのコンサート〉

平和と文化の発展を願い、毎年春休みに地域在住の音楽家によるコンサートを開催してきました。93年度は、杉山智恵子氏他3名によるマリンバコンサートを3月29日、横須賀市内2ヶ所で開催し、計430名もの参加者がありました。マリンバによる生の演奏を初めて聞いたという方も多く好評でした。

参加者からはこれからもずっと続けてほしいという感想が数多く寄せられました。



〈市民教養講座〉

平和と地域文化の発展を願い、毎年地域在住の方を講師として、市民を対象に教養講座を開催しています。93年度は、横須賀市在住の鍼灸師、水村義雄氏を講師として迎え、「現代社会における中国医学の挑戦」と題して、医療、教育、健康等広い分野にわたる中国医学の本質を5回の連続講座で語っていただきました。

市民からの受講希望も130名にものぼり、大変好評でした。

〈平和作品展〉

8月14日～17日、横須賀市文化会館展示室において平和作品展を開催しました。

子ども、保護者、市民より千数百点の作品が寄せられました。この催しも93年度で5回目となりました。

年々、市民の方に浸透していっており、入場者も93年度は4日間で800名にのぼりました。寄せられた作品はすべて展示するというユニークな作品展となっています。



第六回 平和作品展

子どもの幸せと
永遠の平和を願い
児童・生徒・教職員・一般の作品を公開します



会期 8月14日（土）～8月17日（火）
午前9時30分～午後4時まで ただし8月17日は午後3時まで

会場 横須賀市文化会館 展示室、中ホール

8月16日（月）午後2時より中ホールに於いて、平和に関する映画を上映します。

児童・生徒・教職員・保護者のみなさん！
平和の願いをこめて作品をおよせください。

募集作品 … 絵画・写真・彫刻などの作品

提出先 … (1) 横須賀教育会館／横須賀市上町1-63／TEL 0468-24-2442

募集しまくり … 1993年7月31日

※応募作品はすべて展示します 作品展終了後全作品を返却します

◆主催／三浦半島地区教育文化研究所

◆後援／横須賀市・三浦市・葉山町・逗子市教育委員会



(三浦半島地区教育文化研究所担当 浅井 良雄)

湘南教育文化研究所のとりくみ

1. 活動の基本方針

湘南教育文化研究所は発足以来、地域に根ざした教育文化を父母・地域住民とともに創造することを目的に、映画会・講演会の開催、出版活動、フィルムライブラリーの整備・拡充などの活動を続けてきました。

1990年4月、運営規定が定められ、所長に山田宗睦氏（関東学院大学教授）をむかえました。現在、学校と地域とを名実ともにつなぐ場として機構整備を行い、さまざまな教育文化活動を推進しています。

2. 事業の内容

(1) 親子映画会

① 湘南親子ふれあい映画会（93年6月26日）

大好評だった92年の藤沢会場にひき続き、93年は、寒川町民センターで、地域の父母・子どもを対象にして開催しました。上映作品は、『ガンバと7匹のなかま・冒険者たち』という、動物たちの夢と冒険を描いた長編アニメーションです。

3回にわたる上映でしたが、各回とも父母・子どもたちで会場は満員となりました。

② 夏の親子映画会（93年7月～8月）

戦争の悲惨さ、平和の尊さを、親子あるいは友達どうしで考える場として、毎年、7月平和教育月間にあわせて、“平和”をテーマとした親子映画会を実施しています。93年度は、長編アニメ『おばけ煙突のうた』短編アニメ『みいちゃんのてのひら』の2本を取り上げました。上映会場は、以下の通りでした。

7月21日（水）	茅ヶ崎市民文化会館
7月22日（木）	湘南台文化センター
7月23日（金）	鎌倉市中央公民館分館
7月27日（火）	藤沢市民会館
7月29日（木）	レイ・ウェル鎌倉
7月30日（金）	大庭市民センター
8月7日（土）	寒川町民センター



『おばけ煙突のうた』は、戦争中の下町で、4本のおばけ煙突とともに、明るくたくましい生きぬく少年たちの物語です。各会場では、映画の中に出てくる学童疎開について説明がなされ、入場者とともに“平和の尊さ”を考えました。

(3) 春の親子映画会（94年2月）

“心のゆたかさ、人とのふれあい”を願って、春の親子映画会を、94年2月、6会場で開催しました。

作品は、ヒューマニズムにあふれ、独特的ロマンと雄大な世界をもつ宮澤賢治の童話『グスコープドリの伝記』です。人間のやさしさを育てる賢治童話の素晴らしさを感じる上映会となり、各会場とも大好評でした。日程は以下の通りでした。

2月11日（金）	湘南台市民シアター
2月12日（土）	藤沢労働会館
2月12日（土）	茅ヶ崎市民文化会館
2月13日（日）	寒川町民センター
2月20日（日）	鎌倉市中央公民館
2月20日（日）	レイ・ウェル鎌倉



(2) 教育懇談会

子どもを中心として、父母とともに教育改革をすすめるために、小学校区・中学校区の教育懇談会を、通年に開催してきました。93年度は、学校5日制を中心として、性教育・地域との連携・高校入試制度改革など、今日的なテーマが取り上げられ、湘南の各地で活発に開催されました。

(3) 教育文化講座

教育文化講座は、教育をとりまく情勢や課題に即し、各界から講師を招いて開催されました。内容については、以下の通りです。

① ぼくが学校教育に望むもの 93年5月12日

講 師 木之下孝利氏（うさぎとかめ保育園職員）

「障害」のある講師自身が、生まれてから現在にいたるまで、「障害」とどうつきあってきたのか、また学校教育との関わり等について語られるとともに、講師が働く保育園の様子や学校教育への希望が示されました。参加者全員で、“共に生きるとはどういうことか”を考えあう講座となりました。

② 天皇制と国家主義 93年6月9日

講 師 山部芳秀氏（国民文化会議参与）

皇太子の「結婚の儀」に際して、近年の「作られた皇室ブーム」にみられる国家主義的な動きについて認識を深めました。また、歴史的観点・「明治」以来の公教育の観点から「天皇制」を学習し、今後「天皇制」「元号」問題さらには、平和教育等を、考えたり実践したりするうえで、大きな示唆が与えられました。



山部芳秀氏（93.6.9）

③ 不登校・登校拒否を考える 93年6月25日

講 師 石川憲彦氏

（東京大学付属病院医師）

多くの不登校の子どもたちと向き合ってきた
講師は、現在の社会を「…人間と人間が生き合

い、通い合い、お互いの弱さをカバーし合うことを忘れてしまった…」と指摘しました。氏自身が編集した本の中から、不登校・登校拒否の子どもたちの作文がいくつか紹介され、その中から子どたちのメッセージが伝わってきました。また最近取りあげられることの多い「学習障害」についても触れて、その概念の根拠の無さを強調しました。多くの父母が・教職員とともに参加し、質問も多く出る中で講座が進行されました。氏が、子どもとのかかわりについて、「…一番大事なのはうそをつかないこと。オープンであること」と結んだことが、印象的でした。

④ アジアから見た日本II 93年11月26日

講 師 崔 容徳（チェ・ヨンドク）氏（太平出版社長）

連続3回の講座の第2回め。朝鮮という立場から見た時の日本の侵略行為について、体験にもとづく生の声、教科書に書かれていない多くの歴史的事実を正確に知ることができました。侵略された国の人々の痛みが伝わってくるとともに、「明治」以来の日本の植民地支配、加害者としての日本をあらためて再認識することに、平和教育の原点を見つけることができました。事実を知るほどに、参加者の胸に迫る講座となりました。第3回めが期待されます。

(4) 地域振興事業——教育講演会——

92年度より、地域住民と広く連帯し、地域の教育・文化の振興に寄与するため、地域振興事業が開始されました。93年度は、湘南退職教職員の会の協賛を得て、藤沢市在住の作家、宮原昭夫さんをお招きして、下記の通り、教育講演会を開催しました。

日時・場所 93年12月1日 藤沢労働会館

講 師 宮原昭夫氏（作家）

演 題 「常識の落とし穴」



石川憲彦氏（93.6.25）

“時代の曲り角”と“価値感の逆転”。さまざまな事象を「歴史の風をあてて読む」ことの面白さが語られました。具体的に、ギリシャ神話が取り上げられ、時代背景を知るにつけ、父系制と母系制のもとでの価値感の相違が浮き彫りになったり、またスタンダードルの「赤と黒」の時代から、転換期における価値の逆転の面白さを知るなど、たくさんの資料に裏付けされた講師の豊富な知識から学ぶ事の多い講演会となりました。地域の人々の参加も多くみられました。

(5) 教育実践講座

「楽しい授業」を創造するために、各地から実践家を招いて学習を深めるための教育実践講座も第5期を迎え、ますます充実してきました。いずれも参加者から好評で、講師を囲んでの教育論議が熱心に続けられ、大変参考になりました。今年度は、4講座を次の通りに開催しました。

① 身近な生きものたちの生き方 — ヒキガエルを中心に — 94年1月29日

講 師 平林 浩氏（元 和光学園小学校教諭）

「一生水の中に入らないカエルはいるか?」「ヒキガエルのおたまじやくしが変態して親ガエルと同じ形になったときの大きさは…?」

クイズ形式で、ヒキガエルの生態の謎に迫る、《身近な生き物》シリーズ第4弾。受講者はみなヒキガエルに親しみを覚えるような、ホットな講座でした。何気なく見過ごしがちな小さな生き物。小さな発見から、こんなに科学的で素敵な授業が生まれる…。科学を見る目を育てる教育に、大きな示唆を与えてくれました。

② あそびながら、たし算・ひき算・かけ算九九を! 94年2月4日

講 師 相原 昭氏（元 東京・町田第一小学校教諭）

「たし算・ひき算イメージ化積み木」「たし算・ひき算宝探しゲーム」「わり算すごろく」等々。講師の独特で、楽しい教材と教育実践が、ぎっしり詰まった講座となりました。算数の基本を、みんなで面白く学習し、定着化がはかれたら…。そんな思いに応えてくれ、明日からすぐ使えそうな、授業革命のきっかけを与えてくれました。

③ 今こそ解放教育に視点をあてよう! 94年2月5日

講 師 善元幸夫氏（東京・中川小学校教諭）

長い間、日本語学級で中国や朝鮮の子どもたちとつきあってきた講師の教育実践が紹介されました。失敗談を含めた具体的なひとつひとつの実例から、「差別と偏見」そして、それを乗り越えようとする子どもたちの姿が見えてきました。“言葉”は、人との「関係」である、という講師から、あらためてその大切さを再認識させられました。また外国籍の子どもに向かう時、何よりも教師がその国の文化を好きになること、そして子どもの心に自国の文化を再生することの大切さを学びました。

④ 楽しい漢字指導PART IV 94年2月19日

講 師 伊東信夫氏（元 自由の森学園教諭）

教育講演会開催のお知らせ

主催/湘南教育文化研究所

湘南教育文化研究所は、22年目から、毎回既成説を覆し、地域の教育や文化的な活動に貢献することを目指して、教育講演会などを定期開催を行なっています。32年目は、湘南教育文化研究所の新会員として、下記のように各自の専門を用ひるはこびとなりました。ふもとてご参考ください。

1. 1月 29日 13時開場 (水)
午後3時より
2. 会場 駿河ガム会館
3. 時 間 在場 明治 氏 (作家)
(著書在住・プロフィールは、添付書類)
4. ゲーマ 「水辺の海とし穴」

両親による「日の丸」の誕生秘話のほか、不思にもアメリカで起きた珊瑚礁封鎖事件、時代と共にあって、大きく進化が顕著し、本当に楽しめたりがふることが多い。自分の経験でも、私たちが当たり poate と育てていたことを見方を変えることからか、自分自身で興味して、何時が楽くなったりが乐しくないか…、たくさんお話を聞かれた時は自分の喜びをお伝えするのことを守り、何とぞしてくれるお譲り

漢字の面白さを知る4回めの講座でした。「字統」(白川静著)をもとに、漢字の成り立ちの面白さ・楽しさが解説され、漢字が、私たちの文化の大系を色濃く反映していることがよくわかりました。漢字がまた一步身近になり、子どもとともに楽しい漢字を学ぶ授業への大きな視点が与えられました。

(6) 出版事業

93年度の刊行物はありません。現在、教育文化講座「アジアから見た日本」の3回講座の内容を出版する計画が進んでいます。

(7) 教文研ライブラリー

平和教育・人権教育を中心にライブラリーの充実をはかりました。また「視聴覚ライブラリー 目録'93」を発行するとともに、ビデオコーナーの拡大、ビデオ等の分類を行い、利用しやすい方法を工夫しました。

「7・5全県平和教育の日」を中心とした7月平和教育月間には、多くのフィルムやビデオが貸し出されています。またこの数年は、性教育関係、人権教育関係のビデオ等、年間を通しての貸し出し本数が増加しています。

93年5月22日には、湘南教文研のライブラリーの利用拡大のため、16ミリ映画『白旗の少女 琉子』の上映会を寒川町民センターにおいて開催しました。2回にわたる上映でしたが、多くの地域住民が参加しました。

93年度に新規購入したビデオの内容は、最終ページに一覧として記載しましたが、平和教育にとどまらず、自然保護、環境問題、原発・核問題、性教育など多岐にわたり、授業のなかですぐ使用できるものが中心となっています。

また、ビデオプロジェクターの貸し出し、傷んだフィルムの修理も早めに行い、利用者の便をはかっています。

3. 今後に向けて

今日の教育状況を考えると、教育改革としての「学校5日制の実現」をはじめ、「子どもの権利条約」「環境教育・平和教育の充実」「高校入試改革」「不登校・登校拒否」など、父母・地域住民とともに考え、行動してゆく大切さを痛感します。教文研活動は、今後ますます地域に開かれ、地域に根ざした活動として発展させることが重要になっています。事業の充実をはかりながら、子どもや教職員・父母らを勇気づけるような、教育文化の創造に、引き続き努力していきたいと思います。

(湘南・教文研担当 藤倉正道)



湘南教育文化研究所93年度新規購入フィルム・ビデオ

・VTR (ビデオテープ)

うしろの正面だあれ (アニメ)

少年時代

戦場の女

強制連行パート1 ~精算されない歴史~

朝鮮人元従軍慰安婦の証言 — ピョンヤン1992 —

生きている間に語りたかった ~日本の戦後補償に関する国際公聴会の記録~

ドキュメント太平洋戦争 ~実録・沖縄—最後の死闘—~

実録・ベトナム・狂気の壊滅作戦

実録・ベトナム・地獄の最前線

悪魔の火球

生きるための証言 ~いま、ヒロシマから~

もし、この地球愛するなら

消えた日の丸

ひろしまのピカ

西部戦線異常なし

サウンド・オブ・ミュージック

黒い太陽七三一

堀り起こされた歴史 ~千葉と朝鮮人強制連行~

水俣病 — その30年 —

公害原論 — 1974 —

原発切抜帖

地球っ子 いのちと愛のメッセージ

AIDS 本当にこわいのは何か

山びこ学校

橋のない川

ペロだしチョンマ

チスト みどりのおやゆび

人間の街 大阪・被差別部落

家族 部落差別を生きる

重たいカード ~検証・外国人登録法~

・16ミリフィルム

まっ黒なおべんとう (アニメ)



湘北教育文化研究所のとりくみ

1. はじめに

湘北教育文化研究所は、下記3点を基本方針として93年度も様々な活動を展開してきました。

- (1) 主任制反対闘争の一環として教文研活動があることを確認し、教育現場からの国民合意による教育改革をめざし、民主教育と望ましい文化を確立するための研究活動を行う。
また、教育現場・保護者県民・子どもたちにその成果を還元する。
- (2) 教文研活動と教組運動の一体化を図る。
- (3) 今日的な社会問題にも対応していく。

2. 1993年度事業の概要

1993年度、湘北教文研事業は、下記の通りでした。

- (1) 教育実践講座の開催
- (2) 親と子の映画会の開催
- (3) 教文研だより・「教育文化」の発行
- (4) 相模湖分局の開設と津久井分局のフィルム・ライブラリーの充実
- (5) 保護者・教職員のための教育資料の充実
- (6) 10周年記念ミュージカルの開催
- (7) 国際交流教育の推進

(1) 教育実践講座の開催

「明日の教育実践に役立つ講座」として、毎年夏休みに行っています。湘北教文研の活動としてすっかり定着してきた感のあるこの講座ですが、恒例となっている講座に加え、毎年新しい講座を設けて活動していました。昨年度から語学講座（スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・カンボジア語）を新設しましたが、第6回を迎えた今年度は、さらに新しくハングル講座・中国語講座を開設し、外国語入門講座の充実をはかりました。外国籍児童・生徒の増加という今日的状況から、受講者のニーズに応え、通年の語学講座に向けての検討も行っています。

どの講座も「わかる授業」「楽しい授業」の実現に向けたもので、各講座とも熱心な参加者で盛り上がりを見せました。

◎Aコース [レクリエーション入門] (8月3日、6日、7日)

講師 波多野 良子 氏 (県レクリエーション連盟常任理事)

井上 桂 氏 (県レクリエーション連盟専門委員)

日本レク協会レクリエーションインストラクター資格取得の対象となる9つの講座が3



日間にわたり開かれました。レクや行事企画の理論から交流ゲーム、マジック等に加え、ニュースポーツのターゲットバードゴルフ、ペタンクなどの実技まで、レクレーション連盟の方々の指導のもとで楽しく行われました。

◎Bコース 「原始技術に学ぶ」(8月2日)

講師 関根 秀樹 氏 (原始技術史研究会代表)

原始技術の歴史を学習したあと、火打ち石や「ひも錐式発火法」で実際に火をおこしました。火がつくと全員から歓声が上がり貴重な体験を楽しんでいました。現代生活の慌ただしさを一瞬忘れさせてくれるひとときでした。

◎Cコース 「スポーツと健康」(8月5日)

講師 三畠 武一 氏 (三畠社会体育専門学校校長)

「スポーツと健康」についてお話をうかがった後、ミハタ総合スポーツセンターインストラクターの指導でエアロビクスを行ない、参加者全員で気持ち良い汗を流しました。また、授業やクラブ活動に役立つテーピング技術の実技指導も行なわれました。

◎D・Eコース 「三原色で宇宙を描く」(8月29日、30日)

講師 松本 キミ子 氏 (仮設実験授業研究会会員)

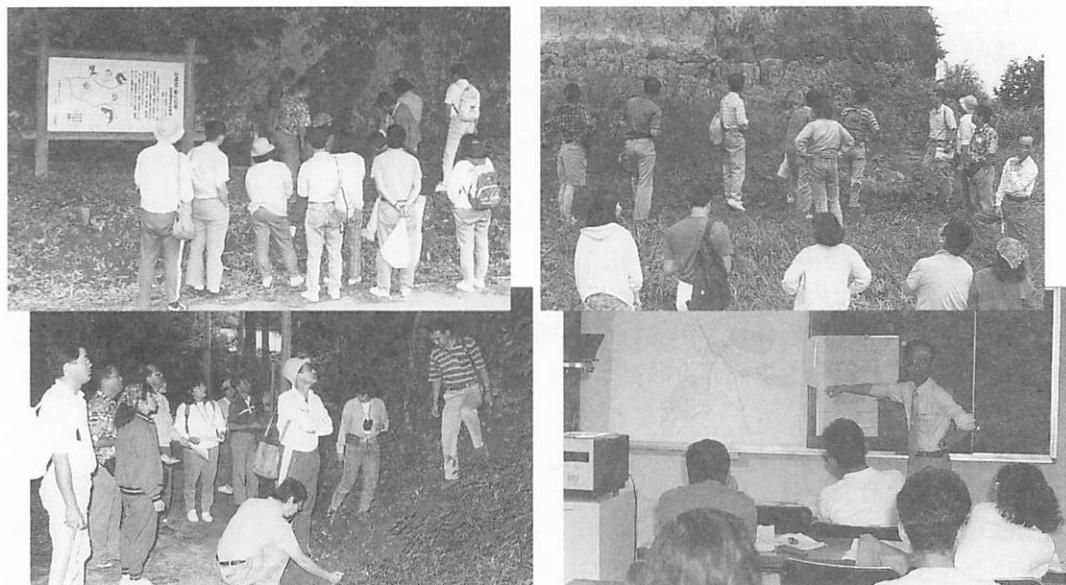
「キミ子方式」による絵画の実技指導を受けました。午前中の講義に続いて、午後からは実技。今回は、昨年度までの絵画にかえて造形に取り組み、粘土による野菜づくりの実習を行いました。はじめのうち戸惑っていた感のある参加者も仕上がった自分の作品に満足顔で、早速授業に生かしたいと話していました。



◎Fコース 「郷土の地層に学ぶ」(8月5日、6日)

講師 町田 洋 氏 (都立大教授)

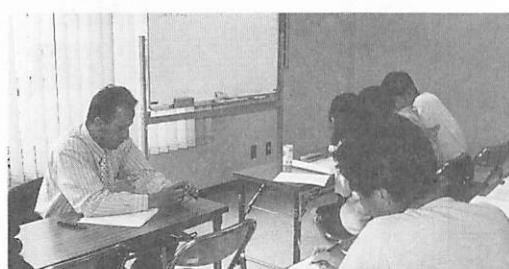
地層を学ぶ事で明かされる何十万年前の日本列島の動きから、未来に起こるであろうドラマまで、講師の先生の興味深い話をうかがいながら、三浦・房総半島地域の巡検を行いました。翌日は前日の巡検で出会った地層に関しての講義が行われ、参加者からも活発な質問が相次ぎ、すばらしい講座となりました。



◎Gコース 「スペイン語入門」(7月28日、29日、30日)

講師 スエハラ ヌビア氏

日常会話や学校現場でよく使われる表現などを中心に、生のスペイン語にふれる貴重な経験ができました。



◎Hコース 「ポルトガル語入門」

(7月29日、30日、8月2日)

講師 ホルヘ アラヨン氏

ポルトガル語会話の実習だけでなく、ブラジルの学校教育の状況や日系人の生活の様子なども聞く事ができ、楽しく語学研修ができました。

◎Iコース 「ベトナム語入門」(8月2日、6日、10日)

講師 ブディ キム ラン氏

机上の教養としてではなく、ほんのわずかでも実際に使え、コミュニケーションのきっかけとなるベトナム語の研修をめざし、児童・生徒との会話を想定した内容も取り入れ、充実した講座が展開されました。

◎Jコース 「カンボジア語入門」(8月3日、9日、10日)

講師 ペン セタリン氏

講師はカンボジアの教育復興に尽力されており、今回の講座では語学の講義だけでなく、その取り組みの様子やカンボジアの文化・生活習慣などについてもお話をうかがうことができました。

◎Kコース 「ハングル講座」(8月2日、3日、4日、5日)

講師 尹 学準氏

今年度はじめて開設した本講座では、ハングルの歴史から始まり、韓国の文化や日常的な習慣についての講師の先生のお話を聞くとともに、入門編として簡単な日常会話を学びました。

◎Lコース 「中国語講座」

講師 張 耀雄氏

ハングル入門講座と同様に今年度新たに開講した講座で、中国の歴史、日本文化との比較等も織りませ、簡単な中国語会話を楽しくうかがいました。

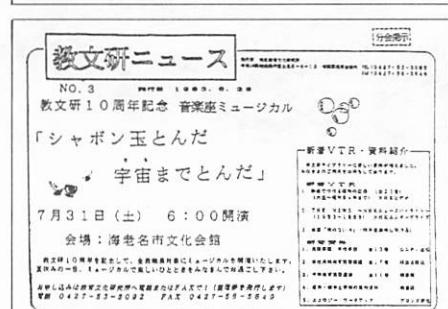
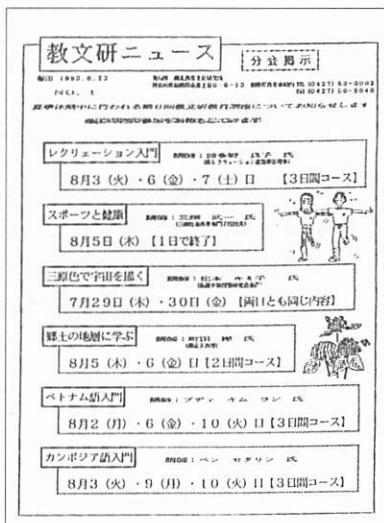
(2) 親と子の映画会の開催

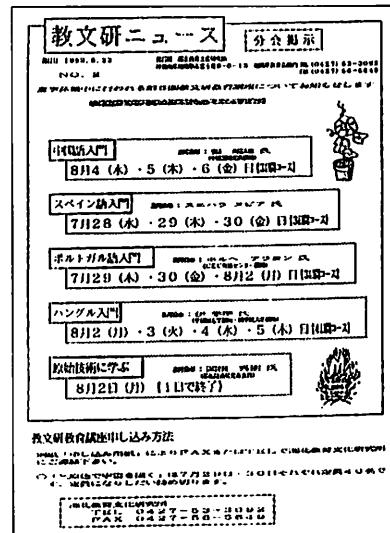
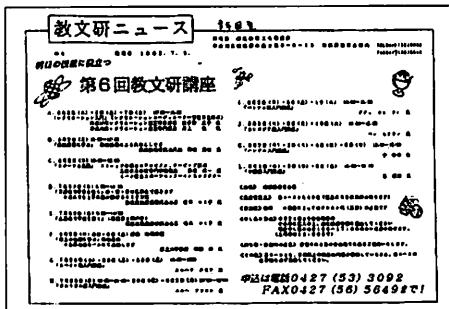
湘北教育文化研究所は、相模原教育会館との共催事業として、毎年「親と子の映画会」を開催しています。今年度は、津久井地区、相模原地区、厚愛地区、高和地区において映画上映会「うしろの正面だあれ」を開催し、多くの参加を得て盛大に行われました。

(3) 教文研だより・教育文化の発行

◎教文研だより

第13号 教文研ライブナリー紹介





◎教育文化

第10号 「子どもの権利条約をめぐって」一番ヶ瀬康子先生講演記録

(4) 相模湖分局開設と分局フィルム・ライブラリーの充実

一昨年度湘北教育文化研究所の津久井町立教育研究所内に湘北教育文化研究所津久井分局を設立したのに続き、本年度は、相模湖町・桂北公民館に相模湖分局を開設することができました。また、津久井分局については地域の教職員や住民の一層の利用促進をめざし、ビデオソフト・ライブラリーの充実をはかりました。湘北は広い地域にまたがっていますので、分局が二ヶ所になったことで、教文研の資料が利用しやすくなつたとたいへんよろこばれており、ライブラリーの利用度もあがっています。

(5) 保護者・教職員のための資料の充実

利用者の要望にこたえ、手軽に利用しやすいビデオを中心にさまざまなジャンルからその充実をはかりました。

今年度新たに購入した資料は以下の通りです。

ビデオテープ

- | | | |
|-----------------|------|---------------|
| 1 ヨーロッパの解放 1 | 181分 | |
| ヨーロッパの解放 2 | 130分 | |
| ヨーロッパの解放 3 | 159分 | |
| 2 グンス ウィズ ウルブズ | 180分 | |
| 3 カサブランカ | 103分 | |
| 4 夢 | 120分 | |
| 5 映像でつづる昭和の記録 1 | | 幕あける昭和の時代 |
| 映像でつづる昭和の記録 2 | | 銀座の柳と軍靴の響き |
| 映像でつづる昭和の記録 3 | | 非常時日本 |
| 映像でつづる昭和の記録 4 | | 日中全面戦争 |
| 映像でつづる昭和の記録 5 | | 太平洋戦争勃発 |
| 映像でつづる昭和の記録 6 | | 緒戦の勝利 |
| 映像でつづる昭和の記録 7 | | 連合軍総反撃 |
| 映像でつづる昭和の記録 8 | | 敗色日々に濃し |
| 映像でつづる昭和の記録 9 | | 戦争終結 |
| 映像でつづる昭和の記録10 | | 焦土の中から |
| 映像でつづる昭和の記録11 | | 占領と民主化への歩み |
| 映像でつづる昭和の記録12 | | 再建の道けわし |
| 映像でつづる昭和の記録13 | | 講話条約調印 |
| 映像でつづる昭和の記録14 | | 独立はしたけれど |
| 映像でつづる昭和の記録15 | | 政界再編と神武景気 |
| 映像でつづる昭和の記録16 | | もはや戦後ではない |
| 映像でつづる昭和の記録17 | | 消費革命の時代へ |
| 映像でつづる昭和の記録18 | | 安保闘争と高度成長 |
| 映像でつづる昭和の記録19 | | 先進国への道 |
| 映像でつづる昭和の記録20 | | 東京オリンピック |
| 映像でつづる昭和の記録21 | | 経済大国をめざして |
| 映像でつづる昭和の記録22 | | 昭和元禄 |
| 映像でつづる昭和の記録23 | | 繁栄と公害の中で |
| 映像でつづる昭和の記録24 | | 「列島改造」と石油ショック |
| 映像でつづる昭和の記録25 | | 高度成長の終えん |
| 映像でつづる昭和の記録26 | | 混迷の時代へ |
| 映像でつづる昭和の記録27 | | 景気低迷と省エネルギー |
| 映像でつづる昭和の記録28 | | 経済摩擦と防衛問題 |
| 映像でつづる昭和の記録29 | | 東西緊張と黒字国日本 |
| 映像でつづる昭和の記録30 | | 貿易摩擦と情報化社会 |
| 映像でつづる昭和の記録31 | | 円高・国際化の中の日本 |

映像でつづる昭和の記録32 昭和から平成へ

- 6 日本国憲法
- 7 橋のない川 139分
- 8 共生への道 ~日本の先住民族・アイヌ~ 30分

(6) 「湘北教文研10周年記念ミュージカル」の開催

湘北教文研は昨年度10周年を迎え、記念事業として音楽座ミュージカル「シャボン玉とんだ宇宙までとんだ」の公演を7月31日、海老名市文化会館にて開催しました。地域に開かれた教育文化の創造をめざし、教文研をより広く知ってもらうことをめざしたこの公演は、大ホールが満席となる好評でした。

(7) 国際交流教育の推進

湘北教文研は設立10周年を記念し、これまでの事業を見直し、国際社会にふさわしい活動に積極的に取り組むことを新しい柱の一つとして、今年度次の事業に取り組みました

① 日韓親善ユースバスケットボール後援・交流団派遣

92年度、大韓民国ソウル特別市にある弘益大学付属中学校バスケットボール選手団が海老名市を訪問し、海老名市内中学校バスケットボールチームと親善試合やホームステイ等を通じて交流を深めました。今年度は、海老名市立大谷中学校選手団が訪韓し、弘益大学付属中学校と日韓親善ユースバスケットボールソウル大会を開催することとなりました。

湘北教育文化研究所は、国際交流教育の一環として、この日韓親善事業を後援し、交流団を8月2日から5日間大韓民国へ派遣ました。交流団は大谷中学校選手団に随行し、弘益大学付属中学校と交流を深めるとともに、今後の日韓親善事業について協議しました。また、大韓民国の教育事情についても、ソウル特別市や大邱直轄市を中心に視察しました。

② タイ国ボランティア視察

子どもたちの教育と自主自立をめざす活動を支援し、現地の人たちの生活に合わせたボランティア活動をめざし、タイに視察団を派遣しました。団員は9月18日から24日まで現地を訪問し、現地のプロジェクトを見学しました。発育盛りの子どもたちにたんぱく質や塩分が不足しがちな現状と、先生方と生徒たちが一緒になってその解決に取り組んでいる姿に接し、今後の国際協力のあり方に関して有意義な収穫がありました。

3. 今後に向けて

より充実した活動の展開をはかるため、今までの教文研の活動の見直しを行っています。今後も「教育文化研究所」の運動を保護者・地域住民・教職員の連帯のもと、充実・発展させていきます。また、民主教育と文化を確立するための理論ならびに実証的研究を展開し、地域に開かれた教育文化を創造していきます。

中地区教育文化研究所のとりくみ

1. はじめに

中地区教育文化研究所は、設立された7年目を迎えました。この間、保護者・地域住民とともに知恵を出し合いながら、創造的な教育文化活動を行うという設立の意義をふまえ、様々な活動を推進してきました。

今年度も、基本方針のもと、「地域文化研究委員会」、「教育課程研究委員会」、「授業・行事づくり研究委員会」、「障害児教育研究委員会」の4研究委員会の活動を中心にして、教育実践学習会、教育講演会、親と子による映画会・写生会、教育懇談会等の活動を行ってきました。

今年度で「教育課程研究委員会」の中の社会科部会と保健科部会がまとめとなり、来年度は新たな教科部会を発足します。

I. 事業推進の基本方針

- (1) 子どものよりよい成長と生きる力を培う文化活動の充実をはかります。
- (2) 教職員の見識を高める文化活動の充実をはかります。
- (3) 保護者・地域労働者と教職員の連携を深め、平和教育の基礎を作ります。
- (4) 研究会・実践学習会・講演会等を開催し、問題の共通理解と深化をはかりながら、保護者・地域との協力体制づくりをめざします。

II. 事業の概要（1993年度の主な事業）

・教育実践学習会

- | | |
|--|--------|
| 第1回 9月28日 「子どもたちに、満足感をとりもどすには？」 | 二見 幸夫氏 |
| 第2回 11月29日 「ムーブメント教育について」 | 永松 裕希氏 |
| 第3回 2月1日 「在日韓国・朝鮮人への今日的な問題とその背景 パートII」 | 斐 重度氏 |

・教育講演会

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 第1回 6月3日 「日本国憲法と国際貢献について」 | 姜 尚中氏 |
| 第2回 1月25日 「どうして、学校にいかなくなつたの？」 | 永田 實氏 |

・親と子で見る映画会

平塚・二宮・伊勢原・秦野の各会場

・親と子による写生会

秦野・平塚・伊勢原・大磯の各会場

・機関誌発行

「ひらく」13号、14号の発行

中地区教文研1994「所報」の発行

「障害児研だより」の発行

・障害児教育懇談会の開催「共に学び、共に育つ手立てを求めて」

・教育懇談会の開催

全中学校ブロック33会場で実施

事業活動報告

1. 「地域文化研究委員会」

(1) 親と子で見る映画会

今年度で20回目をむかえる「親と子で見る映画会」が、平塚、秦野、伊勢原、中郡の4会場で行われました。親子のふれあいの場として、毎年夏休みに実施してきましたが、今回も三千名をこえる親子で各会場が賑わいました。

今年は、自然の大切さを幼児にもわかりやすく描いた「のどか森のリトルジョイ」と、暗く苦しい戦時下にありながら、夢を持ち、たくましく生きた少年たちをおそった空襲の悲惨さを語りかける「おばけ煙突のうた」の二本を上映しました。

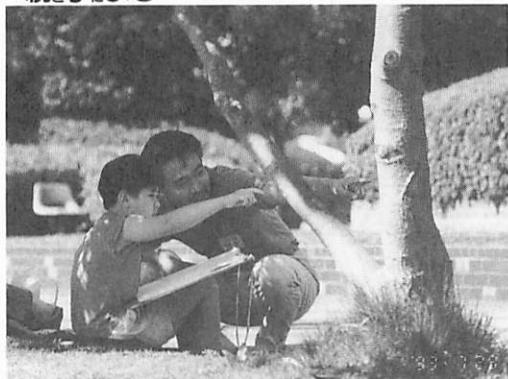


1993年度

第17回

親と子による

写生会



(2) 親と子による写生会

暑い陽射しの中、第17回「親と子による写生会」を、平塚市総合公園、秦野市中央運動公園、伊勢原市総合運動公園、県立大磯城山公園の4会場で実施しました。

今回は、より地域に根付いた写生会にするため、地域の方にお願いする講師を昨年よりもさらに2名増やすことができました。各会場では、夢中になって絵筆を動かす子どもたちや、それを見守り、時に筆をとる保護者の姿がとても印象的でした。参加者も昨年を百名

以上も上まわり、また、その作品のほとんどを12月25日(土)・26日(日)の二日間、平塚市美術館「市民アートギャラリー」に展示し、とても充実した写生会とすることができました。今後も、より一層の内容の充実をはかり、地域に根付いた活動にしていきたいと考えています。

(3) 地域行事と子どもたち

地域行事と子どもたちとの関わりについて調査し、考察する活動を当委員会では4年間にわたり重ねてきました。月一回ではありますが学校五日制が定着している現在、子どもたちからの地域行事への関心や要望はとても高いものがあります。しかし、地域によっては、それに対応できる施設や機会が不足していたり、また、行事を知らせるチラシも、きちんと情報として子どもに伝えられていない実態がつかめてきました。今後も、子どもたちにとって、よりよい地域行事やその伝達方法のあり方等を探り、活動を深めていきたいと考えています。

2. 「教育課程研究委員会」

(1) 人権・平和教育部会

人権教育と平和教育について

本部会は、これまでのとりくみのなかで、平和教育は人権教育と密接に結びついているとの認識で研究を進めてきました。

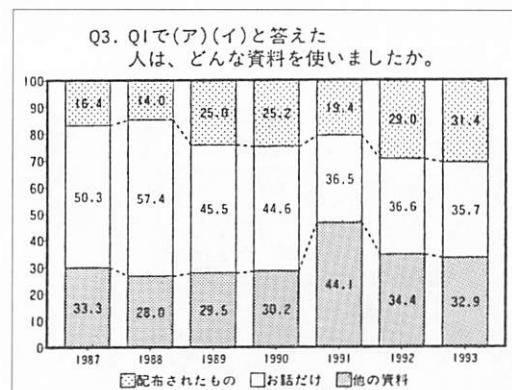
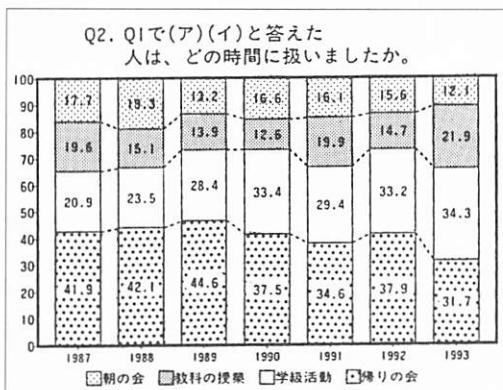
今年度は、「人権・平和意識の高揚」というテーマのもと、「7・5全県平和教育の日」や実践学習会にとりくみました。

「人権の保障=平和」と考えると、“身近な人権問題を解決することを通して「平和」をつくりだす”という姿勢を育てていくことが大切です。

① 「7・5全県平和教育の日」のとりくみ

7月5日から9日に設定した平和教育週間の中で、各分会ごとにさまざまな実践にとりくみました。この際、神教組の教育情報とともに、わたしたちの部会で作成した独自資料を全組合員に配布しました。

下の資料は、その時におこなったアンケートの集計結果の一部です。



② 教育実践学習会

2月1日、昨年度に引き続き、川崎市ふれあい館館長の斐 重度（ペエ・チュンド）氏をお招きして、「在日韓国・朝鮮人への今日的な問題点とその背景パートII」という演題で講演していただきました。戦後の歴史的背景の中で、在日韓国・朝鮮人が「外国人」として扱われてきた経過にふれ、日本人がいかに現代史に隠された事実を知らないかということを話されました。また、子ども達が積極的に在日問題にかかわることによって、子ども達を含めた地域社会が変わってきたという事例をもとに、学校での教育実践の大切さを強調されました。

~~~~~ 現代史の一部 ~~~~  
1945年9月2日…敗戦が確定した日  
1947年5月2日…「外国人登録令」が  
出された日  
1950年6月25日…朝鮮戦争勃発  
1952年4月28日…日本が独立した日  
1953年7月27日…休戦協定結ばれる



## (2) 社会科部会

### ① 研究テーマ

今年度の社会科部会は、基本的に昨年度の研究を引き継ぐ形で進められてきた。昨年度の本部会では「子どもに興味・関心をもたせる資料・教材発見」というテーマに沿って研究が進められてきた。社会科においては、資料・教材といったものが、授業を組み立てていく際にとても重要なポイントとなる、という考え方を基にして設定されたテーマであった。定期的に開かれた研究会において、小学校・中学校それぞれの部員から日々の授業実践や個々に収集した資料等が持ち寄られ、その資料についての説明や報告を中心にしての活動であった。こうした部員相互の情報・意見交換から今年度もスタートした。

その中で今年度は、資料や教材を少しでも共有のものにしたいとの考えからテーマを絞ることにした。部会では「環境」に眼を向けた。現代社会における環境学習の役割は非常に大きなものがある。しかし、小・中学校においては「環境科」の様な科目は存在せず、環境についてまとまった形で系統的に学ぶ機会は極めて少ない。そのために小学校・中学校では環境についての取り組み方に違いがあつたり、教科書の中に環境を視点とした内容が少なかつたりという状況になっている。これは小学校・中学校のそれぞれが、社会科の中で「何をどの様にどこまでおさえるか。」「どの様な資料を使いどの様に授業を組み立てるのか。」といったことが十分に検討されていないために起こるのだろうと考えた。こうして今年度の社会科部会は「環境」を主軸に研究に取り組むこととなった。

### ② 活動について（教研集会・定期研究会）

教研集会に向けて、部員一人ひとりが「環境」に関わる実践レポートを持ち寄って検討した。小学校3年から中学校2年までのレポートを「農業・食物関連単元」「都市問題」「生活環境」に分類して整理すると、小・中学校における環境の取り上げ方の相違点がよく見えてきた。資料の発掘と授業の組み立てという視点でまとめられた実践レポートであったが、大別すると体験や調査活動を重視している小学校と基礎的な知識の習得を重視している中学校とに分かれた。実践報告や意見の交換を通して、小学校教師は中学校での実践を、中学校教師は小学校での実践をお互いに知ることができた。また、その中で相互に学ぶべき事柄の多いことを再認識させられた。今後実践していく上での数々の問題はあるが、小・中学校それぞれが工夫を重ねていく必要がある。

教研集会以後も同テーマで研究を進めた。部員の一人が、今年度各地に大きな被害をもたらした例の大型台風が通過した直後に、九州で録画した映像を見せてくれた。台風災害に襲われた直後の街の様子が生々しく伝わってきた。また、『環境読本』（神奈川県高教組環境読本編集委員会・東研出版）という本が紹介され、環境問題についての認識を深め、資料発掘のヒントとして役立った。

### ③ まとめ

今年度の課題として①資料の発掘②授業の組み立て③小中の交流があげられていた。限られた時間の中でこれらの課題が十分に検討されたとは思えないが、この1年間で多くの資料が紹介され、意見交換がなされた。また、テーマを絞った上で小・中学校の授業の比較検討を深めることができた。各部員が刺激し合い、共有できる様な資料を見い出せた1年間であった。小中混合の本部会での実践交流は、学ぶことが多かった。今後、より一層の小中の連携、学びあいが必要だと思われる。

### (3) 保健科（性教育）部会

#### ① テーマ

これから性教育のとりくみ～小学校・中学校の関わりを通して～

#### ② はじめに

保健科部会が発足してから、2年がたちました。各小中学校の学級担任や、養護教諭15名の有志により、現代の性教育のあり方について、特にAIDS問題について、学習会を中心進めました。

現在、学校現場において、性教育の大切さは誰もが感じています。私たちは今、目の前にいる子どもたちに、何を伝えていくべきなのか、何を共に学んでいたら良いのかに悩んでいるのが現状ですが、一歩ずつその状況から、考えて行く場にすすんでいるのも事実です。そこで、保健科部会では様々な立場・様々な方面からの性教育に関する意見や視点をあつめること、性に関する事件や問題について学習していくこと、授業の実践をすることなどを、本年度の活動方針・内容としました。

#### ③ 活動計画

- ・研究テーマを設定する。
- ・様々な資料の収集や意見交換を通して、性教育について考えていく。
- ・講演会への参加や、授業実践を行っていく。

#### ④ 活動内容

五回の部会を通して、下記のような活動をしました。

- ・授業実践の記録や、性教育に関する資料を集めました。本年度末には、それを資料集として製本し、各学校へ配布しました。
- ・教研集会報告へ向けて、各学校での実践等の話し合いをしました。また、報告会終了後には、AIDS教育を含めた性教育のあり方等の反省をしました。
- ・昨年度に引き続き、AIDS専門医 岩室紳也医師を招聘してのAIDS教育学習会をひらきました。

#### ⑤ まとめ

性教育だけを考えていればよかつた時代から最近はAIDS教育があらたに加わってきました。本年度、六年生を対象に授業を展開した学校が4校ありました。情報の洪水の中で育っている今の子どもたちには、性に関する知識が、良きにつけ悪しきにつけ入っています。実際に低学年の子どもたちの会話の中に「ブルセラ」「AIDS」等の言葉が入ってきています。そのような場面に出会うたびに、子どもたちに正しい知識を伝えていかなければなければならないことを痛感します。

性に関することは、一人ひとりの発達に左右されますが、自分が成長して、いろいろな場面に出会った時に、自分の力で乗り越えられるようになっていて欲しいと思います。そのため情報の氾濫している現代、正しい行動ができるための知識を持たせるために、AIDS教育を含めた性教育を実践していかなければならないと思います。

### 3. 「事業・行事づくり研究委員会」

私たち授業・行事づくり研究委員会のメンバーは、肩ひじを張らず、思ったまま・感じたままを出しあうことを大切にして研究を進めている。

93年度は、学校や学級で取り組んでいる行事（生活科の授業を含めた）を通し、子どもの姿に見られた問題点を浮きぼりにし、私たち教師の指導のあり方や子どもへの接し方の是非について問い合わせ直すことをテーマに取り上げた。

#### (1) 行事に見られた子どもの姿（問題点）

- ・全体に、活動意欲・企画力・行動力が、以前の子どもに比べて低下してきている。
- ・学級会等での発言の減少など、人より目立つ行為を避けたがる子どもが多い。
- ・学級の友だちと人間関係が結べずに、孤立しがちな子どもが増えてきている。
- ・その年齢に達しているなら、当然できて然るべき事ができない子どもが増えている。
- ・行事をエスケープする生徒も見受けられる。

#### (2) 教師から見た行事の問題点

- ・「そつの無い」行事運営に力点が置かれがちで、子どもの成長にとって必要だと考えられる体験がどんどん省かれてきているように感じる。
- ・安全面等の制約が強調されるあまり、子どもたちに十分な体験をさせてあげられない面がある。
- ・発足当初は、創造的新鮮だった行事も、回を重ねると、マニュアル化されてしまい、マンネリに陥っている感がある。
- ・子ども主体の行事の創造にとって、「時間」は大きな壁になっている。

#### (3) 問題解決に向けて（子どもが、行事を通して満足感を得るには）

研究委員会では、上記の問題点を踏まえた定例会での討議や、情宣資料「ひらく」、教育実践学習会での問題提起や提案を通じ、次のようなことを確認しました。

- ・バーベキュー大会等、活動の自由度が大きく、子どもが自らの役割をイメージしやすい行事の場合、子どもたちは見ちがえるような自主性を示す。
- ・今の子どもの実態から、初めから自主性や主体性を求めて無理があろう。ある程度の子どもの自由度を押さえても、指導すべき点はきっと指導していくことも大切であろう。
- ・何のためにその「行事」を行うのか、目的を教師が明確に押さえておく必要があろう。目的が明確になり、他の行事との関係性も押さえられていれば、手立てや方法は自ら明らかになってこよう。
- ・授業を含めた日常の学校生活の中でも、教師と子ども、子ども相互の間に、パーソナルな人間関係が育つように心がけて指導にあたる必要があろう。
- ・子どもたちは、自由度の高い面白い活動だけでなく、文化的に高いものに憧れを持つ面もある。教師は、全て子どもまかせにするのではなく、行事の質的な向上にも目を向けていく必要があろう。

行事に限ったことではないが、子どもの育ちを保障し、しかも子どもの満足感を引き出していくことは大変に困難な側面がある。しかし、「何のために」という問い合わせ直していく試みだけでも、現在の行事の在り様は大きく変わるものではいなだらうか。行事を通じ、日常何気なく行っている教育活動を振り返させられた一年であった。

#### 4. 「障害児教育研究委員会」

今年度は、「小学校・中学校の連携をすすめるための実践研究」を中心に、各地区（三市二町）ごとに研究をすすめ、意見交換を行った。

##### (1) 主な活動内容

###### A. 障害児教育懇談会

7月8日(木)、平塚市教育会館で、「共に学び、共に育つための手だてを求めて」をテーマに第17回障害児教育懇談会を開催した。平塚の七夕祭期間中にもかかわらず、多数の保護者、教職員、施設関係者、介助員等の参加を得ることができた。教職員の中に、普通学級の担任が参加してくれた事はこの会の前進であると思われる。また、この会を保護者への情報提供の場としていくために、各地区の「親の会」や「作業所」の紹介も行った。

今年度は、学校五日制をふまえた余暇の過ごし方、学校生活における悩み、進路の問題等を柱に全体会とグループ別討議を行った。話し合いを進めるうちに、小・中学校の交流の様子や普通級との交流の状況が地区ごとにかなり様子が違う事がわかった。とりわけ大磯町での人権教育に基づいた交流の実践は、他地区にとって、おおいに参考となるものであった。しかしながら、全体としては小・中学校の相互理解が不足しており、保護者からも、中学校入学への不安や子どもへの共通理解の必要性が指摘された。また、行政に対して学童保育等の要望もだされた。

さらに、この懇談会の中で、

- ①小・中学校の教師間や児童・生徒の交流の必要性については、今年度の中地区教研のテーマとしてとりくんでいく事。
  - ②話し合いの時間が足りなかったことや言いっぱなしで発展性がない等の問題点に対して、教研交流集会に保護者等の参加を呼びかける事。
- が確認された。

###### B. 教育実践学習会

11月29日(月)、「ムーブメント教育」について、横浜国立大学附属養護学校教諭の永松裕希氏を講師に迎え、子どもの喜びや幸福感の達成につながる指導の講演と具体的な実践をしていただいた。参加された方々にも実際に体を動かして「ムーブメント」を体験してもらい、とても好評だったので、来年度もひきつづき行うこととした。

##### (2) 今後の課題

障害児教育研究委員会の活動が、これまでのような障害児学級とその担任からの問題提起に重点をおいたものから、教職員全体で障害児と親の抱えている問題について考えていく様に、何らかの手だてをみつけていくことが必要である。

## 5. 「教文ライブラリー」

中地区教育文化研究所では、創造的な教育文化活動を推進するために、ビデオテープ・16ミリフィルム・書籍・パネル・スライド・カセットテープ・CDなどの資料の充実をはかっています。貸し出された資料は、日常の授業はもとより、学習会・教育懇談会や各種団体、地域の人々に広く活用されています。

### ＜中地区教文ライブラリー 所蔵フィルム・ビデオテープ（抜粋）＞

#### ◎平和教育関係

##### ◆16ミリ

- ・雨はやさしく
- ・核戦争
- ・トビウオのほうやはぴょうきです
- ・ひろしまのエノキ

##### ◆ビデオテープ

- ・夏服の少女たち  
　　ヒロシマ・昭和20年8月6日
- ・黒い足跡  
　　日本は中国で何をしたか
- ・黒い雨にうたれて
- ・ほたるの墓
- ・ヒロシマから子どもたちへ
- ・戦場の子どもたちへ

#### ◎人権教育関係

##### ◆16ミリ

- ・アパルトヘイトの子どもたち
- ・さくらんぼ坊や 2・4
- ・海のコウモリ

##### ◆ビデオテープ

- ・青い目茶色い目
- ・やがて春…

#### ◎環境問題関係

##### ◆16ミリ

- ・なっちゃんのケヤキ

##### ◆ビデオテープ

- ・NHK特集 地球汚染1・2
- ・NHK調査報告  
　　 Chernobyl 原発事故
- ・それでもあなたは食べますか
- ・自然の中の人間  
　　自然を大切にすること

#### ◎その他

##### ◆16ミリ

- ・おこんじょうるり
- ・べっかんこ鬼
- ・子ども達へ

##### ◆ビデオテープ

- ・ティーンの性教育シリーズ①②③
- ・アーニ性教育ビデオ  
　　ふしぎだなシリーズ①～⑦
- ・AIDS その正体と予防
- ・受胎 THE MIRACLE OF LIFE
- ・教科書裁判
- ・魔女の宅急便

## 6. 「今後に向けて」

昨年度、二つの教科部会が発足し、教研活動と関連しながら2年間とりくんできました。今後社会科部会については、教文研活動と離れても引き続き活動していくことが確認されています。

来年度も、新たに二つの教科部会を発足させることにより、より教研活動と関連しながら、新たな交流の可能性の模索をしていきます。

今後も教育懇談会運動等を通して、保護者・地域住民と連携を深め、創造的な教育文化活動をすすめていきます。

# 西湘地区教育文化研究所のとりくみ

西湘地区教育文化研究所（教文研）は、『西湘の教育・文化活動を発展させると同時に、県民の立場に立って、民主教育と文化を確立するために設置された神奈川県教育文化研究所の事業を西湘地区で推進することを目的とする。』としています。西湘地区教育文化研究所では91年に組織改革を行い、専任所員を置くとともに運営規定を明文化しその取り組みの活性化を図ってきました。

教文研は目的に、「地域に開かれた」ものであることを掲げています。93年度は、そのことを念頭に置き、地域の方たちの参加を求めるべく、次のような点を考慮して運営に当たってきました。

- ・教文研講座については、地域の方たちの参加を得やすい内容を考えると共に、実技講座を増やす。また、募集の方法に工夫する。
- ・ビデオライブラリーについては、ジャンルを広げると共に、所有する本数を増やす。
- ・「教育を守る会」等を通して働きかけを行う。また、映画会や講座の参加者に対しても情宣を行う。

## 1. 事業の概要

### (1) 「平和教育」の取り組み

#### ① 「7・5全県平和教育の日」の取り組み

1984年7月5日に「神奈川非核兵器県宣言」が発せられたのを契機として始まった「全県平和教育の日」の取り組みが9年目を迎えました。6月23日、平和教育担当者会議を開催し、「7・5」の取り組みを強化すると共に、日常的な平和教育の前進をはかることを主眼とした提起を行いました。

恒例の「親と子のよい映画を見る会」についても、環境問題を扱った「カッパの三平」と平和について扱った「潜水艦に恋をしたクジラの話」の試写を会議の前段で行い、さらに、子どもたちへの紹介活動を積極的に行うことを提起しました。

今年度の取り組みでは、児童・生徒の反応も含めて、全体に内容の濃いものが見られました。具体的には、「おこりじぞう」「石うすの歌」「トビウオのぼうやはびょうきです」など物語資料を用いた実践のほか、学級通信などを通して地域・家庭へも訴えかける実践等、例年にも増して幅広い視野からの報告が寄せられました。また、PKOをテーマにした実践もいくつかあり、国際貢献のあり方を含め、この問題に対する関心の高さがうかがわれました。

年間を通した平和教育の実践に向け、平和教育推進委員会が「平和教育カレンダー」を作成、全組合員に配布しました。また、執行部は報告書をもとに使用教材一覧を掲載した「教文ニュース」を発行しました。

#### ②親と子のよい映画を見る会

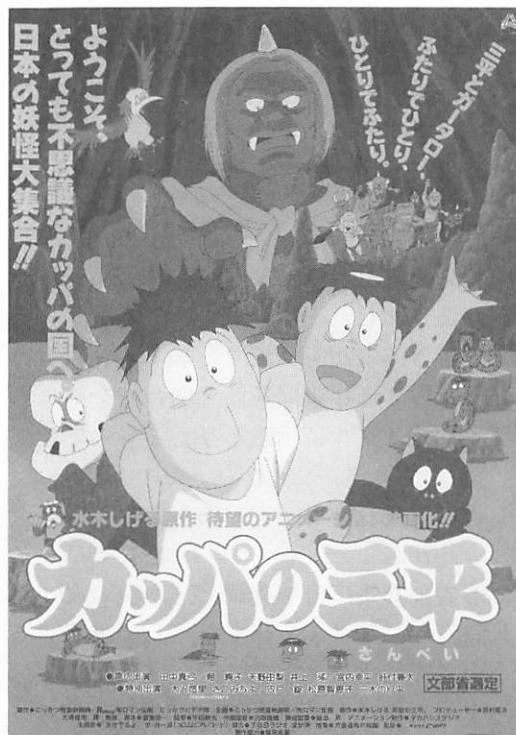
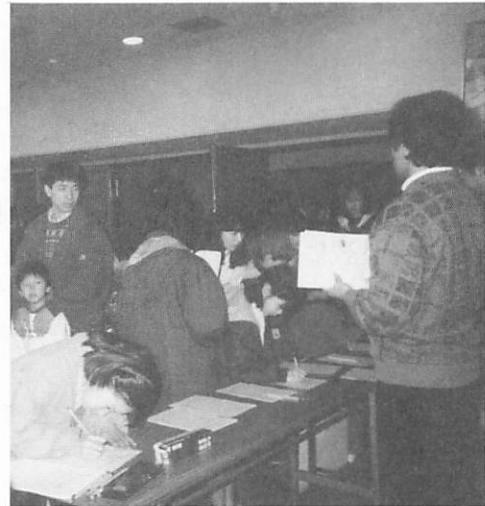
7月10日松田町民文化センター、2月20日小田原中央公民館を会場に行いました。に

っかつ児童映画製作のアニメ「カッパの三平」を上映しました。昨年度から、入場料を無料とし、より多くの子どもたちに鑑賞してもらえるようにしてきました。7月は、各地域の諸行事等と重なってしまったことなどの理由から、入場者は350人にとどまりました。2月は450人の入場者で行いました。

映画は、主人公をとりまく自然環境について扱った作品です。入場者の多くが鑑賞して良かったという印象を持ったようです。

また、2月の開催では、地域の養護施設の子どもたちを招待（交通費を支給）し、喜んでもらいました。

今後も、開催時期や情宣方法等を考え、より多くの子どもたち、保護者に鑑賞してもらえるように努力していく予定です。



### 第20回 西湘地区親と子のよい映画をみる会



**入 場 無 料**

**とき** 2月 20日(日)

**小田原市中央公民館**  
(小田原市役所となり)

**じかん** 10:00~11:45 | 1:30~3:15

**主 催** 西湘地区教育文化研究所  
**共催** 西湘地区教職員組合

※演員の場合には入場をお断りすることがあります。

**入場整理券**

当日この券を受付に提出下さい。  
この券一枚で3人まで使えます。

**同 時 上 映**



|     |     |
|-----|-----|
| 小学校 | 年 齢 |
| 中   | なん  |

## (2) 教文研講座

### ◎第1回 「学校の外から見つめ直す不登校とエイズ教育」

保坂展人氏（教育ジャーナリスト）

\*11月2日(火) 小田原保健センター 約140名参加

講師が取材して制作した「フリースクールガイド」「エイズ～本当にこわいのは何か」の2本のビデオの視聴を中心に話が進みました。

不登校については、「学校に行かない・行けない」子どもたちの生の声や生活実態をはじめ、学校の抱える問題点などについて知ることができました。

また、エイズ教育については、知識を得るだけでなく、「エイズ患者の人権」や「エイズ患者といかに生きるか」を考えること、そして恐ろしいのはエイズという病気そのものではなく、「エイズに対する無知」やそれに伴ういわれのない差別であることが指摘されました。

### ◎第2回 松竹映画「学校」鑑賞会

\*11月13日(土) 小田原オリオン座 642名が割引券使用で鑑賞

夜間中学に通う子どもとそれを取り巻く人たちの心の交流やかかわりあいを描いたこの作品は、山田洋次監督、西田敏行主演作品で、新聞各紙やその他のマスコミが取り上げた話題作です。

各分会に組合員1名につき1枚の割引券を配布し、退職教職員にも割引券を送付しました。また、タウン誌に記事の掲載を依頼し、地域の方から往復葉書で申し込み受付を行うなど、参加者の拡大に努めました。

### ◎第3回 「どうなる！私の年金」村井謙一氏（日教組年金検討委員会副代表）

\*12月14日(火) 小田原労働センター 約130名

「公的年金制度の一覧と概要」「共済年金の将来見通し」「1985年改正の概要」「基礎年金の問題点と改革」という4つの柱から話がありました。

確実に迎える高齢化社会での、公的年金の先行き不安が叫ばれています。日教組の「年金検討委員会」の副代表として、長きにわたって「年金問題」と関わりを持ってきた講師の話は、分かりやすく、参加者のライフサイクルに示唆を与えるものでした。

### ◎第4回 「みんなでリコーダーアンサンブル」吉沢実氏（リコーダー演奏家）

\*1月29日(土) 小田原中央公民館 約70名

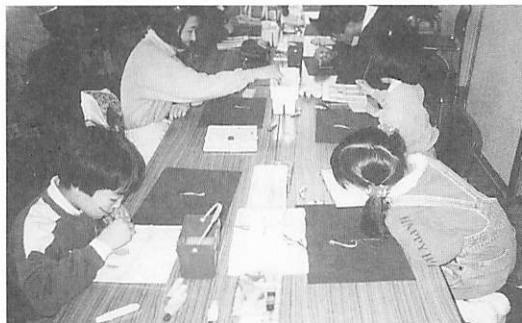
小学校3年生以上を対象とし、タウン誌にも参加募集広告を掲載し、地域の人々にも広く参加を呼びかけました。講師がNHK教育テレビ「ふえはうたう」に出演しており、知名度が高かったこともあり、定員を大きく越える参加者で講座は始まりました。小学校3年生から大人まで、初心者から上級者までと受講者のレベルに差があったものの、講師の巧みな指導や模範演奏によって、参加者はリコーダーアンサンブルの楽しさを堪能することができました。

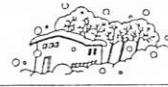
◎第5回「教科書裁判を通して考える憲法」高島伸欣氏（筑波大附属高校教諭）

\* 2月3日(木) 南足柄市文化会館 約420名

講師は、自身が執筆した高校教科書用の原稿をめぐり「違憲・違法な検定意見で執筆を断念させられるなど精神的な苦痛を受けた」として93年6月横浜地方裁判所に国家賠償を求める訴えを起こしました。

講演の中では、問題となった当時の小学校や中学校の教科書などの記述を参考にして、裁判に対する氏の考え方や1980年代に行われた教科書「偏向」攻撃の内容を、分かりやすく話して下さいました。表現する自由を守り、過去の事実を正しく伝えることの重要さを考えさせられる講演でした。



|                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                |                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p>センゴホショウトジュウグンイアンフモンダイキョウブンケンコウザ<sup>ナ</sup>6<br/>         1993年4月2日、東京地方裁判所に、太平洋戦争中占領日本軍兵士らの「慰安婦」にされ、性的虐待を受けたとされるフィリピン人女性18人が「日本軍の行為は国際慣習法上の人道に対する罪に当たる」などとして、日本政府を相手に戦後補償を求める訴えを起こしました。</p> | <p>高木健一氏は、この裁判において弁護団長をつとめてられます。</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>何をしてきたか?<br/>         今、何をすべきか!?</p> |
| <p>第6回 「教文研講座」</p> <h2>『戦後補償と従軍慰安婦問題』</h2> <p>講師 高木 健一 氏 (ナガキ ヒロシ)<br/>         会期 1994年2月18日(金) 17:00~<br/>         会場 小田原市労働センター大会議室</p>                                                      | <p>キョウブンケンコウザ<sup>ナ</sup>6 * センゴホショウトジュウグンイアンフモンダイ<br/>         第20回「西湘地区親と子のよい映画を見る会」</p> <h2>『カッパの三平』</h2> <p>全入場無料<br/>         &amp;『せんせい橋に恋をしたクジラの話』</p> <p>とき 1994年2月20日(日)<br/>         ところ 小田原市中央公民館<br/>         10:00~・13:30~の2回</p> | <p>分会二割以上を!</p>                         |
| <p>年各分会での取組みをよろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                    |  <p>西湘地区教育文化研究所<br/>         所長 山崎 幸與<br/>         ☎ 0465-35-1771</p>                                                                                       |                                         |



◎第6回「戦後補償と従軍慰安婦問題」高木健一氏（弁護士＝フィリピン「従軍慰安婦補償請求裁判弁護団）

\* 2月18日(金) 小田原労働センター 約140名

1993年4月、太平洋戦争中占領日本軍兵士らの「慰安婦」にされ、性的虐待を受けたとされるフィリピン女性18人が、「日本軍の行為は国際慣習法上の人道に対する罪に当たる」などとして、日本政府を相手に戦後補償を求める訴えを東京地方裁判所に起こしました。講師は、この訴訟において原告の弁護団長を務めています。

日本政府が行ってきた、対内的・対外的戦後処理について話がありました。そして、今後どのように戦後補償を行っていくべきかを、講師が戦後処理問題に関わってきた「韓国」「サハリン」「香港」「フィリピン」などアジアの国々を中心に話して下さいました。

◎第7回「作ってみよう！自分の湯のみ」中里浩子氏（陶芸家＝陶芸教室講師）

\* 2月27日(日) 小田原城山『工房ヒロコ』 18名

小学生以上を対象とし、タウン誌にも参加募集広告を掲載し、地域の人々にも広く参加を呼びかけました。

ほとんどの参加者が初心者でしたが、講師のていねいで熱心な指導の下、和やかな雰囲気の中、自分の湯のみ作りに励みました。素焼きにする前の段階までで講座は終了しましたが、どの参加者も自分の作品が出来上がるのが待ち遠しいといった面持ちで会場を後にしました。

◎第8回「身近なものから考える環境問題」千葉保氏（鎌倉市立七里ヶ浜小学校教諭）

\* 3月2日(水) 小田原保健センター 約130名

講師は、自らの授業実践をもとに、神教組・各地区教組の教研集会等の「環境と教育」分科会の共同研究者や環境教育の後援会の講師として活躍しています。

ハンバーガーやコカコーラなど、子どもたちが大好きで、身边に感じやすい食べ物を教材に使って行った授業実践の話をして下さいました。これから、授業実践のために、そして、自分自身『環境問題』を問い合わせるために役立つ話でした。



◎第9回「楽しく描こう！～キミ子方式で（絵画教室）」

松本一郎氏（キミコ・プラン・ドウ）

\* 3月6日 西湘地区教育会館 20名

小学生以上を対象とし、タウン誌にも参加募集広告を掲載し、地域の人々にも広く参加を呼びかけました。

キミ子方式は、「3原色と白の絵の具だけを使い、自分で自分の色をつくる」「はみ

出したら、画用紙を継ぎ足す」「触ることによって、筆の運び方を理解しながら描く」など独特な絵の描き方をさせます。当日は、「もやし」をテーマに講習を行いました。講師の分かりやすくていいねいな説明の後、実技に移りました。

最初は、自分の思った色が出せずにいましたが、最後には、3原色だけで自分の思った色が出せるようになりました。また、もやしを上手に描くことができ、満足そうな顔をしていました。参加者からは、「楽しかった。2回、3回と続けて受講できるといい」といったような希望も寄せられるなど、成功的のうちに終わりました。

### (3) 教育懇談会運動の取り組み

教育懇談会運動の活性化に向けて、5月11日に第1回学区委員会を開催しました。執行部から昨年度の反省について報告し、その上に立った今年度の取り組みを以。下のように提案しました。

- ・1学期中に1回目の開催ができるようにする。
- ・『学校5日制』など今日的な教育課題をテーマにする。
- ・講演会形式等、会の形式を工夫して開催する。

その後、各中学校区ごとに分かれて、今年度の教育懇談会推進の体制作り等について話し合いました。

10月19日には、第2回学区委員会を開催し、未開催のところでは、本年度中に必ず1回の開催を、また、開催済みの中学校区でも2回目の開催に向けての取り組みをという提起をしました。講演会形式で開催した「鴨宮中学校区」の取り組みと、懇談会形式で開催した「城南中学校区」の取り組みの実践報告を受け、中学校区ごとの分散会に移りました。

今日的教育状況を克服し、そして、35入学級や教育改革としての完全学校5日制をの早期実現をはかるには、地域・保護者の理解が不可欠であり、保護者の教育要求を吸い上げ私たちの運動に結び付けることが必要です。そのためにも、この教育懇談会運動は重要な役割を担っていると言うことができます。今年度は、昨年度と比べると開催した中学校区が増えました。今後、地域に根ざした教育運動の発展のために、よりいっそう取り組みを強化していきます。

教育懇談会実施状況

| 月 | 日  | 中学校区 | テ　マ　・　内　容                            | 参　加　人　数 |     |    | 会　場      |
|---|----|------|--------------------------------------|---------|-----|----|----------|
|   |    |      |                                      | 保護者     | 教職員 | 計  |          |
| 6 | 22 | 松田中  | 「今、子どもたちは……」<br>子どもの意欲化、部活等について      | 0       | 11  | 11 | 仲町屋公民館   |
| 6 | 23 | 文命中  | 「子どもたちのようす」<br>遊び・習い事・健康等について        | 8       | 15  | 23 | 開成町民センター |
| 6 | 29 | 千代中  | 「平和について」<br>映画・スライドの鑑賞と懇談            | 6       | 20  | 26 | 上府中公民館   |
| 7 | 8  | 城南中  | 「学校5日制における学校と家庭のあり方」<br>実施後の学校・家庭の様子 | 21      | 18  | 39 | 板橋公民館    |

|    |    |      |                                       |    |    |    |                  |
|----|----|------|---------------------------------------|----|----|----|------------------|
| 7  | 9  | 鶴宮中  | 「子どもの権利条約と大人の役目」<br>弁護士 山田政康氏による講演    | 8  | 29 | 37 | 鶴宮中体育館           |
| 7  | 17 | 白鶴中  | 「白鶴中学区の子供の生活と育成について」<br>子供の実態・部活等について | 5  | 24 | 29 | 新玉小理科室           |
| 7  | 29 | 片浦中  | 「学校5日制と地震対策」<br>1年間を経過して & 地震への取り組み   |    |    |    | 石橋・米神・根府川・江ノ浦公民館 |
| 9  | 9  | 北足柄中 | 「新しい学力観・新しい評価について」<br>学校・学習・遊びのこと     | 5  | 7  | 12 | 内山児童館            |
| 9  | 10 | 国府津中 | 「小田原にも空襲があった」<br>飯田耀子先生による講演会         | 16 | 15 | 31 | 国府津公民館           |
| 9  | 22 | 足柄台中 | 「学校5日制について」<br>土曜日の過ごし方の実態等について       | 27 | 31 | 58 | 竹松公民館            |
| 10 | 8  | 酒匂中  | 「学校5日制と地域」<br>映画「親父が町に帰ってきた」懇談        | 0  | 21 | 21 | 中央公民館酒匂分室        |
| 10 | 15 | 泉中   | 「すばらしい性について」<br>石井クリニック医院 石井豊氏の講演     | 40 | 36 | 76 | 泉中学校体育館          |
| 10 | 29 | 山北中  | 「いじめについて」<br>映画「はばたけ明日への瞳」と懇談         | 14 | 20 | 34 | 山北町老人憩いの家        |
| 11 | 12 | 城北中  | 「望ましい学校5日制のあり方」<br>子どもたちの生活と学力について    | 27 | 25 | 52 | 尊徳記念館            |
| 11 | 18 | 湘光中  | 「子どもたちの食生活と健康」<br>映画視聴と懇談（給食のとり方など）   | 18 | 14 | 32 | 大井町中央公民館         |
| 11 | 19 | 岡本中  | 「人権について」<br>映画「青空へキック」と懇談             | 22 | 4  | 26 | 岡本研修会館           |
| 11 | 26 | 白山中  | 「子どもたちとのふれあい」<br>ビデオ「子どもたちの食卓」と懇談     | 5  | 20 | 25 | 久野小学校図書室         |
| 12 | 4  | 真鶴中  | 「子供の生活のリズムを考える」<br>ビデオ「生活のリズム」と懇談     | 12 | 17 | 29 | 真鶴市民センター         |
| 1  | 19 | 三保中  | 「からだぼくしへ健康体操」<br>講演（富山基録氏）、実技と懇談      | 11 | 19 | 30 | 山北町中川児童館         |

### 3. 教文研ライブラリーの貸出し・その他

教文研には、平和教育用・保健教育用・人権教育用など20本の16ミリフィルムと約250本のビデオソフトなどが用意されています。1993年度は、ビデオソフトの充実に取り組み、ジャンルを広げてきました。その結果、のべ約870本の貸出し（前年度は約100本）があり、利用度が飛躍的に増しました。機器の利用度も伸びてきています。

また、平和教育推進委員会では、「平和教育ハンドブック」の発行を94年度初めを目指し、委員会を開催してきました。言の葉編集委員会でも、94年度初めに「語り継ぐ言の葉」の発行を予定しています。

### 4. 今後に向けて

93年度は取り組みへの地域の方たちの参加も増え、また、ビデオの貸出等も飛躍的に増しました。

今後も、地域に開かれ、平和と人権に根ざした活動をめざし、県教文研や各地区教文研と連携をとる中、地域・保護者と連携した運動を進めていく必要があります。そのためには、機会あるごとに教文研の活動を地域の方たちに紹介していくことや組合員一人ひとりが教育懇談会等に積極的に関わっていくことも重要な課題となっています。



## 教育とこころの健康 I

—ゆとりを中心として—

研究評議員 林 洋一



### 1. はじめに

文化の継承とその新たな創造的・発展的展開を期して行われる学校教育の中で、その中核をなす教科教育と並んで、子どもたちの心身の健康な発達を促進することは非常に大切な課題になっている。そして、子どもたちの健康な発達を図るためにには、教育を担う教師もまた心身ともに健康であることが必要であろうし、また学校という社会的システムそれ自体が健康なものでなければならない。

だが、教育相談の第一線に立ってみると、現在の学校の中で子どもたちや教師たちは必ずしも健康な生活を送っているとはいえないようと思われる。そして、そのことは学校の内外で生じる子どものさまざまな問題行動、たとえば非行やいじめなどの反社会的行動や不登校をはじめとする非社会的行動の発生に非常に大きな影響を与えていていると考えられるのである。

もちろん、子どもたちの心身の健康を損なう要因は、学校の外にもたくさん存在する。たとえば、学歴社会を背景とする受験戦争が子どもたちに多大なストレスを与え、心身の健康を脅かしていることは明白な事実であろう。また、家庭内の不和や両親の別居・離婚などの家族問題も、子どものこころの健康を損なう要因となる。さらに、きょうだい間での深刻な葛藤に悩む子どももいるかもしれない。その他にも、休みなく放映されるテレビ番組やテレビ・コマーシャルが子どもたちに好ましくない影響を与えることがあるかもしれないし、雑誌などマスメディアの中にも子どもの健康なこころの発達を阻害する可能性を持つものがあるようと思われる。

筆者はここ数年来、中高年男性のメンタルヘルスに関する調査・研究を行ってきた。そして、会社などの社会的組織の中で生きる人たちの間に不可避的に生じる心理・社会的ストレスに対する適切な対処行動（コーピング）の必要性や、心身の健康に関する啓蒙的教育活動（「健康教育」）の欠如を痛感してきたのである。それと同時に、会社などの組織においては、身体的な健康管理は定期健康診断をはじめとしてかなり充実しているが、こころの健康管理についてはほとんど適切な対応策がとられていないことも明らかになってきた。

また、筆者は神奈川県教育文化研究所の「親と教師の教育相談室」の教育相談員として、こころの健康を失ったように思われる子どもたちやその親たちと、悩みや苦しみや将来への不安などを共有してきた。そして、こころの健康という問題は、子どもと大人という年

齢的な差異、学校と会社という組織的・制度的な差異に關係なく、一人の人間として生きていくときに最も重要な課題の一つではないかと思うようになってきたのである。

そこで本稿では、こころの健康という問題について、とくに教育との関係を中心として考察することにしたい。

## 2. こころの健康とは何か

健康の問題について検討するときに最も大きくかつ基本的な問題は、どのような状態を「健康」と定義するかということであろう。世界保健機構（WHO）では、「健康とは、単に疾病、虚弱がないだけではなく、身体的にも、心理的にも、社会的にも、よい状態であるということである」としている。この定義によれば、身体的健康は身体的疾患がないだけではなく、身体がその人にとって十分適切に機能していることが必要になる。同様に、精神的に健康であるということは精神病や神経症などの精神的疾患がないだけではなく、その人の精神が外的環境や自分自身に対して有効に機能し、社会的にもよい状態でなければならない。

WHOの健康の定義は、心身の健康についての理解を深め、「健康が、単に病気でないという以上のもの」であることを明確に示している点で重要な意味を持っている。だが、とくにこころの健康についてみると、「よい状態」とは何かを判断・規定することは容易ではない。そこで、従来の研究においてこころの健康に関する重要な概念（キーワード）として取り上げられているものを長田（1986）を参考にしてリストアップすると次のようなものが考えられる。

- ・自分自身をよく理解していること
- ・他者をよく理解できること
- ・行動や感情が成熟していること
- ・欲求不満耐性があること
- ・自分にふさわしい目標を立てられること
- ・人格が統合されており一貫性があること
- ・外的・内的な不安や脅威を克服できること
- ・積極的に社会参加できること
- ・自ら選択した職業に満足していること
- ・思考や対人関係に、柔軟性や協調性があること
- ・他者を愛し尊重することができること
- ・生活を楽しむゆとりがあること

（長田、1986を一部改変）

さらに、長田はマズロー（Maslow, A. H.）の自己実現やフランクル（Frankl, V. E.）の自己超越などをこころの健康の維持・増進の重要な概念として取り上げているが、筆者はこれらにエリクソン（Erikson, E. H.）のアイデンティティを加えれば、おおむねこころの健康に関するキーワードはカバーできるのではないかと考えている。

だが、これらのキーワードの概念規定は必ずしも厳密なものではなく多義的なものが多い。したがって、その一つ一つについて慎重な論議が必要であろうが、本稿ではその最初

のステップとして、ゆとりの問題を取り上げて論議することにしたい。

ゆとりを最初に取り上げるのは、これらのキーワードの中で最も重要なものであるからという訳ではない。だが、ゆとりは義務教育段階で導入された「ゆとりの時間」の意味や価値に関する問題であり、また学校五日制に密接に関連するテーマであること、さらには近年よく指摘されている教育現場の多忙化の問題とも深い関係を持っているからである。もちろん、家庭におけるいわゆる父親の不在という問題も、他の先進諸国と比較すると相対的に長い労働時間や遠距離通勤などの要因を介して、父親のゆとりと強く関連しているのは明らかな事実であろう。つまり、ゆとりは子どもたちとも案外密接な関連を持っている概念なのである。

### 3. ゆとりとこころの健康

ゆとりとこころの健康について考察するときには、まずゆとりが何を意味するかを明確にしておく必要がある。ゆとりとは、一般的・辞書な意味では、「ものごとに余裕があること、窮屈でないこと」を意味する。

だが、この言葉は日常用語であり、心理学の専門用語としては定着しているわけではない。それは、わが国の代表的な心理学関係の事典である平凡社の『心理学事典』(1981)を見ても、また『文部省学術用語集－心理学編』(1986)を見ても「ゆとり」も「余裕」も「窮屈」も掲載されていないことにも示されている。そこで、まず最初にゆとりに関連すると思われる心理学用語をいくつか選び、それについて考察することでゆとりの特質を明らかにしていきたい。

#### ① フラストレーションとゆとり

フラストレーションは、一般には欲求不満あるいは要求阻止などと訳されている。つまり、フラストレーションは、何らかの欲求の満足が得られない状態を指す言葉である。この状態では、人や動物などの有機体の緊張が高まり、欲求を充足しようとする行動が生じる。ゆとりがあれば、フラストレーションは存在しないかかなり小さなものですむ可能性があるであろう。

フラストレーションに関する心理学的な理論の中で最も有名なのが「フラストレーションー攻撃仮説」である。この仮説は、ドーラード (Dollard, J., 1939) によって提唱されたものであり、欲求不満は必ず何らかの攻撃反応（攻撃行動）を引き起こすというものである。攻撃には直接的・身体的なものばかりではなく、間接的・精神的なものもありうる。さらに、攻撃が自分自身に向けられることもあり、自傷行為や自殺はその例と考えることができるとされている。

さらに、攻撃の強さはフラストレーションの大きさに比例し、攻撃に対する罰が予測される場合は一般に攻撃が抑制される。だが、攻撃衝動それ自体はそのまま残り、罰が比較的小ない対象に向けられる。換言すればより弱い者に対して攻撃の対象が変更されることになるのである。（たとえば、学校の中では、反抗しない弱い子に対するいじめがこれに相当するであろう。）

ドーラードの理論は大きな反響を引き起したが、その後の研究で欲求不満が必ずしも明確な形での攻撃反応に結びつかない場合があることも示された。現在の時点では、フ

ストレーションは攻撃を引き起こす必要条件の一つであることは認められているが、十分条件ではないと考えられている。

ところで、ある程度のゆとりがあれば、フラストレーションが生じる可能性はかなり低くなる。たとえば、食べ物にゆとりがあれば飢えて苦しむことはないし、経済的なゆとりがあれば欲しいものが手に入らずイライラすることはない。つまり、ゆとりはフラストレーションを抑制するのである。「金持ち喧嘩せず」ということわざは、このようなことを示していると考えてもよいであろう。

だが、人間の欲求はとどまるところをしらない（つまり、現実には、金持ちはよく喧嘩をするのである）。したがって、第三者から見れば非常に恵まれた経済状態にあっても、本人は何らかの欲求不満を持っているのが普通である。適當なところで「足ることを知る」ことが、ゆとりを生み出すのかもしれない。

教育の中でフラストレーションと密接に関係するものとしては、学歴社会の中での受験戦争を考えることができるであろう。つまり、社会に出たときにより高い地位や収入をめざすためには、一流大学を優秀な成績で出ることが非常に有利な条件になる。そのためには、入学試験はもとより普段の試験においてより高い得点（成績）を得ることが必要であり、それが得られない場合には親にも子にもフラストレーションが生じるのである。子どもの学習成績に一喜一憂する親はとくにフラストレーションを感じやすいであろうし、成績が期待ほどではない場合には、より強い勉強への圧力を子どもにかけるであろう。その結果、子どもに強いフラストレーションが生じ、それが反社会的行動や非社会的行動の原因となることもあるかもしれない。

## ②ストレスとゆとり

ストレスは、生理学者のセリエ（Selye, H., 1935）によって用いられた概念であり、生体に加えられた様々な刺激によってその本来の活動が歪み、それに対応してある種の異常反応が生じることをいう。ストレスを生み出す刺激をストレッサー（ストレス刺激）、ストレッサーにさらされた生体の反応をストレス反応という。

ストレッサーには物理・化学的なものと心理・社会的なものがある。たとえば、騒音、高熱、異臭などは物理・化学的なストレッサーであり、受験の失敗、親や配偶者の死、会社の倒産や失業、学校や社内での対人関係のトラブルなどは心理・社会的なストレッサーである。

身体のちょっとした不調はストレスの初期反応（警告反応期）であり、さらにストレスにさらされ続けると血圧が上がったりする強い反応が生じるようになる（抵抗期）。それでもストレスが続くと、極度に身体が疲労したり、病気や障害を引き起こすことになる（消耗期）。代表的なストレス病には、高血圧、消化性潰瘍（十二指腸潰瘍、胃潰瘍、潰瘍性大腸炎など）などがある。近年、大人ばかりではなく子どもたちの間にもこのような疾患が生じているといわれているが、それは子どもたちにも強いストレスがかかっていることを示すものといってもよいであろう。

現代社会に生きるわれわれにとって、ストレスと全く無縁に暮らすことは不可能に近い。したがって、できるだけストレスをためないようにするとともに、ストレッサーに負けないような抵抗力をつけることが必要になってくる。つまり、ストレス耐性を育てることが

求められるのである。

ゆとりは、ストレスをやわらげ、ストレス耐性を高めるのに役立つ。子どもでも大人でもゆとりのない生活を送っていると、ストレスがたまリストレス病になる可能性があるのであるのである。

### ③モラトリアムとゆとり

ゆとりに関連する心理学用語の一つは、エリクソンによって提唱された「モラトリアム」という言葉である。モラトリアムはもともとは経済用語であり、債権や債務の決裁を一定期間猶予するという意味を持っている。エリクソンはこの「モラトリアム」という言葉を社会が大人になるために青年に与える猶予期間の意味で用い、発達的・精神分析学的な意義を与えた。つまり、青年が自分に合った生き方を見つけるために試行錯誤することが認められる期間がモラトリアムであり、その時期は一人前の大人としての社会的責任をとることを猶予されるのである。そして、そのモラトリアム期間に様々な分野の学問を学んだり、アルバイトを体験したり、様々な遊びを経験しながら、自分にふさわしい職業や生き方を選択するための準備を行う。

さらに、この時期に何人かの異性と付き合うことによって、自分に最も合う配偶者を選択する。青年期の恋愛は、その意味で実験的であり、そのままでは「結婚」という社会的制度に結びつかない場合が多い。恋愛における「自由」が最も保障されているのがこの時期なのである。

このように、モラトリアムの時期は大人になるための修行期間である。修行は一般的には苦しいものであり、できれば早く終わらせて一人前の大人になりたいと思うものであろう。たとえば、下積みの板前として修行している人は、早く修行を終えて一人前の板前になり、いずれは独立して自分の店を持ちたいと考えるはずである。これが古典的意味でのモラトリアムである。

だが、最近はモラトリアムの意味がかなり変質してきた。それは、モラトリアムが自由で快適なものになってきたからである。たとえば青年である大学生の場合、その主な「仕事」である「勉強」は、新しい外国語などを最初から学び、それを専門的に勉強する場合を除けば、それほどつらいものではない。卒業論文を書く場合にはそれなりの努力が必要であるが、卒論が必修ではないことも多い。居住環境についても、かつてのような四畳半のボロアパートに暮らす学生はほとんどいなくなった。それほど広くはないが、テレビもビデオも電話もステレオも、さらにはクーラーもある快適なワンルームでの一人暮らしを楽しんでいる学生は少なくない。経済的な側面でも、親からの仕送りやアルバイト収入でそれほど困らない。学生の必要経費である本代などは、親に別途請求すればよいのである。

このような快適な学生生活は、できればやめたくない。社会に出るのは、遅ければ遅いほどよいと考えるのも当然であろう。短大生や専門学校生でも、程度の差はあれ同様な傾向は認められるのである。

だが、このような一見「甘え」とも見られるモラトリアムは無意味であろうか。筆者は必ずしもそうは思わない。それは、自分の可能性を探求するための重要な期間になるからである。自分がどのような生き方をすべきかを、最初から迷わず決められる人は少ない。恋愛について考えてみても、初恋の相手とそのまま結婚するという例は稀であろう。愛に

も、試行錯誤はつきものなのである。

また、交友関係についてみても、学生時代の友人はいつになんでもなつかしく、利害・打算を離れて付き合うことができる。筆者の経験では、同じ学生でも、学部時代の友人の方が大学院時代の友人よりもずっと付き合いやすく話しやすい。友人となった年齢がより若いときの方が、自然な付き合いができるのかもしれない。青年期のモラトリアムは、人生に必要なゆとりの一つなのである。もちろん、モラトリアムには、ゆとりにはない「修行」という要素も含まれている。したがって、本来のモラトリアムにはある種の厳しさが伴うが、自分の人生の可能性を確認するという意味では、ゆとりとモラトリアムには共通する要素があるのである。

子どもたちのについても、その主な仕事である勉強だけではなく、その子の可能性をのばすためのモラトリアムが必要であろう。子ども時代それ自体が持つ価値を大切にし、子ども時代は大人になるための準備期間としての意味を持つだけではないことを大人たちは深く認識する必要がある。たとえば、不登校の子どもたちはある種のモラトリアム状態にあると考えれば、かれらをもう少し温かい目で見るゆとりが周囲の人たちに生まれるのではないだろうか。

#### ④自己実現とゆとり

自己実現とは、自己のあるべき姿（自我理想）に向かって進んでいく過程を意味する言葉である。つまり、自己実現は人間の持つ欲求の一種ではあるが飢えや渴きのように欠乏している何かを求めるということではなく、本当に価値あるもの、つまり真、善、美、完全性、創造性などを自己の信念にしたがって追求することなのである。

その意味で、自己実現を志向する場合には他者からの評価にとらわれたり、それによって自分の考え方や行動に影響を受けることは少ない。だが、いかに自己実現を計るといつても第三者からの全く理解されなくなってしまった後、単なる独善や自己満足とかわらなくなってしまう可能性もある。

筆者は、われわれのこころの健康は、「自己受容」と「自己実現」という二つの概念のバランスをとることで得られると考えている。自己受容とは、自己の現在の姿を素直にそのまま受け入れるというものであり、これがなければフラストレーションやストレスがたまり、心身の健康が損なわれる。だが、単に受容しているだけではより健康な精神を形成することにはならず、人間としての発展も望めない。したがって、自己の現在の状態をある程度認めながら、その人にふさわしい形での自己実現を計るというのが望ましい生き方であるように思われる所以である。

自己実現のパターンには、当然個人差がある。芸術的な創作に意欲を燃やす人があれば、スポーツに打ち込む人もある。ボランティア活動を行う人も、盆栽づくりに情熱をかける人もある。つまり、どのような対象であっても、その人にとって生きがいとなるようなものの見い出しそれを追求することが自己実現につながるのである。

このような自己実現を期すためには、ある程度のゆとりが必要である。本来の自己実現は、ゆとりがあろうがあるまいが、またその活動が他人から認められても認められなくても、こころの底から沸き上がる強いエネルギーによって行われるものであろう。だが、現実には、時間的なゆとりや経済的なゆとりがなければ健全な形での自己実現を期すことは

できない。つまり、ゆとりは自己実現の必要条件なのである。

ここで気をつけなければならないことは、単なる自己表現と自己実現とは異なるということである。だが、現在のわが国のようにマスメディアが発達しモノと情報にあふれた社会では、モノによる自己表現が自己実現の代替物のようになる場合がある。たとえば、大平（1990）のいう「モノ語りの人々」もその一種であろう。

モノ語りとは、高価で趣味性の強いある種のモノ、たとえばブランド品のバッグやスカーフ、高価なペット、見栄えのよい異性を求め、それらを獲得することで自分の生き方を見つけたかのように感じている人々のことである。大平は、最近精神科の外来に軽い精神的な不調を訴えてやってくる人々の中に、このような人々が目立つようになったことに注目した。さらに、彼はこれらの人々がある特定のモノについて非常に深い知識と関心を持って情熱的に話すことから「モノ語りの人々」と命名したのである。

自己実現にある種の自己表現が伴うことは珍しくはないが、自己表現することで自己実現を計ったつもりになり、実生活の破綻を防ごうとするメカニズムが「モノ語りの人々」にはみられるのである。モノによらない自己実現を目指すことは、それほどやさしくはない。モノはお金が買えることができるが、自己実現はお金では買えないからである。また、自己実現はゆとりがあれば自動的に生まれるものでもない。そこには、人間としての強い意志が要求される。だが、現実の社会生活の中で自己実現を計るために、経済的・時間的・心理的なゆとりが不可欠であるのはいうまでもない。

それでは、教育の中での自己実現はどのように考えたらよいのであろうか。それには二つの側面があるように思われる。その一つは、教師自身の自己実現という問題である。子どもの自己実現を図るためにには、まず、教育を担当する教師が自己実現できるようにする必要がある。そのためには教師に時間的なゆとりを与え、自己啓発のための時間を確保することができるようになることが必要であろう。

もちろん、自己実現はゆとりがあれば自動的に生まれるものではない。そこには、その人の強い意志と努力が要求される。だが、現実の学校の中で教師が自己実現を計るために、経済的・時間的・心理的なゆとりが不可欠であるのはいうまでもない。有能な教師が自己実現を図ることができ、また充実した人生を送ることは、長い目でみれば教育界全体の発展につながる。つまり、学校や教育委員会、さらには文部省は教師がその人なりの自己実現を計るためのゆとりを生み出すのにできるだけのサポートをした方がよいのである。

最近、リフレッシュ休暇を認める民間企業が出てきたが、社員にゆとりを与えるという意味ではたいへんよい傾向だと思われる。ゆとりのない社員からは、ゆとりのない仕事しか出てこないからである。それと同様に、教育界も教師のリフレッシュ休暇やリフレッシュ研修を積極的に認めるという方向に動く必要があるのでないだろうか。私立大学の一部には、サバティカルという制度がある。それはある一定の年月（通常は7年）勤務すると、1年間の有給の研修期間を与えられるというものである。筆者も1年間のサバティカルを過ごしたが、自分自身や教育・研究を見直すよい機会となった。大学ばかりではなく、小学校や中学校の教員にもサバティカルのような自己研修のための期間が必要なのではないだろうか。その場合、公的な研修も考えられるが、それだけでは不十分であり、自分で判断して自分で行動するという自由が必要なのである。公的な研修に参加するか否かも本人の判断による方がよい。それを直ちに実現することは無理でも、もう少し教師に時間的

ゆとりを与えることは必要であり、そのためには学校に配置される事務系の職員を増員することなども必要であろう。

教育におけるもう一つの自己実現は、いうまでもなく教育の対象者である子ども自身の自己実現という問題である。だが、現在の学校制度では高校・大学の受験という問題があり、それを回避するために考えられたのが、小学校から大学までの一貫教育という考え方である。これが適切に機能しているか否かについては論議はあるし、一部の学校のエリート校化とも深いかかわり合いがあるので慎重に論議しなければならないが、そのような一貫教育がある種のゆとりをその学校の子どもたちにもたらしているという側面は否定できないであろう。

もちろん公立校では同じシステムはとれないが、進学希望者の高校全入や定員内不合格の廃止などによって、子どもたちにゆとりを増やすことがある程度まで可能なように思われる。そして、そのことによって、その子なりの自己実現を図る機会を増やすことができるのではないだろうか。同様に、不登校の子どもたちも、学校における相談指導学級（適応指導学級）や民間のフリースクールでその居場所を認められることによって、その時点でのその子なりの自己実現を図ることも不可能ではないと思われる。

子どもの自己実現についてはまだ明らかでないことが多く、このような視点からの研究もありない。したがって、ここではこれ以上ふれないが、学校教育は子どもなりの自己実現を保証するという方向に向けて改革される必要があるように思われる。

#### 4. ゆとりの意義の再検討

以上、きわめてラフにこころの健康に関わってのゆとりの心理学的な意義を考察してきた。だが、それらはいわば粗雑な概念的検討であり、より緻密な論議と実証的な検討が必要であろう。

また、教育におけるゆとりの問題について考えてみても、何をゆとりとみるか、またそれがどのような意味を持っているかという基本的な問題について十分な論議がなされていないように思われる。したがって、このような基本的なことを理論と実証の両側面から再検討していく必要があると思われる。それとともに、こころの健康という概念についても、特定の年代を超えて生涯発達的視点から考察することが大切である。

#### 引用・参考文献

大原健士郎編 1987 メンタルヘルス解説辞典 中央法規出版

大平 健 1990 豊かさの精神病理 岩波新書

長田久雄 1986 臨床心理学の基礎 林 洋一・榎本博明編 現代心理学 北大路書房  
新版心理学事典 1981 平凡社

林 洋一 1993 過剰適応の病理 教文研だより第63号 神奈川県教育文化研究所

林 洋一 1994 生涯発達とこころの健康 サポート第1号 医療法人財団青山会

文部省 1986 学術用語集 心理学編 日本学術振興会

(白百合女子大学教授)

# 新学力観と生涯学習政策



研究評議員 広瀬 隆雄

## 1 新学力観とは何か

### (1) 新学力観をめぐって

1989年に改訂された新学習指導要領は、目指すべき学力観として「新しい学力観」を提示した。学んだ知識や技術の量よりも、学習に対する意欲や主体性を重視する考え方である。

これにともなって、教育評価のあり方も改訂された。観点別学習状況を重視し、子どもたちの長所をできるだけ評価するという、新しい指導要録の誕生である。また、こうした動きを受けて、高校入試の選抜方法も大きく変化した。偏差値で示される学力のみでなく、意欲・態度・行動力を積極的に評価しようとする動きが各地でみられるようになった。推薦制の導入、面接の重視、ボランティア活動の評価など、新たな入試方法を取り入れる高校が増大した。なかには、調査書に記入された観点別学習状況や行動の記録を点数化しようとする自治体もあらわれた。

しかし、新学力観の導入にともなって、学校現場ではとまどいの声があがっている。子どもの内面にかかわる「関心・意欲・態度」をどのように客観的に評価すればよいのか。日常の子どもたちの一挙一動に目を配り、克明にメモをする教師が増えたという。正確に評価しようとすればするほど、教師の仕事は増え、さらに多忙になる。一方、授業中教師の顔色をうかがったり、ボランティア活動に参加する子どもが目立つようになったという指摘もある。生徒会役員への立候補者が急に増えた学校もあるという。

新学力観の問題は、主に教育内容や教育評価にかかわる問題として論議されているが、生活科の新設、選択教科の拡大、学校5日制の実施、単位制高校・総合学科高校の創設といった動向とも深く関連している。子どもの主体性の重視を基調にしつつ、既存の教育制度をできるだけ弾力化しようという政策理念にもとづいて、これらの改革は進められている。

### (2) 新学力観とは何か

そもそも新学力観とは何か、またそのどこが新しいのだろうか。たとえば、新学習指導要領の総則（小学校）の部分では、次のように述べている。

「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。／学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応出来る能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」（下線部分、広瀬。以下同じ）

今回の改訂で新たに加わったのが下線部で、ここにみられる学力観を「新しい学力観」とよんでいる。すなわち、①自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応出来る能力、②基礎的・基本的内容の徹底、③個性を生かす教育、の三点である。文部省の指導要録改善調査研究協力者会議の主査を担当した奥田真丈は、新学習指導要領の総則で示された三つの目標について、「これが今回の改訂でめざした究極のねらいである」（『徹底討論 絶対評価の考え方』1992年）とのべている。

新学力観の基本には、「知識・理解」や「技能」という〈見える学力〉に対し、それを下から支える「関心・意欲・態度」や「思考力・判断力」といった、〈見えない学力〉を重視する考え方がある。ここでいう〈見える〉、〈見えない〉というのは一種の比喩にすぎないが、ようするにペーパーテストで客観的に評価できるような学力ではない、という点にその特徴がある。

しかし、このような新学力観の内容それ自体は、必ずしも新しいものではない。教育評価の研究に詳しい梶田叡一は、「こうした学力観は、内容的には別に新しくも何ともないものです。ずいぶん昔から『生きて働く学力』ということで言われ続けてきましたのです。……だから正確に言うと、『新たに、この時点でお互いに再認識し合うべき学力観』というふうに言った方がいいかもしれません」（梶田叡一「『新しい学力観』を考える」、人間教育研究協議会編『教育フォーラム12 学力観の転換』1993年5月発行所収）とのべている。たしかに子どもの学ぶ意欲や主体性を重視する考えは、戦後教育の出発点から一貫して追求されてきた、教育理念のひとつであった。それはまた、文部省の教育政策をリードする、主要な改革理念でもあった。

たとえば、第三の教育改革をめざし、戦後はじめて体系的な教育改革構想を打ち出した71年中教審答申では、新学力観と同じような内容が主張されていた。

「人間形成の根本問題は、今日の時代がひとりひとりの人間によりいっそう自主的、自律的に生きる力をもつことを要求しつつあることを示している。そのような力は、いろいろな知識・技術を修得することだけから生まれるものではなく、さまざまな資質・能力を統合する主体としての人格の育成にまたなければならない。」（1971年中教審答申）

ここには知識・技術の修得のみでなく、自主的・自律的に生きる力が必要だという「新しい学力観」が示されている。しかし、当時の文部省は、それを新学力観という形で全面に打ち出さなかった。それにはいくつかの理由があるが、一言でいえば、機が熟していないかったということである。画一的な教育制度や偏差値教育のもたらす弊害の顕在化、急激に変化する社会への対応や創造的・個性的な人材育成の必要性の増大、そして臨教審答申を契機とした教育改革への気運の高まり——こうしたさまざまの条件がそろってはじめて、新学力観を提起することに一定のリアリティが生まれてくる。今日の新学力観に新しさがあるとすれば、それは内容の点ではなく、現実改革の理念としてはじめてリアリティをもって打ち出された点にあるといえるだろう。

## 2 新学力観と文部省の動き

### (1) 新学力観の背景

新学力観というネーミングが功を奏したのか、最近の教育界では、この言葉が流行っている。それではこの言葉が使われだしたのは、いつ頃からなのか。この点について、ある

文部官僚はこうのべている。

「新しい学力観という言葉が今日よく使われている。この新しい学力観という言葉自体は、今回の学習指導要領の改訂作業のときには生まれていなかったが、評価・評定にかかる指導要録の改定作業を行っている段階で使われ始めたと記憶している。」（文部省初等中等教育局主任視学官 山極隆「新しい学力観とは」、人間教育研究協議会編『教育フォーラム12 学力観の転換』前掲書）

指導要録の改訂作業を行うために文部省の調査研究協力者会議が発足したのが1990年1月で、同会議が最終報告の「まとめ」を提出したのが1991年3月だから、新学力観という言葉が生まれたのも、その間の時期ということになる。ただし、同会議の「まとめ」を読んでも、そのなかには新学力観という言葉は一言も出てこない。「新学習指導要領の目指す学力観」という表現だけである。しかし、調査研究協力者会議の「まとめ」を発表するさいに、文部省が記者クラブに配布した「小学校及び中学校の指導要録の改善方針について」（91年3月7日）という文書には、「新学力観に立つ評価の重視」という言葉が使われており、マスコミ向けにキャンペーンを行おうとする意図が読み取れる。

ところで、この時期になぜ文部省は、新学力観という考えを打ち出そうとしたのか。梶田叡一によれば、新しい学力観なるものは、昔から「生きて働く学力」ということでいわれてきたが、いつの間にか、目に見える学力だけで勝負という風潮が強まってきて、このことに対する危機感が教育界の全体に広まってきた。自分の頭で判断するという姿勢がなければ、一定のモデルなき不透明な時代において、バリバリ仕事をしていくなどということができない。つまり見えない学力に支えられた生き方をしないと、大事なところで底力が出せず、力強く生きていけないからだという。

たしかに、80年代のはじめ頃から、子どもたちの間に校内暴力・不登校・いじめといった現象が頻繁にみられるようになり、子どもをめぐる「問題状況」が深刻化した。他方では、受験競争の激化にともなって、通塾する子どもが増大し、勉強はできるが無気力・無関心な子どもやたくましさを欠くひ弱なエリートの問題点が指摘されるようになった。このような状況が新学力観という考え方を生み出した要因であることは確かである。しかし、こうした観点からだけでなく、新学力観という言葉を新たにつくり出し、それによって教育改革を推進しようとした、文部省の「教育戦略」についてもみておく必要がある。

## (2) 文部省の教育戦略とのかかわり

まず第一にみておかなければならないのは、文部省における教育政策の基本路線にかかる問題である。臨教審答申を契機にして、文部省は、自由化と個性主義を基調とする臨教審路線を自らの政策の基本におくようになった。新学力観の提唱は、そうした姿勢の転換を象徴するものにはかならない。

周知のように、臨教審が設置された当初は、文部省と臨教審との関係は必ずしもしっくりいっていたわけではない。自由化論争にみられるように鋭い対立も存在していた。しかし、答申が出されてからは、文部省も臨教審の主張に理解を示すようになり、その方針を忠実に実行しようという姿勢に変わっていったのである。文部官僚の寺脇研は、その間の事情について、次のような興味ある証言を行っている。少し長くなるが引用してみよう。

「われわれは文部省の中に（臨教審を——注広瀬）おいてくれとたいへんな努力をしましたが、中曾根康弘総理は文部官僚にやらせることはできないと言ったのです。私はそ

の頃三十歳前の血氣さかんな頃で、怒っていましたよ。臨教審発足直後、文部省には敗北感が漂いました。それはともあれ、これまでの教育政策の何が問題なのか。臨教審によれば、時代は変わったという。誤解を恐れずに言えば、これまでの教育は発展途上国型の教育であり、これからは先進国型にしなければならないということです。それまでの、高度成長を支えた教育はいかに効率よく、いかに多くの人を教育するか、つまりマスプロ教育、量を追い求める教育だったわけです。これからは質を求める時代に入ったというわけです。その当時は腹が立ったけど、冷静になって考えてみると、そのとおりだと思った。」

「50年代はイジメ、校内暴力などが発生しました。国民の求めるものと、教育政策がズレていたわけです。もっとも、文部省には文部省なりの言い分があって、これだけ巨大な教育制度をいっきょに変えるわけにはいかない、そう簡単にはいかないと考えていた。しかし、もう待ちきれんということになって、臨教審が発足し、62年に答申を出した。生涯学習社会をつくる、学歴社会の打破ですよ。その答申を受けて、われわれはそのとおりにやりつつあるわけです。」（『別冊宝島183 「日本の教育」改造案』1993年8月）

もちろん臨教審の答申のすべてを文部省が忠実に実行しているわけではない。臨教審の提起した秋期入学制や6年制中等学校構想などは、ほとんど検討されることなくお蔵入りにされてしまっている。しかし、教育における画一性を打破し、規制緩和や弾力化を進めるべきだという臨教審の基本的な方針については、文部省はかなり忠実に実行しているといってよい。大学教育では、大学設置基準を弾力化し、高等教育の自由化策を積極的に展開した。高校教育では、単位制高校や総合制学科を創設し、特色のある高校づくりを進める一方、入試制度に関する規制緩和を行った。これらの弾力化政策は、高校教育以上に限られているとはいえ、公教育秩序に対する規制を重視してきた、これまでの文部行政からみれば、政策面における大きな転換といえる。

そして、教育制度面の改革だけでなく、教育内容に関しても、臨教審路線を継承したのが、新学力観の提起であった。これは、教育の機会均等の確保を最優先課題としてきた従来の文部行政に対し、政策の基本を個性重視の原則におくべきだという臨教審の主張に沿うものであった。

第二は、学校5日制とのかかわりである。学校5日制を推進するさいに、この新学力観の考え方を、大きな役割をはたした。

当初、学校5日制の実施に関しては、それに反対する世論の声が強くあった。子どもの学習負担が増える、あるいは子どもの学力が低下するのではないかといったことが、その主な理由であった。また学校5日制の専門家会議の正式名は、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」というきわめて長い名前がついていたが、これは自民党から5日制の実施は時期尚早であるという横槍が入ったために、学校5日制という言葉が使えなかったからである。

このように当時、学校5日制に対して、自民党も含めて否定的な空気が強かったのであるが、学校5日制を実施するためにはそうしたムードを開拓する必要があった。そこで文部省がとった戦略が、人々の学力観そのものを揺さぶり、新たな学力観を提示することで、学校5日制の実施を正当化しようとしたのである。

「教育水準を考えるに当たっては、学力を単なる知識や技能の量の問題としてとらえる

のではなく、その後の学習や生活に生きて働く資質や能力との関連においてとらえ直す必要がある。」

「学校週5日制を進めるに当たっては、学校や教師はもとより親や教育関係者をはじめ広く国民に、自ら考え主体的に判断し行動できる子供を育成する教育についての理解を求め、その実現に向けて積極的な協力を得ることが特に大切である。」

この二つの文章はいずれも、学校5日制を検討した専門家会議の最終報告からの引用である。そこには、学校で教え込まれた知識の量をもって学力とみなすのではなく、主体的に学ぶ意欲を重視する学力観こそ大事であり、国民にこのことを理解してもらわなければならないといった主張が読み取れる。このように、新学力観というキャッチフレーズは、学校5日制に反対する世論を突き崩すための“切り札”として、有効に使われたのである。業者テスト排除を偏差値教育の打破という正当論から説いたように、学校5日制の必要性をるべき学力論の観点から正当づけたわけである。

そして第三に指摘すべきことは、新学力観と生涯学習論との関係である。先の寺脇の発言に、「生涯学習社会をつくる、学歴社会の打破ですよ」といった箇所があるが、今日新学力観はこうした生涯学習論の文脈のなかに位置づけられ、語られている点に留意すべきである。つまり、生涯学習体系の構築という教育戦略の一環として、この新学力観が提唱されているのである。この問題は重要なので、章を改めて論じてみよう。

### 3 生涯学習論と新学力観

#### (1) 生涯学習と学校教育の役割

生涯学習の基本は、人々の自発的な学習、すなわち自己学習である。一生を通じて学び続けること、そのためには基礎的・基本的な内容の修得と学ぶ意欲の育成が必要となる。学校だけでなく、家庭や地域などのあらゆる教育空間で、それは行われるべきものとされる。

文部省が生涯学習論にもとづく教育政策をはじめて提起したのは、1971年の中教審答申であった。しかし、そこでは生涯学習の理念が語られただけであって、具体化すべき政策については今後の課題として残されていた。それから10年後の1981年に中教審は「生涯教育」の答申を発表した。教育政策の中心に生涯学習の問題を位置づけ、真正面から検討したのがこの答申であった。この81年の中教審答申の内容は、そのまま臨教審答申に引き継がれ、生涯学習体系の構築という形で練り上げられた。

それでは、81年中教審答申「生涯教育」のなかで、学校教育の役割はどのように位置づけられていたのだろうか。

同答申によれば、生涯学習とは「各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの」であり、「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとする」ものが、生涯教育であると定義する。このように生涯学習と生涯教育との概念区分をしたうえで、人の生涯を①成人するまでの時期、②成人期、③高齢期に分けて、それぞれの段階における生涯教育の課題を検討している。

学校教育の役割について触れているのは、①の成人するまでの時期のなかである。ここで扱っている学校教育は、初等中等教育であり、具体的には、幼稚園、小学校、中学校お

より高等学校である。同答申は、学校教育において生涯教育の観点を重視しなければならないとのべ、学習意欲の涵養と、個性に応じた多様化の必要性をあげている。「我が国の初等中等教育は、従来ややもすれば既成の知識を与えることに主眼を置く傾向が強かった」。これに対し、「小学校教育においては、まず児童の学習意欲の芽を育むことに教育の主眼を置き、具体的な活動を通じて学習指導を展開し、基礎的な知識・技術を修得させることを重視すべきである」。また「中学校教育においては、義務教育の最終段階として必須の基礎的知識・技能を確実に修得させるとともに、各人の個性の分化に十分配慮すべきである」。さらに「高等学校教育においては、生徒がその能力・適性や希望に応じて選択できる多様なコースを設け、かつ、生徒の学習意欲や将来の進路に応じて各コース間の移動を容易なものとする必要がある」としている。

つまり、小学校では、学ぶ意欲と基礎・基本の徹底を図り、能力や適性のちがいが大きくなる中学校や高等学校になるにしたがい、生徒の能力差に応じた教育内容の多様化を推進せよということである。これが生涯教育の観点からみた、学校教育の役割であり、各学校段階に応じた役割分担を指摘している点で特徴的である。しかし、いずれにしても、学ぶ意欲と基礎・基本の徹底という、今日の新学力観の内容が、生涯教育の観点から説かれている点に留意すべきである。

次に臨教審の答申をみてみよう。ここでは生涯学習論を最もよく展開している第2次答申（1986年）を取り上げてみる。

同答申は、「初等中等教育の改革」と題する章のなかで、「初等中等教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底を図るとともに、社会の変化や発展のなかで自らが主体的に学ぶ意志、態度、能力等の自己教育力の育成を図る」ことが必要であるとのべる。そして「とくに小学校段階においては、読・書・算の基礎の修得と社会性や情操などの涵養を重視する」「中等教育段階においては、とくに個性の伸長を重視する観点に立って、教育内容の多様化を図る」と主張する。

以上みてきたように、81年の中教審答申も86年の臨教審答申も、生涯学習と学校教育の役割に関して主張するところは同じである。小学校では基礎の徹底と学ぶ意欲の重視、中学校および高等学校では、それに加えて個性に応じた教育の多様化を重視するという内容になっている。

ところでここで注意すべきは、生涯学習の観点からみたとき、学校教育の役割、とりわけ小学校教育の役割として、学ぶ意欲の育成と並んで基礎・基本の徹底が指摘されていることである。さらに臨教審の答申では、それが「読・書・算の基礎の修得」という意味で使われていることである。

## (2) 学ぶ意欲と基礎の徹底との関係

自ら学ぶ意欲と基礎的内容の徹底とは基本的に矛盾する概念である。前者は子どもの主体性に力点をおいているのに対し、後者は子どもを教え込みの対象とみなすからである。

「基礎を徹底すれば、学ぶ意欲が育つか」（駒林郁男「学習指導要領の学力観」『教育』92年10月号）といった批判がみられるように、この両者を含んでいるところに新学力観の大きな問題点がある。子どもの学ぶ意欲や主体性を強調し、知識の詰め込み型の教育を批判しておきながら、一方では3 R'sに代表される基礎的内容の修得を説いていたのである。それは、中教審答申も臨教審答申も、そして新学習指導要領も同様であった。

しかし、その後、学ぶ意欲の育成と基礎の徹底をめぐって、新たな解釈が登場することになる。たとえば、指導要録の改訂にかかわって、文部官僚の高岡浩二は、新学力観について次のように述べている。

「新しい教育は、児童一人一人が主体的に生きる資質である、自ら進んで考え、判断し、自信をもって表現したり、行動したりできる豊かで創造的な能力の育成を目指している。

(中略) このようにして身に付いた能力は、児童のその後の学習や生活に生きて働く力、すなわち自己実現に役立つ力となる。これを基礎・基本ととらえ、学習指導を創意工夫することが肝要である。このことによってこそ、『基礎・基本の重視』と『個性を生かす教育』とはその本質において同義語となる。」(小学校課教育課程企画官 高岡浩二「新しい学力観」『初等教育資料』1991年3月号)

「基礎・基本の重視」と「個性を生かす教育」とが同義語であるとわざわざ述べているのは、この二つの関連にこだわりをもっている証である。主体性の育成と基礎の徹底は矛盾するものではなく、主体的に生きる力=基礎・基本の内容であるという、新たな解釈が生み出される。すなわち、並置の関係から等置の関係へと変更されたわけである。

このような解釈は、学校5日制の政策文書においてもみることができる。92年2月に発表された調査研究協力者会議の最終報告では、「今日の学校教育においては、自ら学ぶ意欲と主体的に考え判断し行動できる能力の伸長を基礎的・基本的な内容の中核をなすものとしてとらえ、子供が自らの力によってそれらを獲得し自己実現に役立つものとして身に付けるよう指導することが大切である」(社会の変化に対応した新しい学校運営などに関する調査研究協力者会議『審議まとめ』92年2月)とのべている。つまり学ぶ意欲の育成を基礎的・基本的な内容の中核とみなすということである。しかし、具体的にどういうことなのかその内容は漠然としており、むしろ臨教審のいうように基礎的・基本的内容とは「読・書・算の基礎」と割り切ってしまった方が分かりやすい。

こうしたとらえ方があらわれるようになったのは、新学習指導要領の告示後のことである。具体的には、指導要録の改訂作業や学校5日制の検討が行われるようになってからである。その時期はまた、「新学力観」という言葉が生み出された時期でもあった。専門家会議の内部でどのような議論が行われたのか、その詳しい事情は分からぬが、子どもたちの学ぶ意欲を強調することと、基礎・基本の修得との関係について、いろいろと論議されたことはまちがいないと思われる。

学校教育、とりわけ義務教育の目的は、子どもたちに共通の知識・技術を与えることであり、基礎的・基本的な内容を徹底的に身につけさせることであるという見方に徹すれば、もっとすっきりしただろう。学ぶ意欲や個性の育成を学校教育に期待するのは、もともと無理だと主張する意見もみられる。矛盾する二つのことがらを両立させようとしたために、こじつけとも思える新たな解釈を生み出さざるをえなかつたのである。

戦後の学力観が、経験学習と系統学習の考え方の間でゆれ動いてきたように、この新学力観もこれからゆれ続けていくだろう。しばらくすれば、意欲や主体性などといふべきことをいっても、基礎学力がきちんと身についていなければダメだという意見が台頭してくるかもしれない。

#### 4 新学力観をどうとらえるか

これまで新学力観の問題について、政策側の動きを中心にみてきた。新学力観の提唱の背景には、知識伝達型教育の生み出す弊害や急激に変化する社会への対応といった問題が存在していた。これらの問題に対し、文部省は、学校教育における教育内容と教育評価のあり方を改革することによって、対処しようとした。教育内容の目標は、子どもに知識を与えることではなく、学ぶ意欲や主体性を育てることとし、これにともなって評価のあり方も、「関心・意欲・態度」を中心に評価することになった。

しかし、今回の新学力観をめぐる教育政策の動きは、さまざまな矛盾をかかえる学校教育への対応策という面からとらえるだけでは不十分である。こうした受動的な姿勢から新学力観が提起されているのではなく、70年代から練り上げられてきた生涯学習体制の構築という、教育戦略の一環として、新学力観が打ち出されてきた点をみのがしてはならない。それは、小学校・中学校教育のみでなく、高校教育も大学教育も、そして社会人教育も射程に入れたうえで、その相互の連携のあり方を生涯学習という観点から再編成しようとする試みである。

また、子どもの主体性を重視するといつても、現行の学校教育が学習指導要領という枠の規制のもとにあるかぎり、それは新たな矛盾を生み出していく。文部省のいう学ぶ意欲や主体性は、学習指導要領という学校知を学ぶなかでのそれにすぎない。しかし、子どもの主体性を育成しようとすれば、そうした規制からはみ出す部分が必ず出てくるであろう。むしろはみ出すことによって、子どもの主体性は育成されるといってよい。教えるべき内容を定めておきながら、伝達型教育を否定し、子どもの自発性を重視せよというのもまた、自己矛盾である。

新学力観の導入によって、現場の教師はとまどいを見せている。教育方法や評価のあり方をめぐって、試行錯誤の状態が続いているといってよい。それにともなって現場から、さまざまの問題提起がなされている。私たちは、こうした現場で生じている問題にこだわると同時に、すでにのべてきたように、今回の新学力観が、生涯学習体系への移行という長期的な教育改革構想の一つの具体化策として打ち出されている点もみておかなければならない。それゆえ、新学力観をめぐる一連の政策を批判するためには、教育内容や評価の問題にとどまることなく、私たちの教育改革のプランをどのように構想するかという問題が問われてくるといえよう。

(桜美林短期大学講師)

# ダンスにおける表現教育

研究評議員 高橋和子



## 1 はじめに

新学習指導要領の改訂により、学校教育においてダンス領域はどのように影響を受けているのだろう。男女共習や選択制導入を改訂の眼目とした影響は、じわじわと中学校・高等学校に広がっているようである。今までの創作ダンスを実施する学校は減少し、ジャズダンスやエアロビックダンスなどの、いわゆるリズムにのって踊るダンスに、生徒や教師の興味が移行している状況も見聞きする。確かにリズムは生きている証しであり、ダンスの根源でもある。子ども達や私達の周りにもリズミカルな曲が溢れている昨今、「リズムにのって格好よく踊りたい」という欲求は当然理解できる。

しかし、それらのダンスの指導法には問題がありそうである。指導場面をみると、生徒は先生が提示した踊りを真似し続け、しかも踊る場所は一畳にも満たない場所で展開される場合が多く、生徒同士のかかわり合いが少なく、カルチャーセンターで実施される指導法をそのまま模倣したものが見られる。また、生徒の興味、関心がリズム系のダンスにあるからといって、学校教育の場で教材解釈や指導方法の吟味がなされないことにも問題を感じる。このように「リズムにのる」ということについても、教材化する上でいくつかの問題があるようである。

そこで今回はダンスの表現教育が目指すものを「からだは動く・からだはかかわる・からだは表わす」をテーマに立て、児童・生徒達が自由に表現することを妨げているものが何であるかを探りたい。そして子ども達自身が自分に向い合い、自分の可能性やからだをひらくきっかけになるダンスとは何かを、筆者が見聞きした色々な実践を雑感風に取り上げたい。そのことによって、日々考えているダンス教育への提言にできればと考えている。

## 2. リズムにのる {ノッテルかい?}

コンサートなどで歌手が観客に向かってよく「ノッテルかい?」と尋ねる。それを受け観客は「イェー」と答える。この「イェー」の意味は、リズムに「ノッテル」ということである。歌手のリズムに合わせ、観客はからだを上下に揺すったり、腕を高く挙げて反応しながらノリを共有し、会場は陶酔とエネルギー飽和状態に高まっていく。若者だけではなく赤ちゃんや子どもも、喜びをピョンピョン跳ねながら全身で表現する。ここでは「リズムにのる」について一例を紹介し、「からだは動く」の根底になる大事な要素=リズムについて考えてみたい。

神奈川県教育文化研究所第一研究部「子どもの生活研究委員会」93年度活動の一貫として、同所員の一人である倉地正行先生（横須賀市立鶴久保小学校）の音楽の授業を見学した。先生は机とイスを片づけた教室の前方にオルガンを据え、終始オルガンを引きながら

授業を進めて行った。1年生の元気さと大きな声にも驚いたが、からだ全体を動かしながら、歌い踊る子ども達の姿がとても印象に残っている。♪「ブンブンブン蜂が飛ぶ」を歌う時でも「ジュリアナ風、盆踊り風」と先生が言う度に、身のこなしも一変する。みんなが自分の思い思いの動きをしている。先生は「21世紀に生きるこの子達に私が残せるものは、世界に共通する言葉を教えること、それはリズムにのって踊れることだ」と言っておられた。

このリズムにのることは、からだに快感をもたらしてくれる。お母さんは子守歌を歌いながら赤ちゃんをトントンとゆるくたたいたり、おんぶやだっこでもお母さん自身が揺れている。チークダンスも二人で同じ揺れを味わっている。これらは横揺れであり、安心した快感をもたらしてくれる。その反面、ロックのコンサートやサッカーの応援などでの動きは縦揺れを伴うノリである。文化人類学者の山口昌男氏の言葉を借りれば「人間のコントロールを越えてノリを生じさせるパーカッション」(朝日新聞1994.3.10)であり、エネルギーを発散させる根源的な生命力を感じさせる。横揺れは誰にとっても心地よいリズムであり、縦揺れは大地からエネルギーをもらって弾むようなリズムである。ダンス教育の大切な点は、これらのリズムを自分のからだを通して見つけることにある。

反対に一糸乱れぬ統一した動きを児童、生徒に要求したり、先生のリズムを真似することを第一義的に強要されるダンスでは、子ども達はダンス嫌いになってしまう。西洋音楽を主流にした学校教育が、子ども達に歌うことを嫌いにさせたように、特に運動会の踊りがダンス嫌いにさせた例も多く見られる。戦後の学校体育授業は、中心的な目標や授業形態、学習形態を次(表1)に示すように整理工夫してきたが、運動会は旧態依然とした指導がなされている。上述した倉地先生は、「運動会は授業ではなく訓練である」と言い切っておられた。もちろん運動会は学校行事であり、授業ではないのであるが、この運動会ダンスをすることで、ダンスは実施したとみなされ、カリキュラムには構成されないことが、ダンスを系統的に学習できない一つの原因になっていると考えられる。

表1 体育授業の目標・授業形態・学習形態

| 目標        | 授業形態    | 学習形態    |
|-----------|---------|---------|
| ①体力づくり重視  | ①教授中心型  | ①一斉学習   |
| ②動きづくり重視  | ②学習中心型  | ②班別学習   |
| ③運動技能向上重視 | ③教授－学習型 | ③グループ学習 |
| ④楽しさ重視    |         | ④めあて別学習 |
| ⑤人間関係重視   |         | ⑤個別化学習  |

### 3. ビデオと向き合う若者達 {かかわり合うこと}

神奈川の高校ダンス新人大会で男子高校生が入賞した。彼らの踊りを見ながら思ったことは、ラップの曲が彼らの生活の一部になっており、リズムにのりながら、色々なステップや回転技の展開が、とても自然であったこと。この自然さ故に彼らが踊りを楽しんでおり、踊っている姿が日常とかけ離れた所に存在していなかったことが、見ているものに好感をもたらしたと思われる。しかし、彼らの視線は客に注がれることはなく、絶えず下を見ており、外に向かって発散するとか、人に何かを直接的に伝えたいというよりは、自分の内なる世界に向かって、自己陶酔している感じがした。

その反対に創作ダンス系を演じた女生徒達は、苦しければ苦しい顔を、楽しければ溢れるような笑顔を舞台一面にまき散らし、外に向かうエネルギーを放出している。その様な顔を見るにつけ、彼女たちは果してそんなに苦しい目に合った事があるのだろうか、彼女たちが苦しいと思う時の動きは、誰しもが使うような動きでいいのだろうかと、ふと疑問を投げかけたくなつた。

この内と外の世界をどのようにつないでいくのか、自分の思いをどのように動きの言葉で発していくのか、この作業がダンスであり表現である。この表現を追求する点では、国語教育や美術・音楽教育と類似している。ただし、日本のダンス教育における生徒の経験量は、他教科よりも圧倒的に劣っている点は異なっている。

ただしここで問題にしたいことは、先ほどの男子生徒らがどのように練習を積んだかについて、顧問の先生が話された興味深い話である。彼らは市販されているビデオテープを何度も見ながら動きの練習をしてきたそうで、練習するに従って、背筋や腹筋が必要なことがわかり、ボディトレーニングや柔軟をしたり、格好よく踊れる為にターンの練習をしてきたのだそうだ。上達したい彼らの思いや、大会に向かうに従い練習方法も変化してきた過程がよくわかり、自主的に練習に取り組むとはどういうことかを私達に語ってくれる。

その一方で、彼らの情報源であるビデオは、誰でもが自分の都合のいい時に何度でも利用できる特徴がある。この話の場に居合わせた舞踊家は「スタジオにレッスンに来ないで、ビデオを先生として、練習する若者が増えていること、なぜって？人相手だと”うざつたい”んだって」と教えてくれた。その話を聞いて、なぜ先ほどの男子生徒のエネルギーが外に向かわないのかがわかる様な気がした。一方的解釈かもしれないが、彼らにとっては、何も外に向かう必要などなくてもいい訳で、自己完結できればいいし、ビデオ教師相手では彼らがいくら向かって行っても、何も答えてくれないのである。それはあたかも、今彼らが生きている社会や文化を垣間見るようにもあった。

彼らが敢えてコンクールに出場したということは誰かに見て欲しいし、成果を評価してほしいと思ったに違いないが、パフォーマンス自体は、観客にどう受け止められているかなど、無関係な感もあり、「みる、みられる」関係の中で成立する舞踊にとっては、矛盾を感じてしまう。彼らが上達するためにたどった過程は、表出から表現へと変わっていく道筋（肉体のある形式の中に入れ込む作業）にも似ていよう。しかし、ビデオと向き合う中で、彼らのからだの中に残ったものは何かを推測する時、おそらく、自己と他者をつなぐものではなく、自己とのコミュニケーションとも言えるのではないだろうか。つまり、前述したカルチャーセンターでの指導と類似した何か、それは人とかかわることが極力少ない中で、展開する実践だったのではないだろうか。

#### 4. わかるということ {言葉で理解するのではなく、からだでわかる}

ウィリアム・フォーサイスとフランクフルト・バレエ団が、93年2月に文化村オーチャードホールで、三島由起夫の世界を作品化した「失われた委曲」を上演した。筆者は9千円の入場料を払って見に行った。筆者に隣合わせた男女のペアは、終演時に「わかった？」

「さっぱりわからない」と応答し、「でも教養なのよね、これでみんなにフォーサイス観たと言って自慢できるよね」と言いながら、カーテンコールの度に大きな拍手を送っていた。筆者は激しく踊り続けたダンサーには拍手を送ったが、作品には共感することが出来ず、

拍手を送る気にはならなかった。

モダンダンス（現代舞踊）公演も、20年前に比べ国内外の舞踊団による上演数も増加しているが、外国の舞踊団の観客動員数は多いものの、日本の舞踊団の場合はあまり多くないようである。モダンダンスも教養として位置づく時代になったと思うとうれしい気持ちになるが、会場では必ずと言っていいほど「わかる」「わからない」という言葉が飛び交う。これは現代美術でも音楽でも同様なことが聞かれるが、作品と自分との間に、共通の感覚や言語を持っていれば、受け入れることが出来るのであろうが、そうでない場合は「わからない」で終ってしまう。

近代科学主義の隆盛のもと、知性や理性が重要視され、感覚とか感性などは稚拙なものとして、追いやられていた背景も影響してか、私たちは言葉で理解する癖がついている。美術や音楽や舞踊という言葉を解さない表現世界においても、常に言葉が徘徊する。これは教育現場においても同様で、個々の感性や感覚が重要だと言われながら、授業の中でどの様に具体化されていくのか、どの様な教育内容・方法でそれに答えようとするのかは、なかなか吟味されないようである。「ゆとりある、個性豊かな」とお題目のように唱えられても、過密化したカリキュラムをこなすのに四苦八苦している現状がある限り、なかなか感性教育は実現しない気がする。

跳箱を跳んだり泳ぎを覚える時に「からだでわからなければ」という表現をするが、実技教科のみならず、他教科においても自分の感覚にピタッとくる時、より学びは深いものになろう。ダンスで言えば自らのからだを動かして、色々な表現な質感の動きを体験し、からだのレベルでそれらを感じられた時、ダンスのボキャブラリー、自分の動きの言葉は増えるに違いないし、鑑賞眼も変化するのではないかと思われる。そのような体験を踏むことにより、頭でわかるのではなく、からだでわかる、からだで受け止めることができるようになるのではないだろうか。

## 5. 民舞（民族舞踊）が教えてくれるもの

1) 学校教育で実施されるダンス 数多くのダンスのうち、学校教育の中で教材として妥当であると考えられ実践されてきた種類は、戦後日本の場合、創作ダンスやフォークダンスである。諸外国の例を見ると、イギリスではムーブメント教育が、アメリカでは芸術に連関する各種のダンスが、北欧では体操の発展系としてダンスが捉えられるという、ダンスの種類を云々するよりも、もっと広く体育や芸術のあり方をも含めた構造の中で、実践展開してきたようであるから、ダンスに費やす総時間数にも相当な違いがある。

日本ではダンスは体育の一種目に過ぎず、指導要領指導書によると、指導時間の目安は年間約12～15時間とされている。1992年の全国調査によると（日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門舞踊研究プロジェクト）<sup>112)3)</sup>、5～6割の小中高が何らかの形で実施していた。また、現状はいくつかの問題を提示している。例えば小学校では運動会のダンスはするが、授業では扱わない。中高校では、健康産業ブームやメディアの影響を受け、エアロビクスやジャズダンスを、また生涯教育を目指して社交ダンスのみを実施している学校もある。日本の子ども達が知っているのは、オクラホマミクサー、コロブチカ、マイムマイムの3大フォークダンスで、日本の民謡や民族芸能は踊れない。文部省は国際理解と称して武道に力をいれる方向を提示したが、ここでは日本の踊りを実践した例を紹介し、

私達の中に流れるリズムや、文化として伝承されてきた踊りに目を向けてみよう。

2) 民舞の実践　元宮城教育大学教授の中森孜郎氏は、創作ダンスで子ども達は変わらない（筆者は創作で変化した例を知っている）が、民舞をやれば子ども達は変わると言っておられた。中森氏がどういう創作ダンスの実践を指したかはわからないが、民舞の体験は子ども達に、日本人の動きの特徴である腰を落とすことや、大地からエネルギーをもらい跳ねることをつかませることができるようにある。それはとりもなおさず、稻作農耕民である日本人を再認識することでもあろう。宮城教育大学の久保健氏<sup>4)</sup>（『なわとび・民舞』1988年）は、民舞を舞踊・表現運動の基礎と捉え、その理由を次のように考えている。

- ①誰でもが踊れ、みんなが共有できる楽しさや美しさが生き残っている。
- ②日本の生活と労働、舞踊に共通する基本的な動きとリズムを身に付けることができる。
- ③日本各地の「民俗芸能」の中でもすぐれたものを「民族の舞踊」にしていきたい。
- ④日常の自分の奥深くに潜む別の自分に出会うことを通して自己の確立と変革をとげたい。
- ⑤「型」の継承と創作（再創造）の関係をきちんと捉えられれば、広く舞踊教育全体に発展できる基礎を学ばせることができる。

この民舞の実践に積極的なのが、自由の森学園や東京の和光小学校であるが、和光小を紹介しよう。この学校では毎年10月、全校あげて民舞の披露を行なっている。各学年毎に取り組む演目が相当前に決定されると、学年の担任集団は時には各地に取材に行き、先生達自らが踊りを習得してくる。9月初旬には授業の中に民舞を組み込むということであったので、筆者はビデオ片手に授業風景を見ようと何回か出かけたが、第一回目というのにすでに子ども達はあらかた踊れるのであった。毎年繰り広げられる祭りに全校生徒が参加するのであるから、折りにふれ民舞を見聞きしてきたんだろうが、それにしても子ども達の踊りへの興味や集中力は素晴らしいものがあった。荒馬からエイサーまで、小道具から鳴り物まで、子ども達と教師集団の手づくり協同作業の中、全員が踊ることに執着している。子ども達の中には指がない子や障害を持った子など、各学年に数名はいたが、その子なりに自分でやれるように道具を工夫し、仲間が助けながら、時には静やかに時にはダイナミックに演じるのである。

他の学校では運動会ダンスの指導は、得意な教師に任せられがちだが、和光小では全員が担当する。かつて宮教大の入試に踊りが採用されたように、ここの教員採用試験にも踊りがあるのでないかと思った位である。とにかく踊れないとここの先生は勤まらないと痛感した。日本にも教育の中に踊りを据えている学校があるのをみてうれしく思った。

3) ダンスの軌道修正　音と小道具と動きがなければ成立しない民舞は、音楽、図工、体育の教科の枠を越えた総合的な営みの中で、日本の伝統を追体験する。国立歴史博物館教授の小島美子氏は民族音楽の研究者であるが、日本の音楽の現状は軌道修正が必要で、伝統音楽の重要性を唱えておられる。「学校の音楽教育がクラシックの原理に基づいたシステムを導入したことは、ヨーロッパの文化侵略のお先棒を担ぎ、文化の差別感を教えたこと



和光小学校の民舞

につながったこと…。それぞれの民族はまず自分の文化、自分の音楽を大切にして、そこから新しいものを作っていくう、そしてお互いにそれぞれの民族文化が豊かに発展するように尊重し合おう…その際、直接に土台になるのは、おそらく民謡や民族芸能である」と言っておられる<sup>5)</sup>。自分達のからだの中から自然に沸き出るリズムや動きは、長い間の人々の暮らし方によって規制され形作られる。日本の場合、稻作農耕の暮らしの中から文化が形成され、加えて教育やメディアによって影響を受けてきた訳であるが、日本人のアイデンティティは他でもない、この民舞にあるのかもしれないと思った。そうしてみると、和光小のような総合的活動は、日本人としてのからだを認識する場であり、文化としての型の体験から新たな可能性を見つけるものにもなり、国際理解に通じる体験を子ども達に与えることになろう。

## 6. なりきる

1) ○○になる 子ども達はままごと遊びをしながら現実と虚構の世界を行き来する。大人が本音と建前を使い分けるのと違って、子どものごっこ遊びは境界線がぼんやりしているような気がするし、どちらの世界の中でも子ども達は本気で取り組み、からだ全身でなりきっている。それが大人になるに従って、虚構の世界に自分を投じることがなかなかできなくなり、夢や可能性を追い求めることも少なくなる。酒を飲んで我を忘れる時くらいが、自分でありながら、自分でない時を行き来するようでもある。

この「我を忘れる」「自分を捨てる」という表現を、学生達は創作ダンスの授業でよく使う。例えば「風になりましょう」等という課題を出したとしよう。彼らは、  
①なぜ私が風にならなければならないのか。②風になんかなれるはずがない。  
③自分を捨てれば、なれるかもしれない。④風になり自由に飛べば楽しいかもしれない。等と各々の心に問い合わせ始める。風になる行為の意義を理解すれば頭が筋肉に指令を与え、価値なしと判断すればその神経回路は遮断される。特に自己が確立される青年期は、他者の中での自己像や自分自身の自己像を作り上げ、その眼差しの強弱に応じて、肉体が緊張したり解放される。一旦からだが解放され、虚構の世界に遊ぶことができると、その行為(表現運動、ダンス)自体が面白くなる。それは個々の表現は自由で、決められたルールに縛られることはないからである。

2) 遊びの世界 本来、遊びの世界は何かを得るために行なうのではなく、その行為自体が楽しく面白いのである。ファミコンに夢中になる子ども達や、テニスの白球を炎天下に追いかけている大人達に「なぜ」と問いかけても、はっきりした返答はないであろう。サッカーブームの到来により、顔にカラフルな色を施した若者や、雨も降っていないのに傘を持って神宮球場に向かう野球ファンに「あなたおかしんじゃない?」と言っても関係ないこととして処理される。自分にできないことを実現してくれる他者に声援を送ることによって、あたかも自分の夢が叶えられるように思う。一見意味のないことが、本人にとっては生活に潤いを与え、生きがいにもなる。空を飛びたい思いが飛行機や宇宙ロケットの開発につながり、天空の神に近づきたい思いがクラシックパレーの技術を生み出したように、人間の夢が科学の進歩や文化を築いてきたことは歴史が語っている。

3) 自己表現としてのダンス 遊び自体、勝敗を伴うゲームや、変身やめまいに興じるものまで多種多彩あるが、特にダンスは自己を見つめることにつながり、夢や空想を可能に

してくれる。固定観念や自分の枠を打ち破り、未知の世界や可能性を広げてくれるのがダンスであり、その最初のステップが「なりきる」ことにあるように思う。それが学校教育ではなかなか実施できない現状なのだが、ひとたび実施されると確かな手ごたえが感じられる。子ども達は自由になれることに喜びを感じ、個々のイメージや動きを発揮できる場に興味を示すようになる。

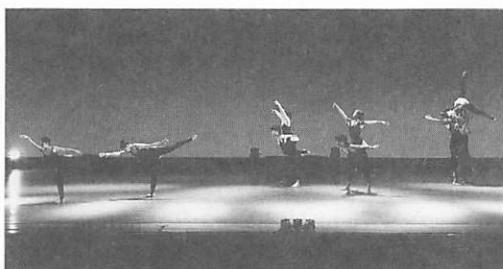
小学校低学年に「何が飛ぶの？」と聞いただけで多くのイメージが出され、一時間中パーマンに変身し飛ぶ男の子も現れる。中学年では友達とかかわりながら、自分の動きを探すこと夢中になる（写真：農作業での脱穀）。また、日本女子体育連盟の神奈川大会で授業公開した、横浜市立富士見台小学校の全学年の表現を見ても、全身を使って成りきる姿が見られた。表現運動の素晴らしいのみならず、その体験を綴った子ども達の作文にも驚かされた。からだで感じた体験が生き生きとしたその子の言葉で表現されていた。担任の先生は「子ども達は感じた世界を大切にし、その対象をどう見るか、それをどういう言葉で表わしたらいいかを、各々が考えるようになり、自分の言葉を探すようになった」と語っておられた。

新指導要領のキーワードである「自己表現力」は、ダンスにおいては動きの表現が中心になるが、イメージや表情、音楽や衣裳なども含めた総合的表現力が期待できると共に、自己とかかわらざすを得ない領域である。しかも中高校においては、選択制導入により、男子の履修も可能になった。

筆者の大学では全ての種目が以前から男女共習であるが、ダンス領域では性差を越えた個性的表れとして作品を見る事もできる。次の写真は日本教育大学協会保健体育・保健研究部門の全国大会に出展した「蒼き海へ鯨は帰る」と「One of the parts」という作品である。両者とも現代社会に警鐘を鳴らすテーマであった。初めは恥ずかしい思いを抱いていた学生達も、なりきるに従って「目立ちたい」「皆と同じではない自分が舞台に立つん



松戸市八ヶ崎小学校の表現運動「脱穀」



横浜国立大学「蒼き海へ鯨は帰る」



「One of the parts」

だ」と強く思っていった。一斉授業や講義中心の一方通行的授業が大学では多い中、作品や他者に向い合いながらの協同作業に、時には煩わしさを感じたこともあっただろうが、舞台に立つということを達成しようと、一生懸命になる彼らの姿を見ることができた。

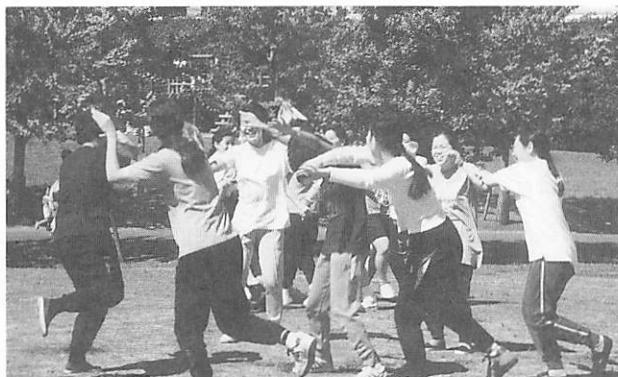
## 7. おわりに

ダンス教育は《リズムにのる、人やものとかかわる、からだ全体でわかる》ということが重要な要素であり、これらの内容が具体的な方法を通して具体化される。その一つの実践を民舞教育にみてきた。これは自分達の文化を再認識し、私達のからだに宿るリズムや動きを通して、文化の創造につながるエネルギーを得るのであろう。そして「なりきる」ことは、民舞に限らずリズム系の踊りであろうとも必要であるが、表現運動や創作ダンスでは最初にクリアしてほしい閥門である。

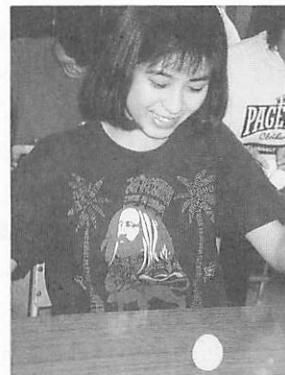
今の子ども達は、自然の中でおもいっきりからだを使って遊ぶことも、人とかかわることもせずに、幼少年期をテレビを友達に過ごさざるを得ない状況もある。音楽や美術やダンスが、彼らの育ちを豊かに支えるような役割も、学校教育の中ではあまり保障されず、心の病を救う療法として注目され成果をあげている。治療ではなく教育として表現が認めれていくためには、先生方が各実践を通して実現して行くしかない。創造性を育むためとか、個性豊かな子ども達を作るためという看板を掲げることではなく、日常の授業の中で、からだが精一杯動いたり緩んだり、ファンタジーの世界に遊ぶことが、自然に子ども達に表現のきっかけを与えることになるのではないだろうか。 (横浜国立大学助教授)

### 引用文献

- 1) 畑野裕子 他『ダンス指導実践に関わる現職教員の意識—小学校を対象として—』
- 2) 佐分利育代他『ダンス指導実践に関わる現職教員の意識—中学校教員を対象として—』
- 3) 高橋和子 他『ダンス指導実践に関わる現職教員の意識—高等学校教員を対象として—』
- \*1) 2) 3) は1992年日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門舞踊研究会プロジェクトによる  
『日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門第12回全国創作舞踊研究発表会研究紀要』
- 4) 学校体育研究同志会『なわとび・民舞』ベースボール・マガジン社 1988年
- 5) 小島美子『NHK人間大学・音楽からみた日本人』日本放送出版協会、1994年



戸外授業 円筒鏡(真中の学生の動きを真似する)



卵は立つ (ファンタジー)

# 「生涯学習の社会学」の試み

—「発達課題」と「資格証明書主義」を手がかりに—

研究評議員 赤 尾 勝 己



## 1. はじめに

生涯学習社会の到来により、日本の教育全体が変わっていこうとしている昨今である。高等教育段階では、学位授与機構の設立により、専門士、準学士、学士、修士、博士という学位の整備や、大学間の単位互換、短期大学や高等専門学校卒業者に単位累積加算による学士号取得への道を開くなど、柔軟なシステムへと移行しつつある。また、後期中等教育段階においては、これまでの全教科の科目をまんべんなく教える教育から、単位制高等学校のように、生徒の科目選択、学びを主体に据えた教育への転換が図られようとしている。

本稿では、筆者がここ10年ほど携わってきた生涯学習に関する社会学的研究についての小括を試みたいと思う。ここでとりあげるは、日本の生涯学習政策において、特に地方レベルで卓越している、人々の発達段階に応じた学習課題（発達課題）の設定という考え方と、総体としての学歴社会のは正という観点から、人々の生涯にわたる学習を評価し、「学習歴を重視する社会」への移行にみられる資格証明書主義（credentialism）と呼ばれる現象についての批判的考察である。双方の改革は政策の側から善意に発せられているにも関わらず、意外な抑圧性を人々に与えるという考察が、この日本に於いて十分なされているとは言えない感がある。そこで以下、この2つの問題を中心に、持田栄一の論点やアメリカの動向を射程に入れながら、人々の解放に向けた生涯学習への可能性を探ってみたいと思う。

## 2. 生涯教育政策から生涯学習政策への転換

まず最初に、日本社会において「生涯教育」という言葉から「生涯学習」という言葉が主流になってきた背景をおさえる必要があろう。その契機となったのは、1986年の臨時教育審議会第2次答申の中に見られる「生涯学習体系への移行」というフレーズである。ここでは、学歴社会は正のために、生涯「教育」政策から生涯「学習」政策へのシフト変換を通して、人々の生涯にわたる教育・学習について、それを国家が管理するという抑圧的イメージから、人々の「主体的」な学習を援助するという解放的イメージへと転換する考え方方が展開されている。こうした転換は、一見すると、「教育主義」的発想からの離脱によって、生涯にわたる「自己教育」を標榜する人々からみれば歓迎される側面を持っているが、その本質は、人々を生涯教育の「客体」から生涯学習の「主体」へと置き直しからめどる新たな方略を示していると言えよう。

それを可能にした日本の社会的要因としてまず取り上げられなければならないのは、戦後、国民生活の底上げを福祉政策で行ってきて一定の成果を出したが、それに伴う国家財

政の逼迫を解決するために当時の中曾根首相によって打ち出された公費削減政策である。つまり公的部門にかかる国家予算を削減し、できるだけ民間部門の活力によって日本の資本主義社会を延命化・活性化させようとする「臨調」路線の戦略である。「生涯教育」政策であれば、人々の一生にわたる教育機会の保障を国家が行わなければならず、莫大な公的支出が予想されるが、「生涯学習」政策であるならば、学びたい人だけにできるだけ「受益者負担」で教育を行うことで、生涯教育政策実施のための必要とされる公費を浮かすことが可能になるのである。つまり、生涯学習政策は、反福祉・民営化路線における公教育再編成の原理として登場したのである。そして、それは社会科学的に言えば、日本の資本主義社会の活性化・延命化の方略としての装置なのである。<sup>(1)</sup>

ポスト福祉社会におけるこの新たな段階の資本主義社会は、人々の「主体的」な学習をも資本主義システムのたえざる更新・刷新へと組み込んでいく社会であり、同答申の中で、「自主・自律の精神」「自己責任」「自助努力」「個性重視」「自主的な学習活動の活性化」等がキーワードとなっていることからも窺えるように、高度経済成長期に比して柔軟な社会システムを与件としている。個人に着目した、国民の「自己教育」は、戦後の長い間、国民教育権論が賞揚してきた言葉であり、そこにおいて「国家による教育」に対抗するための内実が追究されてきた。しかし、同答申はそうした革新側の中心的概念を一定程度振興させ、それを収奪する方略に出たのである。これは、国家に対抗する国民の学習を、社会システムが崩壊しない限り許容するかわりに、人々の学ぶ費用の自己負担による、「学ぶ自由」「学ばない自由」の権利の行使を認める社会である。換言すれば、「学ばない自由」の行使による人々の不利益を国家に請求させない、ていのよい落ちこぼし政策であると言ってもよいであろう。ここでは最初から、人々の生涯にわたる「一定水準の学習」を保障する、生涯教育の機会均等の考え方方が断念されているのである。

上記の政治的要因としての公費削減策とならんと、指摘されなければならないのが、企業社会における「年功序列」や「終身雇用」の崩壊あるいはそれら日本的経営の見直しという経済的要因である。高度経済成長期の企業においては、トップから下される判断・指令に下位の職階の労働者が疑いをさしはさまず従い、職務を遂行することが基本的エトスであった。これによって、日本の経済は第2次産業を中心に飛躍的に発展し、GNPでアメリカに次ぐ地位を達成できたのである。しかし1973年のオイル・ショック以降、今日に至る日本の企業では、低経済成長期における不透明感が拡がるなかで、企業のトップからの上意下達の指令だけではこうした先の見えない状況に即座に対応しがたい環境にある。そこで企業の中に、トップの意向とは異なる「多方向のベクトル」をもった人材を一定数用意しておくことが必要となった。加えて、サービス業を中心とする第3次産業の卓越は、いやがうえにも、ホワイトカラーを中心に企業を構成するすべて構成員による、「下から」のたえざる「主体的」な学習による企業の刷新の必要性をもたらした。商品開発一つとっても、顧客からのクレームに小刻みに応えていくことが企業の消長にかかわることになった。最近のノン・フロンガスのスプレー缶や一酸化窒素を出さない包装といった、地球上にやさしいエコロジカル・グッズの商品化という現象などは、高度経済成長期では考えられなかった、オゾン層破壊から地球を守ろうという環境保護運動を射程に入れた企業の商品開発によるものである。そうすることによって、企業は自らのイメージアップを図り、「下から」の要求を取り入れることで、自らの延命化・活性化を可能にすることができるので

ある。その意味で、今や生涯学習は、企業の生き残り戦略にとって欠くことのできない要素となつたのである。

こうした背景の中で、松下圭一がその著作『社会教育の終焉』の中で、国民はもはや国家による啓蒙の対象ではないという観点から、公的・社会教育がその歴史的使命を終えたとして、社会教育における国民教育権論を批判したことはまだ記憶に新しい。<sup>(2)</sup> 当然、小川利夫らの国民教育権論者からの反批判がなされたが、そうした松下のような論点が一定の説得力を持ってしまうほどに、日本の資本主義社会の変容下での教育の姿が変貌しつつある事は確かであろう。生涯学習はその言葉のイメージどおり、国民を国家による「教化」の対象から解放し、「自己責任」体制の下で社会や企業の刷新に貢献する学習を振興することを狙ったものである。そこにおける国民の学習には、既存の国家・社会・企業を批判する要素も含まれてくるのであるが、今日の生涯学習政策には、そうした危うい葛藤の常態化傾向から醸し出される刷新・改革による「生産性」への寄与が期待されているのである。<sup>(3)</sup>

### 3. 生涯学習社会における「発達課題」の問題

最近、人間の発達を一生にわたって追跡・研究しようという「生涯発達心理学」という分野が脚光を浴びつつあるが、こうした傾向も生涯学習社会の到来と無縁ではない。「生涯発達」という観点から人間を観ることは、それ以前の、成年期を完態とみなす発達心理学のパースペクティブに大きな改変を加えることになった。

そもそも「発達段階」という考え方とは、J.ピアジェやS.フロイトやE.エリクソンなど欧米の発達心理学において導き出されたものであり、発達の各段階における「発達課題」には、人間の年齢によって画一的に学習課題を設定していく思想が卓越している。その典型として、私たちは、R.ハヴィガーストの発達課題論を挙げることができる。これは人間の一生を、乳幼児期（0～5歳）児童期（6～12歳）青年期（13～17歳）壮年初期（18～30歳）中年期（30～55歳）老年期（56歳～）と6期に分け、その各期において達成されるべき課題が列挙されている。<sup>(4)</sup> そして、その根底には、「人生各期の課題を果たせば、個人は幸福になり、それができないと、その後の課題の達成が困難になるばかりか、個人は不幸になる。」という専横的な考え方方が裏打ちされている。それは、かつての発達心理学においてみられた、「ある特定の課題を身につける時期を逃してしまうと二度とそれを身につけることはできない」という「適時性」や「ある時期の課題をうまく達成しないと次の段階の課題の達成も困難になる」という「臨界期」の考え方方が、人間の一生涯に引き伸して考えられている。最近のアメリカの心理学では、こうした考え方から離脱する傾向があるものの、日本社会においては、この生涯にわたる発達課題の達成という考え方とは、政策レベルで抜き難い根拠を有している。それは、日本社会が欧米社会に比して、人種的・言語的・文化的にも均質であるという特殊日本的な土壤によるものであろう。逆に、欧米の生涯学習政策において、年齢別に学習課題を設定して人々に学習させるという発想が薄いのは、そもそも人種的・言語的・文化的に多様な社会においては、人々の生涯にわたる発達課題を画一的に設定することが無理であることによる。ハヴィガーストの理論が1950年代のアメリカの中流の白人家庭をモデルにして考えられていた、という限定性を批判されるのも至極当然のことである。

ところで、上記の発達課題の考え方が日本の地域社会で政策的に援用される場合、多分

に均質な構成員からなるムラ社会的なイメージで、年齢によって発達の画一化を人々に迫っていくという特質を生みやすい。それは、当該地域における人々の多様な発達の共存を認めない、発達の生涯管理的な特質を生んでしまうのである。多くの生涯教育行政に携わる人々はこうした抑圧性に案外無自覚であると思われる。文部省の生涯教育政策をたどってみても、1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のありかたについて」では、人々の人生を乳幼児・少年・青年・成人（成人一般・婦人・高齢者）と4期6種に分け、その各期の教育課題が列挙されている。また、1981年中央教育審議会答申「生涯教育について」でも、「成人するまでの教育」「成人期の教育」「高齢期の教育」というように人生を3期に分け、その各々の教育のあり方が示されている。こうした傾向は、生涯教育政策から生涯学習政策へと転換した1986年の臨時教育審議会第2次答申の中にも捨て難くあり、「生涯学習「体系」への移行」という、座りの悪さを感じさせるキヤッチフレーズが使用されていることからも窺える。ここにはまだ国家権力による「上から」の生涯にわたる人間の学習の管理という発想が残っている。生涯学習の「体系化」の主体が国家なのか、それとも国民なのか、あるいはそもそも体系化は可能なのか、が問われるところである。

さらに気になることは、日本の生涯教育政策を批判的する側の反応が、発達課題の発想そのものを否定せず、その発達の中身を問題にするという問題視角を示している点である。例えば、持田栄一は、「いわゆるライフサイクル教育論と呼ばれるものには、各年齢段階の教育のそれぞれの特質だけを強調し、共通して当面している課題を抽象化しているという問題点がみられるが、生涯にわたる教育を1つのシステムに見て、0歳から死にいたるまでの教育をトータルにとらえようとしている点は、従来の教育体制においてはみられなかつたことであり、評価してよいことであろう。」<sup>(5)</sup> とし、「われわれは、生涯教育論—ライフ・サイクル論とは異なった地平に立ちながらも、0歳から死にいたるまでの教育をシステム化していくことを課題としなければならない。」と述べている。<sup>(6)</sup>

彼の議論は、政策側とはオルターナティブな展望において、ライフサイクルに沿った教育のシステム化を志向しており、「ライフサイクルに沿った発達課題」という発想そのものを批判するというよりはむしろ、その文脈と内容を批判している。そして、彼の展望する共生的な社会への変革のパースペクティブにおける「全面発達」論が提起され、「発達課題」の考え方も支持されているが、それは彼の批判生涯教育「計画」ゆえの発想であろう。しかし、「共生に向けての発達課題」という考え方があった場合、そこにおいて発達の内容と方向性が「計画」の中で規制され、人々に強制されるという点で、矛盾した結果をもたらしてしまうのではないだろうか。

上記で取り上げた発達課題の問題性とは、それが均質な日本人社会を前提にしたものであり、今後日本が世界に開かれ多くの外国人が来日し住むようになる場合、その前提を失ってしまうことである。また、障害児・者教育の観点から見ると、発達課題という考え方が「健常者」を対象にした「正常な発達」のモデルを示しているという限定性も指摘されよう。私たちには、学校教育の延長線上にあるような、均質な人間像を前提とし生涯にわたる画一的な発達を迫ってくるこれまでの発達課題論を越えて、多様な発達をした人々が共生しあう社会へ向けての転換が図られる論理構成が必要とされよう。<sup>(7)</sup>

#### 4. 生涯学習社会における「資格証明書主義」の問題

今日の日本の生涯学習社会が直面しつつある問題の2点目は、「資格証明書主義」という問題である。これは最近、学校現場でも調査書にボランティア経験を書き込んだり、学校外の様々な活動に参加したことを評価する傾向となって現れつつあるが、生涯学習の文脈では、学歴のみならず、様々な人間の能力・経験をも資格化して評価する社会に変わりつつあることが看取される。

臨時教育審議会第2次答申中の「第1章 生涯学習体系への移行」では、次のような記述がある。「わが国が今後、活力を維持し発展していくためには、学校教育体系の肥大化に伴う弊害、とくに、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な新しい教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要にこたえ、学校中心の考え方から脱却しなければならない。」

このためには、第一に、第一次答申で指摘した企業、官公庁における採用人事などの改善とともに、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、どこで学んでも、いつ学んでも、学習の成果が適切に評価され、多面的に人間が評価されるように人々の意識を社会的に形成していくことである。<sup>(8)</sup>

このように日本における資格証明書主義は、学歴社会の弊害を打破して真の実力が評価される社会へと移行することが眼目となっている。こうした中で、高等教育段階では1991年7月に「学位授与機構」が創設され、大学以外での様々な学習の成果を大学の単位として認定する仕組みが作られた。目下、短期大学や高等専門学校卒業者を対象に単位累積加算による学士号の授与や、省庁主管の大学校卒業者への学士・修士・博士号の認定など高等教育段階から始められているが、これは徐々に全日制の単位制高校の展開など高等学校段階へ降りてくることが予想され、さらには社会教育の学級、カルチャーセンターなど学校教育以外にも単位累積加算による学歴資格の取得が及んでくるかもしれない。<sup>(9)</sup>

こうした教育機関内外の人々の学習を評価・認定して単位数に換算していく機制は、アメリカにおいて発達している。その「単位累積加算制度」の典型としてあるのが、大学における「経験学習」(experiential learning)の単位換算である。これは、人々が大学のキャンパス外での組織的な学習経験や人生経験を大学に申請して、「成人および経験学習協議会」(CAEL)と協定を結ぶ大学が単位を認定し授与する方式である。例えば、ある女性が家庭で主婦や育児を数年やれば、大学がその経験を「家政学」や「育児学」の単位として認定したり、ある男性が会計事務所で管理職を数年やれば、大学がその職業経験を「会計学」や「経営学」の単位として認定するということである。人々はこれらの単位を組み合わせ加算して学士号を取得できるのである。これはもともと第2次世界大戦後、復員軍人が大学に大量に戻ってきて、彼らを速やかに卒業させる必要から編み出されたのであるが、1970年代から、ハイスクールを卒業後一旦就職した後、改めて大学へ入学するという「非伝統的学生」(non-traditional student)が増加したことに伴い、今日ではほとんどの大学がこうした大学入学以前のキャリアを評価して単位を授与するという方式を採用している。<sup>(10)</sup>

アメリカの場合、人種的・民族的背景のいかんにかかわりなく、人々は実力によってのみ評価されることが民主主義国家アメリカの黄金律であり、アメリカンドリームもそこから生まれたのである。ビジネスの世界では、実力の証しとしての学歴資格の持つ意味がき

わめて大きい。日本と異なるのはこうした単位累積加算の考え方が「学歴社会の徹底化」という文脈で構築されている点である。それが人々の人生経験の単位化（点数化）という究極の物象化に行きついているのである。よくマスコミで問題化する、お金で単位や学歴が買える社会を支える学歴産業（diploma mill）の存在は、学歴がなければ昇進できないというアメリカ社会に特有なシビアな事情があるからである。<sup>(11)</sup>

このように、アメリカは学歴資格の「民主化」に成功した国である。しかしそれを手放しで肯定的に評価すべきかという問題についてはなお留保がつけられよう。フランスの社会学者P.ブルデューはその著作『ディスタンクション』の中で、資格の「民主化」は、資格のグレードのインフレ化をもたらし、またその実質的な価値の下落をもたらし、さらに、その資格に見合った能力を保証できなくなると論じている。<sup>(12)</sup>

日本の高校教育に引きつけてみると、進学率96%（1993年度）の状況下で、数学で因数分解ができなくても、英語で関係代名詞が訳せなくても卒業できるという学力レベルの低下現象がこのことを示している。また、これはアメリカのハイスクールにも見られる現象で、後期中等教育はまさに「通過儀礼としての卒業資格」の蔓延の中で、学歴に見合った学力が保証できなくなっている。<sup>(13)</sup>一方、司法試験や公認会計士試験では合格者を極力少なく絞ってきた結果、こうした価値の下落は起こっていない。これは資格取得者の既得権益の確保を図る措置でもある。しかしそれでも、R.コリンズは『資格社会』のなかで「そもそも資格社会とは、社会における官僚制の進展および非製造部門の発達とともに生まれた」もので、「職業資格は、それにみあつた職務遂行能力を保証せずに、職務遂行能力は、入職後の労働経験の中で養成される。」と論じている。まさに「門前の小僧、経を読む」である。<sup>(14)</sup>つまり、一方で、日本の高校やアメリカのハイスクールのような学歴資格の民主化による価値の下落・質の低下現象や、大学での経験学習評価にみられるような安易な単位の授与が学歴主義の徹底化という問題を引き起こしており、他方で、資格取得者数を少なく絞った場合でも、それが職務遂行能力との関連が薄いという問題が並存しているのである。

このようにアメリカの生涯学習社会は、資格証明書主義が蔓延することにより、人々が一生にわたりより高い資格を求めて学習することを強いられる社会（生涯学歴・資格獲得競争社会！）になっているように見える。こうした社会に日本が近づいてよいかという問題については慎重な対応が必要となろう。<sup>(15)</sup>

## 5. 残された理論的課題

最後に、上記の2つの問題を踏まえ、生涯学習の今日的課題について論じてみよう。まず、変容した資本主義システムにおける生涯学習社会において、私たちの批判的視座をどこに据えるかという問題がある。今日の生涯学習社会は混沌としており、批判の対象が特定しにくい状況にあると言えよう。かつては国民を一定方向へと駆り立てる国家を批判すればすむという時代であったが、今日の状況はそうした「国家＝悪・国民＝善」という自由権的な二項対立図式では断裁できなくなっている。国家による介入から国民を保護するという、自由権的国民教育権論の限界が露呈しているのである。そこで改めて、持田栄一が提起した既存の社会システムを解放へ向けて創り直していくという視点、すなわち社会権的発想が必要とされる時代に私たちは生きていると言えよう。

持田は、「「自己教育」を関係変革の主体的力量形成として具体的実践的にとらえること」の必要を説く。そして、そうでなければ「せっかくの「自己教育」「自己学習」の主張も「モーレツ社員」型の擬似「自主的」なものとなり、「与える教育」を補完するだけのものとなる。」と論じる。<sup>(16)</sup> まさにそのとおりである。このことは、生涯学習社会に生きる私たちの慣習的行動様式(pratique)そのものが、日本の資本主義の再生産に荷担しているという問題視角と連関してこよう。A.グラムシは、既存の社会に流布し多くの人々によって共有されている「常識」(common sense)や「言説」(discourse)の組み替えを通して、社会を変革していく契機をつかんでいたが、今やグラムシ理論のアクチュアリティが発揮される社会に私たちは生きているように思われる。<sup>(17)</sup>

第2節でも触れたが、今日の日本は、高度経済成長期に比べ、懐の深い資本主義社会の段階にあり、かつて無視・弾圧された逸脱的言説であっても、それらを吸収しつつ変容するという柔軟性を有している。支配的な価値を固定化せず、絶えざる更新を必要とする社会において、生涯学習には、国民の「革新的」な学習が期待され、社会システムの活性化のために意図的に「ゆらぎ」を発生させる装置として機能することが求められているのである。<sup>(18)</sup> すなわち、それは国家を批判する学習であっても一定範囲内であれば許容される装置であり、資本の国際化の中で、ある面で偏狭な国家主義が企業の生産性にとって桎梏ともなりうる装置である。(もちろん、学校だけに国家主義が強化されようとしている点は批判されなければならないが。)私たちは、生涯学習を契機として、そうした包括的なシステムをいかに食い破っていくかが問われているのである。

つまり、生涯学習論の本質は、現代資本主義社会の構造と関わって客観的に追求されなければならないのであり、この仕事をしたのが鎌倉孝夫であろう。鎌倉は、日本の資本主義社会の質的変容を把握しつつ、こうしたポスト・モダン的状況の中で、「革新的」な学習が国家や企業の「生産性」にとっても両刃の剣であることを見抜いている。そこには、不透明な資本主義の延命化に寄与する「クリエイティブ」な人材への要請があり、既存の支配的価値を問い合わせ直す「主体的」で「個性的」な人材を資本側が求めている一方で、人々が真の主体性を実現すべく現体制や国家への批判・対抗に向かうという2つの方向性を読みとっている。

S.ラッシュ／J.アーリイは、日本のみならずこうした先進資本主義社会の質的変容を、「組織資本主義の終焉」＝「脱組織資本主義」の段階と呼んでいるが、それは第三次産業中心の柔軟な編成・統合の様式の出現のなかで、国民に一元化されてしまってはかえって資本主義が危機に瀕するという事情を物語っている。つまり、今日の資本主義システムは、強靭かつ懐の深いもので、私たちが企図する「関係のとらえ直し」や「共生」までが体制側から喧伝され、それがシステムのたえざる更新に寄与する契機となっている。<sup>(20)</sup> それらの多くは資本の観点から推進されており、国家は強権的というよりはむしろ背後に退き、こうした資本の利害に抵触しない範囲に自らの権力の行使を制限し、諸利害を「調整」する役割を担っているように見える。<sup>(21)</sup> しかし、このことは私たちの日常生活における「関係のとらえ直し」や「共生」を模索する営為が無駄であることを意味するのではない。私たちはこうした事態を十分自覚した上で、社会システムを上回るさらなる変革の戦略を練り上げていかなければならぬ時代に生きていることを意味しているのである。私たちに託された課題とは、現在の日本の資本主義社会についての的確な分析と、そこにおける国

家権力の位置づけおよびナショナリズムの特質を「国家論研究」を通してリアルにつかみながら、新たな変革のイメージを模索することであろう。おそらくそこでは、「階級」概念に固執することなく、いかにアトム化・散逸化された個々人の連帯を築くかが課題となってこよう。本稿で取り上げた「発達課題」や「資格証明書主義」の問題も、そうした「関係のとらえ直し」や「共生」という改革の文脈に大きく関わっているのである。

(帝京技術科学大学専任講師)

(注および参考文献)

- (1) 岡村達雄編『現代の教育理論』社会評論社、1988年。
- (2) 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房、1986年。
- (3) 本節の論点については、赤尾勝己「生涯学習論における人間像——教育「自由化」論を手がかりに——」日本生涯教育学会年報第9号、1988年を参照。
- (4) R.J.ハヴィガースト著、莊司雅子訳『人間の発達課題と教育』牧書店、1958年。
- (5) 持田栄一『「生涯教育論」批判』明治図書、1976年、237頁。
- (6) 同上書、108頁。
- (7) 本節の論点については、赤尾勝己「生涯学習社会における「発達課題」に関する一考察——生涯「教育」から生涯「学習」への重心移動の中で——」帝京技術科学大学紀要第3巻第2号、1991年を参照。
- (8) 臨時教育審議会編『教育改革に関する第二次答申』大蔵省印刷局、1986年、31頁。
- (9) 赤尾勝己「生涯学習政策における単位累積制度の構想」『教文研だより』第60号、神奈川県教育文化研究所、1993年3月。
- (10) 赤尾勝己「第3章 資格証明書主義の展開——非伝統的高等教育の発展を媒介に——」現代アメリカ教育研究会編『生涯学習をめざすアメリカの挑戦』教育開発研究所、1993年。
- (11) D.W.スチュワート／H.A.スピル著、喜多村和之・加澤恒雄・坂本真理子・石塚公康訳『学歴産業』玉川大学出版部、1990年。
- (12) P.ブルデュー著、石井洋二郎訳『ディスタンクション I』藤原書店、1990年。
- (13) 佐々木賢『怠学の研究』三一書房、1991年。佐々木はこの中で、定時制高校をフィールドにして、生徒がしきりに教師に向かって、「先生、オレあと何日休める?」と聞き、いかに最低の労力で学歴を取得するかに注意を向けていることを報告している。そして、社会において資格が増加する要因として、1.「イメージ社会化」2.「虚業化」3.「社会矛盾の増加」の3点を挙げている。1.については、少しでも「必要」が生じたらすぐに資格が誕生する例として「旅行取扱主任者」の資格が、2.については、技術上の理由よりも権威の度合いで資格の等級が増える例として「情報処理技術者」の資格が、3.については、人々の不安に応えて専門家が新たな概念を考え出す例として「臨床心理士」の資格が挙げられている。
- (14) R.コリンズ著、新堀通也監訳、大野雅敏・波平勇夫共訳『資格社会』有信堂、1984年。
- (15) 本節の論点については、赤尾勝己「生涯学習社会における「資格証明書主義」に関する一考察——アメリカの「経験学習単位」を手がかりに——」日本社会教育学会紀要

No.28.1992年を参照。

- (16) 持田栄一、前掲書、86頁。この点に関して持田は、1970年代の生涯教育論を考察しているという限定性はあるものの、「私事としての自己教育」が包括的な資本主義システムを更新・補完する機能を帯びていくなかで、70年代初頭に、すでに「自己教育の共同化」を契機に、生涯教育がそうしたものにならないような回路を模索していた。自由権的教育権論に依拠した「自己教育」概念を、社会の共同事業としてとらえかえした社会権的教育権論は、生涯学習体制において既存の社会の変革を志す人々にとって重要な論点であり、臨教審以前の時代に「自己教育」概念の両義性をつかんでいた点は評価されよう。
- (17) 黒沢惟昭『グラムシと現代日本の教育』社会評論社、1991年。黒沢はこれについて、同書228頁で「日常生活のしつけ、つきあいなど人間関係のひだにわたってそれらの内実を丹念に点検し、そこに伏流する支配・被支配、差別・被差別のしくみを対的に把えかえし、人間的なもの（共存・共生の関係）に組み換えるという不斷のしんどい日常的実践、その意志こそが重要性をおびる」と論じている。
- (18) 今田高俊『モダンの脱構築』中央公論社、1987年。
- (19) 鎌倉孝夫『「教育改革」を擊つ 教育と国家 I』緑風出版、1987年。
- (20) 黒川紀章『共生の思想』徳間書店、1987年
- (21) S.Lash & J.Urry, *The End of Organized Capitalism*, Polity Press, Oxford, 1987.  
最近の日本での研究書としては、平田清明『市民社会とレギュラシオン』岩波書店、1993年。

# 分権自治の視点から、地方主権の自治体へ

研究評議員 関野安夫



## I はじめに

### 一分権自治の発想と問題点—

本県ではS22年より38年まで内山知事が県政を担当し、S42年より2期津田県政とつづいた。しかしS38年飛島田市政が誕生し、S52年社会党本部委員長に就任するまで、革新市政がつづいたのである。市長室には扉がないという発想には市民に市長室を開放しようとの考えによるものでした。1万人集会は結果的に成功しなかったが、市民、民主主義の市長の発想は全国革新市長会に大きな影響を与えた。S50年には長洲知事が誕生し、長い保守県政から革新県政が生まれた。長洲知事は県民との共同作品である新神奈川計画を提案し、地方の時代を提唱したのである。この地方の時代に今日まで3回のシンポジウムが開催され、その実現のため小さな政府、大きな地方を提唱しその実現のための努力がされて今日に至っている。この地方分権の考え方は地方主体の発想となり1975年(S50)から「80年代90年代になるにしたがい全国知事会、市長会、中央の行事論議にまで発展し、分権自治の発想による提言まで出され、昨年国会では地方分権に関する決議まで出されている。この論議の特色は後にのべる所であるが、地方分権の発想は活発になるにしたがい、現実から遊離し理想的に走る傾向を持っているのは何故だろうか、特に税財政の問題になると国の支配を排除しようとする具体策を示していない点を感じるのは何故だろうか。これは、一つの国の地方を支配している税制について十分に調査と分析がなされていない点がその原因ではなかろうか、又地方債の許可は当分の間監督官庁の許可をうけるという現行制度は地方自治法施行以来積極的な発言をされていない実態にある。現在の県と市町村という二層自治体制にふれてはいるが地方税財政の確立については十分ではないのが現実ではなかろうか。

## II 現行県行政事務の総括

### 〈知事〉

総務部 2室 7課 4事務所 21県税事務所(4支所)

企画〃 5" 3"

県民〃 5" 4" (文化室)-2 21センター青少年会館

環境〃 2" 8" (総務室)-2 (自然保護課)-3

福祉〃 1" 9" (児童福祉課)-9 (高齢者施設)-2  
(障害福祉課)-8 (保険課)-12

|       |     |      |                                                                       |
|-------|-----|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 労働 // | 1室  | 6課   | (労働福祉課) - 1 (能力開発課) - 12<br>(労政課) - 9 (職業安定課) - 16                    |
| 衛生 // | 1 " | 8 "  | (総務室) - 15 保健所(県立病院総務課) - 12 病院等(保健予防課) - 1<br>(医療設備課) - 4            |
| 農政 // | 1 " | 7 "  | (食品衛生課) - 1 (農地整備課) - 9 (水産課) - 6<br>(農業技術課) - 14 (畜産課) - 9 (林務課) - 5 |
| 商工 // | 1 " | 4 "  | (総務室) - 4 (商業観光課) - 1 (工業貿易課) - 4                                     |
| 土木 // | 1 " | 6 "  | (道路管理課) - 14事務所                                                       |
| 都市 // | 3 " | 10 " | (総務室) - 3                                                             |
| 涉外 // | 2 " | 3 "  | (涉外労務課) - 3 事務所<br>(国際課) - 1 パスポート                                    |
| 国体準備局 |     | 2 "  | 企画調整課、業務施設課                                                           |

#### 1 横浜地区行政センター

2 川崎 // //

3 横須賀、三浦 //

4 県央 // //

5 湘南 // //

6 足柄上 // //

7 西湘 // //

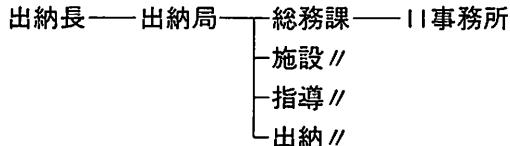
8 津久井 // //

酒匂川開発総合相談所

宮ヶ瀬ダム県央地区総合相談所

相模川開発、宮ヶ瀬ダム、津久井地区総合相談所

かながわ女性センター



#### 〈企業庁〉

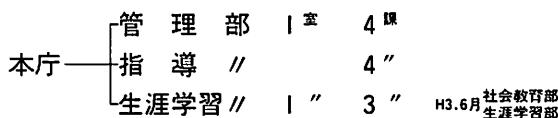
|          |     |    |                                  |
|----------|-----|----|----------------------------------|
| 企業庁長 管理局 | 1室  | 4課 | 2事務所                             |
| 水道 //    | 6 " | 17 | 営業所                              |
| 電気 //    | 2 " | 4  | 発電所... 10<br>（無人<br>有人<br>城山発電所） |

#### 〈県議会〉

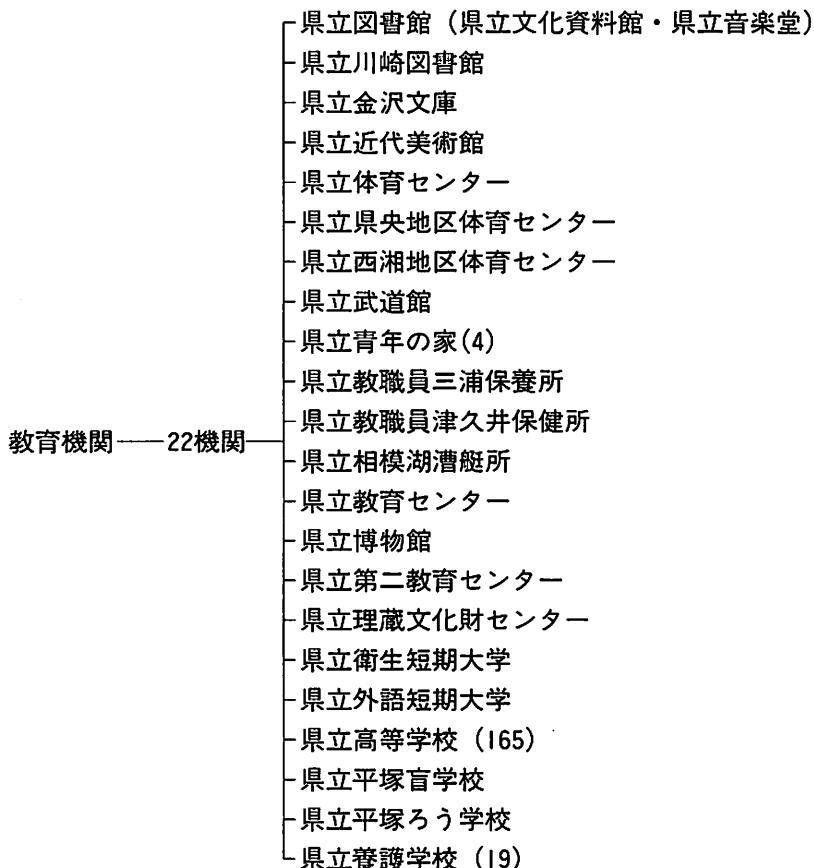
事務局 3課

## ＜教育委員会＞

教育長



地方——10事務所 (指定都市は除く)



人事委員会

監査委員

地方労働委員会

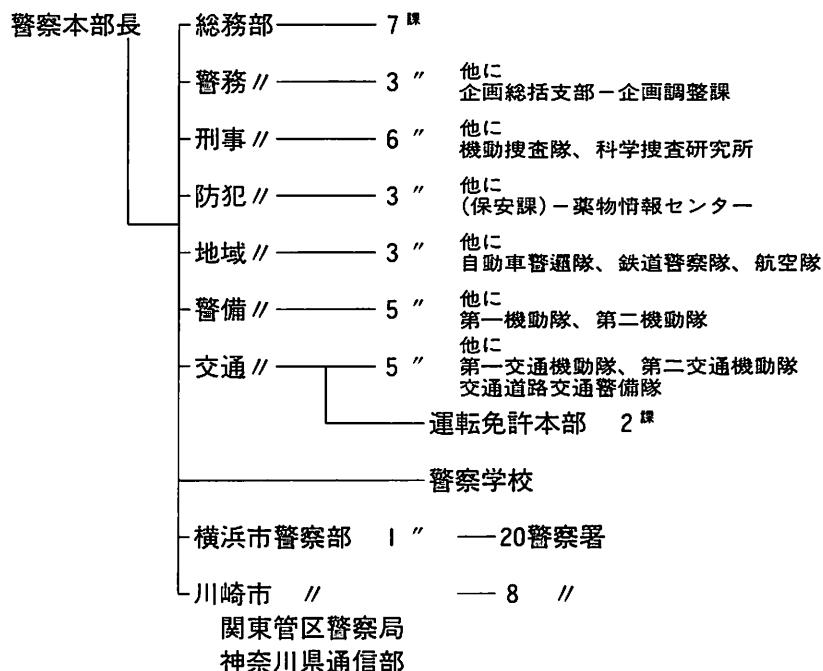
選挙管理委員会

収用委員会

県海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

## 〈公安委員会〉



### Ⅲ 国が地方を支配している事務

#### 1. 地方交付税について

地方自治法並に政令により本県は9部となっている。これに県民部、環境部、渉外部の3部が認められ計12部となっている。全国47都道府県並びに市町村全体を統轄しているのが自治省である。この自治省が全国の地方公共団体を財政的に支配しているのが地方交付税制度である。これはシャープ勧告により地方財政確立をねらってつくられたもので（平衡交付金）あったがS29年現行地方交付税交付金制度に改善され、交付総額が国税（所得税、法人税、酒税）の一定割合にリンクされることになった（S29年～22%～S41年～32%）これは県人口170万、市は人口10万を標準団体としこれに補正係数並に単位費用を掛け合はされその団体の基準財政需要額を算出し、一方財政収入額（県80%市町村75%）として計算され需要額一収入額がマイナスの場合交付団体、プラスの場合は不交付団体として前者には交付金が交付される。本県は昨年（H 5）500億本年（H 6）120億の交付税を財源として予算が組まれている。この実態についてH 4年の決算について吟味してみると

平成4年度

|       | 基準財政<br>需 要 額<br>A                | 一般財源<br>決 算 額<br>B  | B-A                  | A/B                          |
|-------|-----------------------------------|---------------------|----------------------|------------------------------|
| 土木費   | 道路橋梁費<br>河川//<br>港湾//<br>その他<br>計 | —<br>—<br>—<br>801億 | —<br>—<br>—<br>1398億 | —<br>—<br>—<br>596億<br>57.3% |
| 教育費   | 小<br>中<br>高<br>特<br>殊<br>その他<br>計 |                     |                      |                              |
| 厚生費   | 計                                 | 3,376億              | 4,164億               | 788億<br>81.1%                |
| 産業経済費 | 計                                 | 710億                | 1,323億               | 613億<br>53.7%                |
|       | 合 計                               | 284億                | 445億                 | 161億<br>63.8%                |
|       | 合 計                               | 7,611億              | 1,050.3億             | 2,892億<br>72.5%              |

H 4

本県の税収実績と基準財政収入額とのかい離

(単位百万円)

|           | 本県決算額   | 基県財政収入額 | かい離額     |
|-----------|---------|---------|----------|
| 法 人 関 係 税 | 276,573 | 412,428 | △135,855 |
| 県民税利子割    | 23,763  | 47,346  | △ 23,583 |
| 小 計       | 300,336 | 459,774 | △159,438 |
| そ の 他 の 税 | 406,684 | 422,283 | △ 15,799 |
| 合 計       | 707,020 | 882,257 | △175,237 |

その他の税の本県決算額は、平成4年度決算統計における標準税率による調停額（現年課税分）に0.8乗じた数値である。  
基準財政収入額は法人関係税及び県民税利子割の調整分を除いた数値である。

○持徴点

土木費57.3%厚生労働費53.7%は一般財源決算額に対し基準財政需要額とのかい離を現わしている。

前頁、全体としてかい離72.5%である（一般財源1兆503億に対し7611億でしかない）

○共通事項、地価、人口、面積について数値に現状と合わない点である。

2. 定数条例について

本県の知事部局における条例定数はS52年より13551名とされ、以降今日まで一名もえていない。一方人口はS52年よりH 5の間約150万人も増えているにも拘らずこの数量で押さ

えられることは職員にオーバーワークを強いられているのではないか、行政需要上どうしても解決すべき課題があれば、その仕事に取り組まなければならない。この場合経常的な仕事と、これへの取り組みはどうするのか、これを当局はスクラップアンドビルトの方式の中で検討され実施されている。人口増加は都市現象であり、激化のはげしさは益々人口増加を生じさせているが一名も増やさない現在の条例で十分まかなえるか、極めて大きな不安がある。これに対しラスパイレスの数値を引用して、当然増経費の増大は財政の硬直化となるとの意見がある。当局はこれらを勘案し現行条例を守る姿勢をくづしていない。

### 3. 過誤納還付金の制度の適用について

過誤納還付金とは、通常既納付額について、多額であったので、その金額をその企業に還付することをいう、この制度は予納金制度をとっている現在、通常行なれている所である。しかしここで問題なのは日米租税条約25条の問題についてである。ある産業の外国における経済活動について、州政府に納税された金額が追加徴収された場合、日米交渉の結果、判断が出た場合、その金額を地方団体に過誤納還付金としてその産業に還付されるというのである。この場合条約であるため国内における期限等はのりこえられる。しかも一定の期限内に行わなければ利子も、つけられてしまうというのである。今回の金額は30億円であり前回（S61年）は130億も還付されることになった。前回は保守系議員も含め超党派でこのやり方に不満を評したが最終的にやむなしとなった経過があった所である。

### 4. 機関委任事務

地方自治法別表第3は県、第4は市町村に例示された事務を行うよう指示されている機関委任事務である。県のこの種事務は全県事務の中で2/3を占めているといわれる大量の事務である。又新しい制度が国において実現されれば事務は増加している実情である。地方団体には、団体委任事務と機関委任事務、固有事務の3つがあるが現状では機関委任事務が大変多い、知事には2通りの事務があり、一つは公選知事として事務と国の長官としての事務これが機関委任事務であるが、一人の知事で二重人格を持っていることになる。十分調査の上地方に権限を下ろし、知事の権限とする様、又知事の権限を市町村に委譲を行っている。国に対し大きく要請している所である。

### 5. 地方財政の問題点

#### (1) 実態の現われ方

地方財政の現われ方は、歳入と歳出の形で現われる。歳入の財源は地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債がそれである。これは地方税、その他の財源をもって自主財源とよばれそれ以外は依存財源とよばれる。依存財源のうち、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金の3つは国庫から交付を受けるもので合わせて歳入全体のほぼ1/3に達する。依存財源財源のうち残る地方債は財政投融資資金（財投資金）および民間資金からの借り入れである。この地方税、地方譲与税、地方交付税の3つを一般財源といい、残りを特定財源といっている。

支出は通常2つの違った見地からの分類が行われている。一つは目的別分類とよばれ、土木費、教育費、総務費、民生費などがそれである。もう一つは性質別分類で投資的経費

のうち普通建設事業費とよばれる経費や人件費、公債費などから成っている。

## (2) 問題点

- ① 住民の意志が事務処理に反映されにくい、現行制度における事務配分は、国への配分を最優先にされ、県、市町村はそのあととなる。
- ② 責任の所在が不明確になりがちである。  
事務配分の優先順位は、結果として国の委任事務を増大させる。
- ③ 国による地方干渉が強められ、特に機関委任事務にその傾向が強い。
- ④ 自治体の行う経費は全額自治体が負担することを原則とする。しかし現実には例外が多くこの方向に対し是正されなければならない。
- ⑤ 国と自治体の財源区分は夫々の経費の量との具合いで配分される。しかるに現状では2:1乃至3:1での配分が実質的には1:2乃至1:3と地方の配分が多くなっている。
- ⑥ 地方財政計画の役割は、地方交付税の中にとりこまれ調整は必ずしも公平ではない、イ. 地方財源の保障、ロ. 地方財源運営の方針、ハ. 国の施行の参考の3点について現状は十分役割を発揮されていない。
- ⑦ 地方起債の配分について、本来自治体の自由であるはずが、当面としては自治省の許認可となっている。

## 6. 国直轄事業負担金

H5年県土木部内による国直轄事業負担金は道路60億河川85億計145億となっている。これは国の道路、河川、等の改修が本県の仕事の上で、ある程度利益を与えるであろうことは理解し得るところである。しかし、その河川、道路の改修、維持費まで負担させられるのは理解しにくい。国における例えば建設省において道路、河川の改修費を担当すればよいはずであろう。又道路に関し横浜の直轄事業負担金は県より多く82億となっている。これは横浜における来年度路線の改築等が予想されれば横浜として計上されることとなる。県段階では、来年度改修される予想がない場合とのちがいがこの様にちがいとなる。との説明であるが理解しにくいところである。

## 7. 大都市の特例

地方自治法では第12章で大都市の特例を設けて指定都市の長に県の事務を委任することができる。第252条-19指定都市とは人口50万以上の市長に都道府県の処理する権能を委任することができる。

- |                                                             |                            |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (1)児童福祉                                                     | (9)食品衛生                    |
| (2)民生委員                                                     | (10)墓地埋葬等の規制               |
| (3)身体障害者の福祉                                                 | (11)興行場、旅館及び公衆浴場の<br>営業の規制 |
| (4)生活保護に<br>(5)行旅病院及び行旅死亡人の取扱<br>-2.精神薄弱者の福祉 (平成5.4.1.から施行) |                            |
| (6)母子家庭及び寡婦の福祉<br>-2.老人福祉                                   | (12)結核の予防                  |

|            |              |
|------------|--------------|
| -3.母子保健に   | (13)都市計画     |
| (7)伝染病の予防  | (14)土地区画整理事業 |
| (8)寄生虫病の予防 | (15)屋外広告物の現行 |

以上18項目はすべて指定都市の長に権限は委任されている。したがい県知事の行う福祉事務は指定都市には及ばないこととなる。現在県で作成される福祉プラン、高齢者福祉等は指定都市は除くとある。したがい県の福祉行政全般の実情を県当局にきく場合は、指定都市分も含めてと、きかなければ県所管のみの事情となってしまう。横浜、川崎両市の行政センター長は管区内の指定都市内の福祉事情を知るべく努力されている所であるが、実際は県福祉部内の各課長が調べており、その実態を知るという状況におかれている。更に細かく調べると指定都市内福祉該当児者で県所管区域内に措置されているもの、反対に県所管区域内の児者を指定都市内施設に措置されているもの等相互に相当数の出入りがある…これは前者が多く後者は極めて少ない…。私の意見としては県の施設数と指定都市の施設数を明確に分け、その実態数を明らかにするとともに県全体の目標数をたてこの目標に向かって充実対策を明らかにすべきである。これには指定都市議員との合同会議を行う必要がある。この事は単に福祉関係のみでなく全分野についても全体として努力すべきであろうと思うのです。

#### IV 公定歩合の操作に関連して

国は日本全体の経済活動の安定と確保をはかるため、日本銀行は銀行等に対する利息率を指示し、その目的を達成しようとしている。公定歩合の引き上げ、引き下げの操作は銀行等の負担率を支えるため、さらにアメリカ経済を支えるためとの視点に立って行われているように思われる。これは銀行等に対する一般国民の預金等の利益を犠牲にする視点に立って行われたのではないかとの疑問を感じるところである。この公定歩合は、景気動向に大きな影響するばかりでなく日本の経済成長率にも影響し卸売物価、消費者物価にも影響されるわけである。現在(H5.9.2)率1.75%と極めて低い率で設定されている。これによって景気が上回るであろうはずが一向にその動向が現れてこないのは何故だろうか。

かつて公定歩合率が9%であった時がS48年12月とS55年3月の2回あった、前者は第一次石油ショックの時、後者は第二次石油ショック後の時であり、これが現在1.75%となっているのである。

S60年9.15、G5の合意に基づく円高にみちびいたという。これは何をにらんで公定歩合の上げ下げをしたのか、機関投資家の動き、株の売買は日本全体の株の動きをみて行っているのであろう。日本経済の動きは世界全体の動きによって株の上げ下げに影響する。かくして一般預金者は完全に犠牲になるのではないか。商工会議所法によれば経済政策に関して意見をのべたり、献策することができるという。しかし横浜商工会議所の組織率は全体で僅かに22.8%でしかない横浜では17.5%でしかない。この実情で国への献策等ができるであろうか。極めて大きな疑問を感じる所である。

|      |                   |                           |                |                      |
|------|-------------------|---------------------------|----------------|----------------------|
| 田中三木 | 1973<br>S48. 3.31 | 日銀公定歩合を0.75%引き上げて 年 5%    | 第一次石油ショックと減速経済 | 戦後初めてマイナス成長          |
|      | 12.30             | 日銀公定歩合を 2 % 引き上げて 年 9 %   |                |                      |
|      | 49.12.9           |                           |                |                      |
|      | 1975<br>50. 4.15  | 日銀公定歩合を 0.5% 引き下げて 年 8.5% |                |                      |
|      | 10.23             | 日銀公定歩合を 1 % 引き下げて 年 6.5%  |                |                      |
|      | 51.12.24          |                           |                |                      |
|      | 1977<br>52. 3. 6  | 日銀公定歩合を 0.5% 引き下げて 年 6 %  |                |                      |
|      | 1978<br>53. 3.15  | 日銀公定歩合を0.75%引き下げて 年 3.5%  |                | -53                  |
|      | 53.12.7           |                           |                |                      |
|      | 54. 4.16          | 日銀公定歩合を0.75%引き上げて 年4.25%  |                |                      |
| 大平   | 11. 2             | 日銀公定歩合を 1 % 引き上げて 年6.25%  | 第二次石油ショックとその対応 | -54                  |
|      | 1980<br>55. 2.14  | 日銀公定歩合を 1 % 引き上げて 年7.25%  |                |                      |
|      | 3.18              | 日銀公定歩合を1.75%引き上げて 年 9.0%  |                |                      |
|      | 55.7.17           |                           |                |                      |
| 鈴木   | 8.20              | 日銀公定歩合を0.75%引き下げて 年8.25%  | -56            | 米高金利続く               |
|      | 1981<br>56. 3.18  | 日銀公定歩合を 6 % 引き下げて 年6.25%  |                |                      |
|      | 57.11.27          |                           |                |                      |
| 中曾根  | 1983<br>58.10.22  | 日銀公定歩合を 0.5% 引き下げて 年 5 %  | 世界的景気拡大        | (60.9.15)<br>G5合意円高へ |
|      | 59.11.1           |                           |                |                      |
|      | 1986<br>61. 1.30  | 日銀公定歩合を 0.5% 引き下げて 年 4.5% |                |                      |

|              |                             |                                                      |                                                                      |
|--------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 竹<br>下       | 61.7.22<br>1986<br>S61.11.1 | 日銀公定歩合を0.5%引き下げて 年 3%                                | 円高不況から最長の景気拡大へ<br>-62.10.19(月)<br>ブラックマンデー                           |
|              | 62. 2.23<br>1989<br>元.6.2   | 日銀公定歩合を0.5%引き下げて 年 2.5%                              |                                                                      |
| 宇野<br>海<br>部 | H元. 5.31<br>元.8.9           | 日銀公定歩合を0.75%引き上げて 年3.25%                             | -(平元.11.9)<br>ベルリンの壁<br>28年ぶりに消滅<br>円高不況最長の景気拡大<br>-湾岸危機<br>(H3.1.3) |
|              | 10.11<br>1990<br>H2. 3.20   | 日銀公定歩合を0.5%引き上げて 年3.75%<br>日銀公定歩合を0.5%引き上げて 年4.25%   |                                                                      |
| 宮<br>沢       | 8.30<br>1991<br>H3. 7. 1    | 日銀公定歩合を1%引き上げて 年5.25%<br>日銀公定歩合を0.75%引き上げて 年 6%      | -(平元.11.9)<br>ベルリンの壁<br>28年ぶりに消滅<br>円高不況最長の景気拡大<br>-湾岸危機<br>(H3.1.3) |
|              | H3.11.5                     | 日銀公定歩合を0.5%引き下げて 年 5.5%                              |                                                                      |
|              | 11.14<br>1992<br>H4. 4. 1   | 日銀公定歩合を0.5%引き下げて 年 5%<br>日銀公定歩合を0.5%引き下げて 年 4.5%     |                                                                      |
|              | 1993<br>H5. 2. 5            | 日銀公定歩合を0.75%引き下げて 年3.75%<br>日銀公定歩合を0.75%引き下げて 年 2.5% |                                                                      |
|              | 9.21                        | 日銀公定歩合を0.75%引き下げて 年1.75%                             |                                                                      |

## V 分権自治よりの提案

### 1. '90年代の動きと視点

#### (1) 全国の動き…民間政治臨調 ('92.12.22)

第三次答申 ('93.10.27) 社会党 ('92.12.10) 民社党 ('92.4.21・23) 公明党 ('92.11.27) 日本新党 ('93.7) 小沢一郎 ('93.5.20) 自民党 ('93.10.5) 経団連 ('93.4.20) 経済同友会 ('92.4.10) 関経連 ('91.11) 全国知事会 ('93.7.22) 全国市長会 ('88.6.29) 明日都市懇談 ('91.5) 行革国民会議 ('93.4.10) 以上全国自治労の地方分権に関する提言の比較に基き、その特徴を要約すると

①分権化のプロセスについては各団体大部分が賛意を評している。②地方制度のあり方（現行、県、市町村という二層制自治）はこれを是認した上で立論されているのは、社会党 日本新党 全国知事会の3団体、公明党 小沢一郎・自民党、経団連は道州制を主張している。但し行革国民会議は連邦制を主張している。③機関委任事務については、第三次行革審 社会党を除いて、何れも廃止をうたっている。

#### (2) 本県の動き '93.11.18第16回地方の時代シンポジウムにおいて'93神奈川宣言が出さ

れている。この中で①自治分権の目標を地方分権の基本原則に置き、自治体と政府間関係を逆転させる。②国から都道府県へ、市町村へという垂直型分権を完結させる。③地方分権推進の基本体制づくりに並行して、イ. 機関委任事務の全面廃止、ロ. 地域づくり憲法である憲章の制定。④自治体主導で地方財政委員会設置 自治体の国政参加の徹底の4つを掲げ、イ. 自治能力を高める、ロ. 自治体の政治行政を画一と集権から、多様と分権への流れを決定づける行動をする。又同シンポジウムの講演では武藤教授(法政大)、神原教授(北海道大)の指導があり、自治体運営、財政、手続き等に地方団体に対する各種情報が地域づくりから国際関係にまで具体的提案までかかれている。

(3) '92.8.1社会党の分権化促進法案が出されている。(主任研究員、千葉 稔)これには中央集権化の是正の在り方との副題がついている。

(1)国際的な分権化の動き、(2)戦後のわが国の中央集権化、(3)財政自主権の確立をめざして、(4)住民自治の確立こそ基本、90年代の動きとその視点についてのべた所である。

## 2. 機関委任事務の地方への委譲

### (1) 機関委任事務とは

都道府県知事等の機関に委任させ国は指揮監督権を留保する、これが機関委任事務であることは既述した通りである。その具体的内容が同法別表第3が県知事に別表4が市町村長に例示されている。この例示された項目、その数は128、これに技審まで計算すると386となる。これがすべて機関委任事務となる。これは立法の機能を持つ国会で法律がつくられれば、それに伴う政令等はすべて機関委任事務として地方公共団体にその執行が強制される、したがい時代の変化とともにこの事務が増えることになる。

### (2) 地方公共団体の事務とは

地方公共団体の事務には①固有事務(公共事務) ②委任事務 ③行政事務の3つであると説明される——長野士郎—地方自治辞典—この委任事務と機関委任とは区別されなければならないとしている。

(3) S61年機関委任事務の整理合理化の法律によって別表第3の事務は311となった。しかし現在(H5.6.) 334、教育委員会を含めると362と一括法施行後348とふえているのが実情で、又従来県知事が最終的に市町村長の罷免までできる条文があったが、1980年以降これが改正され、今日では司法の結論にしたがうとなった。行政判断が司法の判断に委ねるというのは大きな疑問が残るところであろう。しかしデモクラシーの判断から、上記の通り修正されたものである。現在国の委任又は県の処理する事務の8割、市町村の4割を占めているといわれている。

| 参考      | 機関委任事務数の推移 |        |     |        |
|---------|------------|--------|-----|--------|
|         | 一括法施行前     | 一括法施行後 | H   | 5.6.18 |
| 知事      | 317        | 311    | 334 |        |
| 教育委員会   | 23         | 23     | 20  |        |
| 選挙管理委員会 | 4          | 4      | 4   |        |
| 公安委員会   | 8          | 8      | 2   |        |
| 地方労働委員会 | 2          | 2      | 2   |        |
|         | 354        | 348    | 362 |        |

#### (4) 総括

以上述べたように機関委任事務は国の事務である、国と地方の権限配分、あるいは法の示している点からいっても、国の事務を地方に転嫁することは大きな疑問が残るところである。長洲知事の提唱した地方の時代とは、地方分権の発想に基くもので機関委任事務については、毎年要望している所である。機関委任を整理統合するため委員会を設置して検討を行うべきである。

### 3. 大都市問題に対する態度

本県には横浜市と川崎市という政令指定都市2つをかかえていること又この2つの都市には地方自治法第252条-19により18項目並びに同法以外の事務、5項目があることも了解される所である。本県人口820万この内横浜市320万、川崎市110万、計430万、全県人口の半分以上は指定都市である。

これは人口のみでなく産業（但し農業を除く）の大部分がここに集中、ある意味では経済活動の大半がこの大都市に集中しているといってよい、所が例えば福祉関係では県の福祉プラン等には指定都市は除くと除外されている。この点を理由として指定都市出身の議員は福祉関係については発言することは、問題ありとする意見があるやにきいている。この点は保守革新を問わず議員62名について影響されるばかりでなく、県全体の問題としても波及する極めて重要問題であろうと思うのです。

しかし、ここでは福祉関係の問題に対する基本態度を示すこととする。

- ①県全体の計画目標と県所管区域内の目標とを確認し、その目標に向かって全努力を傾注する。
- ②又時に指定都市内の該当児者の措置について指定都市以外に措置する場合、(この反対の場合は極めて少ない) 予算支援等の問題が生じた場合等にも協議に応ずる。

#### ○衛生部

##### ●二次医療圏における一般病床数

###### 一般病床における必要病床数

| 医療圏域名 | 必要病床数A | 既存病床数B | B-A   |
|-------|--------|--------|-------|
| 横浜北部  | 7,608  | 7,595  | △13   |
| 横浜西部  | 7,135  | 7,234  | 99    |
| 横浜南部  | 7,636  | 7,837  | 201   |
| 川崎    | 8,171  | 8,900  | 729   |
| 横須賀三浦 | 5,197  | 5,208  | 11    |
| 湘南、県央 | 13,598 | 13,602 | 4     |
| 県北    | 7,029  | 7,044  | 15    |
| 県西    | 3,672  | 3,676  | 4     |
| 合 計   | 60,046 | 61,096 | 1,050 |

- ① これは医療法第30条-3 第2項による本県内の二次医療一般病床数を規制したもので、横浜北部を除いて全医療圏が全部既存病床数が多いことになる。したがって全県現在の病床数を一つも増やしてはならないことになる。
- ② これは大都市問題と関係ないように見える。しかし、現在計画されている病床規制の平均人口がH9年までに改訂される場合は、現在の医療圏の変動等が行なわれる事が十分予想される。

③ 現在県保健所の数は、政令による3市（横浜、川崎、横須賀）28保健所1出張所、県12保健所と6支所、合計40保健所となる。

保健所に人口10万について1ヶ所あるが、現在40保健所の人口はかなりアンバランスであり、それに現在、相模原市や藤沢市において保健所が設置されれば、その分だけ県の予算は不要となり別の財源にあてる事ができるわけである。

#### 4. 総括的視点

- (1) ①国民生活の質の向上、②東京一局集中のは是正、③政治腐敗の防止、④市民の政治参加の条件を通じて、分権認識の共有をはかる。
  - (2) ①地方政府の能力を蓄積、②国政レベルの合意形成を通じて、分権推進の条件の確立をはかる。
  - (3) ①垂直分権の徹底 ②市民の自己統治  
③自治慣習の制度化を通じて、地方分権の基本原則は何かを確認  
又④都道府県の評価と展望についても十分調査
  - (4) ①分権の目的、手順の明確化 ②政府間関係の基礎の確立、③分権推進検討機関の設置を通じて、地方分権推進基本法の制定をはかる。
  - (5) ①事務権限の配分、②自治立法権の保障③財政改革の方向を通じて権限配分と財政改革の方向を明示する。
  - (6) 各団体間における主要な論点を明にする。  
①連邦制、②道州制、③広域連合
  - (7) 財政改革の方向について(5)～(3)で示すものであるが、この中で  
①地方交付税の基準財政需要額算定方式の調査とその案の決定  
②地方税の改正案の審議と委員会へ策定  
③地方債の発行条件 流通経路の調査及び改正案の策定
- 以上神原勝（北海道大学教授）の考え方を参考とし要点を記したものである。

#### 5. 地方議員団会議の任務

分権自治の条件は極めて好機にめぐまれてきたと判断します。幸い与党条件の中で分権に関するシステムについても好意的条件にも恵まれています。しかし分権自治の問題はかなり複雑ですし、また、議員活動に関する評価も必要であろうかと思います。仲間の市会議員の方との論議も、シンポジウムの開催も必要です。党地方議員団の政策集会の歴史についても調べる必要があります。特に地方財政の検討が是非必要となりますがこれはかなり専門的調べが求められます、等々種々の意志統一が必要となります。

- (1)県内地方議員団会議において分権自治の発展の条件を確認する
  - (2)地方分権のシンポジウムの開催
  - (3)るいじ県並び市の同じテーマに基づく会議を行う
  - (4)党全国地方議員団会議において地方分権を中心とする政策集会を開催する

（前神奈川県議会議員）

## いまの不況をどう考えるか



研究評議員 田 中 正 司

数年来の深刻な不況は、減税その他の景気刺激策にもかかわらず、いっこうに好転する気配すらみられず、日本経済は依然として低迷状態を脱しえないでいる。お陰で就職できない学生が続出し、私たち教員も志をえずして郷里に帰える学生を励ます言葉にも苦労せざるをえない昨今である。経済にうとい一般市民は、なぜ急にこんなことになってしまったのか、その訳も分からぬままに、早く何とかしてほしいと考えていることであろう。経済界や政治家たちが、こうした現状を開拓するためのより大幅な、即効的な景気刺激対策を要求しているのも、そのかぎり当然であるが、今日の事態は、甘い言葉や、当面の不況を克服するためのタレ流し的放漫財政政策で解決できる問題ではない。私には、こうした日本経済の危機的状況について、専門の理論経済学者たちが沈黙を守り、積極的な発言をしないのが不可解だが、多少なりと経済学をかじった人間のひとりとして、あえて一言すれば、今日の経済状況を“不況”としてとらえるのは根本的に間違っているといわねばならないのではないであろうか。なぜなら、今日の日本経済が当面している問題は、個別企業のリストラだけでなく、日本の経済構造そのものの根本的なリストラ（再構築、というより、縮少、スリム化）を行わないかぎり、解決できない構造的な問題であるからである。

今日の“不況”的原因は、直接的にはバブルがはじけたためであることは、もとよりいうまでもない。高原の別荘地に、一区画1億6千万円ものマンションを建ててはみたが、一戸分も売れずに放置されたままになっているなど、常識では考えられないような過大な、放漫な設備投資を土地神話に基づく銀行の貸出競争につられて行ったことのツケが、需要を大幅に越える過剰投資になり、今日の景気後退の切っ掛けになったことは明らかである。各企業が、設備や人員の縮少・削減などを含めた懸命のリストラをしているのも、直接的にはそのためにはならない。個別企業としては、それに成功すれば、経常収支を好転させ、生き残ってゆくことができるであろう。しかし、今日の平成大不況の最大の問題は、バブルの整理が済めば、ふたたび好況に転じ、数年前までと同様な高度成長ないし高原景気を続けるという訳にはゆかない点にある。“不況”脱出を説く人びとは、いちようにかつての高度成長期の水準の回復を現状克服の目安と考え、そうなることを至上命題視しているかに見えるが、それはむつかしいというより、原理的に不可能といわざるをえない難問に当面しているのが今日の構造不況の問題点である次第が注意される要がある。

問題をもう少し具体的に説明すれば、アメリカ経済が再び活力を取り戻しつつある对外貿易関係でも、日本人の勤勉と英知をもってすれば、より高度の技術革新と企業努力によって、貿易戦争に再び勝利し、世界市場を制覇することも、そのこと自体としては必ずしも不可能ではないということもできないではない。その結果、貿易黒字がさらに増大すれ

ば、その分だけわれわれ日本人は、これまで以上により豊かに、より優雅な経済生活を享受することができるようになることであろうが、そのことは、その分だけ貿易赤字国の富を収奪し、その国の一般市民の労働機会を奪うことになりかねない。そうした問題を現実に生み出している日本の貿易黒字を減らすために、円を割高にして、日本製品を売れなくし、逆に、日本人が安い外国製品に飛びつくようにするための円高圧力が生まれる根拠はそこにある。日本人の豊かな経済生活が外国人の生活の糧を奪い、彼らを犠牲にする形でなされることが許されないのが当然である以上、それは当然の要求であるが、日本がアメリカやEUその他の要求に応えて全面的に市場を開放して、輸入を増大させ、逆に輸出を抑制して、売る分だけ買うことによる場合には、輸出削減分だけでなく、輸入製品分の国内生産活動（労働需要）も減少するため、日本経済はその分だけ全体としての経済活動のスケールを縮少しないかぎりバランスがとれないことは明白である。こうした形で経済の規模を縮少することはわれわれ日本人にとって好ましいことではないが、日本が諸外国と貿易摩擦をおこさず、日本商品が外国の市場を制覇した結果、その国の失業者が街にあふれるようなことがないようにするために、拡大しすぎた経済水準を大幅にダウンする他ないのである。今日の“不況”的根本原因は、日本経済がこうしたバランスを超えて大きくなりすぎてしまった点にあるのである。今日の“不況”が、不況という言葉が意味するような何年か辛抱すれば、ふたたび好況に転じて、従来の最盛期の水準に戻るという性格のものではなく、従来の好況期よりかなり大幅にダウンした経済水準でも全国民がそれなりに生活してゆけるように、経済の仕組みを変えてゆかねばならぬ構造的な問題としてとらえられねばならないゆえんはそこにある。

敗戦後の経済的破綻から再出発した日本は、朝鮮戦争のさいの特需景気と、それを契機とした日本人の英知と勤勉のお陰で、植民地をすべて失ったにもかかわらず、戦前よりもかに豊かな経済成長を実現し、贅沢が当り前のようないい生活をするようになったが、それは前述のような問題をはらむ貿易関係に立脚していたのである。こうしたジレンマを解決する道は、技術的にはまったく考えられないではないであろうが、世界中のすべての国の人間が、貿易上の不均衡を気にせずとも、日本人と同様に物質的な富を自由に享受できるようになることは、資源的に不可能であるだけでなく、自然環境破壊の問題に直面せざるをえないことは明らかである。日本経済は、図らずも、これ以上高度に成長することが、貿易摩擦を伴わずに原理的に困難な成熟段階に到達してしまったのであるが、このような事態は経済学的には必ずしもそれほど稀らしいことではない。経済学の創始者として知られるアダム・スミスは、その主著『国富論』の中で、国民経済の基本的な在り方として、①成長、②停止、③下降の三つのモデルを想定し、当時のアメリカのような①の成長過程にある国では、資本家や商人たちだけでなく、労働者その他のすべての国民が大なり小なり幸せであるのに、当時の支那のように経済成長が停止した国には多くの困難が生まれ、ベンガルのような③の段階に入った国は、国民全体が悲惨な状態に陥らざるをえない次第を明らかにしている。

今日の日本経済がすでに完全に②の停止段階に入ったかどうかは別としても、戦後の日本経済があまりに急速に、あまりに高度に成長しすぎたため、逆に、現在の経済水準を維持すること自体が多くの摩擦を伴わねばできない局面に当面していることは確かである。戦後の高度成長のお陰で何不自由ない豊かな生活を享受している今の子どもたちの不幸は、

受験だけでなく、かつての没落貴族の子どものように、生まれたときが絶頂で、それからだんだん貧しくならざるをえない下降人生をたどらざるをえない点にあるといえよう。

今日の問題は、こうした事実が何ら認識されないままに、依然として無限の「成長・発展・文明化」が可能であり、当然であるかの幻想の下に、「お受験」競争だけにうつつをぬかす成長・発展・文明化信仰が支配的である点にある。戦後の高度成長期以降に定着した日本の思想風土の一つの顕著な特色がそこにあることは歴然たる事実であるが、後発国はもとより、欧米先進国にも、日本のような国をあげての成長・発展、都市化・文明化信仰はみられないといってよいであろう。欧米諸国を歩いてみれば、一目瞭然であるように、高度に技術化・文明化されているのは、都市のセンター部分と高速交通手段のみで、大多数の一般市民は、大都市でも自然に近い生活をしていることに、むしろ誇りと愛着を感じているといってよい。日本のような国をあげての文明化・都市化思想が大きな問題をはらんでいることは、こうした諸外国の市民生活をみれば明らかであるが、自然の原点を忘れ、一面的に肥大化した文明が必然的に没落することは、歴史の示す通りである。

今日の日本経済の難局は、図らずもわれわれ日本人に自らの生き方の根本的再検討を迫る絶好の意識変革の機会を与えていているということができるであろう。こうした現実を直視せず、現状を糊塗するために、国民に口当りの良い、安易で無責任な経済政策に走れば、将来により大きな禍根を残し、大人たちの不始末のツケを子どもたちに廻すことになるのは明らかであるが、ことは経済だけの問題ではない。教育の問題としても、小さいときから、文明の成果を湯水のように自由に与えられた今の生活が、常態であり、当たり前であると思っている今の子どもたちと、より以上に親の意識を変えて、人間もしょせん一個の動物でしかないことの明確な自覚の下に、自然のきびしさに耐えることからはじめるような教育環境を積極的に作ってゆかなければ、これから的孩子たちには、将来確実により不幸な人生に直面することになるのではないであろうか。

(神奈川大学教授)

# だれでも授業がたのしめる方法



研究評議員 宮 島 郁 子

## アジアを食べる日本のネコ

さきごろ、鎌倉市立七里ガ浜小学校6年1組で、千葉保先生のユニークな授業をルポさせてもらった。

「家にペットを飼っているひと、いる？」

だしぬけにたずねる千葉先生のことばに、子どもたちは口ぐちに、イヌ、ネコ、金魚、インコ、カブトムシなどと答えながら、

「なんでペットのことなんかしらべるんだろう？」

「チバクンのことだから、きっとまた、なにかたくらんでるんだよ」

と、早くもきょうの授業をたのしみにしているようす。子どもたちは、千葉先生のことを親しみをこめて「チバクン」と呼んでいるらしい。

きょうの授業は、子どもたちの好きなペットのネコを入口に、アジアと日本をイメージするというペットフードの授業。

捨てネコや実験用に飼われているネコもいるから正確な数はつかみにくいが、いま、日本には530万匹ぐらいのネコがいるといわれている。「日本のネコは何を食べてる？」の問いに、ほとんどの子どもが「ネコ缶などペットフード」と答え、「ごはんにカツオブシをかける」「残飯」と答えたのは、たった2人だけ。「ネコは、ネズミなんか食べないんだよ。マンションだと、ネズミもいないもんね」と、みんなでワイワイいっている。

そこで先生が、スーパーで買って来たキャットフードの缶づめを教卓の上にガラガラッと山積みにすると、「ヤッター！」と教室の中が一気にもりあがった。

1人の子どもがネコ缶の中味がどんな魚なのかしらべ、同じ中味の缶づめを教卓の上に積みあげていく。カツオなどもあるが、だんぜん多いのがマグロ。マグロ入りの缶が、まるでタワーのように積み重ねられグラグラと揺れている。

「アッ、あぶねえ、たおれちゃうよ」

入念に計算された授業の流れにのせられ、子どもたちはぐーっとテーマにはいりこんでいく。

「じゃあ、このネコ缶は、どこで作っているでしょうか？」

子どもたちは1個ずつネコ缶をわたされ、作られた国別に積みあげていく。ネコ缶という具体物にふれて、子どもたちはいっそう授業にノッてきた。そして、ほとんどのネコ缶がタイで作られたということを知り、

「近くのスーパーで買ってきたのに、どうしてタイで作ったものが多いんだろう？」

と考えはじめ、いろいろな意見を出して話しあう。

## 海の向こうの人たちの声

先生が、フィリピンのマグロ漁民、デラさんの大きな写真を黒板に貼る。

「では、どうしてタイで作られるネコ缶が多いのか、いろんな人に話を聞いてみようか」男の子が、デラさんの話を読む。夜中から朝まで釣りつづけ、上質のマグロは日本へ送られるが、それ以外はタイへ送られて缶づめになること。しかし、値段が上がらず生活が苦しいため、小学4年生の息子までがマグロ釣りで働いていることなどが語られる。

そのあと、インドネシアのマグロ船員、バンカさんの話を読む。とったマグロのうち、さしみ用は日本へ。缶づめ用はタイへ送られること。エサにする魚は、インドネシアの人々が日常食べるための魚だったのに、マグロのエサ用に漁船が買いまくるため、値段が上がって食べられなくなり、困っているということを子どもたちは初めて知らされる。

そして、タイの缶づめ工場で働く女性の写真を見せながら、「タイの工場で働くBさんです」と先生がいったとき、

「名まえはなに？」

と、1人の男の子がごく自然にたずねたのが、ひときわ印象的だった。フィリピンやインドネシアの人びとの現実にそくして、その日常の細部を積み重ねていく授業を受けていくなかで、子どもたちは、眞の意味で「アジアと出会った」のではないだろうか。

だからこそ、「Bさん」ではなく、その女性の名前を知りたいという気持になっていたのだろう。先生はやさしく答えた。

「この人はね、恥ずかしがって名前を教えてくれなかったんだよ」。

そのBさんんがネコ缶を作っているタイの工場は、立ちっぱなしでマグロの内臓を取り除いたり、缶にマグロの肉を入れたりして1日中働いても、約500円しかもらえないことなどが語られていくうちに、ネコ缶という小さな入口から、その原料供給→加工→日本のネコへという構図が見えてきて、子どもたちは、なにげなく見過ごしていたものの意外な流れにおどろいていた。

黒板に並べて貼られたフィリピンの漁民の人や、タイの女子工員さんたちの写真から、その生活の気配がたちのぼる。

その後、全世界のマグロの漁獲量図を見ながら、その半分を日本が食べていることを知られた子どもたちは、授業のあと、つぎのような感想文を書いている。

■日本のネコはぜいたくすぎるから、ごはんとかでもいいと思う。だってネコ缶は、人間でも食べれるんだもん。だからネコばっかりせめるけど、残ぱんでもいいって思った。

でも、残ぱんがあるっていうのもヘンだなあ？

これからどうすればいいか、全ぜんわかんない。重大な問題なんだけど…。

■日本のネコや人は、マグロのさしみやネコ缶が好きになって、やめられなくなったらダメだから、ネコは、ちがった魚を食べたりすればいいと思う。

日本人も、たまにマグロを食べるようにすれば、マグロをとってる人も食べられていいんじゃないかと思った。いろいろわかってよかったです。

■フィリピンの人たちは、ネコが食べてるようなものが食べれないなんて、自分たちのことなんだけど、なんか、ゆるせないなと思いました。

ネコはネコで、自分で食べ物をとればいいのにーと思いました。

■マグロのことだけで、こんなにしらべられるなんて、すごいと思いました。食べているときは、そんなに考えないでパクパク口にはうりこんでいました。

これからは、食べるときに考えなければいけないような気がしました。

ネコも、食べるときには、考えてほしいなあと思いました。

### 子どもの眼でみる「現代」

きょうの授業は、アジアの人たちが、自分たちの食べる魚までマグロのエサとして奪われながら、日本人のためばかりか、日本人が飼っているネコのためにまで低賃金で労働しているという問題。そして、日本人は、飼っているネコをふくめて、アジアの資源の食いつくしをやっているのだということ。

この2つのテーマが、ネコを切り口として使うことによって、うまく子どもたちに伝わっていたと思う。

所報のスペースの都合もあって、授業のようすは大幅に省略せざるをえなかつたけれども、きょうの授業を受けた子どもたちの心のなかには、きっとなにかが刻みこまれたのではないだろうか。

子どもたちは、心に刺さる小さなトゲのように、たとえばマグロを食べるときとか、ことあるごとにいろんな角度でこの授業を思いだし、アジアに思いをめぐらして、問題の一つひとつを自分で考えつづけていくにちがいないという気がする。

いまの子どもたちは、現実の社会のことに無関心で、なにも知ろうとしないといわれている。しかし、この授業のように、教師ができるだけ子どもの視点に立ち、教師は資料の提供者に徹し、子どもたちの考えがいろいろと出せるようにしていきながら、しかも、教師の結論をおしつけることをしなければ、子どもたちにとっては、ネコ用の缶づめも、テレビのドキュメントも、新聞の片すみの小さな記事も、すべてが「現代」に触れるテーマとなり、想像力をふくらませれば、未来を考えはじめるきっかけともなることだろう。

きょうの千葉先生の授業をもとに、高学年向けには、ODAの援助のあり方や、資本のメカニズムを視野に入れた授業もつくることができるだろう。

また、アジアと日本が物の流れの面で緊密になる中で、原料を供給する側と、消費する側が、双方の環境や生活文化を損なわない方法をさぐることはできないか、考えさせることも大事な点だと思う。

そして、ペットフードの空き缶がおびただしい数になるというゴミとしての問題や、缶をつくるために使われる膨大なエネルギーの問題。それに加えて、新聞にも出ていたイヌやネコのガン患者多発の話などに関しても、イヌやネコほんらいの食生活まで破壊しているペットブームというものの状況まで、ネコ用の缶づめ1つからでも、もういちどとらえなおさねばならない「現代」の姿は多い。

### 授業づくりのヒント

では、「現代」を敏感にとらえる千葉先生は、どうやってユニークな授業をつくりあげていくのか、そのヒントと資料あつめのコツを語ってもらった。

たとえば「コカコーラの授業」のきっかけは、なにげなく見ていたテレビ番組だったという。貝塚市に工場のあるカーペット・メーカーが、飲料水の使用ずみペットボトルでカーペットを作っているが、その原料は、アメリカで集めたペットボトルで、自動車の輸出船がアメリカに輸出した帰りに、アメリカで集められた使用ずみのペットボトルを運んできているという。

その番組を見た千葉先生は、「日本のペットボトルは、ゴミとして燃やしたり埋めたりしているのに、アメリカから運んできているなんて…」とおどろき、

「よし、容器の使用後を考える授業をつくってみよう」

と思いつたって、いろいろとしらべはじめたのだという。貝塚市のカーペット・メーカーにも電話をして、授業に使いたいからと申しこんだら、番組のビデオとともに、カーペットの布地見本カタログまで送ってきてくれたとか。

「1つのテーマをもったら、毎日、新聞やテレビの番組欄などくわしく見ると、そのテーマにかんする記事や番組が意外に多くでてくるものですよ」

と千葉先生はいう。それと、書店や図書館にも何回も出かけるというが、おもしろい事実やびっくりする事を知ったとき、これを子どもたちにも知らせたい、というドキドキした思いが、エネルギー源となるのだろう。

この「コカコーラの授業」のときは、コーラの味くらべから授業を始めたので、子どもたちは大よろこびだったとか。できるだけ具体物をもってきて、子どもたちが知つていそうで知らないことを質問しながら、テーマにすんなりはいれるよう、考えるのがコツだという。

また、文献に頼るだけでなく、この授業では、コーラ会社に子どもたちが手紙を書き、「一番多くつくっているコーラは、BIN、ペットボトル、カンのどれですか？」などと質問し、会社からは、「弊社製品100本売れるうち、カン製品85本、ペットボトル10本、BIN 5本の割合で売っています」という返事をもらっている。

その手紙をまた授業の中に組みいれて、千葉先生はたのしく授業をつくりあげていくというわけだ。

子どもたちは、日本のペットボトルも燃やさないで再生してカーペットにすればいいのにと考え、意見をだしあう。その後、資料で学んでいくうちに、アルミカン入りのコーラなどの消費量が増えているのに、国内でのアルミ生産量は減っていることに気づいていく。

そして、ブラジルなどからアルミニウムを輸入するため、その工場用ダム建設で、アマゾンの熱帯林を破壊していることまで学んだあと、子どもの1人は、コカコーラ会社の人へこんな手紙を書いている。

「もしコーラを入れるなら、これからはBINにしてください。私は、洗ってつかえる方がいいと思います」

「コカコーラ」という小さな入り口から、子どもたちは考えを深め、地球の課題までもイメージする広がりのある授業の出口をみつけているといえよう。

### 授業づくりをたのしむために

とにかく、いつ見ても千葉先生はたのしそうである。子どもたちも、千葉先生の授業をとてもたのしみにしていて、「早くきて、授業してね」と待っているという。

「ぼくの授業は全部、自分がヘエーとおどろいたり、おもしろがってしらべていったことからできあがりました。これはきっと、子どもたちもおもしろがるだろうな、たのしみだな、と思ったときがその授業の出発点になるようです」

と千葉先生はいう。なるほど、先生がたのしければ子どももたのしい——。そんなあた

りまえのことが、いまは忘れられてしまっているのではないだろうか。

それにしても、「使い捨てカメラの授業」や「鯨の授業」など、そのユニークでおもしろい授業づくりの発想は、いったいどこから湧いてくるのだろうか。おもしろいヒントはどこにでもある、と千葉先生はいう。

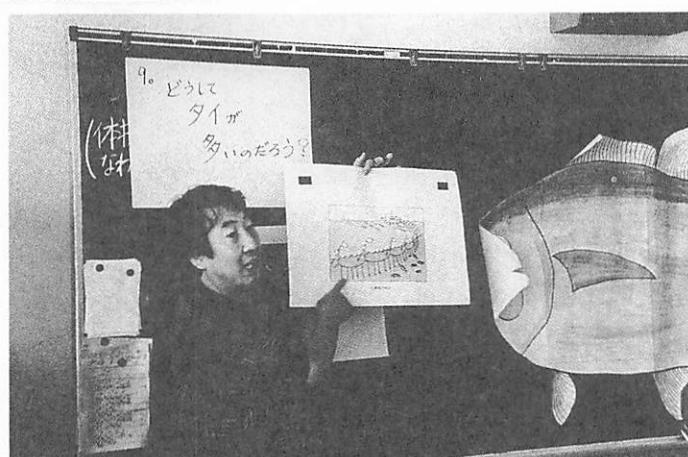
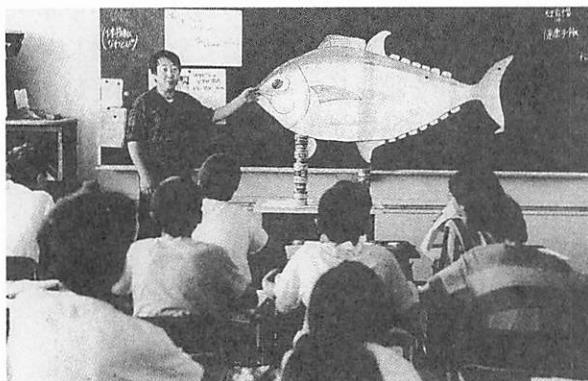
「『白鯨』って映画を見ていたら、アメリカの捕鯨は灯りの油として鯨を追いかけているんですよ。今まで、鯨は食料だと思っていましたから、びっくりしたんです」

自分の常識が覆されたエーッというこの思いを子どもたちと共に感したい、そう考えると、鯨のことをしらべて授業をつくろうと、ワクワクしてくるといって千葉先生は笑った。

「どんなことでも、自分がおどろいたり、知りたいと感じたことをしらべていったら、きっと1つの授業が生まれます。自分のおもしろいという気持ちを大切に、1年に1つ授業をつくるつもりで、ゆったりとやつたらいいですね。雑学というか、授業書以外のものを読んだり、見たりするとよさそうですよ。」  
(教育誌『ひと』・元編集委員)

#### 参考文献

『ひと』 232号・241号・別冊6号



# 高校入学者選抜制度について考える



研究評議員 石川 滋

6・3・3・4の学校制度が発足したのは1947年である。

敗戦直後の混乱状態のなかでのスタートであった。当時、後期中等教育についての考えは「経済状況がよくなり適当な施設が用意されれば入試は直ちになくすべきもの」と文部省は言っていた。言い換れば高校は希望者には門戸を開放するとの考えであったのである。旧制中等学校が極く僅かの選ばれた者だけの門戸であったことを思えば画期的な事であつた。

40数年を経過した現在、高等教育を取り巻く状況は様々な問題が渦巻いている。  
選抜問題では業者テスト（ア・テスト）・神奈川方式（調査書・ア・テスト・学力検査）・進学率・学区、教育条件では学校規模・学級定員、教育内容では個性化・多様化に対応したカリキュラムの編成や特色ある高校づくり等である。

一方、学歴社会の弊害は学校教育を毒し、親の悩みを増幅させ社会の歪みとなってあらわれている。エリート大学を出れば良い就職が出来、出世できる。その為には良い中学・良い高校へと受験戦争はエスカレートする。そしてエリート校をめざして塾が繁盛し、私立エリート中学の入試がふるい落とす為の難問・奇問を出題しているとして世間を騒がせた事はご承知の通りである。

公立高校では学校間格差が大きな問題となっている。ランクの高い高校に入ることが大学に入る為の必要条件だと考えられている。高校入試の改革は高校間格差にこそメスを入れ、是正の為の方策を考えるべきであるとの意見は当然と言える。

不登校児が増え、高校における中途退学者が全国では10万人を越え、神奈川では3000人を越える状況であるこの事実は一体何に起因しているのであろうか。

高課研は高校教育の課題について協議を行い具体的な教育行政施策の立案に資する為、設置され昨年4月に「高等学校への進学機会に関すること」について第1次報告、12月に「公立高等学校入学者選抜制度のあり方」について第2次報告をした。

## 1、高校への進学機会について

新制高校が発足した頃は進学者は中学卒業生の半数にも達しなかった。それは少数の選ばれた者だけが進学した旧制中等学校のイメージや新制度が理解されなかつたことにあつた。ちなみに1950年（昭和25年）神奈川の進学率48.8%（全国40%）であった。それが1955年、59.8%、1960年、64.9%、1965年、80.8%、1970年、91.1%、1975年、94.3%（進学率は定時制を含む）と急激に上昇した。

またこの時期は生徒数が急増した時でもあった。自然増では第1次・第2次ベビーブームと重なり、社会増では首都圏に人口が集中し神奈川は最も激しかった。1960年代、中卒者は6万人台であったのが1980年代には12万人台へと2倍に膨れ上がった。

進学率95% 1学年450名（10クラス）として単純に計算しても120余校新設校が必要にな

る。この儘では中学浪人が大量に出てしまうとして高校全入運動が高まり、高校増設の行動が全国的に展開された。

神奈川は全国でも例の無い高校100校建設を実現した。それも1973年から1987年の短期間である。用地取得と財源対策は大変なものであった。

それでも進学率が下回るとして受け入れ枠を1クラス45名以上に、1学年12クラス(540名)等して年度によって受験生に不公平は不利が生じないよう進学率を91%（全日制）として維持してきた。

急増を続けていた中学卒業生は1988年をピークとして減少に転じ、毎年数千人規模の急減が続いている。

#### A. 進学希望と進学実績

●1992年の全日制高校（希望者95.3%・進学者91.9%）と定時制高校（希望者0.3%・進学者1.6%）への希望者数と進学者数を比較すると全日制では進学者数を上回る希望があり、定時制では希望者数より進学者数が多い。このことは全日制を不合格になった者が定時制に進学したということである。1992年の公立高校（希望80.2%進学65.3%）と私立高校（希望15.1%進学26.6%）の比較では公立では進学者が希望者を下回り、私立ではその反対の現象が出ている。公立高校を希望しているが入れなかたため私立高校に入学したことである。しかし進学希望は私立高校（主として都内の高校）へ増加傾向にあり、その影響で川崎南部・北部・横浜東部・北部といった東京に近い学区において辞退者や欠員が顕著に見られる。

#### B. 高課研の報告と県教委の対応

- 高課研では論議された進学問題についての特徴的な意見を次のように報告している。
- 本県では高校について「国民的な教育機関」という考えのもとで生徒急増期の高校100校建設など進学機会の確保のためにできる限りの施策が講じられてきた。
  - 生徒急減期を迎える全日制高校へ進学者数を上回る進学希望者があることから計画進学率を引き上げ進学機会を一層開いていくべきだ。
  - 中卒者の殆どが進学している現状や受験負担の解消等の観点から義務教育あるいは希望者全入とすべきだ。
  - 能力・適性・興味・関心・進路希望等が極めて多様な生徒が入学し、中途退学者が多い中、生徒一人ひとりに対応できる教育の質の充実に努めるべきだ。
  - 計画進学率を引き上げることは高校教育が抱える問題を増幅するだけで据え置くか引き下げるべきだ。

高校への進学機会のあり方をめぐるこれらさまざまな意見は生徒急減期に入り高校の受け皿に余裕が生じている状況や生徒の多様化が進み高校教育のあり方が問われ、高校教育とは何か、また、今後どうあるべきかを改めて問いかけるもので、高校教育が果たすべき役割と公立高校のあり方についての基本的な考え方を明確にしながら具体的の対応方向を打ち出していく必要があるとしている。

進学機会の確保については「意欲と希望のある子供たちにできるだけ多くの進学機会を確保することをめざした高校100校建設の理念を基本とし、進学率の実績が計画進学率を上回る状況が続いていることや学校規模、学級規模の改善等生徒急減期を活用した教育条件整備が進展していること等をふまえ、進学機会を拡大する方向で計画進学率を見直してい

く必要があるとし、引き上げ幅・時期については県教委に委ねた。  
県教委はこの報告を受けて1994年からの実施とし進学率を92%とした。

## 2、公立高校入学者選抜制度のありかたについて

高課研は「学習検査（ア・テスト）を選抜資料から除外し、調査書（内申書）と学力検査（入学試験）の比率を均衡がとれるようにすることが望ましい」と答申した。

現在選抜資料に占める比率は調査書50%・ア・テスト20%・学力検査30%であり、端的に言えば学力検査を50%にしたらとのことである。これは40年余り続いてきた神奈川方式を変えるものでありこのまま実施されれば中学校側に無用な混乱を招く恐れがある。

新制高校が発足した頃は小・中学校が学区1校であるように高校も学区1校の小学区制が望ましいと考えていた。然し、年が経つに従って全国的に小学区制を施行していた地域は中学区制へと移行した。

本県では当初19学区（横浜は10の小学区制）であったが1964年に全県9学区（横浜3）となり、中学区制となった。高校100校建設による学校数の増加に伴い、当時の入選協は「1学区は数校程度が望ましい」と答申した。この答申に基づいて81年に16学区に改編した。更に90年に18学区となり、今日にいたっている。

然し、100校建設が終了した現在殆どの学区が10校前後の大学区となっており、入選協の答申とはかけ離れた実態にある。

校数が多くなれば生徒は進学する高校をどう選択するか決めかね迷うのは当然である。

ア・テスト外しにより進路指導に当たっての客観的な尺度がなくなり、一発勝負の入試となれば生徒は不安と動揺を来たすであろう。また、生徒を確実に高校へ進学させる進路指導ができなくなるという中学側の戸惑いは当然と言える。

確かに神奈川方式とくにア・テストについて多くの意見はある。

- 2年の実施では3年になって伸びた生徒が不利である。
- 偏差値主義を助長し輪切りという弊害を生んだ。
- ア・テストの成績次第で行きたい高校より入れる高校に割り振られてしまう。

ア・テストを選抜資料から除くだけでこれらの批判に応えたことになるだろうか。答申ではこのことによって、中学校の進路指導に対する生徒や保護者の信頼感が失われることの無いよう個々の生徒の能力・適性・興味・関心等を日常的教育活動に基づいて的確に把握するよう、進路指導体制のなお一層の確立と充実を図っていくことが重要であると述べているが具体的にどうすれば良いか困惑しているのが実態である。

以上高校入学選抜にかかる高課研答申のうち進学率・ア・テストを中心とする問題点のみ絞って記述してきた。

1994年の公立全日制高校の入試状況は平均倍率1.10、計画進学率を昨年より0.1アップの92%にしたことの効果はどうであったのか。全日制高校への進学希望95%としてその差3%人数で約2000人、これを計画進学率で保証することで「15の春を泣かないですむ」となれば生徒も親もこんな喜ばしいことは無い。今殆どの資格の一つの要件が高校卒となっている実態は高校教育とは何かの問い合わせに対する答えでもある。

県教委は高課研の答申を受けての更なる善処を要望するものである。

高課研は12月答申のまとめの最後で「学区について拡大・縮小等様々な意見があつたが

当面学区の変更はしないで、社会の動きや現行の学区の定着状況、さらには新しい選抜方法の実施に伴う状況変化など、関連する様々な動きを見定めていくこととした」と述べているが今まで指摘して来た様に既に学区の殆どが大学区になっている事・高校間格差のある事・中途退学者の多い事、等を考えると学区改編の答申こそすべきであったと考える。改編に当たっては既に入選協が「学区は数校程度が望ましい」との答申を出していることを前提に検討すれば良いことである。

神奈川方式転換ならば同時に選択の自由と平等化との調和等を勘案して数校程度の学区に改編することこそ必要である。これによって高校間格差の解消も進み、教育困難校も減少するであろう。

尚、答申では隣接学区の扱いについて通学等の利便性を考え考慮する必要があるとしているが無限則に学区の拡大につながる危険性があり、賛成できない。

特例校措置を解消する答申は地域に根ざす高校の観点から当然のことである。その他、客觀性の乏しい観点別学習状況評価や複数受験等の答申もされているがもっと検討を要する課題である。

1981年、長洲知事が「騒然たる教育論議」を提唱して以来県民総ぐるみの教育論議が展開され、その中から生まれた「個性・共生・共育」を基本理念とした「ふれあい教育」が進められてきた。この運動の趣旨に基づいて「神奈川らしい高校教育とは何か」をもっともっと論議すべきである。総じて高課研の答申は「ア・テスト」外しに議論が集中したことは否めない。今後、6月に答申に基づいて県教委の方針を決めるとのことであるが県教委は神教組と充分話し合いをもって特に中学校側に不安と動搖と戸惑いが生じないよう強く要望するものである。(前神奈川県議会議員)

顧問 三 好 新 次



イタリア旅行のお土産に チョコレートの箱を頂戴した  
ヘーゼルナット一粒をちゃんと上にのせた半紡錘形のナットチョコがずらっと並んでいる

薄いアルミ包装をひろげると 底に短冊形のセロファン紙にメッセージらしきものが一枚付いている

小さい印刷された文字を見ると「私たちは共にいた そのほかのことは忘れた」と一行  
が イタリア語 英語 フランス語 スペイン語で四行に並んでいる

その右下に (Walt Whitman) と作者名がある

ウォルト・ホイットマン とは何と懐かしい名ではないか

「私たちは共にいた……」はホイットマンの詩集「草の葉」の中から採んだメッセージ  
だ 折から桜もほころぶ三月下旬

私は 厚い表丁に「草の葉」とデザインした金箔の四文字をパッと思い出した

私の青春の頃買い求めたホイットマンだ 何十年の昔だろう

今は書庫のどのあたりに眠っていることかとうの昔古本屋に出しはしなかったか 俄かに何か気がかりになる

チョコレートのメッセージは一粒ごとに入っていた

「私たちは 相互の違いによって豊かである」

ポール・ヴァレリイ

「ああ 私たちは みんな友だちを必要としている」

オスカー・ワイルド

どれも ヨーロッパの匂いがしてくるメッセージだ その国々に身をおいてみたい

次のチョコは誰からのメッセージだろうと つまんで口にしていけば チョコレートの  
売れ行きが良くなること 請合いだろう

○

チョコを一つ口にした朝「日本人留学生2人銃撃される」と一面上段に大きな見出しの  
ニュースペーパー

外国で「身を守る難しさ」が改めて浮び上るという解説が付いている

現在全米に二億丁を超える銃 だという

あの国は 銃を持った個人主義が衆合して成り立った 当然銃を持った多数決政治となる それがアメリカの銃を持った民主主義で 今頃日本で「銃社会」だと騒ぐのは遅きに過ぎる

日本は 国の成り立ちが まるで違う

銃を持った民主主義の猿マネは身につくはずもない

○

私が米国をゆっくり見物したのは ケネディ政権の人事配置が全世界各地の出先にまで  
完了していた時代だった

カストロのキューバに ソ連ミサイル基地が出来たのをめぐって ケネディとフルシチヨフの対決となった

ケネディは 腹を固めた

太平洋岸のロスアンゼルスの場合は 市民に極秘に食糧備蓄の指示があって 日本人商社マンも遅ればせに買出しに駆けつけたら もういびつになった缶詰しか残っていなかつたという伏せられた騒ぎの直後に パリーから ニューヨークに着いたのだった

○

北欧のストックホルムからロンドンへ飛ぶ機内で見た新聞は 総てが一面上半分に キューバミサイル基地を暴露する特大の航空写真が印刷されていた 見出しの大文字は「ここに証拠あり」

世界を震撼させた「キューバ危機」なのだ

到着したロンドンでは ミサイル基地反対の学生たちのシュプレヒコールが響いていた  
その頃の米国社会は ケネディを頂点とした昇り坂の共同体の雰囲気が濃く 壮年期の私にも気分のよい旅をさせてくれた 治安については 少少の気配りで済んだが ビザ発給の際 その人のソ連との関係が検討される噂も強かったし 単純に渡米留学は出来ないなによりも日本経済が貧弱で 日本からのドル持出しが370ドルの制限付きだから話にならない

○

ワシントンでは 教育保健省とNASAが同じ建物に居て 省の応接室で 局長四人と会談した時などは 日本人が訪問 というので 局長が奥さんを同伴してきたので 開放的で面白いと思った 話題には 黒人差別を切り出したりした

夫人たちは黙って聞いていた

○

最初のニューヨークでは 後に朝日新聞の「天声人語」の名文で清新な名コラムニストとなった 深代惇郎君と 夜の更けるのも忘れ レストランの椅子をウェイターがテーブルにのせる時間まで しゃべり合った

別の夜は 桜の花の暖簾を掛けてある店で 「すきやき」を楽しんだ

後日 私がソ連見物に行く時は 東京本社に帰って居て 築地の寿司屋で乾杯して モスクワ支局長に連絡してくれたり と深代君の姿が甦えてくるが 彼は力の溢れる年代で 私も血の気が旺んな時だった。

○

深代君は いつも色白だったが 遂に白血病に倒れ 働き盛りに天国へ逝った

思えば 「諸行無常」 とは この世の 美しい文字だ

○

ケネディ大統領の 暗殺場面は 初の衛星放送の電波で 生々しい臨場感で見た  
私は 深く考えさせられた

○

私は日本人だが この暗殺の裏側・深層にこそ 多人種の米国政治の本物の姿が隠されていると思った この思いは 湾岸戦争を経て ソ連解体・冷戦体制の崩れと新しい時代を模索する世界の現在まで 私の胸中に去来して消えていない

同時にアメリカ人の人種的本質といったものまで思いみることに連続している  
私の胸中と 私がアメリカという大地に旅人として脚を下したということとは無縁ではなく 深く繋がっている気がしている

○

私は アメリカという国は 日々に墮落していく國だと 今は見ている  
アメリカ人自身が 過去と現在に違和感をハッキリ持っているのではないか  
私は ケネディ暗殺に関連する資料物件にだいぶ目を通して来たが アメリカ側での出版物や映像は後を断たない

これぞ究極の真相といった「絶体もの」が現れるのは まだまだ無理だろう

○

日本人は 米国を 激しく糾弾・弾劾・断罪すべきことを忘却している

○

平成6年の今年はサッカーの世界選手権の斗いが アメリカを会場にして行われる  
J・リーグの選手たちから サポーター・や子供たちや巷のファンまで アメリカであろうとなかろうと 勝負が始まる前から腰が落ちつかないだろう

○

私の青春時代は サッカーと心中しかねまじい勢いだった 勉強とか試験とか そんなものは眼中にはなくホドホドにしておいた

世界では 南米のウルグアイが一番強い国だった 日本では 大学リーグが最高峰のゲームで 早大・慶大の斗いぶりに私は憧れた

○

サッカーの理論書が 初めて出版されたのはその頃で トライアングルの戦術・戦略論には目を見開いた憶えがある

私たちは 文理科大学チームと きびしい合同合宿練習を度重ね 体をぶつけ合っていた

文理大には オリンピック選手で静岡出身の 松永 東さんがいた 彼は 柔軟な球さばきの中で瞬時に激しいスピードのプレーに転じる優れた能力の持ち主だった

文理大は私をスカウトした

文理大の入試の時は 「ドリブルなどの球技と英語で判定する 英語は こういう点を注意するように」と 松永 東さんから再三再四の励ましの手紙を受け取った

○

人の運命はわからない

松永 東さんは 日本の15年戦争の中で散華してしまった

私は何故か スカウトに応じなかった

○

私は 先輩の推せんで 全横浜サッカークラブの会員になった 日々快適な気分だった早・慶・明等大学OBと組んで サッカー生活を続けた

日本に二ヶ所しかない芝生の球場の一つ横浜のYCACで 外国船舶・軍艦が横浜に入港するたび 乗組員チームと対戦した 終ると敵味方なくシャワーを浴び 紅茶とサンドイ

ッチのあと グッバイをした  
やがて 外国人たちとも 球友たちとも ほんとうの別れが来た  
全横浜のイレブンが 次々と戦死するのだ  
外国艦船も東南ア海域でコンウォール号のように沈んでしまうのも出る  
私も遂に本土決戦に召集されることになる

○

J・リーグの日本人は 技術的レベルも 戰術的・戦略的脳ミソも 低い  
誰もが騒ぐヒーロー三浦知良のフットワークは外国人チームの中では小業に過ぎて通用  
しまい

審判の方は ファールに定見がなく 全く拙劣で見るに耐えない 「ジーコの唾」は当然の気持だ 彼らは絶えずゲームを全くつまらなくしている リーグ側は 審判はシロウトだというが それなら笛を吹くなと言いたい

日本チームがW杯予選で敗れたことは 長い目で見れば かえって幸いするだろう

○

チーム・ワークのゲームにヒーローを特定するのは邪道だ 日本の新聞屋・テレビ屋がJ・リーグに殊更にヒーローを作つてヨイショする 情報屋の商業主義が ゲームの本質をス poilirすることは目に見えている

相手を倒す勝負は終始冷静が本質なのだ

一点をゴールに蹴りこんだ時は 快哉だ その時の昂ぶる気持ちは結構だが その後のパフォーマンス・ダンス ありや何じやい

幼児現象なのだ 少年時代を持っていたのか疑わしい 四国の阿波踊りに

「踊る阿呆に見る阿呆 よいよい」とあるが 「踊らにゃ損」とは思わない

米国でのW杯戦に 若し日本が出場となつたら 選手たちが俄かに己惚れる問題より踊り手に入った気持ちは情報屋たちは 傲慢な活字と映像とヒーローとヨイショを乱造し濫発し 商業主義の驕慢が日本中を席巻するだろう

日本の実力は低い 情報屋が勝利者を作るのではない 世界に勝つには未だ年月が必要だ 本当のプロは ファイトを秘めた静かな男たちなのだ

○

わが国のスポーツ文化は 企業やお役所といった「旦那」さんの顔付き風向き次第という傾向が強かったが 珍しくもサッカーJ・リーグがサッカーくじなどによって「旦那」さん頼みを離れて運転が続くという事態になれば サッカーというスポーツ文化の祝祭性がほんものとなって 日本中をおおうものとなるだろう そうなれば私たちの多様な青春も新たに連続性を獲得するだろう

(元神教組委員長)

## “国際家族年”

### —三世代の対立から考える—

研究評議員 滝 沢 正樹



今年は国際家族年だと言う。国連が提唱し、世界中で「家族」にかかる諸問題を考え、あるいはそれを解決しようと言うのだろう。だが今更のように、一体何を考え、何を解決しようと言うのだろう。

たしかに人間という生物は、その生成期に家族という集団をつくり、以後どのような民族であれ、どのような国家の元でも家族という集団を一定の社会の基礎的な単位として、人間としての営みをつづけてきた。そして、社会学史を紐くまでもなく、家族という集団はその構造や機能を歴史的に変えてきたし、現在も変えつつある。誤解を恐れずに言えば、いくつかの例外をのぞいて、これまでのところ家族という集団がその成員にたいしても、また集団外の他人や他の諸集団にとっても、眞に人間集団としての働きを荷ってきただろうか。わたしには、ノーという答しかできない。

今年3月8日の「日本経済新聞」夕刊に次のような署名入り論評があった。

「最近の孫はおじいちゃん、おばあちゃんが嫌いだという。事実だとすれば、それは孫と祖父母の問題というよりも、むしろ表面を取り繕った嫁と舅・姑との対立が孫の言動に露呈しているのだという。愛情よりも利害関係で離合集散する親と子。その間で育つ孫はさめた家庭の人間関係を映す鏡である。」

この論評は次のような事実を指摘している。祖父母を「ダサイ」、「キタナイ」などとののしる孫は序の口、「早く死ね」と面と向かって口走る子どもがいるそうだ。祖父母がいなくなれば、自分一人で使える部屋が空くと考えている孫は、入院中の祖父母の隠居部屋を占拠するという。老親のいざれかが一人暮らしになったとき親と子(大人)が同居することはよくあることだが、その時、孫と祖父母の対立が発生する。さらに、日本の老親同居率は欧米に比べて高いが、無理な同居のシワ寄せは、嫁、義父母、孫、あるいは婿のだれかに集まり、家族内葛藤をもたらす。自殺者全体に占める高齢者の比率は1980年代前半までは20%前後だったが89年には29.1%、90年には29.3%に増えており、同居家庭での老人の自殺がめだち、おばあちゃんと「犠牲型あきらめ自殺」、おじいちゃんと「憤慨型面当て自殺」が多いという。

この論評はさらにいくつかの実例をあげながら、専門家の意見として、孫と祖父母の対立の要因を、嫁と義父母との心理的な確執に孫が巻き込まれること、さらには夫婦仲の悪さや、妻の苦労をくみ取れない鈍感な夫への不満など、これらが家族間のひずみをおこし、家族の弱い部分にシワ寄せとなって、孫が祖父母を拒否する言動がおこると結んでいる。

わたしはこの研究所の教育相談や他の委員会で、常日頃、次のような発言をしている。それは、わたしが2年前に「MRSA院内感染」にかかり、危く命を取り止めた以後考えるようになったことだが、毎日毎日生きていることをしみじみと実感することを次のように整理したことである。

生きているということは、まず自然との関係を結ぶこと、次に事物(人工物)との関係、そして自分以外の他の人びとと関係を結ぶことである。そしてこの“関係性”は積極的と消極

的、あるいは肯定的と否定的な側面をもっている。どの側面をどのように実現するかは、それぞれの対象の価値を正しく認識し、今度は自分自身との“関係性”をくぐって確かめるということである。言うまでもなく自分自身との“関係性”とは、わたしの内部に在る主我(I)と客我(me)との対話である。G.H.ミードは、この主我を人間の能動性、客我を受動性と考えた。さらに、けっしてミードの理論を引用しなかったエーリッヒ・フロムは、自己の構成を、能動性と受動性との弁証法的な総合と見做し、能動性の目標に“生命愛”(バイオフィリア)を、受動性の彼方に“死体愛”(ネクロフィリア)を置き、人間の“創造的”実践と“破壊的”実践とを対置している。

ここは、ミードやフロムの理論を論じるところではないが、このような人間理解の概念を、生きるという行為を構成する人間と対象物との関連性と照合すると、かなりの議論が可能なように考えられる。

家族とは、どのようなばあいであろうと、性と血縁を媒介とした人間関係である。この人間関係に歪みがあるとすれば、それぞれの個人がもつ肯定的—否定的、積極的—消極的、あるいは能動的—消極的、創造的—破壊的な関係性が望ましく噛み合っていなければいけない。それは家族のばあい、夫婦、親子、兄弟、嫁姑、祖父母孫という複数の関係性のなかに多層的、多重的にあらわれる。そして、それぞれの二者の関係性は、それ独自の価値や明暗をもっている故に、この複数の関係性は、ますます複合的であり、対立や抗争を生みやすい。

こうして、話を当初の孫・祖父母の対立にもどせば、現代における家族関係の、まさにその“関係性”的消極性、否定性、破壊性が問題として取りだせる。言いかえれば、家族関係の希薄さ、表相性が議論されなければならない。どうして、「すさむ孫が、さめた家族を映す鏡」(見出し)なのだろうか。この論評はそこまで立入っていない。

そこでわたしは、一つの解釈として、資本主義社会の文化に支配的な人間の“順応主義”という行動様式について考えてみたい。もちろん、一党官僚制が支配した社会主义社会の強制的なイデオロギーによる人間の“順応性”も視野に入れねばならない。

順応主義(conformism)は、エーリッヒ・フロムがかの有名な『自由からの逃走』のなかで用いた“社会的性格”という概念の一つの具体的な表れである。それは、ある集団内の他の人びと、あるいは全体社会の大多数の成员と同じ意見・態度を探ることであり、それによって一見、その集団あるいは全体社会が円滑に動いていくための不可欠なメカニズムと考えられるが、実はそのようなメカニズムが真に主体的な社会成员の形成・発展を阻むものであり、人びとから自主的な判断や民主主義的な交換のルールを奪う機能を秘めている。

市場原理がその正当な働きによって、生産力の向上に役立つならざ知らず、過度な生産力の集中や競争に向う時、それは本来の人間の自然力を歪め、人間対自然、人間対人間の関係を破壊する。フロムは、一見豊かで個人主義的な社会のなかに、実は、豊かな個人の感情を貧困化していると指摘している。マス・メディアにより絶え間なく宣伝される個人主義という幻想は、順忯にたいする強度な説得であり、その結果、個人の自発性は押さえつけられ、本来の感情はしばしば完全に押さえつけられると言う。「人間が本来備えている陽気さや、あらゆるものにたいして関心をもつという基本的な情動が失われ、既存の価値や規範に順忯するロボット人間が誕生する」と言うのだ。

このような原理が働く社会では、親と子がそれぞれの価値や感情を交じわすことができず、その歪みが孫の言動になって現われると理解してよさそうだ。孫という存在は、確かに家族関

係のなかでは一番弱い部分であり、もし彼(彼女)が自然としての第三世代の価値や感情を体得できないとしたら、それは極端なばあい、攻撃的な破壊性を発揮するかもしれない。それは「おじいさん、おばあさんはダサイ、死ね」という言動に連がるだろう。

周知のように我が国の高齢化社会は、欧米で50年～60年かかったものを約20年で実現させた。おじいさんやおばあさんの社会的な存在意義は失われ、家族内においても彼らを孤立化させる。一方、核家族化の進行と、少産化の定着は、子どもたちの促成栽培化を進める。孫は親たちを取りまく順応主義によって人工的に栽培され、偏執的な自己主張をはじめる。「市民社会の根本原理は、うわべを飾る装飾物をとり払えば、〈万人の万人に対する戦い〉である。家族のなかに〈万人の万人に対する戦い〉が入り込むということだ。……子供が市民として促成栽培されるのに対して、老人はいわば児童化ないし、退行を強制される。市民の促成栽培と廃棄物の促成栽培という形で、家族の社会化は弱者をおそう。この社会化の作用は弱者だけでなく、中堅の大人もおそうはずである。現代の企業のなかでは、かつてのようにのんびりと一生を企業人として過すことはできない。活動期は短く、活力旺盛の時に退職を余儀なくされる。これが家族のなかにはねかえって、中堅の親世代もまた加速的に老人化の道をすすむ。現代の社会状況は、一方では、子供たちができるだけ早く市民化させることに狂奔し、他方では、中核世代の老人化を加速化させつつ、前の世代の老層共々、複合的な老いのかたまりを生産しようとしている。」これは、文化人類学者今村仁司氏が、バブルのはじまる以前に書いていることである。

冒頭の国際家族年に立ちもどろ。ここでは地球上の家族に生じている問題は次のとおりだと言う。家族機能の弱体化、崩壊と解体、ホームレス、ストリートチルドレン、移民・難民・貧困化等で極限状態の家族、女性世帯の貧困、エイズ、暴力、家族計画、貧困、片親家族の経済問題、家庭内暴力、家庭内援助システムと社会援助システムなどである(「婦人通信」No.420より)。これらは、たしかに先進国、途上国、変動のさ中の旧社会主义国を問わず、共通の問題だろう。国連がだした実行プログラムの具体的項目は、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、世界人権会議、人口および開発に関する国際会議などである。

以上のような諸問題が、地球規模での解決を求めており、それについて国連が先導的に取り組もうとしていることに異議はない。しかし、どの問題を取りあげても、そこには、性と年齢のなかだちをとうした、人間と人間との“関連性”の中身が核となっていると言えるだろう。

だとすれば、この関係性をいかにして、肯定的で、能動的で、積極的で、かつまた創造的な中身に変えていくかが問われるだろう。そしてその時、あらためて原点に返って、人間が人間として生きていくことの意味が考察されなければならないと考える。言いかえれば、人間が生きていくために、まさに他の人間が必要であり、それが性や年齢を超えて、相互に肯定的で能動的で創造的な関係性を維持していくという視点と方法と組織が考査される必要があると考える。

一人一人の人間が、毎日を生きているというしみじみとした実感があつて、そのためにお互いが相手にとって生きがいであるような関係性が、はたしてどこから始められるのだろうか。わたしは、ここで更めて、近代以降、人間が模索してきた民主主義の真の理念が、地球的規模で実現されるイメージを持ちたいと思う。

(関東学院大学教授)

# 全国教研・生活指導分科会報告

研究評議員 菅 龍一



## はじめに

一昨年の千葉、昨年の秋田につづいて、本年1月神戸で行なわれた日教組全国教研集会に共同研究者として参加した。所属する分科会は「自治的諸活動と生活指導」である。この分科会は全体会のあと、小学校と中学・高校の小分科会に分かれる。私はその後者に出席した。

3日間にわたる報告と討論の中から、印象に残ったことを述べてみたい。

## 若い教師の活躍

昨年あたりから目立ってきたことだが、かつての全国教研を支えてきたと思われるベテラン教師に代わって、新任2~3年という若い教師の元気な報告が目立ってきた。そんな中の1人である岩手県のSさんの報告をとりあげたい。

「自由な発想から大きな感動へ——先生、僕たちやりたいんだよ」という標題のSさんのレポートの前書きには、「無気力、無感動、思いやりにかける。よく現代っ子を表わす言葉として使われる。しかし、そうしているのは大人や私達教師なのかもしれない」とある。私も全くその通りだと思っている。

Sさんの勤める中学校は大船渡市の太平洋が見渡せる陸中海岸国立公園にある。漁業を中心にして栄えてきた港町であるから、明るく活発で、少々気の荒い漁師気質を子どもたちも受け継いでいるようだ。Sさんはこの学校に一昨年新採用で赴任した若い女教師である。

この年の秋になって、授業に出ている1年生の教室に奇妙な貼り紙が10枚以上も貼られていた。「鉄砲町」「荒町」などである。Sさんが生徒に聞くと、陸前高田市氣仙町に伝わる「けんか七夕」の山車の名前らしい。ということは山車を所有する町内会の名前であろう。生徒たちが昼休みに「けんか七夕ごっこ」をするというので、Sさんは見にいったが、彼らの遊びは単なる騎馬戦だった。うっかりSさんが「どうせやるなら、山車があるといいよね。その方が派手に遊べるよ」と言ったことで、子どもたちの気持ちに火がつく。これがSさんの実践のはじまりだった。

子どもたちは割箸や半紙で山車のミニチュアセットを作る。そして造船所や缶詰工場から木材や古タイヤをもらい、広い庭のある家で山車を組み立てはじめる。しかし、いくつかの壁が立ちはだかる。

まず作業に熱中する男子と、そのために教室の掃除を押しつけられる女子との対立が生じる。さらにテストの準備に集中できず、2学期末のテストの結果は惨憺たるものだった。また、作業をする男子の中にはボスが生じ、階級のようなものができる、弱い者がいじめられる。他のクラスとのケンカも起こる。

Sさんたち教師は、ときに生徒を叱り、話し合いをさせ、一時は山車作りの中止を宣言したりもする。しかし子ども達の熱気は盛り上がり、とうとう予餞会までに山車を完成、当

日会場で引きまわし喝采を浴びたのだった。

2年生になった彼らは、さらに計画を拡げる。2台の山車を作り、本ものの激突「けんか七夕」をやろうというわけだ。親切な工務店の協力を得て、2台の山車は美事に完成。体育館で「けんか七夕」を実演して見せる。この山車に女子を乗せることによって、彼女たちは大喜び、男女の対立も解消したのだった。

フィナーレはこの年の7月、町の中に2台の山車を繰り出し、町民に「けんか七夕」を見てもらったことである。そして今まで山車作りなどに協力してくれた町民や教師たちに、手作りの感謝状を配ったのだった。Sさんが提出した別冊資料には、これを大々的に採り上げた地方新聞の記事が載っていた。

## 大阪・解放教育の成果

大阪の高校教諭のOさん（男性）は「高校ユネスコ大会に参加して——解放教育の視点から——」という迫力あふれた報告をした。高校ユネスコ大会というのは「環境破壊、地域紛争、貧困、人権侵害、伝統文化の消滅などの問題に关心を持つ高校生たちが集まり、自分たちの学校や地域で始められる解決へのプランを高校生らしいフレッシュな発想で作り上げる。テーマ別の分科会に分れ、文化祭のための行動プラン作りを行い、最終日に発表していく」とOさんが報告書に書いている。

富山で開かれたこの大会に、母親が在日朝鮮人である生徒、被差別部落出身の生徒、障害者交流サークルの生徒、平和を考える会の生徒など、5名が参加する。だが開会式会場の正面には日の丸が掲げられていた。生徒たちはこれに抗議する。学校紹介の席で、母親が在日朝鮮人である生徒が、生い立ちを語りながら「僕たち朝鮮人のように日本に侵略された国の人間は、日の丸を見たり、それに礼をするのはいやです。僕の母はもっとそうです。」と発言する。事務局との交渉の結果、日の丸ではなくユネスコ旗を正面に配置し直して、その後の運営が進められたのだった。

このほか記念講演の講師が「片手落ち」という言葉を2回にわたって使ったことにも抗議する。生徒たちの説明に、講師も反省したのだった。またキャンプファイヤーのとき、他校の生徒が「土人の踊り」を余興として踊る。これに対しても適確な批判を行う。翌日の臨時全体会で、事務局側がOさんの生徒たちの行動を称え、「土人」という言葉の持つ意味、第二次世界大戦中の日本の東南アジア侵略、「旧土人法」によるアイヌの人たちへの差別などを全高校生に話したのだった。私が感動したのは、無知から「土人の踊り」を計画実行した他校生に対して、Oさんの生徒たちは「あとは自分たち同士で話し合いをするから」とOさんに言ったことである。そして話し合いののち「彼も納得してくれた」と生徒たちが喜んだというエピソードだった。

これだけの思想性、判断力、行動力、説得力のある高校生を育て上げたOさんたちの努力。そしてそれを支えた大阪の解放教育の水準の高さを示す報告であった。

## 職業高校の実践

この分科会には職業高校からのレポートが数篇あった。いづれも、かつて底辺校といわれ、今では課題集中校などといわれる苦労の多い学校である。その中の一つ、鳥取県の農業高校の報告を紹介したい。Sさん（男性）の「生徒会3年目の取組」である。

Sさんは1987年にこの学校に赴任してきた。当時のことを「頻発する問題行動や低学力に驚いたが、クラス担任として生徒たちにかかわる中で、たとえば『雨降りが好きだ。コートで校章が隠せるから』という言葉に象徴される生徒の心情が見えてきた。差別・選別のシステムとなっている今日の学校教育体制のなかで、1人1人が分断され、孤立し、その希望や要求は個人の心の奥に沈み込まされている。それらを浮かびあがらせ、実現してゆく道筋を明らかにしなければならないという思いが強くなった」とSさんは報告書に書いている。

3年前に生徒会担当になったSさんは、この思いを実現しようと努力する。担当2年目に入ると「クラス1要求運動」を展開し「a) 食堂の改善、b) 服装規定の見直し」に絞って実現を計る。しかし生徒会役員改選で思いもかけぬ生徒たちが立候補し当選、生徒会執行部が混乱する。混乱の中心になった女生徒は、学外でバンド演奏活動をしていた。校則で禁止されているスクーターで通学し、交通事故まで起こして、あわや退学という状況にまで追い込まれる。

Sさんたちの努力で何とかこの危機を切り抜け、食堂の改善に成功する。その後、生徒会執行部も力をつけ、北海道南西沖地震に義援金を送るため、フリーマーケットを開いて成功。学校祭も立派にやり通したという報告だった。全国に数多いこのような課題集中校の生徒たちの心を辛うじて支えているのは、Sさんのような教師たちであろう。

実はSさんの高校は、私の母校なのである。戦後学制改革のとき、高校三原則（小学区制、男女共学、総合制）に忠実に作られた学校の農業科がその前身であった。私は普通科の生徒であったのだが、生徒自治会（そのころは自治という名称が入っていた）の代議員をしていた私は、農業科や工業科にたくさんの友人ができた。彼らのことはいまでも忘れられない。

農業科の友人の1人は非合法の政治活動をしていて、お互いに激しい論争をすることが多かった。民話劇を書きはじめていた私に対して「君は民話というと農民の哀しい物語と思っているようだが、それは間違っている。あれは榨取されている農民の抵抗の詩だ！」と、彼独特の民話論を聞かされたことがあった。

工業科の友人の中には、文化祭で「大地発電パイロットプラント」を発表したのがいた。私はこのプロジェクトに協力したのだが、その経験は科学や技術の研究のみならず、創作プロセスの上でも、私のモデル的な体験となっている。

出身階層や学科、将来の職業が異なる、いわば異質集団の共学共生を理念とした総合制高校は、残念ながらつぎつぎ崩壊し、各課程は分離独立していった。異質集団の共学共生は戦後の日本には根づかず、代わって能力主義による多様化、Sさんの言う「差別・選別のシステム」が完成し、高校は偏差値による輪切りの等質集団になっていたのである。

もっとも能力主義・多様化路線は完全に行き詰り、教育行政は曲り角にきている。文部省できさえ偏差値反対を打ち出さざるを得ない状況である。しかし曲った先の理念は、まだはっきり見てこない。高校三原則がそのまま復活するとは思えない。

このような混迷状況の反映だろう。今回の全国教研では、一種のいら立ちと思われる発言が目立った。たとえば神奈川の報告に対して「神奈川県のような報告を聞かされるくらいなら、全国教研に来ない方が良かった」などという少々乱暴な発言があったのである。私は神奈川の報告が水準の高いものであったとまで弁護する気はないが、各都道府県の独

自の方針や教育風土を尊重し、認め合う態度は必要だと考えている。

これらのいら立ちの背景には、社会主義国家体制の崩壊、教職員組織の党派的分裂、教科内容の近代化をおし進めてきた民間教育団体の権威と影響力の低下などがあると思う。

しかし、であるからこそ教師の一人一人が自分の頭で判断をし、自由な発想の実践で競い合わなければならないのではないか。

最終日、ある参加者から「北海道や沖縄の正会員が、最後までちゃんと残っているのに、近県からの正会員の空席が目立つ」と厳しい指摘があった。私はこの批判を他人事とは思えない。神奈川県内の教研集会でも、こうした光景を目にするからである。先の見えない曲り角にたっているからこそ、私たちは最後まで衆知をあつめた真摯な議論をしなければならないのではないか。

(児童文学作家)

# 「田舎教師」からの手紙



教育相談室専任カウンセラー 永 田 實

お久しぶりでございます。覚えていらっしゃいますでしょうか？ 3年前、国大の情緒病BのAでございます。あのヨッちゃんとH話して意気トウゴウしたAでございます。忘れた頃に突然！ という感じでお便りをしたためておりますが…。

先日から、昔ビデオにとっておいた、NHKの「義務教育はこれでいいのか？」とか、NHKの朝番組の「登校拒否を考える」とか見ていたら、なんと、舞岡中の相談学級とか（先生は若くうつっていましたが）何とかミキちゃんとか出でています、もう無性になつかしくなって手紙を書こう！ とワープロに向かっているところです。

先日、同じ病Bコースで一緒に勉強したBさんが、永田先生の講演を聞いてきたんだぞ！ あの笑い方とか、お話の仕方とか、そのままだったぞ！ とパソコン通信で伝えてきました。（神奈川県の話題がその目に、伝わって来るのも面白いでしょ）

なんか、思い出話で恐縮ですが、教育実習はたったの2週間でしたが、もう、舞岡中とか、永田先生のこととか、子供達のこととか、演劇祭のこととか、つい昨日のことのように思えて、なんかこみ上げてくるものがありますね。

わが校のわが学年にも、2名、登校してこない子供がいるのですが、彼らは、行き場所がなくて家でモンモンとしているという感じです。

学級で荒れて暴力を振るう子供については、何回も、それこそ不毛の会議を開くのですが、学校に来ない子については、たった一回校長を交えて話し合いをしただけ。がっかりです。

校長いわく、学校を拒否している状態で登校刺激を与えるのは良くない、という訳で、あとは担任がたまに家庭訪問する程度で、皆シーンという具合です。

比較的近いところに、県の「相談＆指導＆復帰学級」というのができたのですが、うちの学年の子たちは拒否しています。ですから、現在は自宅待機という感じです。もっか、暴力を振るうツッパリの生徒に頭を痛めているというところです。職員会議で話し合うのは、暴力沙汰を起こしてから始めて開かれる「始末会議」だけで、お寒い対応です。職員会議で、教頭が登校拒否のお話をするというのが資料にあったので期待したのですが、どこかの雑誌のCOPYを渡して「読んで参考にして下さい」の一言だけでした。まったく、管理職の登用についてますます義憤を感じてしまうこの頃です。それと、新採用の人々の生徒指導に対する無頓着さ。授業をさせれば紙飛行機が舞うし、学活をさせれば、生徒たちに連絡もちゃんとできない…で、新採用研修というのをやってもやらなくても同じなら、やめたらと思うのですが…。会議では、無口なほうなので、すっかり貝になっている私ですが…。

でも、学年の有志で、「ビデオカメラに向かってユーモアのあるお話を練習する会」をやろうと、燃えています。賛同者は、3人ぐらいしかいませんが…。やっぱし、先生って「お話」をトレーニングすることって少ないと思うんです。ですから、荒れた子供に対して「火

に油」の仕方をするんじゃなくて、ニマッと笑わせることのできるお話のできる先生になろうということで呼びかけたのですが、TOPバッターは私かも。

というのも、あの、永田先生独特のお話の仕方が、妙に耳に残っていて、ビデオを見てから、もうこれだ！ と思ったものですから…。

肩ヒジをはって、「登校拒否の勉強会」とか、「校内暴力の対策を考える会」という感じでなくて、「ユーモアを持ってお話ができるようになろう」という具合です。ちょっと、対策には遠い感じがしますが、ま、私にできることはこれぐらいしかないものですから…。

つい、ビデオを見て、ハイになってしまって、くだらないお便りを書いてしまいましたが、もう、先生とコーヒーを飲んだりお話ししたりしたことが、横浜での勉強の一番うれしかった思い出です。何しろ劇にも登場しちゃったんですから…。もっともっと、おつきあいしたかったところですが、距離だけはどうしようもないですね。

うだうだ愚痴を書いてしまった感じで申し訳ないですが、Bさんのお便りで、「永田節、健在だよ」のお便りに、私も聞きたいという気持ちをこめて、一種のファンレターだと思ってお許し下さい。

ダラダラ書いて、貴重なお時間をいただいてしまいました。申し訳ございませんでした。

末筆ながら、その節は、ストーブの借りやら、コーヒーをごちそうになったことやら、お菓子をごちそうになったことや、調理実習に参加させてもらったり、もう、お礼をすることがいっぱいありましたのですが、何か、それをしてくるのを忘れてきたみたいな感じがして恐縮しています。

今、この手紙であらためてお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

今、先生のうつっているビデオを見ながら、深々と頭をさげているところです。

では、このへんで失礼いたします。

## 〔付記〕

本稿〆切直前の私信を、ほぼそのまま紹介することにしてしまった。いうまでもなく、私の自己宣伝のためではない。このA先生の人柄で、3年前の私の担当していた「相談指導学級」が大いに活性化したことを強烈に印象づけられていたからである。横浜国立大学に内地留学されていて、私が、ある先生の登校拒否児への取り組みの実践報告を読んでいたので、感想を求めた時、憮然とした表情で「聖書を読まれたみたいだ」といわれたことが、出会いの印象として強烈だった。

ご当人にいわせれば、緊張ととまどいの連続だったという相談指導学級での教育実習の2週間。A先生は、ご自身専攻の音楽とそれ迄の長い教師体験を十分に生かして、私の突飛な注文に、見事に即応的に、対応されて、生徒たちはもとより、合同行事等も通して、横浜市内の他の相談指導学級の教員たちにも鮮烈な印象を与えていかれた。そのようすを紹介してみるのも、とも思ったが、少ない紙幅では意をつくせず、ご当人の人柄が出たこの書簡を紹介することとした。

「田舎教師」という私のつけた表題は、差別的な響きがするかも知れないが、40余年前

に、国語の時間で触れられた、田山花袋の作品名が、ある畏敬の感じで、私の中に残っているので、北端の雪深い町の中学校に働く、A先生にふさわしいように思えるのだ。

北国といえば、不登校の問題で話をしてほしいと、私をよんて下さった岩手県教組とか、それを伝え聞いて、すぐ連絡を下された山形県教組とか、雪の時期の温かい熱意に、ほだされる思いがある。精神科医とか、心理臨床をやっている方との話の中に、なつかしそうに「山びこ学校」のことなどが話題に出てくるこの頃だ。思いめぐらしはじめると、沖縄のO先生とか、北海道のK先生とか全国のそれぞれのところで、実践に取り組む人たちのことが浮かんでくる。心からのメッセージを送りたいものだ。

(横浜国立大学教育学部講師)

# 読書感想文

## 「人生最後の輝きとしての死」を読んで

教育相談室専任カウンセラー 森 七五三子



「子どもの心が見えるとき」に続いて菅龍一先生の著書に接したのは2冊目。読み終わった時私の心をよぎったのは発想の転換の大切さとしみじみとした満足感であった。先生とは神奈川教育文化研究所で月1回の相談委員会の時、シンポジウムやセミナーが開催される時にお目にかかるくらいであるが、もうずーっと前から知己をえていたような錯覚にとらわれてしまう。何故だろう。あながち同じ世代を生きたことばかりではなさそうである。「人生最後の輝きとしての死」を読み終わった時私はすごく安心もしたし、自分の行動に自信をもつことや期待をもつよう勵まされているようにも思えた。この書物は人間誰しも通るであろうことに身近な言葉で語ってくださっている。難解な方程式や判断もできかねるような学術上の用語も使われていない。自分のことや近親者ることをありのままに語ることはむずかしい事なのに、何の気負いもなく語ってくれていることも貴重なことだと思う。人が人として生きていく上で最も大切と思われる善の心や、優しさと理知に輝いた行動力があふれているとも受けとめられるのである。正直のところ、人生最後の死を迎える時輝く等ということがあるのだろうかと思う素朴な疑問からこの書物を手にしたのである。一般に死に対するイメージは、辛く悲しく暗い思いが先行して否定の感情の方が先走る。確かに両親や子ども等一親等の死は特別の思いがあり、<sup>どうこく</sup>慟哭に身をさいなむ場合が多い。この著書のしめくくりはターミナルケアの大切な主題の一つは、死を人生最後の輝きにすることにあると訴え願っているし、事実ご自身の母親の看とりの中にプラスのベクトルを物の見事に実現していると思えるのである。

### 『第5章 母への便り』

この中で先生は「自分にふさわしいやり方で母を慰めたり勵ましたりできないものかと考え、定期的に手紙を書こう、それも月2回くらいと決めて実行されている。更に入院中ということも考え便箋とボールペン、著者の宛名を書いた封筒と葉書を入れ気分が乗った時は便箋に、気分がすぐれない時は葉書に走り書きをして送ってください。お母さんの人生の思い出や節目になった出来ごとをメモ風にでも書いてください。それを6人の孫たちに伝える役目は私が引きうけます、とのべられている。この章の中で先生は与えること・与えられることに関係して菩薩行を説明されている。大変興味をひかれたので引用したいと思う。

「菩薩行というのは2つの営為の面を持っています。相手に光明を与える面と相手から学び自分を豊かにするという面です。そしてこの2つは同じ営為の表と裏であると華厳經は説くのです。つまり相手に与える（光明や愛や献身や感謝を）ことをしなければ相手から与えられることはできないと言っているのです。看護という仕事はする側も受ける側も基本的に菩薩行そのものだと私は思います。——中略——仏弟子であり菩薩を行じて逝ったお父さんの妻なのですから、お母さんもぜひ相手に愛や感謝の気持ちを抱き、相手に伝わるような言葉を使い、態度で示して欲しいと心から願っています。」

と入院中の母を叱るという辛い営みも又、私に課せられた菩薩行なのかも知れないとのべられている。

### 『第7章 誇りを否定されて』

この章では先生を続けられたお母さんへの痛烈な言葉がある。

「なんで看護さんの言うことを聞かんのや。もっと可愛気のあるおばあさんにならんとだめやないの。あんたは本当に先生やったんか、先生やったらもっと優しゅうて人の心が判るはずや、先生やったとは信じられんわ。」

隣りのベットの人に言われたことで、お母さんの血圧が上が60にまで下がり、脈が乱れてしまう。そのことを著者は無残であると判断し、誇りを否定されたこの状態のまま死なせてはならないと、何とか死ぬまでに母の誇りの部分を回復してやりたいと真剣になる。願うことなら死の前に母の人生に最も美しく良かった部分を、何としても再現させてやりたい。〈人生最後の輝きとしての死〉そんな言葉が頭の中を駆け巡っていた。と結んでいる。そのことが『第9章 地方新聞への投書』で実現するのである。先生はこの章の中で赤十字病院内科医の徳永進さんという医師との親交を伝えてくださる。それは学校の教育にたずさわる先生と病院で医療にたずさわる先生との二人三脚のように思えた。地方新聞とはお母さんが先生として勤務した土地の新聞であり、その新聞へ「病床の母にお便りを！」と投書されたのである。それは的をえて教え子達から数々の便りがとどく。著書は母親に読んで聞かせ、母も又一人で手にし、その出来事に息子の真意を悟り第11章で“わが生涯に悔いなしや”と言われるのである。

ここに至ってそれは見事に母の誇りを回復し、40年前の楽しく生甲斐のあった教師時代の記憶を呼び覚ましたのだとのべられている。私はすごいと思った。誰にでもできることではない。心底ヒューマニティーの固まりの為せる業とも思えた。そして母と息子の見事な呼吸の一致と、兄弟妹の3人の役割の見事さに圧倒されたのである。

『第12章 看とりを終えて』にふれておきたい。医療や看護についての考察である。医療と教育にはどこか本質的な共通点があるとし、先にふれた華厳經の説く菩薩行という概念がその共通の本質を言い当てているとのべられている。入院中の患者に対し病院側が〈不良患者〉呼ばわりすることは、果して正しい医療や看護といえるだろうかと問題を投げかけている。医師徳永進さんの著書「病院」の中に菅先生は、問題をかかえた生徒に対する教育觀とほとんど軌を一にするものがあると指摘されているのである。不良患者が問うているものの一節に有名な言葉として「Listen to the patient, He is telling you diagnosis (不良患者の言うことを聞きなさい。患者はあなたに診断名を語っている)」というのがあると記されているが、その言葉の中に最近まで教師をしていた私の心の中に問うことや学ぶことが多いと思われてならない。先生は軌を一にするもののお考えをY君という緘黙病と指導要録に書かれた1人の生徒との出会いの中で実行に移されていると思われるのである。この本の中で先生は「長い教師生活や教育相談委員の経験の中で、私は生徒やその親たちに一度にたくさんの注意や批判をすることは、無意味であり効果のないことを経験していた。人は一度に5つも6つもの批判をされると頭の中が混乱し、それらの批判がお互いに中和し合って、ただ叱られたという印象しか残らない。」と母への諫めの中で考えていられる。その外にもご自分の体験談を惜しみなく取り入れられている。今、私はこの書物にめぐりあえたことの幸せをかみしめている。

(元川崎市立養護学校教諭)

## 一年を振りかえって



所長 倉持 己佐男

93年度の教育界は、①実施2年目に入った「学校5日制」問題、と②「高校教育改革」問題の2本を軸として激しく動いた。いずれも究極は「教育課程」の編成と実施即ち教育内容にかかる実践課題と高校入学選抜をはじめとする制度改革問題に帰結すると考える。

「ゆとりの教育」を標榜する学校5日制は、その完全実施について文部省の態度は不透明で消極的である。高校教育改革に関しては入学選抜方式や総合学科など国、地方とも次々と改革策を打出してきている。神奈川の場合も「新構想高校」計画や「高課研答申」など改革の流れに乗った一連の動きがあり県民の関心も高まっている。

一方、眼を転じて、子ども達の問題としては、不登校問題が注目される。国・公・私の小・中の「不登校（登校拒否）」の数は年をとって増加し、過去最多記録を更新した（92年度小10,449人、中47,526人。前年度とくらべ各797人、3,732人増）。「いじめ」は中・高で前年を上回った。校内暴力は依然増加傾向にある。（以上いづれも、平成4年度問題行動白書・文部省）。また、ニューカマーの増加に伴う、外国人児童・生徒の日本語教育がクローズアップされている。

こうした情勢を踏まえ県教文研は研究の推進と事業の展開に努めてきた。以下各部の活動について要點的に記してみたい。活動の詳細については、本所報の活動報告、93年度の歩みに記されているので、できる限り重複を避けるよう努力した。「活動報告」「歩み」と併せて読んで戴ければ幸である。

## 1. スタッフの拡充

91年の組織・機構改革後、より一層スタッフの拡充に努め、92年度は研究評議員4名と教育相談員2名の増員を果たしたが、93年度は、教育相談員をさらに2名増員し、浅見聰先生（ライオグランデ大学日本校・東海大学・国立横須賀病院附属看護学校講師）、森七五三子先生（前川崎市立養護学校教諭）をお迎えした。これで年々増加する教育相談に出来る限り対応する「1日2人相談員」体制を確立した。

## 2. 研究部の活動

## (I) 第一研究部・子どもの生活研究委員会

この委員会では91年9月から「子どもの生活意識調査」に取り組んできている。

この調査は、今日の子どもたちの、生活の実態・意識、問題点及びその克服の手がかりを明らかにすることをめざして、児童・生徒が“ひと”“自然”“もの”的、①何に、②どうかかわり、③どのような意識をもち、またそこに、④どのような意義・問題点をはらん

でいるかを中心に調査しようとするものである。92年度は調査内容の検討、予備調査項目の作成を行い、予備調査を実施した(小282名、中281名)。実施後、予備調査の結果を集計検討し、本調査項目の検討一本調査表の作成を行った。

93年6月～7月、本調査実施。(●家でペットを飼っていますか、●動物の生まれるところをみてどのように感じましたか、●今までに満天の星を見たことがありますか、●今までに友だちをいじめたことがありますか、●町内会や自治会の草刈りや清掃作業に参加したことがありますか等37項目、について)

アンケート回収は低学年(小1～4)男890、女855、計1,753。高学年(小5・6～中1～3)男1,167、女1,073、計2,243であった。

回収後結果を集計し、内容の解析・検討をすすめてきている。94年3月から執筆に入り、6月末頃報告書刊行の予定である。

## (2) 第2研究部・教育改革研究委員会

この委員会では93年度、①神奈川の教育情報公開の状況と地域での実践的問題、②2年次に入った学校5日制問題、③高校教育改革問題を柱として論議がすすめられた。この中で②については各地区の4週5休、4週6休の実施・試行への取組み状況が報告され、県教文研資料シリーズII・「神奈川における学校5日制へのとりくみ」として、7月に刊行された。

高校教育改革問題は、入学選抜方式、単位制、総合学科、選択制、学校教育の多様化、国民教育としての高等学校教育の保障、等々が深く論議された。

高校教育改革については、6月以降研究委員会内に作業部会を設けて、夜間(6時～10時頃まで)及び夏季合宿等極めて精力的に論議を重ね、94年3月まで作業部会は延16回に及んだ。

作業部会のメンバーは次の通りである。

富山和夫(関東学院大学)、黒沢惟昭(神奈川大学)、広瀬隆雄(桜美林短期大学)、赤尾勝己(帝京科学技術大学)、永田裕之(県立長後高校)、本間正吾(県立川崎北高校)、中野和巳(県立田奈高校)、浅井良雄(横須賀市立大津中学校)、山岸隆夫(横浜市立金沢中学校)。

この作業部会の中間報告は教育改革研究委員会全体の討議を経て、93年10月、教文研により特集号「神奈川の入試制度を問う」——中学の進路指導と高校の序列をめぐって——として発行され、10月23日の高校改革問題シンポジウムにおいて参会者に配布され、シンポジウムの資料として活用された。中間報告の内容は目次で示せば次のようである。

### 第I章 高校改革の現状はどうなっているか

1. 高校改革をめぐる国の動き
2. 神奈川での動き

### 第II章 これでよいか? 「神奈川方式」

1. 「神奈川方式」の歴史と現状
2. 学区制をめぐって
3. いま中学校の現場では
4. いま高校の現場では

### 第III章 高校改革の視点と最終報告へ向けての課題

## 1. 公立高校のあり方を問う 2. 格差と序列のは正に向けて

93年12月26日には、県高課研第2次報告「公立高等学校入学選抜制度のあり方について」が県教委へ答申された。その内容は前述の高校改革作業部会の討議内容と直接カミ合う問題である。ただ神教組や高校改革作業部会が高校希望者全入を目指しているのと違い適格者主義を基底にしている答申とでは、高校間格差や序列のは正、入学者選抜制度の改善等具体策についてかなりのヘダタリがあると思う。それらの問題はさて置き、教育改革研究委員会では、94年1月22日、清水嘉治・高課研会長を招致して、第2次報告の内容説明をうけ、活発な質疑応答も行われた。また2月26日には、「『県高課研報告』の具体化にむけて」をテーマとして小中神教組副委員長より神教組の方針について説明を受けた。(神教組の基本的視点については、第1章 教育改革研究委員会活動報告を参照)

93年11月と94年3月には、広瀬隆雄・市川博・黒沢惟昭各研究評議員の報告を基調に、「新しい学力観」についての研究討議が行われた。新しい学力観について文部省は「…新しい教育は、児童一人一人が主体的に生きる資質である、自ら進んで考え、判断し、自信をもって表現したり、行動したりできる豊かで創造的な能力の育成を目指している。

このような教育を実現するためには、自ら学ぶ意欲や能力、思考力、判断力、表現力などを育成することを基本とする学力観に立って学習指導を創造する必要がある。……新学習指導要領は、新しい学力観への転換を求めている。」と述べている。また「……学力については、学校、家庭及び地域社会における学習や生活を通して子どもが自ら考え主体的に判断し、行動するために必要な資質や能力として身につけるものであると考えることが大切である」とも述べている。

学校現場では新学習指導要領の実施の中で新学力観と四つに取組んで苦労しているが、試行錯誤や模索も少なくなく、とくに学力評価に大きな問題をはらんでいる。教育改革研究委員会の研究テーマの大きな課題の一つであろう。

## 3. 事業部の活動

事業部の主な事業としては、① 教文研だよりの発行。所報・資料集・ブックレット等の刊行。② 教育シンポジウムの開催。③ 外国人児童・生徒の教育状況調査が挙げられるが、その活動内容については、本所報の委員会報告、教文研だよりの発行、に記述されているのでここでは重複を避けてごく特徴的と思われる点について記してみたい。

### (1) 教文研だより・資料集等の発行

教文研だよりは35,000部印刷され、神教組全組合員及び関係機関に配布されて、その発行部数からいえば最も多くの人々に読まれる出版物である。その意味では、県教文研の顔であり声であって、県教文研創立以来継続してきている大切な、目に見える事業である。93年度は第61号から第67号まで発行されたが、そのなかで、第65号「神奈川の入試制度を問う——中学の進路指導と高校の序列をめぐって——」は、教育改革研究委員会・高校教育改革作業部会の討議内容を「中間報告」としてまとめたもので、横浜市教育会館で開催された第4回教育シンポジウムで全参会者に当日の資料として配布され、県高課研の二次

答申への動きの情報と県民・教職員の高い関心と強い注視のなかで、大きな反響をよんだ。

92年9月から、月1回の学校5日制が施行されて2年次に入った93年度は、月2回の学校5日制の研究試行後の実践と合わせて、現行学習指導要領を基準とする年間授業時数をはじめとする制約枠内で、ゆとりある教育を目指しながら、学校現場では苦闘が続いている。取り組みは、地域毎それぞれ独自性をもちらながら進行している。こうした全県的な実践の状況をまとめたのが教文研資料シリーズII・「神奈川における学校週5日制へのとりくみ」(93年7月発行)である。

## (2) 教育シンポジウム

昨年度同様2回開催した。内容については県教文研活動報告・事業部で金原先生が記されていることに尽くされている。両回とも前2回を上回る盛会で熱気溢れる雰囲気に包まれていた。ここでは、毎回シンポジウムが終って帰りに、参会者の感想文を寄せいただいているのであるがその中のいくつかを紹介しておきたい。

〈第4回「神奈川の入試制度を問う」——中学の進路指導と高校の序列をめぐって——93年10月23日・横浜〉

○神奈川方式には一長一短あります。15の春を泣かせないということもよくわかります。しかし私は、義務教育の期間は人間の基礎（心身共に）を作るという意味から、もっとのびのびさせたいと強く思っています。高校が義務化され、地元の高校に通い、地域のものとなることを望みます。児童・生徒は国の宝と思い、地域丸抱えて育てるべきです。入試選抜は大学時（高校卒の時）子ども達が真に自分のことを考えられるようになった時やれば良いのです。今子ども達は、単に大人の敷いたレールに乗せられているだけのような気がします。中学高校では、人間教育をやるべきです。自分で判断できる力を先づけることが大切です。

○シンポジストの話がとても具体的でわかり易く、良かったです。討論の内容にも現実をふまえての意見でした。このような集会を教師だけでなくもっと広めて、今の日本の多くの考え方を変えていく必要性を感じました。

○小学区制にぜひ戻してほしい（私は高知県で高校時代を過ごしました）。そこにはすぐ戻せなくとも、内側で、学校独自の教育をつくり出していけたらと期待します。そのためには中野先生も言われたように教育費（定員増）を確保すること。後期中等教育の中身をどうつくっていくかを、ぜひ考えたい（中学教師です）。

○学校間格差がもたらす問題点が明らかになった。小学区制がよいとは思うのだが、県民に混乱を起こさないで実現できるものだろうかと思う一面もある。本音で語ったら、どの親もいい学校へという気持ちは捨てられるだろうか。学力を見ないで、その子の個性・特性を本当に正面から見られるだろうか。意識改革が一部の人達だけではなく、成し得るだろうか。自分自身の中で、様々な課題が明確になるような今日のシンポジウムであり、感謝しております。

〈第5回「不登校をめぐって」Part3——進路と自立を拓く——〉

○不登校の問題はとても難しいと思います。子供側には様々な原因や理由があり、対応する教師側にも様々な対応の仕方があり、本人を取り巻く環境も様々なので、すべての状況が適切であれば良い結果ができるであろうし、その逆もあるだろうし、子供にとっても教

師にとっても、親や周りの人間にとっても大変難しい問題だと思います。今回のシンポジウムでは、カウンセラー、登校拒否経験者、その父母代表等、経験をもとに話されたので、訴えるものとか説得力があり、とても参考になりました。

○今まで数回、他の講演会に参加いたしましたが、今回は居眠りすることなく、最後まで興味深く拝聴することができました。お話しの内容は、親の立場、先生の立場、いろいろな角度からのお話を伺うことができ、この問題の奥深さを感じました。とてもよくまとまって話が進められよかったです。

○現在、定時制高校の教員をしているのですが、いわゆる中学時代の不登校がかなり入学してきます。学校の環境が大きく変化するせいか、中学時代欠席率50パーセントの生徒が、皆勤賞をとるくらいになります。ただやはり、不登校のまま入学式から一度も登校せずにやっていく生徒もおります。不登校が何故起るのか、原因不明（いいかえれば原因はいたるところにある）である現在、本日のシンポジウムはなかなか意義のあるものでした。

○学校の先生が「学校に来なくてもいい」と言えるのか。本日の講演を聞きながら、深く考え込んでしまいました。もし、私が担任をしている子ども達の中に、不登校の子どもがいた時に、他の子どもたちがいる中で「学校に来なくてもいい」と言う、自分のやっていることを否定するようなことを認められるのだろうか。むずかしいと思います。ただ話にもあったように、生きていく力こそが大切で、学習にとらわれないという考え方方が、解決法の一つの糸口かと思いました。

○不登校の親ですが、今日のシンポジウムに出席して、シンポジストの方たちが、学校にもどるべき、学校にいくことがベストと考えていらっしゃらないので、ホッとしました。

4年の女の子と中1の男の子2人とも学校へ行っていません。上の子はどちらかというと学校を拒否していると思っていますが、下の子は2年近くたった今もまだ学校にこだわっています。親は2人とも学校にもどることを望んでいません。にもか・わらず、下の子はこだわり続けています。「学校に行かなくてもいいんだよ」と言ってくれる坂木先生のような方がもっと増えてくれると、子ども達はもっと楽になると思います。

○「あさおの会」の後藤さんの話は、とても参考になった。進路の選択は、中学を卒業してしまえば避けられないのですが、その大事な時期に、親にとっては何を押さえて動いたらいいのかよくわかりました。学校、学歴について、ふり払わないと次にいけないとおっしゃっていたことで、今不登校をしていても、将来きっちとした仕事についたり、ちゃんと大学に行けるということよりも、社会のワクは一つはずし、自分自身の存在をたしかなものにしていくことの大しさを感じました。

### (3) 外国人児童・生徒の教育状況調査

外国人労働者（所謂ニューカマー中心）の増加に伴い、外国人児童・生徒の教育問題がクローズアップされつつある。文部省は92年12月、日本語の能力が不十分なため日本語教育を必要とする外国人児童・生徒についての公立小・中学校への受け入れ状況調査結果を発表した。それによると、日本語教育が必要な外国人の小・中学生は、92年9月1日現在でその2年前の二倍近くに増えて10,450人に上っている。

神奈川県の場合、外国人登録人員は104,344名（93年12月末・神奈川県資料）で、公立学

校在籍児童・生徒数は、小学校3,333名（46ヵ国）、中学校1,331名（34ヵ国）、合計4,664名（51ヵ国）となっている（93年5月1日）。この中で日本語教育を必要とするものは986名となっている（神奈川県教委資料）。県では国際教室（外国人児童・生徒教育推薦研究会）を93年度、小40校・中14校設置し、日本語教育の推進を図っている。また、市・町の中では、民間から協力指導者を委嘱して日本語教育の指導に当たっている。

こうした状況を踏まえ、県教文研は、国、県のどこでもまだ実施していない「外国人児童・生徒の教育状況調査」に取組むため、91年プロジェクトチームを編成し、調査に着手した（宮島喬委員長他10名の委員）。

92年度は、外国人の子どもたちの日本語教育にかゝって、①実施している学校の見学、②日本語教育の指導に当たっている指導主事、教員、協力指導者からのヒアリング、③日系ブラジル人の実態調査にたずさわった社会学者からの話など、アンケート調査に入るための準備活動を進めてきた。

93年度は、質問票「外国人児童・生徒の指導に携わっている方々へのアンケート（指導者用、クラス担任用）」を7月から10月にかけて実施した。実施した地区は、横浜、川崎、横須賀、藤沢、大和、綾瀬、相模原、厚木、愛川、平塚、小田原、開成の市町である。回答されたアンケート票は、指導者用111、クラス担任用329である。とくに自由記述回答欄にはそれぞれぎっしりと意見が書き込まれていて、回答者の外国人の子どもの教育に寄せる関心の深さと熱心さに強い感銘をうけた。

現在、鋭意その集計と分析に努めており、94年9月ころ、中間報告書を発行する予定である。

#### 4. 教育相談活動

県教文研創立の翌年、「親と教師の教育相談室」が開設されてから94年3月で12年になる。この間に寄せられた相談件数は3,555件に及ぶ。このうち93年度相談件数は349件である。相談内容は、①性格・生活、②不登校、③非行、④学業成績、⑤健康発達、⑥障害、⑦進路進学、⑧学校教師、⑨校内事故、⑩家庭問題、⑪PTA、等多岐に亘っているが、こゝ、数年最多のは「不登校」であり、次いで「性格・生活」となっている。相談件数は年々増加してきている。最近は継続相談が多く、面談の要請も強い。相談件数の増大に対応して、92年度は相談員を2名増員したが、さらに93年度は2名増員し、専任カウンセラーとして、浅見聰氏、森七五三子氏をお迎えした。これで「1日2人相談員」体制が確立された。

教育相談は県教文研事業の中で最も直接的に「会話する」、県民に開かれた事業である。親・子ども・教師がそれぞれ深刻で複雑な悩みをかゝえて苦労している状況が相談員の胸にじかに投影されてくる。

教育相談室が開設されて以来長年ご指導を戴いた山田勉先生（故人）が86年所報に、教育相談をとおして考えられる課題として次の項目をあげて、それぞれに詳しく解説を加えられている。

① 社会の機能文化や専門文化が急速に進む中で、親の間に、子どもの問題は専門機関である教育相談機関にまかせればよいという風潮がみられる。② 夫婦関係の崩壊が子どもに深刻な影響を与えている。③ 本当に相談の必要なものは、親自身のことであるとい

う場合が多い。④ 子どもの問題について父親が無理解であったり、母親まかせにしたりしている場合が多い。⑤ 現在の子どもの問題は、社会が引き起こしたものだとみるべきだろう。率直にいって、子どもは被害者なのである。⑥ 教育相談というのは、本当に相談者の悩みに答えて事態の改善に役立つものだろうか。⑦ 教師からの相談がほとんどないということをどう受けとめるべきか。

こゝに挙げられた課題は、基本的には、現在にも通ずる課題であろうと考える。しかしあえて言えば、⑥については、本所教育相談室の実績からみれば、「不登校」をはじめ、相談を寄せられた多くの問題が事態改善に相当に、進んでいると自負している。これは相談員の先生方の献身的で熱意あふれる、懇篤、適切な対応のたまものであると考える。

⑦に関連して言えば、93年度は9月から、教師のための「教育相談セミナー」を開催した。学校現場の超多忙の中を延50余名の参加をえて「不登校問題」を中心に熱心な論議が行われ、好評であった。

教育相談活動としては、ますます強くなる面談の要請にどうこたえるか、相談室の設置問題ともからんで今後の大きな課題であろう。



## 1. 活動日誌

|              |                                      |              |                         |
|--------------|--------------------------------------|--------------|-------------------------|
| <b>1993年</b> |                                      |              |                         |
| 4月3日         | 教育相談委員会                              | 9月7日         | 子どもの生活研究委員会             |
| 4月16日        | 教育改革研究委員会                            | 9月13日        | 教育改革・作業部会               |
| 4月17日        | 事業部会                                 | 9月18日        | 教育改革研究委員会               |
| "            | 事業部・調査委員会                            | "            | 事業部会                    |
| 4月23日        | 教育改革・作業部会                            | 9月29日        | 教育改革・作業部会               |
| 4月26日        | 子どもの生活研究委員会                          | 10月1日        | 事業部・調査委員会               |
| 5月6日         | 理事会                                  | 10月2日        | 教育相談委員会                 |
| 5月8日         | 教育相談委員会                              | 10月23日       | 「教育相談セミナー」開催            |
| 5月13日        | 教育改革・作業部会                            |              | 「第四回教育シンポジウム」           |
| 5月22日        | 教育改革研究委員会                            | 10月25日       | 開催(横浜市)                 |
| 5月26日        | 教育改革・作業部会                            | 10月30日       | 子どもの生活研究委員会             |
| 5月27日        | 子どもの生活研究委員会                          | "            | 事業部・調査委員会               |
| 5月29日        | 事業部会                                 | 11月4日        | 教育改革・作業部会               |
| "            | 事業部・調査委員会                            | 11月5日        | 埼玉県立伊奈学園総合高校視察          |
| 5月31日        | 顧問会議                                 | 11月6日        | 教育改革研究委員会               |
| 6月5日         | 教育相談委員会                              | "            | 教育相談委員会                 |
| 6月7日         | 教育改革・作業部会                            | "            | 「教育相談セミナー」開催            |
| 6月24日        | 子どもの生活研究委員会                          | 11月10日       | 神教組県教育研究集会参加            |
| "            | 教育改革・作業部会                            | ~11日         | (横須賀市)                  |
| 6月26日        | 第46回研究評議会                            | 11月25日       | 子どもの生活研究委員会             |
| "            | 教育改革研究委員会                            | "            | 事業部会                    |
| 7月3日         | 教育相談委員会                              | 12月4日        | 教育改革研究委員会               |
| "            | 教育総研主催<br>「第四回教育文化フォーラム」<br>参加(和歌山市) | "            | 教育相談委員会<br>「教育相談セミナー」開催 |
| 7月7日         | 教育改革・作業部会                            | 12月14日       | 千葉県立幕張北高校視察             |
| 7月16日        | 専任所員連絡会議                             | 12月17日       | 教育改革・作業部会               |
| 7月19日        | 教育総研主催研究所交流会参加<br>~21日<br>(新潟県)      | 12月18日       | 第47回研究評議会               |
| 7月22日        | 教育改革・作業部会                            | 12月20日       | 事業部・調査委員会               |
| 7月23日        | 子どもの生活研究委員会<br>" 事業部会                | 12月22日       | 子どもの生活研究委員会             |
| "            | 事業部・調査委員会                            | <b>1994年</b> | 専任所員連絡会議                |
| 7月31日        | 教育相談委員会                              | 1月8日         | 教育相談委員会                 |
| 8月22日        | 教育改革・作業部会                            | "            | 事業部会                    |
| ~23日         | 合宿研究会(葉山)                            | 1月21日        | 事業部・調査委員会               |
| 9月4日         | 事業部・調査委員会                            | "            | 教育改革・作業部会               |
|              |                                      | 1月22日        | 教育改革研究委員会               |

- 1月28日 日教組全国教育研究集会参加  
～31日 (神戸市)
- 2月5日 教育相談委員会  
" 「教育相談セミナー」開催
- 2月15日 子どもの生活研究委員会
- 2月19日 「第五回教育シンポジウム」  
開催 (川崎市)
- 2月26日 教育改革研究委員会  
" 事業部・調査委員会
- 2月28日 教育改革・作業部会
- 3月5日 教育相談委員会
- 3月15日 教育改革・作業部会
- 3月16日 専任所員連絡会議
- 3月18日 子どもの生活研究委員会
- 3月19日 教育改革研究委員会  
" 第48回研究評議会
- 3月24日 事業部会  
" 事業部・調査委員会

## 2. 教文研だよりの発行

1993年

- 4月 第61号 日系人タイムカプセル・リターン現象  
—ゆがんでみえる地球儀の視点から—  
東洋大学助教授 喜多川豊宇
- 6月 第62号 環境教育の要点と問題点  
—人間と地球環境の構造的な関係—  
研究評議員 木谷 要治
- 7月 第63号 過剰適応の病理  
研究評議員 林 洋一
- 9月 第64号 神奈川の障害児教育について  
研究評議員 東野 陽子
- 10月 第65号 神奈川の入試制度を問う  
—中学の進路指導と高校の序列をめぐって—  
教育改革研究委員会・作業部会
- 12月 第66号 人として生きるということを性を通して考える  
スクール・ソーシャルワーカー、「性を語る会」会員 高月 雅子

1994年

- 2月 第67号 声の教育と文字の教育  
研究評議員 府川源一郎

- 1993年 6月 第三回教育シンポジウム記録「高校教育の現在と未来を問う」発行
- 1993年 7月 教文研資料シリーズII 「神奈川における学校週5日制へのとりくみ」発行
- 1994年 3月 第四回教育シンポジウム記録「神奈川の入試制度を問う」発行

## 3. フィルム・ライブラリーの貸出状況と所蔵フィルム

1993年度【フィルム・ライブラリー】の貸出状況

| 種 別   | 利用回数 | 視聴者数 |
|-------|------|------|
| 小 学 校 | 19   | 3547 |
| 中 学 校 | 17   | 3125 |
| 高 社 他 | 8    | 1513 |
| 計     | 44   | 8185 |

# 神奈川県教育文化研究所所蔵フィルム一覧

◎貸出期間 利用日含め5日間 ◎費用 無料 ◎予約受付 045(241)3531  
〔16mmフィルム・スライド〕

|                                            |                                                                     |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1. 予言<br>(カラー41分)                          | ・戦略爆撃調査団による記録フィルムと今なお苦しむ被爆者の現状を交錯させ、核廃絶を訴える。                        |
| 2. ひろしま<br>(白黒100分)                        | ・広島のある高校の女学生たちが勤労動員の作業中に被爆。原爆の恐ろしさを描いた戦後初の劇映画。                      |
| 3. 人間をかえせ<br>(カラー20分)                      | ・10フィート運動で入手したフィルムと今なお苦しむ被爆者の訴えをおりませ、核問題の本質を問う。                     |
| 4. 侵略<br>(白黒60分)                           | ・日中戦争時に日本軍が中国で何をしたかを描いたドキュメンタリー。一人ひとりに戦争責任を問う。                      |
| 5. ひろげよう平和憲法<br>(カラー27分)                   | ・日本国憲法の成立とその背景を明らかにしながら、平和憲法の大切さについて考える。                            |
| 6. もしこの地球を愛するならば<br>(カラー26分)               | ・もし、核保有国がそれを使用したら、私たちの地球は一体どうなるのか。今何をすべきかを訴える。                      |
| 7. 歴史(核狂乱の時代)<br>(カラー116分)                 | ・第二次大戦から今日の核兵器配備の実態をえぐり、被爆者の苦しみ、怒り、そして行動を描く。                        |
| 8. トピウオのぼうやは病気です<br>(カラー19分・アニメ)           | ・1954年、太平洋のビキニ環礁でアメリカが水爆実験をしました。海の底の魚たちはどうだったのでしょうか。                |
| 9. ふるさとのどうぶつえん<br>(カラー24分)                 | ・大阪天王寺動物園の現代の平和な様子を見ながら、40年ほど昔の戦争で多数の動物が殺された史実をふり返る。                |
| 10. ヒロシマのうた<br>(カラー11分・アニメ)                | ・被爆した少女が8月6日に初めて自分の生き立ちを聞かされる。でも少女は力強く生きていく。                        |
| 11. おかあちゃんごめんね<br>(カラー25分)                 | ・大空襲の日、体の弱い母は、この子たちだけは生きのびて欲しいと、炎の中に消えていく。                          |
| 12. 100ばんめのサル<br>(カラー20分・アニメ)              | ・戦争や核の恐怖のない平和なくらしをアニメと実写フィルムを折ませながら、世界に訴える。                         |
| 13. 小田原にも空襲があった<br>(カラースライド53コマ・13分)       | ・小田原空襲の惨状を写真、絵、当時の体験者の話等で再現し、平和の尊さを訴える。(西湘地区教組製作)                   |
| 14. 太陽がおちた広島・長崎、第5福龍丸<br>(カラースライド83コマ・13分) | ・広島、長崎、第5福龍丸、三たびに及ぶ悲惨な被爆の実態を明らかにする。(都教組製作)                          |
| 15. ひろしまの絵<br>(カラースライド46コマ・15分)            | ・広島市民が描いた、生々しい原爆の絵。                                                 |
| 16. 核戦争<br>(カラー15分・アニメ)                    | ・核問題の本質を科学的に、論理的に、しかも子どもたちに分かりやすく説明し、平和の尊さを考える。                     |
| 17. 東京・ヒロシマ子ども派遣団1986<br>(カラー31分)          | ・東京の小中学生、父母、教師、140名が被爆地ヒロシマの地へ……。そして、人間の心と命を見つめる。                   |
| 18. おかあさんの木<br>(カラー22分・アニメ)                | ・7人の息子達が次々に戦場へ。お母さんはその度に息子の名前をつけたキリの木を植え、一人帰りを待つのだった。しかし、悲しい知らせが……。 |

|                                         |                                                                           |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 19. なっちゃんの赤い手ぶくろ<br>(カラー18分・アニメ)        | ・戦争の悲惨さ、平和の尊さを心の奥深くに訴える。                                                  |
| 20. おこりじどう<br>(カラー27分・人形アニメ)            | ・核兵器の恐ろしさと平和の尊さを訴えた人形アニメーション。                                             |
| 21. 象のハナ子<br>(カラー60分・人形アニメ)             | ・戦争中、「動物園の猛獣を殺せ」と軍隊から命令が下った。象を何とか助けようとする三吉少年。                             |
| 22. アパルトヘイトの子どもたち<br>(カラー30分)           | ・南アのアパルトヘイト政策を人権の立場から世界に訴える。                                              |
| 23. 樽太犬ゴン太・母をさがせ<br>(カラー25分・アニメ)        | ・戦争で離ればなれになった母と子が愛犬の活躍で感動的な再会をする。                                         |
| 24. 日の丸と君が代<br>(カラー32分)                 | ・日の丸・君が代の強制化が進む中でその問題点を再び明らかにする。                                          |
| 25. 象のいない動物園<br>(カラー1時間21分・アニメ)         | ・太平洋戦争下の上野動物園での実話をもとにつくられたアニメ映画。                                          |
| 26. はばたけ明日への瞳<br>(カラー51分)               | ・情緒障害児の少年の心の優しさと、クラスの子どもたちの友情の美しさを描いた児童劇映画。                               |
| 27. 太郎のかがみ<br>(カラー56分)                  | ・部落差別と障害者に対する差別の問題を子どもたちと一緒に学習していく、人権啓発ドラマ。                               |
| 28. 友よ、晴れない霧はない<br>(カラー42分)             | ・同和地区出身でたくましく生きる義姉をもつ女子中学二年生が、友だちを大切にし差別を許さない真すぐな心をもった子に育っていくまでの描く。       |
| 29. ひろしまのエノキ<br>(カラー20分・アニメ)            | ・被爆したエノキを守り続ける子どもたち。平和と命の尊さを描く感動のアニメーション。                                 |
| 30. 一つの花<br>(カラー23分)                    | ・国語の教科書(小学校四年生用)のロングセラー教材の映像化作品。戦時中のつらい運命に絶えてひっそりと、力強く生きていく人間の姿を共感をこめて描く。 |
| 31. 侵略・マレー半島<br>教えられなかった戦争<br>(カラー110分) | ・日本軍は至るところで大虐殺を行い、残虐行為を繰り返した。それは、どうしても拭い去ることのできない歴史的事実である。                |

### [ビデオフィルム]

|                                  |                                             |
|----------------------------------|---------------------------------------------|
| 1. 証言 南京は今も忘れない<br>(白黒30分)       | ・日本軍による南京大虐殺の史実を豊富な資料で描く。                   |
| 2. 日の丸と君が代<br>(カラー32分)           | ・日の丸・君が代の強制化が進む中でその問題点を再び明らかにする。            |
| 3. 沖縄戦・未来への証言<br>(カラー55分)        | ・沖縄戦の実写フィルムと現在の沖縄の姿をモンタージュしてその実相を明らかにする。    |
| 4. やがて…春<br>(カラー105分)            | ・いじめの問題を真正面から捉え、命の尊さ、心のやさしさを考えさせる。          |
| 5. 核戦争後の地球(第1部 地球炎上)<br>(カラー30分) | ・全面核戦争から一週間後の地球の惨状を実写フィルムや特撮で描き、核の恐ろしさを訴える。 |

|                                                          |                                                      |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 6. 核戦争後の地球(第2部地球凍結)<br>(カラー30分)                          | ・核戦争による死の灰が長期的に生態系に影響し、地球環境を破壊していく実態を描く。             |
| 7. はだしのゲン<br>(カラー90分)                                    | ・ヒロシマでの原爆投下で目の前で父、姉、弟が家の下敷になり死んでしまうが、母とゲンは力強く生きていく。  |
| 8. はだしのゲン2<br>(カラー90分)                                   | ・原爆孤児たちと明るく元気に生きるゲン。しかし、母の病気が悪化し、やがて悲しい分かれが…。        |
| 9. 夏服の少女たち<br>(カラー30分)                                   | ・原爆死した少女が残したものは、ボロボロに燃えつきたあこがれの女学校の夏服だけだった。          |
| 10. 小さな証言者たち<br>(カラー20分)                                 | ・ナチスの虐殺の歴史をポーランドの子どもたちの絵と作文によって再現した記録映画。             |
| 11. あなたはこんな水を飲んでいる<br>(60分)                              | ・下水が飲料水に変身する。塩素や活性炭を加え、かろうじて維持される都市水道の実態と将来を探る。      |
| 12. 悲劇の巨鳥<br>～アホウドリはよみがえるか～<br>(50分)                     | ・絶滅の危機にさらされている巨鳥アホウドリ、雄大な舞とユーモラスな生態を紹介。              |
| 13. 地球汚染<br>第1部 大気に異変が起きている(60分)<br>第2部 海はひそやかに警告する(50分) | ・地球を激変させる大気異変や深刻な海洋汚染問題が多発。人類が考えなければならない未来への緊急考察。    |
| 14. 調査報告<br>チェルノブイリ原発事故 (50分)                            | ・歐州全体を汚染したチェルノブイリ原子力発電所爆発事故。汚染状況を追跡し、核の恐ろしさを見つめる。    |
| 15. 黒い雨<br>～広島・長崎原爆の謎～ (45分)                             | ・40年ぶりに発見された壁にくっきりと残る染みと様々な証言から、黒い雨の成分を化学分析。         |
| 16. 目撃された大津波<br>(50分)                                    | ・昭和58年5月26日。秋田県沖地震によって津波が日本海沿岸の町を襲った。その瞬間を記録した映像を再現。 |
| 17. 土佐・四万十川<br>(50分)                                     | ・アイヌ語で大変美しいという意味の「シマニタ」から名付けられたという四万十。日本最後の清流を追跡。    |
| 18. これが鯨だ<br>(50分)                                       | ・現在、地球で最大の生物「鯨」、話題の生物「鯨」を様々な角度から考える。                 |
| 19. 昭和の誕生<br>(50分)                                       | ・昭和天皇の即位で始まった激動の時代。円タク、モボモガ、金融恐慌等の昭和初期を貴重なフィルムでたどる。  |
| 20. 東京大空襲<br>(50分)                                       | ・あの惨禍を生み出したのは米軍の日本焦土作戦だった。「東京大空襲の爆撃命令書」とその記録フィルム。    |
| 21. 農民兵士の声がきこえる<br>(50分)                                 | ・岩手県の農村の納屋から、戦場の兵士が故郷の恩師に送った7000通の軍事郵便が発見された。        |
| 22. これがヒロシマだ<br>(50分)                                    | ・原爆体験を描いた数百枚の絵を携えて50日間23都市を旅する被爆者。ノーモア広島の声がアメリカへ。    |
| 23. カメラマン・サワダの戦争<br>(50分)                                | ・報道カメラマン沢田教一は最前線で何を求めたのか。5万カットのフィルムから、彼の視点が解き明かされる。  |
| 24. 日本中古品<br>(50分)                                       | ・中古衣料、使い古されたタイヤ、自動車エンジン、自動車がアジアの国でどのように売られているのか。     |
| 25. 焼き鳥までがタイ国産<br>(50分)                                  | ・アジの開き、焼き鳥など日本の伝統食までが、タイから輸入されている。外食産業の影響を追跡。        |

|                                               |                                                                    |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 26. 想定ドキュメント<br>輸入食料ゼロの日<br>(80分)             | ・食料輸入がとだえたら…1年後には3000万人が餓死するという数値が算出されるまでを想定ドキュメント。                |
| 27. 再会<br>～35年目の大陸行～<br>(50分)                 | ・3000人を超える残留孤児がまだ中国に残っている。肉親探しの手がかりを求める紀行。                         |
| 28. 移住20年目の乗船名簿<br>前編(70分) 後編(60分)            | ・昭和43年、あるせんちな丸がブラジルに向かった。その名簿をもとに移住者たちの20年を追うドキュメンタリー。             |
| 29. 旅立とういま<br>～こずえさん20歳の青春～(60分)              | ・サリドマイド禍で両腕を失った少女が、苦難を乗り越えて社会にはばたいていく青春の14年間を継続取材。                 |
| 30. そしてトンキーもしんだ<br>(50分)                      | ・太平洋戦争時代、上野動物園の3頭の象ジョン、トンキー、ワンリーたちとの運命と人ととの交流を描く。                  |
| 31. ドラマ教員室<br>(60分)                           | ・生徒に体罰を与えたことによって表面化する教員室での人間ドラマ。教師の姿とは、学校の在り方とは。                   |
| 32. あかちゃん<br>～0歳児からのメッセージ～<br>(45分)           | ・誕生直後から「学習準備」をしている0歳児。その繊細な心理の発達過程の1年間を、科学的に解明。                    |
| 33. のぞみ5歳<br>～手さぐり子育て日記～<br>(45分)             | ・「幸せです」と微笑み、語る全盲妻の子育て記。優しくも、強い絆に結ばれた3人の歩んできた道とは。                   |
| 34. こどもたちの食卓<br>～なぜひとりで食べるの～(50分)             | ・こどもたちの心と体を蝕む「孤立化現象」。1000枚の絵が物語る、意外な実態。                            |
| 35. エイズの防衛をいま<br>～エイズは予防できる病気です～<br>(カラー150分) | ・1992年3月に開催された財団法人「エイズ予防財団」主催のシンポジウムの記録。※ダビングでの活用を目的とする。           |
| 36. 退子・強制連行の傷跡<br>事前調査 '92.5.30 (白黒30分)       | ・神奈川県朝鮮人強制連行真相調査団による池子、久木、沼間地区の調査の記録フィルム。                          |
| 37. 橋のない川<br>(139分)                           | ・住井すゑ原作の小説を基に映画化。被差別部落民の生活を部落完全解放を求める視点から力強く描いた作品。                 |
| 38. 住井すゑ「九十歳の人間宣言」<br>(カラー90分)                | ・1992.6.19 イン武道館 「橋のない川」第7部出版記念講演会の完全収録。                           |
| 39. 伝える言葉<br>～大阪府立柴島高校～<br>(50分)              | ・非差別部落出身者や在日外国人などさまざまなハンディを負った生徒たちが「自分の境遇を語る」活動を通して、荒れた学校を立て直していく。 |

〔新着フィルム〕

40. 昭和の記録 ~映像でつづる激動の昭和史~

全32巻(各巻・約50分)

- |                                       |                                          |
|---------------------------------------|------------------------------------------|
| 1. 幕あける昭和の時代<br>(大正～昭和3年／1912～28年)    | 17. 消費革命の時代へ<br>(昭和33・34年／1958・59年)      |
| 2. 銀座の柳と軍靴の響き<br>(昭和4～7年／1929～32年)    | 18. 安保闘争と高度成長<br>(昭和35・36年／1960・61年)     |
| 3. 非常時日本<br>(昭和8～12年／1933～37年)        | 19. 先進国への道<br>(昭和37・38年／1962・63年)        |
| 4. 日中全面戦争<br>(昭和13～15年／1938～40年)      | 20. 東京オリンピック<br>(昭和39・40年／1964・65年)      |
| 5. 太平洋戦争勃発<br>(昭和16年／1941年)           | 21. 経済大国をめざして<br>(昭和41・42年／1966・67年)     |
| 6. 肇戦の勝利<br>(昭和17年／1942年)             | 22. 昭和元禄<br>(昭和43・44年／1968・69年)          |
| 7. 連合軍総攻撃<br>(昭和18年／1943年)            | 23. 繁栄と公害のなかで<br>(昭和45・46年／1970・71年)     |
| 8. 敗色日々に濃し<br>(昭和19年／1944年)           | 24. 「列島改造」と石油ショック<br>(昭和47・48年／1972・73年) |
| 9. 戦争終結<br>(昭和20年／1945年・戦中)           | 25. 高度成長の終焉<br>(昭和49・50年／1974・75年)       |
| 10. 焦土の中から<br>(昭和20年／1945年・戦後)        | 26. 混迷の時代へ<br>(昭和51・52年／1976・77年)        |
| 11. 占領と民主化への歩み<br>(昭和21・22年／1946・47年) | 27. 景気低迷と省エネルギー<br>(昭和53・54年／1978・79年)   |
| 12. 再建の道けわし<br>(昭和23・24年／1948・49年)    | 28. 経済摩擦と防衛問題<br>(昭和55・56年／1980・81年)     |
| 13. 講和条約調印<br>(昭和25・26年／1950・51年)     | 29. 東西緊張と黒字国日本<br>(昭和57・58年／1982・83年)    |
| 14. 独立はしたけれど<br>(昭和27・28年／1952・53年)   | 30. 貿易摩擦と情報化社会<br>(昭和59・60年／1984・85年)    |
| 15. 政界再編と神武景気<br>(昭和29・30年／1954・55年)  | 31. 円高・国際化の中の日本<br>(昭和61・62年／1986・87年)   |
| 16. もはや戦後ではない<br>(昭和31・32年／1956・57年)  | 32. 昭和から平成へ<br>(昭和63・64年／1988・89)        |

※No.11～34は「NHK特集名作100選」中の作品ですべてカラー



## 4. 1993年度 神奈川県教育文化研究所・各種名簿

### 〈理事〉

理事長 繁里 昭

| 氏名    | 所属                |
|-------|-------------------|
| 繁里 昭  | 神奈川県教職員組合 執行委員長   |
| 金原 左門 | 中央大学 教授 研究評議会議長   |
| 倉持巳佐男 | 神奈川県教育文化研究所 所長    |
| 松井 堅  | 神奈川県教育公務員弘済会 理事長  |
| 東野 陽子 | 神奈川県議会議員          |
| 関 智義  | 神奈川県教職員組合 執行副委員長  |
| 小中 優隆 | 神奈川県教職員組合 執行副委員長  |
| 川井田憲二 | 神奈川県教職員組合 書記長     |
| 神崎 和夫 | 神奈川県教職員組合 書記次長    |
| 安藤 孝雄 | 神奈川県教職員組合 書記次長    |
| 高橋 慶吾 | 横浜市教職員組合 執行委員長    |
| 内田 信之 | 川崎市教職員組合 執行委員長    |
| 矢納 直彦 | 三浦半島地区教職員組合 執行委員長 |
| 栗原 定晟 | 湘南教職員組合 執行委員長     |
| 中村 讓  | 湘北教職員組合 執行委員長     |
| 加藤 良輔 | 中地区教職員組合 執行委員長    |
| 山崎 幸興 | 西湘地区教職員組合 執行委員長   |

### 〈顧問〉

|       |
|-------|
| 江藤 正一 |
| 露木喜一郎 |
| 三好 新次 |

### 〈研究評議員〉

議長 金原 左門

| 氏名    | 所属                |
|-------|-------------------|
| 金原 左門 | 中央大学教授 政治学        |
| 平出 彦仁 | 横浜国立大学教授 心理学      |
| 田中 正司 | 神奈川大学教授 社会思想史     |
| 滝沢 正樹 | 関東学院大学教授 社会心理学    |
| 富山 和夫 | 関東学院大学教授 経済学      |
| 市川 博  | 横浜国立大学教授 教育学      |
| 宮島 喬  | お茶の水女子大学教授 社会学    |
| 黒沢 惟昭 | 神奈川大学教授 社会教育学     |
| 木谷 要治 | 横浜国立大学教授 教育学      |
| 大槻 黙子 | 国際婦人教育振興会会长       |
| 清水 芳男 | 全川崎労働組合協議会事務局長    |
| 宮島 郁子 | 雑誌「ひと」元編集委員       |
| 菅 龍一  | 児童文学作家 和光大学講師     |
| 林 洋一  | 白百合女子大助教授 心理学     |
| 府川源一郎 | 横浜国立大学助教授 教育学     |
| 高橋 利子 | 横浜国立大学助教授 教育学     |
| 広瀬 隆雄 | 桜美林短期大学専任講師 教育行政学 |
| 赤尾 勝己 | 帝京技術科学大学講師 社会教育学  |
| 関野 安夫 | 前神奈川県議会議員         |
| 石川 滋  | 前神奈川県議会議員         |
| 安部 正  | 神奈川県議会議員          |
| 東野 陽子 | 神奈川県議会議員          |
| 三宅 丈夫 | 神奈川県議会議員          |
| 山村 幸雄 | 神奈川県議会議員          |
| 安斎 義昭 | 神奈川県議会議員          |
| 杉野 道男 | 横浜市教職員組合 教文部長     |
| 新村富喜子 | 川崎市教職員組合 教文部長     |
| 浅井 良雄 | 三浦半島地区教職員組合 教文部長  |
| 藤倉 正道 | 湘南教職員組合 教文部長      |
| 渡辺 多  | 湘北教職員組合 教文部長      |
| 小泉 喜明 | 中地区教職員組合 教文部長     |
| 稻葉 卓司 | 西湘地区教職員組合 教文部長    |

**第一研究部「子どもの生活研究委員会」**

部長 市川 博

| 氏名    | 所 属         |        |
|-------|-------------|--------|
| 平出 彦仁 | 横浜国立大学教授    | 心理学    |
| 田中 正司 | 神奈川大学教授     | 社会思想史  |
| 滝沢 正樹 | 関東学院大学教授    | 社会心理学  |
| 市川 博  | 横浜国立大学教授    | 教育学    |
| 木谷 要治 | 横浜国立大学教授    | 教育学    |
| 宮島 郁子 | 雑誌「ひと」元編集委員 |        |
| 菅 龍一  | 児童文学作家      | 和光大学講師 |
| 林 洋一  | 白百合女子大助教授   | 心理学    |
| 府川源一郎 | 横浜国立大学助教授   | 教育学    |
| 高橋 和子 | 横浜国立大学助教授   | 教育学    |
| 山村 幸雄 | 神奈川県議会議員    |        |
| 安斎 義昭 | 神奈川県議会議員    |        |
| 斎木 孝道 | 横浜市立もえぎ野中学校 |        |
| 浅羽 一江 | 横須賀市立岩戸中学校  |        |
| 安達 誠  | 座間市立東中学校    |        |
| 小崎 尚彦 | 小田原市立下中小学校  |        |
| 倉地 正行 | 横須賀市立鶴久保小学校 |        |
| 加藤 敬  | 横浜市立宮田中学校   |        |
| 福澤 厚  | 川崎市立田島小学校   |        |

**第二研究部 「教育改革研究委員会」**

部長 富山 和夫

| 氏名    | 所 属         |       |
|-------|-------------|-------|
| 富山 和夫 | 関東学院大学教授    | 経済学   |
| 宮島 喬  | お茶の水女子大学教授  | 社会学   |
| 黒沢 惟昭 | 神奈川大学教授     | 社会教育学 |
| 大槻 黙子 | 国際婦人教育振興会会长 |       |
| 清水 芳男 | 川労協事務局長     |       |
| 広瀬 隆雄 | 桜美林短期大学専任講師 | 教育行政学 |
| 赤尾 勝己 | 帝京技術科学大学講師  | 社会教育学 |
| 関野 安夫 | 前神奈川県議会議員   |       |
| 石川 滋  | 前神奈川県議会議員   |       |
| 安部 正  | 神奈川県議会議員    |       |
| 東野 陽子 | 神奈川県議会議員    |       |
| 三宅 丈夫 | 神奈川県議会議員    |       |
| 小中 儀隆 | 神奈川県教組      | 教文部長  |
| 杉野 道男 | 横浜市教組       | 教文部長  |
| 新村富喜子 | 川崎市教組       | 教文部長  |
| 浅井 良雄 | 三浦半島地区教組    | 教文部長  |
| 藤倉 正道 | 湘南教組        | 教文部長  |
| 渡辺 多  | 湘北教組        | 教文部長  |
| 小泉 喜明 | 中地区教組       | 教文部長  |
| 稲葉 卓司 | 西湘地区教組      | 教文部長  |

〈教育相談部〉

部長 平出 彦仁

| 氏名    | 所 属        |        |
|-------|------------|--------|
| 平出 彦仁 | 横浜国立大学     | 心理学    |
| 滝沢 正樹 | 関東学院大学     | 社会心理学  |
| 市川 博  | 横浜国立大学     | 教育学    |
| 菅 龍一  | 児童文学作家     | 和光大学講師 |
| 林 洋一  | 白百合女子大学    | 心理学    |
| 広瀬 隆雄 | 桜美林短期大学    | 教育行政学  |
| 内山 淳  | 専任カウンセラー   |        |
| 永田 實  | 専任カウンセラー   |        |
| 浅見 聰  | 専任カウンセラー   |        |
| 森七五三子 | 専任カウンセラー   |        |
| 今井 謙三 | 伊勢原市立成瀬中学校 |        |
| 長沼 国徳 | 川崎市立戸手小学校  |        |
| 西條 悅子 | 横浜市立松本中学校  |        |

〈顧問〉

|       |                |
|-------|----------------|
| 中川 園子 | 横浜市立大病院小児精神神経科 |
|-------|----------------|

〈事業部〉

部長 金原 左門

| 氏名    | 所 属         |       |
|-------|-------------|-------|
| 金原 左門 | 中央大学        | 政治学   |
| 平出 彦仁 | 横浜国立大学      | 心理学   |
| 市川 博  | 横浜国立大学      | 教育学   |
| 富山 和夫 | 関東学院大学      | 経済学   |
| 関野 安夫 | 前神奈川県議会議員   |       |
| 林 洋一  | 白百合女子大学     | 心理学   |
| 広瀬 隆雄 | 桜美林短期大学     | 教育行政学 |
| 倉持巳佐男 | 神奈川県教育文化研究所 | 所長    |
| 小中 儀隆 | 神奈川県教育文化研究所 | 副所長   |
| 谷口 隆  | 神奈川県教育文化研究所 | 事務局長  |

〈専任所員〉

| 氏名    | 所 属           |
|-------|---------------|
| 立石 憲男 | 横浜市教育文化研究所    |
| 澤 英一郎 | 川崎市教育文化研究所    |
| 板垣 福雄 | 三浦半島地区教育文化研究所 |
| 日原 通晴 | 湘南教育文化研究所     |
| 柴田 正輝 | 湘北教育文化研究所     |
| 菊地 一郎 | 中地区教育文化研究所    |
| 諸星 忠之 | 西湖地区教育文化研究所   |

**事務局スタッフ**

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 所長      | 倉持 己佐男            |
| 副所長     | 小中儀 隆 (神教組副委員長)   |
| 研究評議会議長 | 金原左門 (中央大学教授)     |
| 研究評議員   | 林 洋一 (白百合女子大学教授)  |
| 研究評議員   | 広瀬 隆雄 (桜美林短期大学講師) |
| 事務局長    | 谷口 隆              |

**所報 1994**

**1994年6月1日**

神奈川県教育文化研究所  
TEL.045-241-3531

印刷: (有)神奈川教育企画  
TEL.045-253-3435

## **神奈川県教育文化研究所**

所在地 〒220 横浜市西区藤棚町2-197 神奈川県教育会館内  
TEL 045(241)3531